

**中山間地域における地域マネジメントのための
外部人材の活用に関する研究**

The Utilization of the Outside Supporter
for the Management Process of Community Activities in the Mountainous Areas

2016年2月

野田 満

Mitsuru NODA

中山間地域における地域マネジメントのための 外部人材の活用に関する研究

The Utilization of the Outside Supporter
for the Management Process of Community Activities in the Mountainous Areas

2016年2月

早稲田大学大学院 創造理工学研究科
建築学専攻 景観・地域デザイン研究

野田 満

Mitsuru NODA

論文目次

1章 研究の視座	1
1-1 研究の背景	3
1-1-1 「田園回帰」「向村離都」の高まりと人的支援の台頭	
1-1-2 ネオ内発的発展に向けた地域づくりの必要性	
1-1-3 縮減社会における国土保全の在り方	
1-2 研究の目的	5
1-2-1 地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用（3章・4章）	
1-2-2 財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用（5章）	
1-3 用語の定義	6
1-3-1 中山間地域	
1-3-2 地域づくりと地域マネジメント	
1-3-3 人的支援と外部人材、活用体制	
1-4 研究の視座	9
1-4-1 地域づくりのプロセスと地域マネジメント	
1-4-2 地域マネジメントのための外部人材の活用における前提① ：外部人材の地域への関与の促進	
1-4-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における前提② ：外部人材の転出の許容	
1-4-4 外部人材が担うべき役割	
1-4-5 研究の論点	
1-5 研究の枠組みと論文の構成	17
1-5-1 対象とする人的支援	
1-5-2 各章の事例の位置づけ	
1-5-3 論文の構成	
2章 議論の系譜と研究の意義	27
2-1 本章の目的と構成	29
2-2 国土利用計画における中山間地域の位置づけ	30
2-2-1 第一次全国総合開発計画（一全総）：1960-1970	
2-2-2 新全国総合開発計画（新全総）：1969-1985	
2-2-3 第三次全国総合開発計画（三全総）：1977-1987	
2-2-4 第四次全国総合開発計画（四全総）：1986-2000	

2-2-5	21世紀の国土のランドデザイン（五全総）：2000-2015	
2-3	中山間地域を対象とした政策の系譜	34
2-3-1	過疎問題への対応：過疎法（1970-）	
2-3-2	条件不利問題への対応：山村振興法、特定農山村法	
2-4	中山間地域における地域外の人間による関与の系譜	37
2-4-1	流動する漂泊者による地域の活力の賦活（中世～戦後）	
2-4-2	生活改良普及員、農業改良普及員による近代化・民主化の推進（戦後～高度成長期）	
2-4-3	地域づくりに向けた普及員の役割の転換と人的支援の台頭（高度成長期～現在）	
2-5	小結：今後の中山間地域の地域づくりの方向性と外部人材の位置づけ	41
2-6	関連研究の分類とその動向	43
2-6-1	人間の流動及び人口変動の様態を扱った既往研究（A-1～A-3）	
2-6-2	広域ネットワークの実態及び活用を扱った既往研究（B-1～B-3）	
2-6-3	都市農村交流を扱った既往研究（C-1～C-4）	
2-6-4	移住促進の取り組みを扱った既往研究（D-1～D-2）	
2-6-5	人的支援とその活用を扱った既往研究（E-1～E-3）	
2-7	研究の位置づけと意義	65
2-7-1	議論の系譜と研究の位置づけ	
2-7-2	研究の意義	
3章	地域内組織による外部人材の活用	73
3-1	本章の目的と構成	75
3-1-1	本章の目的	
3-1-2	本章の構成と調査分析の方法	
3-2	研究対象の概要	76
3-2-1	対象地の概要	
3-2-2	高千穂町で導入された人的支援事業の概要	
3-3	外部人材の活用による地域づくり活動の実態	78
3-3-1	導入制度の多様化と受入主体の変遷	
3-3-2	活動の変遷と外部人材の役割	
3-3-3	小結（1）：外部人材の活用による地域づくり活動の実態とその変遷	
3-4	転出した外部人材の地域との関わりとスタンス	81
3-4-1	転出した外部人材の地域との関わりの実態	
3-4-2	地域との関わりを決定付けるスタンス	
3-4-3	スタンスを決定付けた契機	
3-4-4	小結（2）：転出した外部人材の地域との関わりとスタンス	

3-3 外部人材の活用方針及びネットワークの変化	88
3-5-1 2006～2008年	
3-5-2 2009～2011年	
3-6 本章のまとめ	90
3-6-1 本章のまとめ	
3-6-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス	
3-6-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【1】	
4章 地域外コーディネート組織による外部人材の活用	95
4-1 本章の目的と構成	97
4-1-1 本章の目的	
4-1-2 本章の構成と調査分析の方法	
4-2 研究対象の概要	98
4-2-1 「緑のふるさと協力隊」の概要	
4-2-2 緑化センターの業務	
4-3 「協力隊」受入年数からみた自治体の傾向	100
4-3-1 隊員の活動内容と自治体の担い手状況	
4-3-2 活動の実施理由と「協力隊」への評価	
4-3-3 小結：「協力隊」受入年数からみた自治体の傾向	
4-3-4 ケーススタディ対象の抽出	
4-4 緑化センターによるマッチングの実態	104
4-4-1 マッチングの方針と実態	
4-4-2 マッチングに対する担当者の意向	
4-4-3 配属に対する隊員の意向	
4-5 緑化センターによるサポートの実態	108
4-5-1 目的及び主体別にみたサポートの分類	
4-5-2 緑化センターによるサポート	
4-5-3 自治体内の主体によるサポート	
4-6 緑化センターの潜在的な有用性と課題	111
4-6-1 情報のハブ及び自治体と隊員OBとのネットワークの紐帯としての有用性	
4-6-2 現行制度への移行に向けた課題	
4-7 本章のまとめ	113
4-7-1 本章のまとめ	
4-7-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス	
4-7-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【2】	

5章 財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用	117
5-1 本章の目的と構成	119
5-1-1 本章の目的	
5-1-2 本章の構成と調査分析の方法	
5-2 研究対象の概要	120
5-2-1 対象地の概要	
5-2-2 池田町まちづくり自治制度の概要	
5-2-3 「小っちゃな幸せ実現事業」の概要	
5-3 「実現事業」による地域づくり活動の実態	123
5-3-1 採択地域づくり活動の実施状況	
5-3-2 採択地域づくり活動の継続状況	
5-3-3 小結（1）：「実現事業」の成果と課題	
5-4 自治委員会の人員構成とその変遷	127
5-4-1 歴代委員の分類	
5-4-2 町外委員の略歴と着任経緯	
5-4-3 町内委員の着任経緯	
5-4-4 自治委員会の人員構成	
5-5 人員構成の変化に伴う自治委員会の方針の変遷	131
5-5-1 意思決定に関する方針の変化	
5-5-2 「実現事業」の採択に関する方針の変化	
5-5-3 寄付金の使途と活用に関する方針の変化	
5-5-4 小結（2）：自治委員会の人員構成と方針の変遷	
5-6 本章のまとめ	134
5-6-1 本章のまとめ	
5-6-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス	
5-6-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【3】	
6章 地域マネジメントのための外部人材の活用	137
6-1 本章の目的と論点の整理	139
6-1-1 本章の目的	
6-1-2 論点の整理	
6-2 結論	140
6-2-1 地域内組織による外部人材の活用	
6-2-2 地域外コーディネート組織による外部人材の活用	

6-2-3	財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用	
6-3	地域マネジメントのための外部人材の活用	142
6-3-1	一貫性ある地域づくり活動の推進（論点1）	
6-3-2	転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）	
6-3-3	コーディネート組織による活用体制の成熟化（論点3）	
6-3-4	地域の自治能力の向上（論点4）	
6-4	外部人材の活用の円滑化に向けた提言	
6-4-1	人的支援の制度設計	145
6-4-2	地域外の人間による寄付のしくみの整備と活用	
6-4-3	地域づくりの知識・経験を共有する為の広域プラットフォームの創設	
7章	研究の総括	149
7-1	各章の要約	151
7-2	今後の課題	155
7-2-1	より長期的な視座に基づく事例分析の蓄積	
7-2-2	マクロな視点での人間流動の動態把握との関連付け	
7-3	おわりに	156
	参考文献リスト / 図表リスト / 研究業績	159

1 章
研究の視座

1章 研究の視座

1-1 研究の背景

1-1-1 「田園回帰」「向村離都」の高まりと人的支援の台頭

バブル経済の崩壊以降の経済変動は、右肩上がりの成長を前提とした社会システムの機能矛盾を引き起こすと共に、それに紐付いた都市生活者の価値観やライフスタイルの在り方に一石を投じる転機となり、とりわけ若年層の現代社会に対する問題意識の引き金となった^{注1-1)}。彼らの一部はモラトリアムの獲得のみに留まることなく、各々の主観や経験に基づいた自己実現の舞台を農山村に求めていく^{注1-2)}。1990年代半ばから高まりを見せるこの潮流は、今日では「田園回帰」や「向村離都」等と呼称され^{注1-3) 注1-4)}、社会的関心を集めている。

他方で中山間地域における地域づくりは転換期を迎えつつある。地域住民の主体的な関与、及び地域の固有価値の発見・再評価を通じた、新たな手法や仕組みに基づく内発的な取り組みを実直に重ねていくこと^{注1-5)}がこれまで以上に求められるようになり、それを支える為の国の支援も、ハードの支援からソフトの支援へ、カネによる支援からヒトによる支援へと舵が切られつつある^{注1-6)}。

こうした今日の状況にあって、地域外の人間を外部人材として登用する人的支援による地域づくりが着目されつつある。例えば総務省によるまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策方針においても、同省による人的支援「地域おこし協力隊」の拡充（2016年に3,000人、2020年に4,000人を目標）が謳われており、外部人材の活用が中山間地域における地域づくりの主たる手法として位置づけられていることが窺える。しかしながら、元来は「地域外の人間」であり「一定の任期を有する」という特徴を持つ外部人材を、地域の裁量で効果的に活用していくことは容易ではなく、多くの地域で試行錯誤している状況にある^{注1-7)}。

1-1-2 ネオ内発的發展に向けた地域づくりの必要性

1960年代以降に急速に進められた規模拡大と集約化の理念に基づく一連の開発が、結果として地域に少なからざる悪影響を及ぼしたことは論を待たない。こうした「外発的發展」に対するアンチテーゼとして「内発的發展」を鶴見が論じたのは1970年中葉のことである^{注1-8)}。

しかしながら近年、現実味の無い理想論であるという見方や、外発的な力の排除に対する批判といった観点から、「内発的發展」の限界を主張する声も散見されるようになっている。後藤（2007）は「現在は、その二項対立では問題は解けなくなっている。今後は、両者のハイブリッドに位置づけられる「共発」がまちづくりの発展モデルを考える際のヒントになるのではないかとと思われる。」^{注1-9)}とした上で、内発的な力のみならず、地域に必ず存在する外発的な力との相互作用に焦点を当て、他都市や他地域との協調・連携の下に地域の自律を図る「共発的まちづくり」の概念を提唱している^{注1-10)}。

他方で国外に目を転じると、英国では農村地域政策に関する議論の高まりに伴い、内発的発展の新たな段階として「ネオ内発的発展」が提唱され、議論の蓄積がなされてきた^{注1-11)}。N. ウォードら(2012)が「いかなる地域も外来的な力と内発的な力は併存しており、地元と外部の相互作用は地域レベルでは必然だからである。そこで重要となるのが、こうした広範なプロセス、資源、行動を自分たちで操縦することができるように、どのようにして地域自ら能力を高めていくかにある。これがネオ内発的発展という考え方である。」^{注1-12)}(下線著者)と述べているように、「ネオ内発的発展」においては、外発力の的確な認識・活用と併せ、とりわけ地域の能力の向上を図ることが強調されている。

こうした議論の系譜に鑑みると、今日の地域づくりにあつては、共発的な取り組みを起点としながらも、その段階的な継続を通し、地域の経験蓄積を図りながら自治能力を高めていくことが重要であると考えられる。今後人間に限らず、モノや情報の流動が更に活発化していく中、ネオ内発的発展の素地を整えていくことが、地域の健全な維持存続を実現する上で求められている。

1-1-3 縮減社会における国土保全の在り方

先に述べた経済成長の終焉、及び2000年代半ばに始まった人口減少を契機に、わが国は縮減社会に差し掛かったといわれている^{注1-13)}。

これに伴い、徐々に立ち行かなくなる経済・社会システムを変革し、成熟した社会を形成していく為のソフトランディングが求められるようになり^{注1-14)}、その方向性は基本的に「選択と集中」を推進する向きにある^{注1-15)}。加えて「限界集落」や「地方消滅」といったセンセーショナルなキーワードが国民的関心を集め、政策エネルギーの効率的投入をリードすると共に、中山間地域の現場に諦観をもたらし、脆弱化を促進している実情がある^{注1-16)}。

一方で、東日本大震災の発生から復興への流れの中で、国土レベルにおけるリダンダンシー(冗長性)の確保が課題として浮かび上がっている。リダンダンシーの本質は多義的なものであり、社会資本の整備によってだけでなく、多様な国土の持続に向けた、広域的な社会関係資本の構築も併せて実現されなければならない^{注1-17)}。

縮減社会における課題の根底を成すのは人的資源の減少であり、今後の国土保全を考える上で避けられない前提となる。言い換えると「より少数の人的資源によって」「より多くの地域を」持続させていく為の方法論が求められているといえる。これまでの地域づくりの主目的に据えられてきた「定住人口の獲得」というスタンスのみでは、縮減社会においては、次第に縮小する人的資源のパイを奪い合う構図を生み、複数地域が互いに疲弊していく恐れがある^{注1-18)}。

今後の国土保全に際して一定程度の「選択と集中」が止むを得ないとされている現状に対し、人的資源の減少とリダンダンシーの確保の両面に対応し得る、地域づくりのマネジメント手法が求められているのではないだろうか。

1-2 研究の目的

以上を踏まえ、本論文は人的資源が不足しつつある中山間地域を対象とした、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を明らかにすることを目的とする。

なお本論文では、冒頭で述べた縮減社会への対応という観点から「地域マネジメントのための外部人材の活用」にあたって2つの前提を設定している。これらは**1-4**にて具陳しているが、研究の細目を述べるにあたり本節で簡潔に整理しておく。

1点目は外部人材の地域への関与の促進である。今日、中山間地域の地域づくりに求められる地域外の人間による関与の形態が交流から協働へとシフトしつつあるが、本論文ではその先を見据え、外部人材を「交流・協働」の担い手としてのみならず、「自治」の一端を担う存在としても位置づけていくべきであるとの認識に立っている。従って「地域マネジメントのための外部人材の活用」では、地域づくりの継続に伴い、外部人材による地域への関与を深化・促進させていくことを想定している。

2点目は外部人材の転出の許容である。当然ながら定住人口の獲得は中山間地域が持続する為には重要であるが、前述の通り、本論文では定住人口の獲得のみを目標とした地域づくりの姿勢は、国土スケールで人的資源の減少が進む今日においては一定のリスクを孕むものであるとの認識に立っている。従って「地域マネジメントのための外部人材の活用」では、当該地域及び転出先となる複数地域間の人的資源のシェアを見据え、外部人材の転出を許容することを想定している。

本論文では以上を踏まえ、外部人材の活用による地域づくりの事例分析を行い、各章で以下の点を明らかにする。

1-2-1 地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用（3章・4章）

地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用事例の概括を通し、3章では「地域内組織による外部人材の活用」として、一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化の2点からみた、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を明らかにする。また4章では「地域外コーディネート組織による外部人材の活用」として、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化、コーディネート組織による活用体制の成熟化の2点からみた、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を明らかにする。

1-2-2 財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用（5章）

財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用事例の概括を通し、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化、地域の自治能力の向上の2点からみた、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を明らかにする。

1-3 用語の定義

1-3-1 中山間地域

「中山間地域」という語は、「平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域」として、農業行政における用語として使われ始めたものである^{注1-19)}が、国の地域振興政策における条件不利地域としての指定や、自治体の条例等における指定のように、現在におけるその定義は多様かつ曖昧なものとなっている^{注1-20)}。

藤山（2009）は、「中山間地域の定義の多様さは、時として対象範囲の拡散を招き、地域現場において実効ある中山間地域対策の展開を妨げる要因にもなってきた。…（中略）…中山間地域の定義や地域指定を再設定することも必要となろう。」^{注1-21)}としつつも、そうした新たな地域指定に基づく集計や分析は現状では非現実的であるとし、「農業統計区分としての中山間地域」、「国の地域振興政策における条件不利地域としての中山間地域」、「県の地域政策の重点地域」に共通する、「都市と比較し、居住の分散性と社会経済的な条件不利性を有する山がちな地域」^{注1-22)}として、中山間地域を定義付けている。本論文では、以上の藤山の定義に基づき「中山間地域」という語を用いることとする。

なお「地域」とは、「区画された土地の区域」「一定の範囲の土地」とされており^{注1-23)}、一定の空間的範囲を示す語として用いられているものの、そのスケールについては明確な規定がなされている訳ではない。本論文では、後述する研究対象の人的支援「地域づくりインターン」及び「緑のふるさと協力隊」、ならびに人的支援に関わる現行制度における外部人材の活動の多くが、合併前の旧市町村を単位としている^{注1-24)}ことに考慮し、「地域」を概ね旧市町村の範囲として定義し、研究を進めることとする。

1-3-2 地域づくりと地域マネジメント

1) 地域づくり活動と地域づくり体制

宮口（2007）によると、「地域づくり」という語が多用されるようになったのは20世紀の終わり頃とされており、地域の身の丈に合った価値を追い求める姿勢であると評している^{注1-25)}。また小田切（2014）は、リゾート開発に代表される「地域活性化」を旗幟とした一連の取り組みに対する反省の中で、「地域づくり」が論じられるようになったとしている^{注1-26)}。**1-1**において既に触れているが、いずれの見解も、「地域づくり」が1990年代初頭に生まれた概念である点、従前の開発志向の手法に対するアンチテーゼを内包しているとする点で概ね一致しており、1950年代における社協の設立や町村合併促進法の制定、及び新生活運動、住民運動といった新社会の創出への期待を契機として生まれた「まちづくり」^{注1-27)}、沖縄県読谷村の「島おこし運動」や大分県下市町村の「一村一品運動」に代表される、1970年代末葉の農山村における産業開発に端を発する「むらおこし」^{注1-28)}と比べても、比較的新しい概念であることが窺える。

本論文では、宮口、小田切の著述に基づき「地域づくり」という語を用いると共に、「地域住民の主体的な関与を前提とした、当該地域の持続的運営及び振興に関わる行為」を「地域づくり活動」として、またそれに係る財源、意思決定機関を併せた「地域づくり活動」を進める為の仕組みを「地域づくり体制」として定義する（図 1-1）。

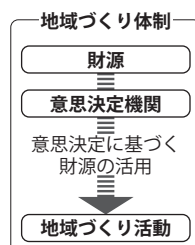


図 1-1 地域づくり活動と地域づくり体制

2) 地域マネジメント

経済発展・人口増加が終焉を迎えた近年、まちづくり・地域づくりの分野において、制度設計をはじめ成長を前提とした「計画」概念に対する問題意識から、「計画」に対するオルタナティブな概念として「マネジメント」という言葉が用いられるようになり、それに伴い、政策的な誘導によってではなく地域社会に根差した姿勢・方法によって地域を少しずつ動かしていくという含意に基づき、「都市計画」に対置させるかたちで「地域マネジメント」が論じられるようになった^{注1-29)}。佐藤（2010）は、これまでの各地で一定の成果を挙げてきた各地のまちづくり・地域づくり活動の次なる段階として、テーマ別に展開されてきた活動の連携による「地域運営のまちづくり」を次世代のまちづくりの目標として挙げた上で^{注1-30)}、「地域マネジメント」を「個々の自律的なまちづくり主体が活発に活動する状況で、これらの関係性を整理し連携を組み立て、個性ある地域の資源を顕在化し、その相互作用や全体の動きから成果を上げ、さらに、その成果を個々の活動主体にフィードバックさせることを意味している。」^{注1-31)}と規定している。

佐藤の主張に倣うと、「地域マネジメント」とは、一般的なマネジメントが意味する物的・人的・知的資源の管理・活用^{注1-32)}のみならず、それらの組み合わせとして立ち現れるまちづくり・地域づくり活動、及びその体制を一定の方向性の下に統合していく行為として、また地域が歩むべき筋道やその為の方途を予め「計画」するのではなく、地域づくりの成果や体制を常に見直し続けながら、地域の持続的運営を動的に図っていく行為として解釈することができるだろう。

以上を踏まえ、本論文では「地域づくり体制を一定の方向性に導く為の行為」として「地域マネジメント」という語を用いることとする。

1-3-3 人的支援と外部人材、活用体制

1-1 で既に述べたが、本論文では「地域外の人間を、外部人材として登用する事業」を「人的支援」として定義すると共に、「地域づくり活動への参画を前提とし、一定期間当該地域に滞在、または居住する地域外の人間」を「外部人材」として定義する（図 1-2）。また「地域づくり活動を進めるにあたっての外部人材の役割や動員を決定する為の仕組み」を外部人材の「活用体制」として定義する。

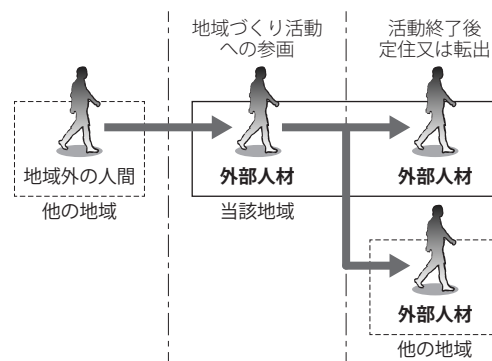


図 1-2 外部人材

1-4 研究の視座

1-4-1 地域づくりのプロセスと地域マネジメント

本論文では、地域マネジメントを後述する2つの前提（1-4-2、1-4-3）に基づいたものとして想定している。その上で地域づくりのプロセスを把握し、4つの論点（1-4-5）に沿って整理することで外部人材の活用の具体的手法を導くこととしている。

2つの前提は文字通り、言わば地域マネジメントを導く上での出発点であるが、対して4つの論点は地域マネジメントにおける里程標であり、突発的に発生・実現し得るものではなく、あくまで地域づくりのプロセスの中で生まれ、実を結んでいくものであることは言うまでもない。従って、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を明らかにする為には、その時々地域内・地域外の状況に対し、各主体が動的に応じていく為の知見を、地域づくりのプロセスを詳細に読み取りながら蓄積していく手続が必要となるだろう。多主体協働によるまちづくりのプロセスデザインについて論じた真野（2005）は、一定の期間を想定した時間軸の中で成果や課題を整理・集約していく行為の総体を「プロセス運営」とし、「これまでの多くの協働まちづくりのプロセスを振り返ってみると、転機となるポイントや役立った資源・ツール、支援などが後から見えてくる場合が多い。後付けで意味や流れを抽出することが「協働まちづくりをデザインする」ことではないが、このような視点で区切りごとに整理を行って運営に還元することは必要である。」と述べている^{注1-33}。またその上で、プロセス運営を進める上での要点に「(i) 一連の活動を適度なまとまりで区切り、その中で遡ってポイントや成果を分析し、共有できるかたちにストックすること」「(ii) このような作業コストを意識し、適切な人材配置を行うこと」の2点を挙げている^{注1-34}。

本論文における「地域マネジメントのための外部人材の活用」を導く過程は、地域づくりのプロセスの把握から、中長期にわたる地域づくり体制の適切な方向付けの為の方策を導こうとしている点、また多主体の関与を前提とした人材配置を想定している点において、真野の唱えるプロセス運営と同様の視点を有するものであるが、その上で今日の中山間地域の置かれた状況に依拠した前提の下、「多主体」の枠組みを地域外へと拡大させた試みであるといえる。

1-4-2 地域マネジメントのための外部人材の活用における前提①：外部人材の地域への関与の促進

1) 地域外の人間による地域への関与の度合い

これまでに述べてきたように、本論文では外部人材を地域づくりの主たる担い手として位置づけている。では具体的に外部人材に対しどのような役割が想定され得るのか、S.R. アーンスタインの「参加の梯子」を下敷きに読み解いてみたい。

図1-3は「参加の梯子」における官・民の関係性を、地域内・地域外の人間の関係性に置き換え、地域外の人間による関与の度合いを住民参加になぞらえて整理したものである。この図に従って中山

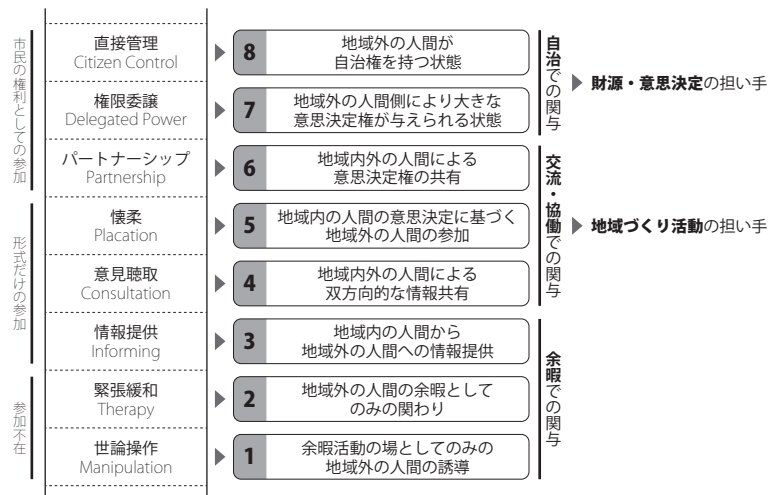


図 1-3 「参加の梯子」に基づく地域外の間人による関与の度合いの整理

間地域の住民と地域外の間人との関わりを分類すると、まず、世論操作（1：Manipulation）や緊張緩和（2：Therapy）の「参加不在」の領域や、一方通行的な情報提供（3：Informing）といった関係性は、かつての自然休養村整備事業やリゾート法等の理念にみる、余暇活動の場としての地域外の間人の関与であるといえる。都市部生活者の消費材として位置づけられた中山間地域においては地域づくりという概念は存在せず、地域外の間人の関与を基本的に前提としないままに地域の「活性化」が進められていた^{注1-35)}。

次に、近年展開されている都市農村交流や、その先の段階としての協働は、意見聴取（4：Consultation）から懐柔（5：Placation）、パートナーシップ（6：Partnership）の流れの中に位置づけることができるだろう。しかしながら意見聴取や懐柔については、例えば都市住民や学生との意見交換や、地域住民の企画や運営によって行われる体験事業等、地域内外の関係性からみた意義が少なからず見出すことができる場合であっても、地域づくりの道筋に沿って的確にそれらを推進していくことは容易ではなく、住民参加論の俎上に載せた場合と同様に「形式だけの参加」としてカテゴライズされてしまう恐れがあることも忘れてはならない^{注1-36)}。また交流・協働とは少し意味合いが異なるが、戦後間もなく設置された生活改良普及員や農業改良普及員による地域への関与も、情報共有や参加といった点でこの範囲に含まれるだろう。両普及員の取り組みについては2章で詳述するが、中山間地域を含む農山漁村の近代化に少なからざる貢献を果たしたものの、いずれも生活や一次産業の量的・質的向上を図ることを目的とした住民の指導ならびに育成を中心としたものである為、同カテゴリーの位置づけを越えているとは言い難い。

2) 外部人材の地域への関与の促進

このようにしてみると、中山間地域の地域づくりの歴史は、地域外の間人が、余暇活動の場から交流の場、そして協働の場として中山間地域を捉え直しながら、「参加の梯子」を登っていくプロセス

として描くことができる。これを本論文における、地域づくりに際する外部人材の役割として捉えると、余暇での関与を除いた「交流・協働での関与」は地域づくり体制における地域づくり活動の担い手、「自治での関与」は地域づくり体制における財源・意思決定の担い手としての役割が考えられる。今日、人的資源がますます枯渇していく中山間地域を持続させていく為には、外部人材が地域との関わりを更に強めながら地域の「自治」に参画していくことが必要であり、「参加の梯子」の高みへ向けて、交流・協働での関与を越えていくことが求められるだろう。

以上に基づき、本論文で論じる「地域マネジメントのための外部人材の活用」においては、外部人材の地域への関与を促進していくことで、外部人材の役割を「交流・協働」としての地域づくり活動の担い手としてのみならず、「自治」の一端としての財源・意思決定の担い手にまで拡張させていくべきであるとの認識に立つ。

1-4-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における前提②：外部人材の転出の許容

1) 担い手の空間的密度と時間的密度

人間や人口の尺度的性質から都市の在り方を論じた戸沼（1978）は、著書「人間尺度論」において以下のように述べている。「一定の空間に人がふえ、ある限度を越すとそのスペースは人でいっぱいとなりいわゆる過密となる。その先そのスペースの容量を増すためには時間差を利用する以外にはなくなってしまう。…（中略）…これを増せば延人数を回転分だけ何倍にも増すことができるわけである。」^{注1-37}

ここで述べられている「時間差を利用する」行為とは、空間的過密、つまり空間に対して人間が多く、人間が空間を求める状況下において、全ての人間に空間を行き渡らせる為の方法である。「頻度とはいわば時間に対する密度である」^{注1-38}とする彼の指摘に倣うと、この例は人間の空間的密度（の増大）から生じる問題を、時間的密度のコントロールによって解決する行為であり、言い換えれば、人間の入れ替わりによって空間の利用頻度を高めるという、空間的密度（過密）に対応するアプローチであると規定することができる（図1-4：①）。

本論文で対象とする、人的資源の不足する中山間地域は、空間的過疎、つまり人間（地域づくりの担い手）に対して空間（地域）が多い、いわば空間が人間を求める状況下であることから、この例も人間の空間的密度（の減少）から生じる問題であると見做すことができる。これに対し、前述のロジックに従って時間的密度のコントロールによる対応を仮定すると、空間による人間の利用頻度を増大させる、つまり空間の入れ替わりによって人間の利用頻度を高めるという方法が導き出される。しかしながら空間（地域）は不動である為、空間の入れ替わりは人間の相対的な入れ替わりとして描かれる。従って見かけ上はこの例も、前述の例と同様に人間（地域づくりの担い手）の入れ替わりによって、空間的密度（過疎）に対応するアプローチであると規定できる。以上のように、地域づくりの担い手が入れ替わっていくことは、担い手の空間的密度の減少を、時間的密度の増大によって、複数地域にわたりカバーする方法論として解釈することができる（図1-4：②）。

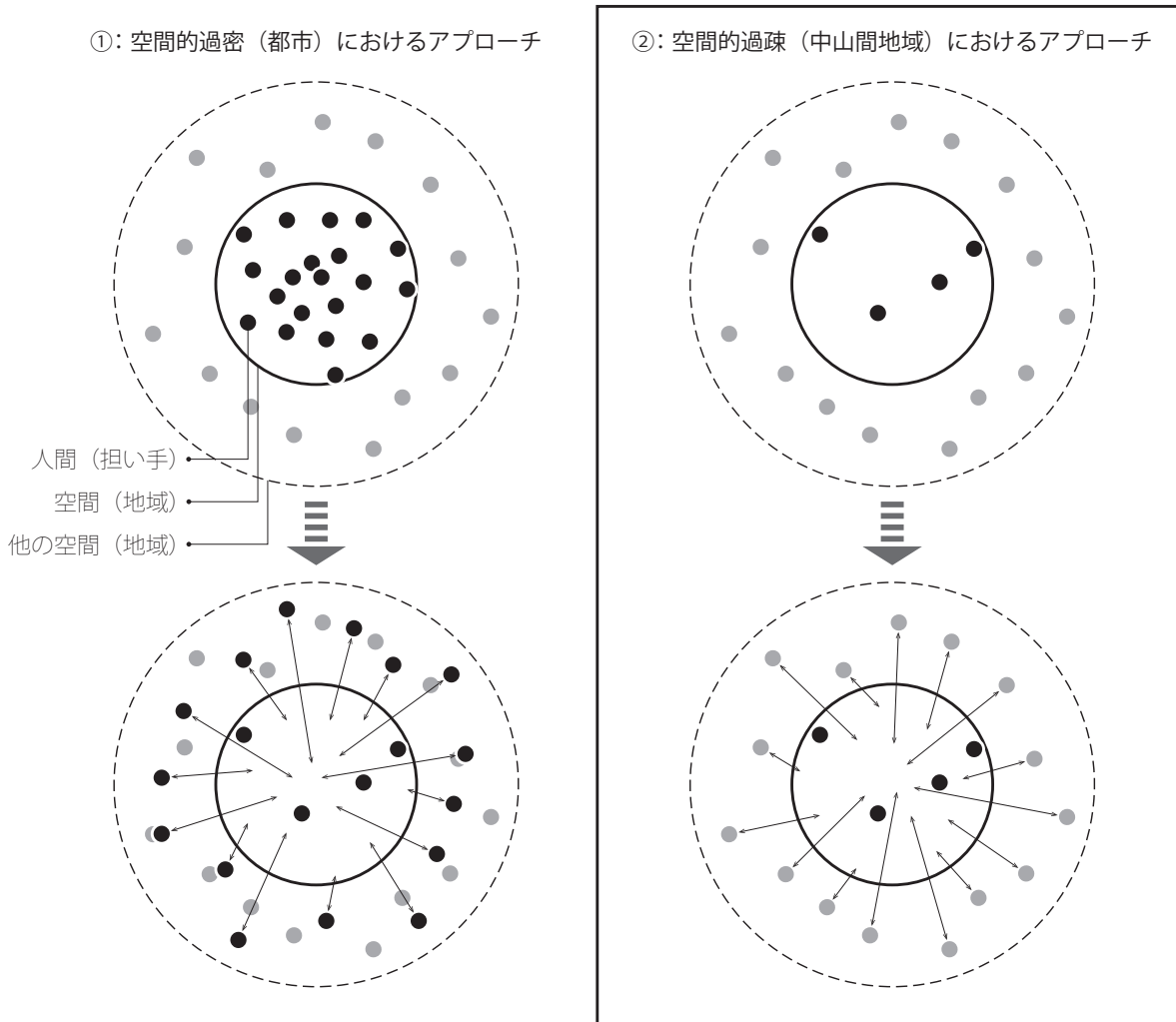


図 1-4 時間的密度のコントロールによる空間的密度への対応

冒頭の戸沼による著述は、「空間の中にある時間を使い切ってしまうのは具体的に危険なことで、二十四時間都市などはある頽廢の現象である。」^{註1-39)}と続けているように、その実質的な論旨は巨大化した都市に対する批判的見解であるが、縮減社会を迎え、ますます人的資源が減少に向かう今日の中山間地域は、いわば消費されるべき「空間の中にある時間」が消費されないまま残存している状態であり、多様性ある国土を保っていく上で、担い手の入れ替わりを伴う地域づくりを進めていく上記のアプローチは、積極的に押し進められていくべきであると考える。

2) 外部人材の転出の許容

中山間地域の課題解決に関するこれまでの政策は (1) 不利条件の改善、そして (2) 定住人口の獲得の 2つを主たる目的とした^{註1-40)}ものであり、とりわけ (2) に関していえば、人間の転入を図ると

共に転出を留める方法論であった。こうした方針によって進められてきた政策やそれに基づいた取り組みの下では、例えば移住制度において賃貸住宅が一時的な仮住まいと見做され、財的補助の対象とならない例や、一定年数の居住見込みのない場合は補助金や奨励金の交付金が受けられない例^{注1-41)}等、人間の転出はいわば「例外」として、その負の側面のみに関心が払われ、ネガティブな論調を以て語られてきた。人的支援における事業評価も同様の傾向が強い^{注1-42)}。

しかし、国土スケールで人口減少が進む今後のわが国において、全ての地域が定住人口の獲得を第一義とした、増大余地の無い人的資源のゼロサムゲームに身を投じ続けることのみが、少しでも多くの地域を持続させることに、果たして繋がるのだろうか。本論文で論じる「地域マネジメントのための外部人材の活用」においては、人的資源の不足する中山間地域を持続させていく上で、担い手の入れ替わりによる地域づくりを積極的に進めていくべきであるという前述の仮説に基づき、外部人材の当該地域外への転出を一定程度許容すべきであるという認識に立つ。

1-4-4 外部人材が担うべき役割

1-4-2、1-4-3 で述べてきた2つの前提を整理したものが図1-5である。1点目の前提である「外部人材の地域への関与の促進」は、地域スケールにおける人的資源の減少に対応する為の、外部人材の役割を捉えることであり、2点目の前提である「外部人材の転出の許容」は、国土スケールにおける人的資源の減少に対応する為の、関与する外部人材の居住地を捉えることであるとして、それぞれ置き換えることができる。

人的資源の不足する中山間地域において、地域外の人間が外部人材として当該地域に登用され、交流・協働への関与を通じて定住に至ること（図1-5：a→b）、また任期を終えて転出した外部人材

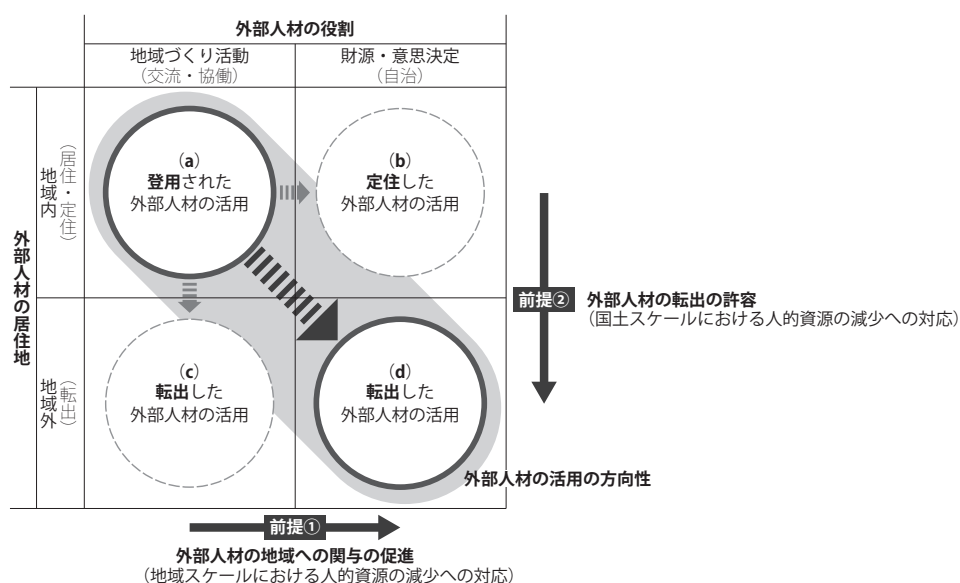


図1-5 2つの前提に基づく外部人材の活用の方向性

が、継続的に当該地域との交流・協働に関与すること（同：a→c）は勿論重要であるが、**1-1**で述べたような「より少数の人的資源によって」「より多くの地域を」持続させていく地域づくりを実現する為には、冒頭で述べた2つの前提を両立させることが重要であり、外部人材との交流・協働による地域づくりを進めながらも、外部人材の転出を許容した上で、彼らの当該地域への関与を促進し、地域づくり活動の担い手から財源・意思決定の担い手へと位置づけていくマネジメントの方法論（同：a→d）を、地域が備えていかなければならないと考える。

以上の整理に基づき、本論文では地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用（同：a）、及び財源・意思決定の担い手としての転出した外部人材の活用（同：d）を事例として取り上げることとする。

1-4-5 研究の論点

以上の2つの前提を踏まえ、本論文で述べる地域マネジメントのための外部人材の活用の要点を明確にする為に、各章の事例分析において着目する論点を示す。

1) 論点1：一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進

1点目は外部人材の入れ替わりを見据えた、一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進である。

前述の通り、本論文における地域づくりの主要な担い手は、地域への転入後、一定の期間を経て転出する可能性を有する外部人材である。従って地域づくり活動の継続にあたっては、**1-4-3**で述べたように、外部人材の入れ替わりを促しながら、地域づくり活動の担い手を一定人数に保ち続けることを想定している。

一方でこのような、地域づくりの担い手が短期的かつ恒常的に入れ替わっていく状況は、受け入れる地域側の負担を生み、地域づくりの方向性や地域の将来像の継承を妨げる危険性を孕んでいる。その為、ノウハウや情報を地域に蓄積していくと共に、その時々成果や課題を反映したマネジメントによって、地域づくり活動の方針やその際の外部人材の活用体制に反映させ、一定の方向性に基づいた地域づくり活動プロセスを進めていくことが重要となる。

3) 論点2：転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化

2点目は地域づくりの継続に伴って生じる、転出した外部人材を伴う地域内外にわたる社会関係資本の広域化である。

人的支援の本質的意義を、外部人材の定住では無く、当該地域と外部人材との間に距離をも越え得る社会関係が構築され、またそれが持続していくことに見出すならば^{註1-43)}、外部人材の転出の許容とは、地域内外にわたる広域的な社会関係資本を構築していくことに他ならない。またそれは同時に、

当該地域と転出先となる地域との間での人的資源のシェアを必然的に生むこととなり、人的資源のリスク分散という観点から、国土のリダンダンシーを担保する可能性^{注1-44)}をも意味しているといえる。その為には、地域は転出した外部人材の当該地域に対する潜在的意向を理解した上で、ネットワークの構築及び維持に務めることが重要となる。

本論文で述べる「地域マネジメントのための外部人材の活用」は、こうした「社会空間の拡大に向けた地域づくり」を進める為の手法として、人間の転入のみならず転出までをストラテジックに認識した上で、限りある人的資源を活かしていく為の方法論として位置づけられる。

2) 論点3：コーディネート組織による活用体制の成熟化

3点目は地域外コーディネート組織（以下、コーディネート組織）のマッチングとサポートによる活用体制の成熟化である。

冒頭で触れた通り、地域づくりを中長期的に進めていく上で、その時々に応じて外部人材を的確に登用し、また効果的に活用していくことは容易ではない。地域運営の補填目的に留まることなく、地域振興に向けて多様な取り組みへ繋げること、またその過程で発生するニーズに応えうる外部人材を、自らの裁量によつて的確に登用していくことが求められる。

そうした場合、例えば世古（2009）が、異なる複数の主体が互いを理解し合いながら共通の目的を達成していく「協働」の取り組みにおいて、互いの「静的な」ネットワークを活性化させ、「動的な」ネットワーキングを築くことの重要性を挙げた上で、そのハブとなる主体の重要性を挙げている^{注1-45)}ように、地域内の主体と外部人材との間を取り持つ主体の存在が、外部人材を効果的に活用していく為には不可欠であるといえる。

本論文ではその可能性をコーディネート組織に求めようとしている。コーディネート組織が、その時々地域の状況に応じ、外部人材の獲得にあたっての「マッチング」、及び地域づくり活動を進めていくにあたっての活用体制への「サポート」を行っていくことで、より円滑に外部人材の活用を進めるものができると思う。

4) 論点4：地域の自治能力の向上

4点目は以上の実現による到達点としての、地域の自治能力の向上である。

今日の地域づくりにおいて、共発的な取り組みを足掛かりとした、段階的な地域の自治能力の向上が求められていることは1-1-2で既に述べた通りである。従つて「外部人材の活用」とは、地域づくりの担い手としての活用に主眼を置きつつも、地域づくりの継続の中で地域住民の自覚と責任を培い、更には地域内の新たな担い手を育てていく為の呼び水としての活用をも見据えたものでなければならないと考える。

本論文では、そうした地域の自治能力の高まりを「地域づくり体制の内発化」に見出すこととしたい。

自治能力とは文字通り「自らで治める」能力であり、地域づくりの内発化は、入れ替わっていく外部人材を含めた、地域内外の人間によって構成される地域づくり体制が、地域住民の主体性を基軸とした、地域内の体制として変移していく過程として描くことができるだろう^{注1-46)}。また既に定義したように、地域づくり活動、及びそれを支える財源、意思決定機関からなる地域づくり体制が内発的性格を帯びていくことは、農山漁村の地域自立への接近に向けた「あるべき姿」^{注1-47)}として小田切(2006)が説いた、「小さな自治」^{注1-48)}の確立としても捉えることができる。

平成の大合併以降、2004年の地方自治法改正に伴い、地域自治組織の重要性に対する認識はますます高まっている。「地域マネジメントのための外部人材の活用」では、担い手の不足する中山間地域が、こうした自治能力を備えることを到達点として位置づける。

1-5 研究の枠組みと論文の構成

1-5-1 対象とする人的支援

本論文では、外部人材の活用による地域づくりの事例として、人的支援「地域づくりインターン」及び「緑のふるさと協力隊」の導入による取り組み（3・4章）、及びその延長上にある取り組み（5章）をそれぞれ研究対象としている。

人的支援に関わる現行制度については2章に譲るが、「地域づくりインターン」及び「緑のふるさと協力隊」は、国による現行制度の代表格である「地域おこし協力隊」等と比して数的規模こそ劣るものの、人的支援としての来歴は長く、中山間地域の地域づくりが人的支援の台頭に伴い「交流」から「協働」へとその軸足を移しつつある現状において、その端緒にあたる事業として位置づけられており^{注1-49)}、複数年にわたる地域づくりのプロセスを扱う本論文の研究対象として適切であると考えた。

1-5-2 各章の事例の位置づけ

3～5章で扱う事例の概要、及びその位置づけを以下に示す（表1-1）。

3章では人的支援を初めて導入する地域を想定する。その上で、一貫性ある地域づくり活動の推進（論点1）、及び転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）に着目し、研究を進める。

本章で扱う宮崎県西臼杵郡高千穂町は、「地域づくりインターン」の継続的な受入を通じ、転出した外部人材の助力を受けながら実直な地域づくりを進めてきた地域である。同町の取り組みは、人的支援導入の初年度から複数年にわたる地域づくりの典型的な事例として位置づけられる。

4章では人的支援を初めて導入する地域、及び人的支援を導入して複数年を経過した地域の両方を

表 1-1 各章の事例の位置づけと枠組み

	地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用		5章
	3章 地域内組織による 外部人材の活用	4章 地域外コーディネート組織による 外部人材の活用	財源・意思決定機関の担い手としての 外部人材の活用
想定する地域の状況	人的支援導入1年目の地域を想定 〔宮崎県西臼杵郡高千穂町〕	人的支援導入1年目～複数年の地域を想定 〔緑のふるさと協力隊 導入6地域〕	人的支援導入複数年の (転出した外部人材を一定数有する) 地域を想定 〔福井県今立郡池田町〕
扱う論点	【論点1】 一貫性ある地域づくり 活動プロセスの推進	3-3 外部人材との協働による地域づくり活動の 実態 3-5 外部人材の活用方針及びネットワークの 変化	
	【論点2】 転出した外部人材を伴う 社会関係資本の広域化	3-4 転出した外部人材の地域との関わりと スタンス 3-5 外部人材の活用方針及びネットワークの 変化	4-6 緑化センターの潜在的な有用性と課題
	【論点3】 コーディネート組織による 活用体制の成熟化		5-4 自治委員会の人員構成とその変遷
	【論点4】 地域の自治能力の 向上		4-4 緑化センターによるマッチングの実態 4-5 緑化センターによるサポートの実態 4-6 緑化センターの潜在的な有用性と課題
			5-4 自治委員会の人員構成とその変遷 5-5 人員構成の変化に伴う自治委員会の方針の 変遷

想定する。その上で、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点 2）、及びコーディネート組織による活用体制の成熟化（論点 3）に着目し、研究を進める。

本章で扱う特定非営利活動法人地球緑化センターは、「緑のふるさと協力隊」におけるコーディネート組織であり、現行制度で唯一のコーディネート組織を伴う人的支援の事例として位置づけられる。またコーディネート組織の役割をより包括的に把握する為、本章では同事業導入 1 年目、2～4 年目、5 年目以降の地域を個別に取り上げ^{注 1-50}、各段階の地域における外部人材の活用体制をそれぞれ把握することとしている。

5 章では人的支援の導入複数年を経て、転出した外部人材が一定数存在している地域を想定する。その上で、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点 2）、及び地域の自治能力の向上（論点 4）に着目し、研究を進める。

本章で扱う福井県今立郡池田町は、「緑のふるさと協力隊」を複数年導入した経験を有しており、同事業の廃止後は、ふるさと納税制度の活用ならびに転出した外部人材の関与によって、住民自治の素地を構築してきた地域である。同町の取り組みは、人的支援の複数年の導入を経て、地域づくり体制の内発化を図ってきた先進的事例として位置づけられる。

1-5-3 論文の構成

本論文は 7 章で構成される（図 1-6）。まず 1 章「研究の視座」では、研究の背景と目的、用語の定義、研究の視座と枠組み等、研究の前提整理を行うと共に、中山間地域の課題解決及び縮減社会における国土保全を図る為の「地域マネジメントのための外部人材の活用」の仮説的枠組みを示す。次に 2 章「議論の系譜と研究の意義」で、国土利用計画における中山間地域の位置づけと中山間地域における政策を概括し、中山間地域における地域外の人間による関与の系譜を整理すると共に、関連研究の潮流に本論文を位置づけ、本論文の意義を示す。

3 章では、「地域内組織による外部人材の活用」として、宮崎県西臼杵郡高千穂町の取り組みを対象に、外部人材及び行政担当者へのヒアリング調査に基づき、人的支援の導入による地域づくりを概括すると共に、転出した外部人材の地域との関わりの実態と関わり方を決定付けるスタンスの構造、及び活動を通じた地域内外のネットワークの構築状況を併せて整理する。以上より、地域づくりのプロセスを整理し、外部人材の活用における要点を示す。

4 章では、「地域外コーディネート組織による外部人材の活用」として、人的支援「緑のふるさと協力隊」の導入自治体、及びコーディネート組織である特定非営利活動法人地球緑化センターによる取り組みを対象に、行政担当者へのアンケート調査、ならびに外部人材、行政担当者及びコーディネート組織へのヒアリング調査に基づき、コーディネート組織によるマッチングとサポートの実態、及びコーディネート組織が地域と恒常的に関わることによる有用性と課題を整理する。以上より、地域づ

くりのプロセスを整理し、外部人材の活用における要点を示す。

次に5章では、「財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用」として、任意の自治体に寄付を行うことで、寄付額に相当する税額控除が受けられるふるさと納税制度、及び当制度による寄付金を財源とした、寄付者と住民からなる意思決定機関「池田町まちづくり自治委員会」を対象に、同委員会及び行政担当者へのヒアリング調査に基づき、主要事業である「小っちな幸せ実現事業」の成果と課題、及び同委員会の人員構成と方針の変遷を整理する。以上より、地域づくりのプロセスを整理し、外部人材の活用における要点を示す。

6章では「地域マネジメントのための外部人材の活用」として、3～5章で得られた知見を整理すると共に、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を4つの論点に沿って示した上で、外部人材の活用をより円滑に進める為の提言を行う。

最後に7章「研究の総括」で、各章の要約と今後の課題を示す。

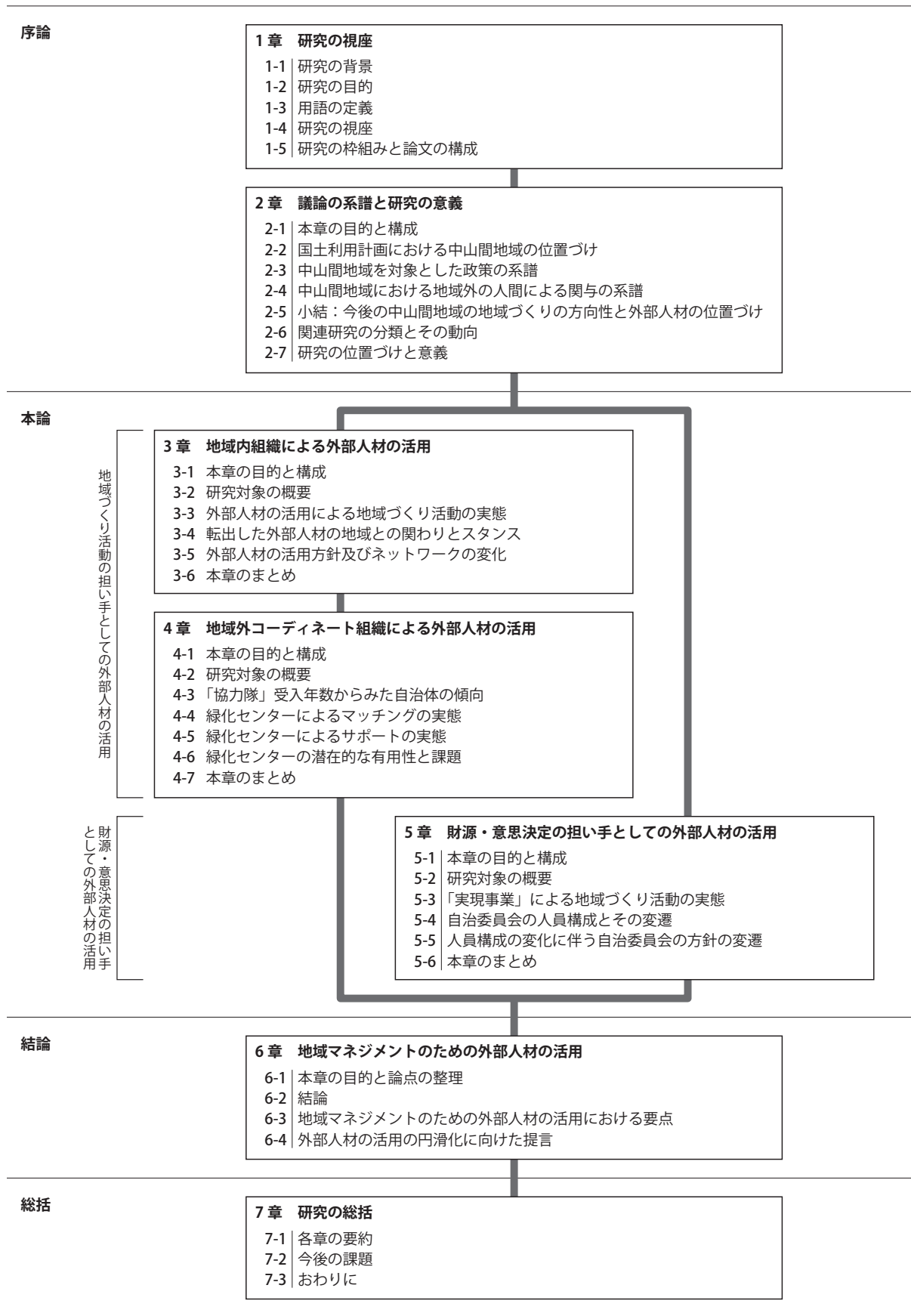


図 1-6 研究のフロー

注釈

- 注 1-1) 参考文献 1-1 (pp.152-155) 参照。
- 注 1-2) 参考文献 1-2 において、村澤は「二〇〇〇年代になると、入学時から学生の就職へのモチベーションを高める工夫が施されるようになり、大学教育はあからさまに就職と結びつけて語られるようになった。そして不況や雇用の流動化の進行とあいまって、大学教育においてモラトリアムは保証されなくなり、代わって就職という目的を達成するための訓練期間としてのポストモラトリアムが積極的に保証されるようになっていく。」(pp.154)と述べており、経済低迷によって、結果的に大学教育の場から「自分が何を目的に大学に来ているのか、自分が将来何の役に立つのか、自分の存在意義はどこにあるのか、といった問いに直面し、悩むようなモラトリアムの姿」(pp.155)が喪失したとしている。一方、参考文献 1-3 において、古市は現代の若年層について「何かをしたい。このままじゃいけない。だけど、どうしたら良いかわからない。そんな若者たちをムラムラさせるような、わかりやすい「出口」があれば、喜んで若者たちはその扉を開けるのだ。」(p.113)と評している。また「例えば「お金持ち」を目指そうと思ったら、ゴールはほぼ永遠にやってこない。この資本主義社会で買えないものはほとんどないからだ。そういった「ナンバーワン」を目指すレースから早々と降りてしまうのは、省エネで幸せになる方法でもある。」(pp.257)と述べている。更に参考文献 1-4 において、結城は「確かに団塊の世代は競争社会を生き、勝ち取った。しかしその陰で環境を破壊し、資源を浪費し、他国や弱者の上に豊かさを築いてしまった。競争社会の勝者たちからはフリーターやニートはもどかしく、ときに無気力にみえるかもしれない。だが勝者の後ろ姿をじっとみてきた彼らからすれば、あくなき競争社会の果てに未来を展望することはできないのである。それゆえ彼らは勝者たちとは別の道を歩みはじめる。その行く先のひとつが農山村である。」(pp.23-24)と述べている。
- 注 1-3) 具体的事例については、例えば参考文献 1-4、1-5、1-6 参照。
- 注 1-4) 例えば参考文献 1-7、1-8 では、主として若年世代による都市から農山漁村への移住が増加している現象を「田園回帰」と呼称している。また参考文献 1-9 において大森は「農山漁村からの人口流出が続き、「限界集落」が話題に上り、農山村は瀕死の状態であり、山村に至ってはもう死にかかっているのではないかという声が出るほどである。しかし、人口減少社会の到来が強調される中で、衰亡のイメージの強い農山漁村へ移り住もうとする動きが出てきたのである。依然として都市の吸引力は強いが、少なからざる人びとが積極的に「村」へ向かい始めた。「村」は、「志を果たして、いつの日にか帰らん」とする望郷の地ではなく、自分のやりたいことに挑みうる希望の地として価値づけられ始めた。森里海の水の循環系を基本とする生き方が魅力的であるからであろう。これを「向都離村」から「向村離都」への転回と呼ぶことができる。」(pp.19)と述べている。
- 注 1-5) 参考文献 1-10 において、小田切は「「地域活性化」が多用される一九八〇年代後半から九〇年代前半は、端的に言えばバブル経済の時代である。…(中略)…つまり、「地域活性化」という言葉が盛んに使われたこの時代には、①地域振興が経済開発に著しく偏って認識され、②そのためにはリゾート開発という外部資本導入・誘致こそが近道だと意識されていた。…(中略)…このような一九九〇年代初頭までのリゾート開発を中心とする「地域活性化」の反省の中で論じられたのが、「地域づくり」である。」(pp.50-52)とした上で、地域活性化との対比から、地域づくりの含意として地域振興の「内発性」(pp.53)、「総合性・多様性」(同)、「革新性」(pp.54)の3点を挙げている。
- 注 1-6) 参考文献 1-11 (pp.32-34) 参照。
- 注 1-7) 例えば参考文献 1-12 における「受け入れ体制の不備」「思うような成果が得られなかった」ことによる人的支援の廃止 (pp.117-120) や、参考文献 1-5 における失敗事例 (pp.193-200) 等、人的支援の導入・活用に苦心している自治体も散見される。
- 注 1-8) 参考文献 1-13 (pp.4) 参照。
- 注 1-9) 参考文献 1-14 (pp.110) 参照。
- 注 1-10) 参考文献 1-14 において後藤は「ここで提唱する「共発的まちづくり」とは…(中略)…従来の地域主義を優先し、生産の三要素とも呼ばれる土地と資本と労働をすべて地域の中で賄おうとする「内発的發展論」とも一線を画すものである。すなわち、地域内に閉じた発展のモデルではなく、他都市や他地域との協調・連携のもとで地域の自律を探るものであり、市民がこれまで地域を育ててきた実績やその社会的記憶、さらには市民独自の問題解決能力をもとに、多元多発的なガバナンスをめざすものである。」(pp.110)と述べている。
- 注 1-11) 参考文献 1-15 において小田切は「CRE が提唱する「ネオ内発的發展論」は、新たな理論というよりも、グローバリゼーションが本格化する段階の内発的發展論の新しいステージを強調した議論として、日本でも受け入れられているのである。」(pp.330)と述べている。
- 注 1-12) 参考文献 1-16 (pp.193) 参照。
- 注 1-13) 総務省の国勢調査、及び遡及補正後の推計人口によると、2004年10月1日では1億2778万人、2005年10月1日では1億2776万人であり、江戸末期以降、約150年にわたって増加し続けてきた日本の総人口は、初めて減少に転じることとなった(併せて参考文献 1-17 参照)。また参考文献 1-14 において後藤は「2005年の「平成の大合併」は縮減社会の幕開けを告げるものとなった。」(pp.104)と述べている。
- 注 1-14) 例えば参考文献 1-18 において広井は「人口減少社会への転換は、…(中略)…“上昇への強迫観念”から脱出し、本当に豊かで幸せを感じられる社会をつかっていく格好のチャンスあるいは入り口と考えられるのではないか。」

(pp.6)とした上で、ポスト成長時代に求められる社会の方向性を「人口カーブがピークを過ぎ、人口減少社会に入る中で、あたかも飛行機が“着陸”の方向に向かい、かつての「土台」に再び接近していく」(pp.15)と表現している。

- 注 1-15) 参考文献 1-19 において、松谷は「持てるリソースは核となる集落、中継的な集落へ集中して投下せざるを得ない。それはある集落の消滅を速めることになるかもしれない。苦しい決断とはそれである。」(pp.170)と述べている。また、参考文献 1-20 において林は「消極的な撤退」は望んでいない。(pp.53)としながらも、「これからは「人手が足りない(人口が減る)」、「お金が足りない(財政は厳しい)」の2点を強く意識する必要がある。」(pp.79)とし、「引くべき(条件が厳しい場合)は少し引いて確実に守る。」(同)ことを根底においた「積極的な撤退」計画を提言している。
- 注 1-16) 「限界集落」については参考文献 1-21、「地方消滅」については参考文献 1-22 参照。また参考文献 1-10 において小田切は、「地方消滅」の論意、及び社会に及ぼした影響として、「第一に、将来の「市町村消滅」を必然のものとして、そのことから農山漁村を「たたむ」必要があるとする「農村たたみ論」(pp.10)、「第二は、…(中略)…「制度リセット論」と呼んでおこう。…(中略)…従前からの社会的仕組みや制度を新たにセットし直すという発想からの議論である。」(pp.11)、「第三に、それに対して、「地方消滅」という名指しを受けた地域再度に生まれている「どうせ消滅するなら、諦めよう」という雰囲気である。このような対応を「諦め論」と読んでおこう。」(pp.12)の3点を挙げた上で、「要するに、「市町村消滅」、「地方消滅」が言われることにより、乱暴な「農村たたみ論」が協力を立ち上がり、他方では「諦め論」が農村の一部で生じている。そして、それに乗ずるように狡猾な「制度リセット論」が紛れ込むという三者が入り乱れた状況が、今、各所で進んでいるのである。」(pp.14)と述べている。
- 注 1-17) 例えば参考文献 1-23 において進士は「①一定の国内自給を含む国民食料の量的・質的安定供給という食料保障機能 ②土砂災害、土壌流出、洪水防止など国土保全機能 ③水資源の涵養、大気浄化、温暖化抑制などの環境保全機能 ④安らぎ空間となる景観形成機能 ⑤生物多様性の保全機能 ⑥社会的・文化的価値の継承機能」(pp.209)の6点を「農と林」の多面的機能として挙げている。また参考文献 1-24 において糸長は「災害当事者とボランティアを含めた多様なステークホルダーが一同に介して、あるいは、WEB ネットワークでつながり的確で迅速な災害対応のためのコミュニティの構築である。このコミュニティの基準は、経済ではない。助け合いであり、相互扶助であり、悲しみと喜びの共鳴である。…(中略)…そこには経済効率性や経済思考はない。災害時という非常時での、脱経済成長の農村計画の主体構築であり、今後の脱経済成長の農村計画の主体構築論を考える上でも大きなヒントがある。」(pp.58-59)と述べており、広域的な社会関係資本の形成による震災復興に、脱成長時代の農村計画における主体の構築を見出している。
- 注 1-18) 例えば参考文献 1-25 において谷本は「人口が減らないようにするには、人口を増やす策を講じればよいというのが従来の考え方であった。…(中略)…全国的に人口が減少傾向を呈している中で、過疎地域で人口を増やすのは容易ではない。このため、人口が減少する、また、減少の結果として人口が少ない状態を前提とした上で、それに適応した地域づくり、社会の仕組みに再構築することが現実的かつ有効である。」(pp.15)と述べている。
- 注 1-19) 参考文献 1-26 (pp.2) 参照。
- 注 1-20) 広義の中山間地域に該当するものとしては、例えば農林統計における都市的地域・平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域のうち後者2つを併せた地域、過疎地域活性化特別措置法による過疎地域に該当する地域、山村振興法における振興山村に該当する地域、特定農山村法における特定農山村地域に該当する地域、半島振興法における半島地域に該当する地域、離島振興法における離島地域に該当する地域等が挙げられる(併せて参考文献 1-27 参照)。
- 注 1-21) 参考文献 1-26 (pp.3) 参照。
- 注 1-22) 前掲注 1-21 参照。
- 注 1-23) 例えば、参考文献 1-28 においては「区切られた土地。土地の区域。」(pp.1784)とされている。
- 注 1-24) 2015 年現在の人的支援に関わる現行制度の代表的なものとしては、総務省による「地域おこし協力隊」「集落支援員」「復興支援員」、特定非営利活動法人地球緑化センターによる「緑のふるさと協力隊」、地域づくりインターンの会による「地域づくりインターン」があるが、いずれの制度も行政が受入窓口となっているものの、公共機能や地域自治の補完といった主たる活動内容の性質上、実質的な活動範囲としては地区や大字といったような旧市町村単位が設定されていることが多い(併せて参考文献 1-5、1-12 参照)。
- 注 1-25) 参考文献 1-29 において、宮口は「<地域づくり>という言葉が多用されるようになったのは 20 世紀の終わりである。…(中略)…それぞれの地域の身の丈にあった価値とか良さがあるはずで、それをじっくりと追い求めようとする発想がようやく各地で生まれてきたのである。」(pp.42)と述べている。
- 注 1-26) 前掲注 1-5 参照。
- 注 1-27) 参考文献 1-30 において、渡辺は「「まち」も「つくり」も一般的な用語であるので、その組み合わせである「まちづくり」という用語が、深い意味を込めることなく、偶発的またはスローガンの使用される可能性は高い。…(中略)…用語「まちづくり」は明治期の全新聞の全頁を検索すれば、あるいはどこかに発見できるかもしれない。しかし「住民」や「参加」と深く結びついて連想される現代の「まちづくり」は、やはり戦後民主主義の中から生まれた、と考えるのが普通であろう。」(pp.43)と述べている。
- 注 1-28) 例えば、参考文献 1-31 において宮林は「「村おこし運動」のきっかけとなったのは、70 年代の沖縄県読谷村の「島

おこし運動」から始まったといわれている。…(中略)…この運動が79年に大分県の平松知事によってとり入れられることとなり、それが「一村一品運動-自分の町や村の顔となるような特産品を育成、開発して村づくりを進めよう-」という形で県下の市町村長との懇談会で提唱された。それが、全国的に広がるきっかけとなったのである。」(pp.36)と述べている。また参考文献1-32において沢畑は「七十年代末期から、苦しい状況の中で、農・山村部では自助努力を重視して、新しい産物を開発したり、新しい産業を起こしたりする地域が出てきた。こうした動きは「むらおこし」と総称されている。七十九年に、大分県の平松知事が「一村一品運動」を提唱して以来、このような「むらおこし」の動きが全国的にブームとなった。」(pp.26)と述べている。

- 注 1-29) 例えば参考文献1-33において広原は「これからの時代に都市計画という概念がどれだけ有効性を持っているのか、ということを考えなければいけない。計画に対するオルタナティブな概念としてマネジメントという言葉が出てきて、都市計画に対し地域マネジメントがあるよといわれている。…(中略)…近代都市計画がセットにしてきた経済と都市と人口の成長を背景として都市計画という概念が出、それによって制度化され、専門家も活動してきたという時代的な背景は認めるけれども、そのコンセプトや手法で、これからいくら制度設計やっても機能しないんじゃないのか。地域や都市の問題の質が違ってる。成長期と衰退期の問題はまるっきり違うのに、衰退型の問題に対しても成長型の計画で対応しようとしている、という時代錯誤があるんじゃないですか。」(pp.11-12)と述べている。
- 注 1-30) 参考文献1-34において佐藤は「確かに、地域における様々な「まちづくり・地域づくり」の動きはまさに多様で、成功例を数え上げたらきりがなく、現実に地域に入れば多様な担い手が様々な「まちづくり・地域づくり」活動を展開している。そしてそれら、テーマ別に展開してきた活動が連携して「地域マネジメント」の実をあげる段階に来ていると考えるのは当然であろう。筆者も、まちづくりの第3世代「地域運営のまちづくり」の時代が始まりつつあり、これを次世代まちづくりの目標であると、考えている。」(pp.16)と述べている。
- 注 1-31) 参考文献1-34 (pp.18) 参照。
- 注 1-32) 参考文献1-35において、P.F. ドラッガーはマネジメントの役割として「①自らの組織に特有の使命を果たす。」(pp.9)、「②仕事を通じて人を生かす。」(同)、「③自らが社会に与える影響を処理するとともに、社会の問題について貢献する。」(同)の3点を挙げている。また企業が業績をあげる上で「土地つまり物的資源、労働つまり人材、資本つまり明日のための資金である。これら三つの経営資源を確保しなければならない。…(中略)…経営資源を手に入れ、それを利用することは第一歩にすぎない。それらの経営資源を生産的なものにすることが課題である。…(中略)…企業間のマネジメントを比較するうえで、最良の尺度が生産性である。入手する経営資源はほぼ同じである。独占というまれな状況を別にすれば、いかなる分野においても、企業間に差をつけるのはマネジメントの質の違いである。」(pp.32-34)としている。
- 注 1-33) 参考文献1-36 (pp.171) 参照。
- 注 1-34) 前掲注1-33 参照。
- 注 1-35) 前掲注1-5 参照。
- 注 1-36) 例えば参考文献1-12において筒井らは「インターンを活かすためのもっとも重要なポイントは、農山村の側が受け入れに際してインターン生の資質と活動可能な分野を的確に捉えるとともに、自らの地域づくりの状況を客観的に把握し、その地域づくりのステージにマッチしたインターン生の受け入れを行うことである。」(pp.184)と述べている。
- 注 1-37) 参考文献1-37 (pp.36) 参照。
- 注 1-38) 参考文献1-37 (pp.36) 参照。
- 注 1-39) 参考文献1-37 (pp.37) 参照。
- 注 1-40) 中山間地域をとりまく政策を概括し、その課題について論じた田代は、参考文献1-38において「固有の「中山間地域問題」あるいは「中山間地域政策」が登場するのは1980年代末であり、…(中略)…他方、農林統計上の中山間地域においては、そのはるか以前から問題が発生している。いうまでもなく過疎問題である。かくして固有の「中山間地域問題」と「中山間地域の問題」とはひとまず区別されねばならない。」(pp.175)とした上で、「あらかじめ結論的にいえば、固有の「中山間地域問題」とは、価格政策の線上に浮かび上がった生産条件不利(マイナスの差額地代)の問題であり、そこで求められる政策は産業政策としての生産条件不利の是正あるいは補償である。それに対して過疎問題は地域の人口減に伴う問題であり、そこで求められる政策は定住促進である。前者は後者の一環でもあるが、その全てではない。後者は前者の前提条件の一つであるが、その全てではない。」(同)と述べている。
- 注 1-41) 北海道から東海地方までの24都道県1068市町村を対象に、ホームページ検索による悉皆調査に基づいて移住促進の取り組みの現状把握と傾向分析を行った参考文献1-39では「条件としては、5年以上の居住見込みであることや、(地域内ではなく)地域外からの移住であることがあった。住宅の購入や修繕費の補助を名目にしたものが大多数だった。また、少数だが、移住者に対し一律で祝い金を交付している例もみられた。」(pp.229-230)とあり、少数の例を除き、移住促進の取り組みが基本的に永住を前提としたものであることが窺える。
- 注 1-42) 例えば、参考文献1-40では人的支援「地域おこし協力隊」を「都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。」としている。
- 注 1-43) 例えば、参考文献1-41において著者は「地域づくりの主役が「恒星」であることは言うまでもないが、人的支援

の導入による取り組みの中で、隊員と住民との間に「万有引力」となる繋がりが生まれるかどうか。協働の本質的意義はここにある。…(中略)…地域づくりにおいても、定住/非定住という指標のみでそのプロセスや成果を語ることは、全体としてパイの奪い合いに他ならず、複数地域が互いに疲弊する危険性を孕んでいる。…(中略)…今後の地域づくりにあっては、「風と土」のみならず、その間で揺れ動くプラネテスのような主体との関係づくりと活用を、サブシステムとして備えていかなければならない。」(pp.5)とし、地域を越えた社会関係資本の構築に、人的支援の本質的意義を見出している。

- 注 1-44) 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、ボランティアや行政職員等の人材派遣による被災地支援が行われ、復興に際し多大な貢献を果たしたことは記憶に新しい。参考文献 1-42 ではこうした実情を受け、今後のまちづくりに際する災害への備えのひとつとして、被災地への人的支援を円滑に進める為の体制、制度づくりを掲げている (pp.62-70)。ここで挙げられている「人的支援」とは主として自治体職員や専門家の派遣を指し、「人的支援を要した自治体の数は多数にのぼり、支援先自治体と支援元自治体のマッチングをどう調整を図り決定するのかという問題も浮上した。」(pp.64)、「派遣者をどのように支援するかも、職員派遣において十分な配慮・支援が求められる重要な事案と考えられる。」(pp.65)、「中長期の職員派遣に応じた自治体の多くは、まず先遣隊を派遣し現地で求められる業務内容を調査、それに答えられる職員のスキル・経験などを勘案して選出にあっていた。」(同)、「派遣された職員の多くは年度替わりに交代となる。これだけ多くの人の入れ替わりは業務の継続性を考えるととても大変である。」(pp.66)といった指摘がなされているが、こうしたシステムを地域が自前で備えていく為には、地域の関わりを有する地域外の人間を増やしていくこと、そしてそれを的確にマネジメントしていくことが必要となる。
- 注 1-45) 参考文献 1-43 において世古は、協働によるまちづくりを進めていく為に必要なものの一つとしてネットワークを挙げており、その上で「ネットワークは、網の目のような組織をつくることであり、それ自身とても大切といわれるが、つながりをつくり、仲良くし、相互の交流や情報の交換を行うだけでは、市民社会を活力のあるものにしていくには不十分だ。そこで、それを活性化(=ネットワークング)することによって、ネットワークという静的な状態から、ネットワークングという動的な状況へ転換させていくことが必要である。そのためにはネットワークのメンバー(個人間、組織間に関わらず)がそれぞれの違いを認識した上で、パートナーシップを結び、共通のテーマ・目標に向けて力を出し合うことである。ネットワークングを形にするためには、共通のテーマ・目標、ネットワークングを運営する公正でわかりやすいルール、仕組みとその要となる人材=協働コーディネーターが不可欠となる。」(pp.52)と述べている。
- 注 1-46) 例えば参考文献 1-44 において、住民の主体性・創造性を引き出す為のまちづくりのマネジメントシステムとして、独自の財源を持つ意思決定機関の重要性が述べられている。
- 注 1-47) 参考文献 1-45 (pp.203-204) 参照。
- 注 1-48) 参考文献 1-45 において、小田切は「総合性、革新性を農山漁村の地域づくりのあるべき姿と考えると、実はこれらの活動は「地域づくり」という言葉の守備範囲からもはみ出す部分が出てくるように思われる。…(中略)…「地域自治」の確立とそれによる地域自立への接近と解釈することが可能であろう。…(中略)…その点で注目されるのが、「小さな自治」「小さな役場」「地域自治組織」と称され、とくに農山村地域で、近年急速に注目されている取り組みである。」(pp.203-204)と述べている。
- 注 1-49) 例えば参考文献 1-46 において佐久間らは「近年では農山村住民と都市住民が良好な関係を築き、都市住民自らの知識・技術を提供して企画段階から地域づくり活動に参画し、これらの活動を支援することを目指した「協働の段階」での展開がみられはじめている。90年代半ばに始まった「緑のふるさと協力隊」(NPO法人地球緑化センター主催)や「地域づくりインターン」(国土交通省などが主催)は、その端緒にあたる事業であり、その延長上に2000年代後半に始まった「地域おこし協力隊」や「集落支援員」などの展開が位置づけられる。」(pp.38)と述べている。
- 注 1-50) 導入年数による分類については、4-2 及び 4-3 で詳しく述べる。

参考文献

- 文 1-1) 伊藤元重・佐藤嘉子：流動化の時代 日本経済再生のシナリオ、東洋経済新報社、1999.06
- 文 1-2) 村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂：ポストモラトリアム時代の若者たち 社会的排除を超えて、世界思想社、2012.11
- 文 1-3) 古市憲寿：絶望の国の幸福な若者たち、講談社、2011.09
- 文 1-4) 結城登美雄：人は再び、農山村に生きる、現代農業 8月増刊号（69号）若者はなぜ農山村に向かうのか、pp.14-29、農山漁村文化協会、2005.08
- 文 1-5) 矢崎栄司：僕ら地域おこし協力隊 未来と社会に夢を持つ、学芸出版社、2012.12
- 文 1-6) 鈴木輝隆：ろーかるでざいんのおと 田舎意匠帳 あの人が面白い あのまちが面白い、全国林業改良普及協会、2005.12
- 文 1-7) 小田切徳美、石橋良治、土屋紀子、藤山浩：はじまった田園回帰 現場からの報告、農山漁村文化協会、2015.02
- 文 1-8) 藤山浩：シリーズ田園回帰① 田園回帰 1% 戦略 地元にと仕事をとり戻す、農山漁村文化協会、2015.06
- 文 1-9) 大森彌：人口減少時代に立ち向かう（大森彌、武藤博己、後藤春彦、大杉覚、沼尾波子、関司直也：人口減少時代の地域づくり読本：公職研、2015.05）所収、pp.1-46
- 文 1-10) 小田切徳美：農山村は消滅しない、岩波書店、2014.12
- 文 1-11) 井上健二：地域の力が日本を変える コミュニティ再生と地域内循環型経済へ、学芸出版社、2011.07
- 文 1-12) 宮口侗廸、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.08
- 文 1-13) 鶴見和子、川田侃：内発的發展論、東京大学出版会、1989.03
- 文 1-14) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10
- 文 1-15) 小田切徳美：イギリス農村研究のわが国農村への示唆（安藤光義、フィリップ・ロウ：英国農村における新たな知の地平 Centre for Rural Economy の軌跡、農林統計出版、2012.07）所収、pp.321-336
- 文 1-16) N. ウォード、J. アタートン、T. キム、P. ロウ、J. フィリップソン、N. トンプソン：大学・知識経済・「ネオ内発的農村発展」（安藤光義、フィリップ・ロウ：英国農村における新たな知の地平 Centre for Rural Economy の軌跡、農林統計出版、2012.07）所収、pp.189-205
- 文 1-17) 日本経済新聞社：人口減少 新しい日本をつくる、日本経済新聞社、2006.11
- 文 1-18) 広井良典：人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理：2013.04
- 文 1-19) 松谷明彦：2020年の日本人 人口減少社会をどう生きる、日本経済新聞出版社、2007.06
- 文 1-20) 林直樹・齋藤晋：撤退の農村計画 過疎地域からはじまる戦略的再編、学芸出版社、2010.08
- 文 1-21) 大野晃：限界集落と地域再生、京都新聞企画事業、2008.11
- 文 1-22) 増田寛也：地方消滅 東京一極集中が招く人口急減、中央公論新社、2014.08
- 文 1-23) 進士五十八：「農」の時代 スローなまちづくり、学芸出版社、2003.02
- 文 1-24) 糸長浩司：不安定時代の脱功利・脱成長の農村計画、地域づくり、農村計画学会誌 Vol.30（1）、pp.55-59、2011.06
- 文 1-25) 鳥取大学過疎プロジェクト：過疎地域の戦略 新たな地域社会づくりの仕組みと技術、学芸出版社、2012.11
- 文 1-26) 藤山浩：中山間地域における地域構造の転換と新たな地域マネジメントに関する研究、広島大学博士学位論文、2008.03
- 文 1-27) 鈴木浩：地域計画の射程、八朔社、2010.03
- 文 1-28) 新村出：広辞苑 第六版、岩波書店、2008.01
- 文 1-29) 宮口侗廸：新・地域を活かす 一地理学者の地域づくり論、原書房、2007.03
- 文 1-30) 渡辺俊一、杉崎和久、伊藤若菜、小泉秀樹：用語「まちづくり」に関する文献研究（1945～1959）、日本都市計画学会都市計画論文集 No.32、pp.43-48、1997.10
- 文 1-31) 宮林茂幸：山村振興に関する一試論 - “むらおこし運動”を中心に -、林業経済研究（111）、pp.36-42、1987.03
- 文 1-32) 沢畑亨：八十年代後半のむらおこし運動、林業経済 41（7）、pp.25-32、1988.07
- 文 1-33) 広原盛明、西村幸夫：計画からマネジメントへ（八甫谷邦明：季刊まちづくり 29号、学芸出版社、2010.12）所収、pp.4-12
- 文 1-34) 佐藤滋：まちづくりが問い直す地域マネジメント（八甫谷邦明：季刊まちづくり 29号、学芸出版社、2010.12）所収、pp.16-24
- 文 1-35) P.F. ドラッカー（上田惇生訳）：マネジメント 基本と原則、ダイヤモンド社、2001.12
- 文 1-36) 真野洋介：多主体協働まちづくりのプロセスデザイン（佐藤滋、早田宰：地域協働の科学 まちの連携をマネジメントする、成文堂、2005.11）所収、pp.160-175
- 文 1-37) 戸沼幸市：人間尺度論、彰国社、1978.06
- 文 1-38) 田代洋一：中山間地域政策の検証と課題（田畑保：中山間の定住条件と地域政策、日本経済評論社、1999.04）所収、pp.175-221
- 文 1-39) 牧山正男、平林藍、細谷典史：東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組 - 悉皆的なホームページ検索

- を通じた現状把握と傾向分析 -、農村計画学会誌、第 33 巻（論文特集号）、pp.227-232、2014.11
- 文 1-40) 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp> (2015.07.01 参照)
- 文 1-41) 野田満：人的支援の多面的意義と、共同の本質的意義、タマリスク Vol.123、pp.4-5、2015.03
- 文 1-42) 日本都市計画学会：東日本大震災合同調査報告 都市計画編、丸善出版、2015.01
- 文 1-43) 世古一穂：参加と協働のデザイン NPO・行政・起業の役割を再考する、学芸出版社、2009.10
- 文 1-44) 佐藤宏亮、後藤春彦：戦後日本の地区まちづくりにおけるマネジメントシステムの再評価 - 地方行財政における寄付の仕組みが有していた機能と課題に着目して -、日本建築学会計画系論文集、620、pp.127-134、2007.10
- 文 1-45) 小田切徳美：地域づくりの論理と新たな展開（小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11）所収、pp.165-207
- 文 1-46) 佐久間康富、青山幸一、筒井一伸：「協働の段階」の都市農村交流と「うごめく人々」によるコミュニティモデル、都市計画 62 (2)、PP.38-41、2013.04

2章

議論の系譜と研究の意義

2章 議論の系譜と研究の意義

2-1 本章の目的と構成

中山間地域はわが国の国土の約7割を占めながらも、そこに居住する人口はわが国の総人口のわずか10数%であり、今日もなお減少の一途を辿っている。このような状況の中、今後の中山間地域の持続に向けた策を講じていくにあたっては、「昭和ひとけた世代」の引退を踏まえ、根本的な転換を余儀なくされることが予想される。他方で1章にも述べた通り、中山間地域のみならず、都市部・非都市部の両方を含めた、国土レベルでの縮減社会への対応は喫緊の課題となっている。

本章では、まず国土利用計画における中山間地域の位置づけを追うと共に、わが国における中山間地域に関連する政策を併せて概観する。その上で、中山間地域における地域外の人間による関与の系譜を示し、本論文で対象とする人的支援の台頭に至るまでの来歴を整理する。その上で関連研究の潮流に本論文を位置づけ、研究の意義を示す。

2-2 国土利用計画における中山間地域の位置づけ

1950年の国土総合開発法の制定以降、2015年度現在に至るまでに五次にわたる全国総合開発計画（以下、全総）が策定されている^{文2-1～2-5}。以降、わが国の地域政策の象徴である各全総について、その概要を中山間地域の位置づけと併せて整理する。なお各全総原本の引用部分については『』表記としている。

2-2-1 第一次全国総合開発計画（一全総）：1960-1970

前述の通り、全総の根拠法である国土総合開発法が制定されたのは1950年であるが、国土開発の前提となる経済計画が無かった為に、全総そのものの策定は1960年の所得倍増計画を待つこととなる。1962年に制定された一全総は、「過密地域」「整備地域」「開発地域」という3つの「政策地域」を設定しており、既存の四大工業地帯である「過密地域」の外部経済効果の受け皿として、太平洋ベルト地帯を拠点とした「整備地域」を設定することで過密の分散をはかること、併行して札幌、仙台、広島、福岡を拠点とした「開発地域」を育成することが構想されている。

本計画において中山間地域に関する言及は多くはなく、また中山間地域を具体的対象とした計画方針に関する記述もみられないが、『農村においては、最近における雇用需要の急激な増大にともない若年労働力の流出傾向が強まり、これとともに農業労働力の中高年齢化、女性化が進展する一方、優良な質の労働力の確保が問題となりつつある。』との見解を示しつつも、『かかる労働力需給の産業間地域間不均衡を解消するために、極力労働力流動の円滑化をはかるとともに工業等の分散誘導および農業の近代化により労働力の調和ある地域的配置をはかることが必要である。』（下線著者、以下同様）としていることから、中山間地域における担い手の減少を危惧しながらも、実質的には工業化を基軸とする地域開発に向けた、労働力の生産のための地域として中山間地域が認識されていたことは否定できない。

拠点開発主義の開発手法をそのまま受け継いだ本計画は、大小様々な拠点を設けることで、大都市の外部経済効果を享受しながらも、拠点自らが外部経済効果を及ぼしていくことを想定したものであり、結果として周辺地域からの人口吸収による過密過疎を極端に進行させることとなった。

2-2-2 新全国総合開発計画（新全総）：1969-1985

一全総による過密過疎の拡大に対応する為、交通や通信のネットワークの拡充を図ると共に、ナショナルミニマムの担保による生活環境水準の格差是正が提起されたのが1969年に制定された新全総である。

本計画では『農山漁村地域人口の減少およびこれら地域住民の生活水準の向上と生活欲求の多様化に対応して、農山漁村に関し、そのいわば生活圏の中核となる都市の機能を高め、あわせて、これ

ら中核都市等を農林漁業生産活動についての集出荷および加工、機械、資材、情報等のサービス、技術の習得と交換等に関する総合的拠点として整備するとともに、各農林漁業地域が、これら中核都市のサービスを十分に享受しうよう、交通施設等の整備を進める。』とし、広域生活圈構想の名の下、地方都市に付随させるかたちで農林漁業の効率化を図ることとしている。

本計画は、それまでの拠点開発主義を批判しながらも、実質的には一全総と同様に外部経済効果を前提とした手法であり、交通インフラの量的水準の確保に際しては一定程度の貢献を果たしたものの、企業の立地選択との齟齬による更なる地域格差の拡大を引き起こしている。また中山間地域の過疎問題に対しては、『農林水産業の発展を積極的に期待する地域については、生活水準の向上と生産の新たな展開に対応しつつ、集落および集落施設その他環境条件の整備を図り、日常生活権を広域化し、地域住民の開発意欲を醸成する魅力的な生活の場を形成して行くことが重要である。…（中略）…産業の新しい展開の可能性に乏しく、都市から遠隔な地域では、人口の減少あるいは高年齢人口の滞留の傾向が今後さらに持続し、…（中略）…生活の場としての条件が悪化して行く地域が広がって行くおそれがある。…（中略）…人口が激減し、き薄化する地域については、地域住民の意向に応じ、より高い生活環境施設水準の享受を可能とする集落の移転統合、離村者のための職業訓練等の円滑な実施を図る。』としているように、効率主義に基づく集落再編成が提起され、集落の撤収が図られている。

2-2-3 第三次全国総合開発計画（三全総）：1977-1987^{注2-1)}

オイルショックによる経済成長の破綻によって新全総が現実味を失っていく中、その計画期間満了を待つこと無く、1977年に策定されたのが三全総である。工業立地自体は概ね新全総を継承したものであるが、生活面においては広域生活圈構想を踏まえた「定住圏構想」が打ち出されている。

『人口が激減し、地域社会の維持が困難な地域にあっては、地域住民の意向に応じ集落の移転統合を行うなどにより、山村の定住区の中心的集落の育成を図り、山村地域住民の生活環境の向上を図る。』としているように、新全総と同様、集落の再編成を押し進める姿勢は明文化されたままであるが、『農山漁村地域は、国民の食料や木材の供給、国土の保全、管理された自然の維持培養などの機能を有していると同時に、定住圏の大部分を占め、国民の約30%にのぼる人口の居住空間としても重要な役割を担う空間である。』としているように、これまでの全総と異なり、中山間地域を積極的に居住地域として位置づけている点が特徴である。

地方から三大都市圏への人口流出が沈静化しつつあった状況を踏まえ、若年層を中心とした人口の地方定住の促進が図られた本計画は、高度成長による都市の人口吸収力の破綻の結果であるとの指摘もなされている^{注2-2)}ものの、1970年代の地方における人口増も相まって、まちづくりや村おこしの呼び水ともなったとされている^{注2-3)}。

2-2-4 第四次全国総合開発計画（四全総）：1986-2000

1980年代に入ると、再び強まった過疎地域の人口減少に伴い地方の人口増が止まり、東京圏への人口の一極集中が激化していく。1987年に策定された四全総はこうした状況に対し、東京圏の世界都市機能集積を促しながらも、地方に対しては多極分散の実現に向けた交流ネットワークの構築を図った計画である。とりわけ交流ネットワークの構築に際しては、人口減少による過疎化に歯止めが利かない状況の中で交流人口に重きを置いたものであり、それに併せ、三全総までに推進してきた工業立地政策ではなく、ソフト事業やサービス産業の充実、地域間の相互補完や都市農村交流の促進等が謳われている。

『農山漁村は、農林漁業者等の生活の場、食料、木材の生産活動の場であるとともに、国土管理と自然環境保全の場、国民と自然とのふれあいの場としての要請が高まること等から、これらの視点も踏まえつつ、地域の活性化を図る必要がある。』との認識の下、『青少年に対する教育や都市住民の保養等国民の交流空間としての役割を担っている。』と述べられているように、本計画における中山間地域は、自然環境を活かした国民の保養や学習、交流のための地域として位置づけられている他、『新たな住まい方や広域的交流を前提とした退職職者、創作活動家等の農山漁村での居住 - マルチハビテーション - に対応する住宅の整備を促進する。』といった、新たな価値観に基づいた住まい方の受け皿としての解釈が加えられている。

本計画は明らかに地方を重視した方針が認められるものであり、全国一日交通圏の構築推進による地方新幹線や高速道路等の交通網の発展にその成果をみることができるとは、不採算路線や各地で半ば乱立気味に進められたリゾート開発の破綻の増加が引き起こされることとなり、他方で東京一極集中は更なる強まりを見せていく。

2-2-5 21世紀の国土のグランドデザイン（五全総）：2000-2015（目標年次）

このような一極一軸の国土構造を是正するべく、西日本国土軸（太平洋ベルト）に加え、北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸からなる4つの「国土軸」が相互に連携することにより形成される多軸型の国土構造を目指す計画として、1998年に21世紀の国土のグランドデザインが策定された。

本計画では、『中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式を可能とする国土のフロンティアとして位置付けるとともに、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる誇りの持てる自立的な圏域として、「多自然居住地域」を創造する。』とされているように、中山間地域は新たなライフスタイルの実現のための地域として位置づけられており、『交流人口の拡大やUJIターンの促進を図り、マルチハビテーション（複数地域居住）、テレワーク（情報通信を活用した遠隔勤務）を進め、地域の活性化を図る。 また、我が国を代表する国際観光地となり得る地区やルートの形成等を進めることにより、「小さな世界都市」等世界に誇り得る地域の整備を進める。』等、条件不利を逆手に取る試みが多く掲げられている。

足掛け55年、五次にわたる全総の策定の中で、中山間地域は外部依存による発展を余儀なくされ、労働力の生産の場から交流の場、更には新たな人間の生き方を顕示する場へと読み替えられながら、立ち位置の改変を強いられてきた。とりわけ三全総から四全総、五全総にかけての大幅な発想の転換は、今後のわが国における中山間地域の多面的意義が見出されつつあると読み取れる一方、政府の厳しい財政事情、並びに「国土の均衡ある発展」の限界による実効性の不明瞭さを如実に表したものであるとする見方も強い^{注2-4)} ^{注2-5)}。以上を踏まえつつ、やや穿った捉え方をするならば、国土利用計画の変遷は、時の中央権力によって中山間地域が翻弄されてきた歴史であるといえるのではないだろうか(表2-1)。

表2-1 全国総合開発計画の沿革と中山間地域の位置づけの変遷^{注2-6)}

名称	60 70	全国総合開発計画 (全総)	69 85	新全国総合開発計画 (新全総)	77 87	第三次全国総合開発計画 (三全総)	87 00	第四次全国総合開発計画 (四全総)	00 15	21世紀の国土のグランドデザイン (五全総)
基本目標		地域間の均衡ある発展		豊かな環境の創造		人間居住の総合的環境の整備		多極分散型国土の構築		多軸型国土形成の基礎づくり
背景		●高度成長経済への移行 ●過大都市問題、所得格差の拡大 ●所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)		●高度成長経済 ●人口・産業の大都市集中 ●情報化・国際化・技術革新の進展		●安定成長経済 ●人口・産業の地方分散 ●国土資源・エネルギー等の有限性		●人口・諸機能の東京一極集中 ●産業構造変化に伴う地方の雇用問題 ●国際化の進展		●地球環境問題、国際化交流 ●人口減少・高齢化時代 ●高度情報化時代
開発方式		拠点開発構想		大規模プロジェクト構想		定住構想		交流ネットワーク構想		参加と連携
中山間地域の位置づけ		工業化を基礎とする地域開発に向けた労働力の生産のための地域 ■おおむね10年の労働力の確保に間にまず考慮すべきことは、今後引き続いて予想される産業構造の急激な変化ともなう労働力需給の問題である。…(中略)…農村においては、最近における雇用需要の急激な増大にもない若年労働力の流出傾向が顕著であり、これとともに農業労働力の高齢化、女性化の進展する一方、豊富な労働力の確保が困難となつてきている。かかる労働力需給の産業間地域間の格差を解消するために、地方労働力の確保が重要な課題となつており、工業等の分散誘引および農業の近代化による労働力の確保が各地域で必要となることである。[1-4: pp.40]		地方都市への付随を前提とした食料の生産のための地域 ■中山間地域人口の減少およびこれら地域住民の生活水準の向上と生活要求の多様化に対応して、中山間地域に、そのいかに生活環境の向上となる産業の発展を高め、あわせて、これら山村都市等を農林漁業等産業活動の中心とする中山間地域づくり、環境、福祉、情報等のサービス、地域の特色や文化等を向上させる統合的施策とを推進するとともに、農林漁業振興が、これら山村都市の中心となるべきことである。…(中略)…(1-4: pp.25)		新たな生活を担う居住のための地域 ■中山間地域は、国民の食料や木材の供給、国土の保全、管理された自然の維持管理などの機能を有しているが、同時に、定住の支障となる、国民の就業活動の妨げとなる人口の流出問題もまた重要な課題を呈している。…(4-4: pp.80)		自然環境を活かした国民の保養や学習、交流のための地域 ■中山間地域は、農林漁業等の生産、食料、木材の生産活動の場であるとともに、国土管理と自然環境保全の場、国民の自然とふれあふ場として重要な役割を担っている。…(2:2: pp.14)		多様な歴史や文化を有する新たなライフスタイルの実現のための地域 ■中山間地域は、農林漁業等の生産、食料、木材の生産活動の場であるとともに、国土管理と自然環境保全の場、国民の自然とふれあふ場として重要な役割を担っている。…(2:2: pp.14)
中山間地域の具体的な計画方針		具体的な計画方針なし(農業の近代化の推進) ■なお、地域別開発政策の推進にあたっては、農業近代化、中小企業振興等の諸施策は、地域開発とあわせて実施するので、それぞれの地域特性に応じて適切適切に実施するものとする。[1-5: pp.10]		効率主義に基づく再編成の推進 ■中山間地域人口の減少およびこれら地域住民の生活水準の向上と生活要求の多様化に対応して、中山間地域に、そのいかに生活環境の向上となる産業の発展を高め、あわせて、これら山村都市等を農林漁業等産業活動の中心とする中山間地域づくり、環境、福祉、情報等のサービス、地域の特色や文化等を向上させる統合的施策とを推進するとともに、農林漁業振興が、これら山村都市の中心となるべきことである。…(中略)…(1-4: pp.25)		ハード整備による地方都市との連携の推進 ■新しい生活圏の確立のための仕組みとして、自然環境を基盤とした国土の保全と利用及び管理、生活環境の整備と管理並びに生活環境の整備と管理等が一体となつて、国民の生活が十分反映される体制の確立を前提として整備する必要がある。…(中略)…(3-2: pp.27)		ハード/ソフト整備による都市との連携の推進 ■国民の生活様式の都市化を背景とする中山間地域を含めた地域住民の都市へのニーズに対するニーズ、都市住民の自然志向の傾向と対応するニーズ、都市住民の自然志向の傾向と対応するニーズにこたえるためには、都市の自然環境と中山間地域の自然環境との連携の強化が重要である。…(中略)…(2:2: pp.14)		都市との連携及び新たな住まい方の導入 ■質の高い生活と就業を可能とするため、農林漁業や地域の持つ自然や文化等資源を総合的に活用した新しい生活スタイルの創出、高度な情報技術の活用による生活環境の向上等の施策を推進するとともに、生活環境等の向上に資する施策の推進を行う。また、田園、農村、山村、山村都市における自然環境の活用を促進する。…(中略)…(2:2: pp.14)
				効率主義に基づく再編成の推進 ■中山間地域は、農林漁業の供給、水資源の確保、国土の保全等重要な機能を担っている地域であるが、経済の発展から立ち遅れ、人口の減少が顕著である。この地域がこれらの機能を果たすためには、山村の活性化を図る必要がある。…(中略)…(1-4: pp.25)		定住人口の獲得に向けた活性化の推進 ■また、都市居住者の中山間地域における新たな住まい方の提供を促進する。…(中略)…(2:2: pp.14)				地域資源の認識と活用 ■中山間地域においては、長年の管理により蓄積された自然環境や文化遺産を、生活環境の整備、地域の活性化に活用する。…(中略)…(2:2: pp.14)

2-3 中山間地域を対象とした政策の系譜

国土利用計画において中山間地域が様々に読み取られ、また取り残されていく中、依然として抱えてきた中山間地域の諸問題に対しては、当該地域を個別対象とした地域立法による対応が図られてきた。本項では「中山間地域問題」の核心部分である(1)過疎問題への対応、(2)条件不利問題への対応の2点^{注2-7)}から、諸政策の系譜を整理する。

2-3-1 過疎問題への対応：過疎法(1970-)

「過疎」が社会問題として認識されたのは、戦後の高度経済成長の展開に伴う、1950～60年代の都市部への労働力の流出が発端であったとされている^{注2-8)}。以降、過疎地域を個別対象とした対応政策として、過疎地域対策緊急措置法(1970-1979、以下過疎70年法)、過疎地域振興特別措置法(1980-1989、以下過疎80年法)、過疎地域活性化特別措置法(1990-1999、以下過疎90年法)、過疎地域自立促進特別措置法(2000-2010、その後延長、以下過疎00年法)と、4次にわたる過疎法の下、40年間以上に及ぶ取り組みが続けられ、現在に至っている(表2-2)。

それぞれの年代における基本目標を概観すると、『人口の過度の減少の防止』の為の、住民生活のナショナルミニマムの確保に向けた『地域社会の基盤の強化』を目的とした過疎70年法以降、一貫して『住民福祉の向上』『地域格差の是正』『雇用の増大』を掲げながらも、緊急的な目的は一応達成されたとした上での『過疎地域の振興』(過疎80年法)、東京一極集中に対する、地域の自助努力による『過疎地域の活性化』(過疎90年法)、21世紀に入り時代の潮流が大きく変化する中で、過疎地域がそれぞれの個性を自律的に発揮していく為の『過疎地域の自立促進』(過疎00年法)と徐々に

表2-2 過疎法の沿革^{注2-9)}

名称	70 79	過疎地域対策緊急措置法 (過疎70年法)	80 89	過疎地域振興特別措置法 (過疎80年法)	90 99	過疎地域活性化特別措置法 (過疎90年法)	00 19	過疎地域自立促進特別措置法 ^[81] (過疎00年法)
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ■人口の過度の減少の防止 ■地域社会の基盤強化 ■住民福祉の向上 ■地域格差の是正 		<ul style="list-style-type: none"> ■過疎地域の振興 ■住民福祉の向上 ■地域格差の是正 ■雇用の増大 		<ul style="list-style-type: none"> ■過疎地域の活性化 ■住民福祉の向上 ■地域格差の是正 ■雇用の増大 		<ul style="list-style-type: none"> ■過疎地域の自立促進 ■住民福祉の向上 ■地域格差の是正 ■雇用の増大 ■美しく風格ある国土の形成 	
過疎地域の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率10%以上(60～65の5年間) 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率20%以上(60～75の15年間) 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率25%以上(60～85の25年間) ・人口減少率20%以上(60～85の25年間)かつ85年時点の高齢者比率^[81]16%以上 ・人口減少率20%以上(60～85の25年間)かつ85年時点の若年者比率^[81]16%以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率30%以上(60～95の35年間) ・人口減少率25%以上(60～95の35年間)かつ95年時点の高齢者比率24%以上 ・人口減少率25%以上(60～95の35年間)かつ95年時点の若年者比率15%以下 ・人口減少率19%以上(70～95の25年間) 	
財政力要件	<ul style="list-style-type: none"> ・財政力指数^[80]4未満(66～68の3年間平均) 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政力指数0.37以下(76～78の3年間平均) ・公営競技収益10億円以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政力指数0.44以下(86～88の3年間平均) ・公営競技収益10億円以下 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政力指数0.4以下(96～98の3年間平均) ・公営競技収益13億円以下 	
公示自治体数	<ul style="list-style-type: none"> ・776自治体(70.04.01時点) ・1093自治体(最終) 		<ul style="list-style-type: none"> ・1119自治体(80.04.01時点) ・1157自治体(最終) 		<ul style="list-style-type: none"> ・1143自治体(90.04.01時点) ・1230自治体(最終) 		<ul style="list-style-type: none"> ・1171自治体(00.04.01時点) ・730自治体(09.04.01時点:合併後) 	
事業実績 ^[86]	産業振興	17,524 (22.2%)		48,257 (27.8%)	66,711 (49.9%)	106,604 (29.3%)	95,943 (28.2%)	
	交通通信体系整備	39,353 (49.8%)				145,15 (40.0%)	125,881 (37.0%)	
	生活環境整備			17,983 (10.4%) [87]		64,057 (17.6%)	63,757 (18.7%)	
	保健福祉増進	6,945 (11.3%) [87]			11,308 (8.1%)		15,901 (4.7%)	
	医療確保	953 (1.2%)		2,457 (1.4%)	6,211 (4.7%)		9,594 (2.8%)	
	教育振興					24,864 (6.8%) [88]	21,137 (6.2%)	
	文化振興	9,470 (12.0%) [88]		17,085 (9.8%) [88]			3,044 (0.9%)	
	集落整備	190 (0.2%)	Σ 79,018 億円	412 (0.2%)	Σ 173,669 億円	1,186 (0.3%)	Σ 363,286 億円	1,593 (0.4%)
	その他	2,739 (3.5%)	50 (億円)	1,534 (0.9%)		6,394 (1.8%)	3,602 (1.1%)	
	過疎対策事業費	65,500 (100%)		164,300 (100%)		315,190 (100%)	383,243 (100%)	

[81] 過疎00年法に関する数値は2013年度末時点のもの
 [82] 過疎90年法、00年法の人口要件は複数要件のうちいずれかに該当する地域
 [83] 高齢者比率：65歳以上の人口の比率
 [84] 若年者比率：15歳以上30歳未満の人口の比率
 [85] 財政力指数：基準財政収入額/基準財政需要額
 [86] 分野ごとの事業額及び比率表記。各分野の具体的な事業の別は下表の通り
 [87] 過疎70年法、過疎80年法は「生活環境整備」「保健福祉増進」の事業合計額
 [88] 過疎70年法、過疎80年法、過疎90年法は「文化振興」「教育振興」の事業合計額

産業振興：農業経営近代化事業、港湾、企業誘致対策、地産地消振興対策、商店街振興対策等
 交通通信体系整備：市町村道、住民の交通利便の確保、テレビ放送中継施設、アロードバンド・携帯電話等エリア整備等
 生活環境整備：水道(上水道、簡易水道)、下水(公共下水道、農業集落排水、地域排水処理)、ごみ処理、消防等
 保健福祉増進：高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定子ども園、母子福祉施設等
 医療確保：無医地区対策、僻地医療確保、巡回診療、保健指導等
 教育振興：学校教育関連施設(校舎、校舎運動場、教職員住宅、給食施設)、幼稚園、公民館、集会所、体育館等
 文化振興：文化財保存、人材育成等
 集落整備：Uターン推進、定住地整備等
 その他：大規模その他工ルギーを利用する為の施設等

その役割をシフトさせている。とりわけ過疎 00 年法においては、同時期に策定された五全総の姿勢を受け、過疎地域の新たな価値や意義を、過疎問題への対応と関連付けたかたちで『美しく風格ある国土の形成』が謳われている。

事業分野別にみると、過疎 70 年法、過疎 80 年法までは「交通通信体系整備」が総事業額の半分近くを占めている。こうした「交通通信体系整備」の突出的な先行は、前述の「地域社会の基盤強化」に一定程度寄与したものであるといえるが、実質的には三全総までの大規模開発を補完する意味合いが強く、末端の過疎地域から交通網を拡げた結果として、ストロー現象による地域間格差をより際立たせたという側面^{注2-10)}も否定できない。以降は「交通通信体系整備」はやや割合を下げ、「生活環境整備」「保健福祉増進」の割合が増加傾向にあり、過疎 00 年法では「医療確保」「教育振興」の割合が高まっていることが見て取れる。

また過疎法に固有の手法として、過疎債の起債が挙げられる。2010 年の改正によって、新たにソフト事業も過疎債の対象となり、総合的かつよりきめ細やかな対策を講じられることが期待されるが、現状ではハード中心の政策である否めず、安易な利用から自治体財政を圧迫するリスクも有している。

2-3-2 条件不利問題への対応：山村振興法、特定農山村法

1) 山村振興法 (1950-)

全総の根拠法として 1950 年に制定された国土総合開発法は、戦後疲弊した国土の状況に鑑み、新たなエネルギー源の確保に乗り出すべく、ダム建設を公共事業の重点配分の一環として位置づけており、結果として交通インフラや公共施設の整備が進んだ一方、多くの水没集落を生み出すに至った。こうした国の姿勢に対する中山間地域市町村による振興連盟の運動の結果として、1965 年に制定されたのが山村振興法である。

同法における「山村」の定義は『林野面積の占める比率が高く、交通条件および経済的、文化的諸条件にめぐまれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地』とされており、その具体的要件として林野率（75% 以上）及び人口密度（1.16 人/ha 未満）を満たす地域としている。全総ならびに新全総において統廃合の対象となった、或いは置き去りにされてきた地域を対象に産業基盤及び生活環境整備を推進するものであり、この法律に基づき、国や都道府県、市町村レベルにおける振興施策が実施され、中山間地域の条件改善が図られてきた。

10 年間の時限法として制定された同法は、これまでに 4 度（1975 年、1985 年、1995 年、2005 年）の期限延長が行われているが、はじめの延長である 1975 年の改正においては『国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村』とあるように、1977 年策定の三全総に先立って「山村」の多面的役割が明文化されている他、1991 年の改正においては第 3 セクターの活用を規定している等、国土利用計画に先駆けた中山間地域の実情への対応が見受けられる。具体的な成果としては、交通インフラに代表される社会資本整備のウェイトが高いが、期を追うにつれて観光施策や都市との交流促進が強調されるようになっている^{注2-11)}。

2) 特定農山村法 (1993-)

具体的に「中山間」という用語を使い、固有の対象地域として制定されたのが、1993年に制定された特定農山村法（特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）である。

同法の「特定農山村」の定義は『地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数からみて農林業が重要事業である地域』とされており、その具体的要件としては、山村振興法と同様の林野率（75%以上）または急傾斜耕地面積比率（傾斜度1/20以上の田または傾斜度15度以上の畑の面積が50%以上）を満たし、かつ農林業従事者割合（10%以上）または農林地率（81%以上）を満たす地域としている。中山間地域の条件不利問題に対し、文字通り農林業の振興という観点から、①高付加価値の農業、及び加工業、観光業の推進による稲作からの脱却、②農協及び自治体による農地の適正管理、及び農協、森林組合等の業務の相互乗り入れ、③多様な就業の場の創出を掲げた同法は、中山間地域の優位性の探求に基づいた、いわば農政の「回答」であったとされている^{注2-12)}。

しかしながらハード事業を過疎法及び山村振興法に割譲するかたちとした上、中山間地域の条件不利性に対する直接的な政策論理を持たず^{注2-13)}、地域の実情から著しく乖離した同法は、田代（1999）が「青い鳥」としての新規作物探しの支援というソフト事業に矮小化していかざるをえなかった。」^{注2-14)}と指摘するように、中山間地域の、とりわけ市場競争力を担保するには遠く及んでいないとの見方が強い。

2-4 中山間地域における地域外の人間による関与の系譜

他方、中山間地域の現場では、過疎問題、条件不利問題を抱えながらも、農林業の近代化を皮切りに、地域資源の再価値化とその活用、交流人口や定住人口の獲得といった、地域を持続させる為の取り組みが進められてきた。本論文で対象とする人的支援も、その延長上にある。

本論文における外部人材とは元来は地域外の人間であり、わが国の人口減少、そしてその総体として立ち表れる縮減社会の到来、ならびに近年の人的支援の台頭に鑑み、中山間地域の地域づくりの主たる担い手として想定するものである。しかしながら、こうした種々の問題が顕在化する以前から、地域外の人間による当該地域への関与は少なからず存在していた。関与のかたちや主たる目的はその時々々の社会背景によって異なる為、1-3-3で定義した「地域づくり活動への参画を前提とし」た外部人材の定義と必ずしもその性質は一致しないが、当該地域の持続や振興において一定の役割を果たしてきた地域外の人間の存在は、本論文における外部人材の概念を規定する上で無視できないものであろう。

本項では、地域づくりの担い手として外部人材が位置づけられるまでの、中山間地域における地域外の人間の関与の系譜を読み解く。

2-4-1 流動する漂泊者による地域の活力の賦活（中世～戦後）

かつてのわが国では、地域間を流動する「漂泊者」が地域社会における多様な役割を担っていた。漂泊者の概念とその役割については民俗学者である柳田の一連の研究、ならびに内発的発展論を通して柳田に着目した鶴見による研究に詳しい。

鶴見（1977）によると、柳田は農民を除いた、支配像に属さない全ての職業の人間を漂泊者として位置づけた^{注2-15}とし、一定の土地に定住する「常民」と漂泊者との関係性を、(1)定住者の漂泊者に対する差別と蔑視、(2)交易の対象、(3)定住者の漂泊者への渴仰の3点に整理している。またその上で、漂泊者の具体的人格に①毛坊主や巫女等の「信仰の伝播者」としての姿、②鍛冶屋や木地屋、箕づくり等の「技術者（集団）」としての姿、③座頭や遊女、猿回し等の「芸能者（集団）」としての姿、④新来の征服者への非暴力抵抗の結果である「山人」としての姿^{注2-16}、⑤生涯を漂泊のうちに送る「旅人」としての姿、⑥出稼ぎや移民等の「職業としての / 職業を求めての一時漂泊者」としての姿を見出している^{注2-17}。柳田によるこれらの識見は、漂泊者と常民とを区別した上で両者の関係性を明らかにし、それによって相対的に常民を社会変化の担い手として位置づけようとした試みであるが、こうした柳田の姿勢に対し、鶴見は漂泊者との交易交流が常民の活力の賦活に寄与していたとし、漂泊者との出会いそのものが、常民が社会変動の担い手となり得る条件であるとする解釈を後に加えている^{注2-18}。

以上の見解は、近代の地域社会を豊かにする上で、流動する人間が一定の役割を果たしていたという点で示唆的であるが、一方で今日ではこのような性質を持った人間像は一般的にはイメージされにくい。定住する人間と流動する人間の関係性にあっても、前述の(1)定住者の漂泊者による差別と

蔑視は住民の世代交代や混在化によってその論拠を次第に失い、(2) 交易の対象としては、商業及び娯楽機能の発達によって必要性を失い、(3) 定住者の漂泊者に対する渴仰も、例えば姉妹都市交流等に異種交流の一側面を見出せなくはないものの、国内全域にわたる現代生活様式の浸透に伴い徐々にその意義を失っていった。これら全ての点において共通するのは、高度経済成長に伴う交通・情報インフラの拡充であり、現代社会が充足させてきた高速化・情報化の為の「手段」が、近代地域社会が必要としていた定住する人間との関係性に基づく流動の目的を喪失させ、流動する人間像及び彼らによる地域への関与を消滅させていったといえる。

2-4-2 生活改良普及員、農業改良普及員による近代化・民主化の推進（戦後～高度成長期）

戦後の中山間地域における地域外の人間の関与については、生活改良普及員（以下、生改普及員）ならびに農業改良普及員（以下、農改普及員）が代表的なものとして挙げられるだろう。これら2つの普及員は、農地改革、農業協同組合事業と共に GHQ による農村民主化の三大改革とされる共同農業普及事業の下、1948年に制定された農業改良助長法（以下、助長法）に基づき農水省によって設置されたものであり、同事業における農家の生活改善を生改普及員が、農業技術の向上を農改普及員がそれぞれ担うこととしていた^{注2-19)}。

1) 生活改良普及員

生改普及員は、農山漁村民が自ら問題を発見・解決できるよう、生活の改善に必要な知識や技術の指導を行う為の人材である^{注2-20)}。「生活をよりよくする」為の「生活技術の改善」、「考える農民を育てる」為の「生活改善（研究）グループの育成」^{注2-21)}の2つを主たる役割としており、とりわけ後者に関しては、民主化への逆行と見做されていた婦人会の存在が強く意識され、生活改善グループを「個人の意思に基づく意欲ある同志の集まり」としてその位置づけを強調している^{注2-22)}。生改普及員は農村出身の女性を中心であったが、学歴基準を満たした者が試験及び研修を経て赴任するものであり、かつ省庁の理念をそのまま展開するのではなく、地域の実情に応じた対応が必要であった為、実質的には彼女らは一定以上の社会階層に属し、高等教育機関で家政学を学んだエリートであった^{注2-23)}。

後述する農改普及員と異なり、既存の関連制度が全く存在していなかった生改普及員は、人材の育成方法や具体的な活動内容が不明瞭なまま設置・運用がなされることとなった^{注2-24)}。その為、有識者として同事業に関わった今（1977）が、当初の「外科的な」生活改善の在り方に対し、家族関係における封建制の解消といった「内科的な」近代化を先行させるべきであると後に指摘した^{注2-25)}ように、同事業は当時の農山漁村に根強く残る因習や迷信による強い抵抗を受けた^{注2-26)}とされており、設置初期の生改普及員の取り組みは農家の「御用聞き」「相談役」としての意味合いが強く、講習会や座談会、展示会等を通じた同事業の意義や重要性の啓発や、婦人会への会合や農家への訪問を中心としていた^{注2-27)}。1950年代からは効率化を進めるべく、担当地区や個別農家を巡回して均一な取り組みを行う

方法から、意欲のある地域に対して生活改善グループの育成を中心とした取り組みを重点的に行う方法が取られることとなり、それに伴い生改普及員の主たる役割は、グループ・ダイナミクス的なプロセスを通じた生活改善の支援へと移っていくこととなる^{注2-28)}。高度経済成長に差し掛かり、農山漁村における耐久消費財の普及や兼業化の進展、更に都市部への人口流出が進んでいく中で、生活改善の方向性は家庭生活から地域生活へと拡張され^{注2-29)}、具体的な取り組み内容も共同施設の導入やむらおこし活動への展開、リーダーの育成等にみられるように多様化、広域化していく^{注2-30)}。

生改普及員は生活技術の向上ならびに農村女性の地位向上に一定の成果を挙げたとする見解が多く、とりわけ渡辺（2003）は「これら生活改善運動に利用された素材、従事した人材は、現在の開発途上国における農業・農村開発に有効活用し得るものが少なくなく、…（中略）…関連資料の収集・整理等の調査研究も現在行われ始めている。」^{注2-31)}とし、応用可能性を高く評している。

またこうした本来の目的のみならず、生改普及員の取り組みが研究・計画分野においても大きな影響を及ぼしたことを忘れてはならない。若手の建築計画学者によって農村建築研究会（以下、農建）が発足したのは1950年であるが、その代表を務めたのが生活改善普及事業に関わっていた前述の今であったことから、農建の活動に全国各地の生活普及員が参加していた^{注2-32)}ことは注目に値する。玉（2002）によると、1971年の会員名簿には146名の会員のうち41名の生活普及員が名を連ねていた^{注2-33)}とされており、増産中心の戦後農政に一石を投じ、むらづくりの推進に始まった現在の農村計画・地域計画の礎を築く上で、彼女らによる現場での指導や実践報告に基づいた議論の蓄積が多大な貢献を果たしたことは想像に難くない。

2) 農業改良普及員

農改普及員は、農業技能や経営に関する科学的技術及び知識の普及を行う為の人材である。農業技術指導を担う人材自体は戦前より農会技術員等が存在していたが^{注2-34)}、農村民主化の三大改革である農地改革が地主小作制の、農業協同組合事業が農業会の否定に起因したことと同様、共同農業普及事業は系統農会の否定から始まったものであり、従来の技術育成の組織や体制を抜本的に改め、アメリカ式の普及事業を導入する意向が強く働いている^{注2-35)}。

内山（1953）が「学校での教育は…（中略）…先生はその待っている生徒たちの前に表れればよい。ところが農業普及事業の場合は、…（中略）…学校という柵の中に入っていないで野放しのままの生徒たちを相手に教育する、というのが農業普及事業のそもそもの始まりであった。こういう意味で、まことに<out of school>である。」^{注2-36)}と述べているように、慣行的技術を遅れたものと見做す価値観の下に進められた普及事業は、技術的なギャップの存在や慣行的技術の否定に対する反発、また主たる指導対象が経済的上層の農家に偏っていたこと等の理由から、生改普及員と同様にその取り組みが直ちに受け入れられた訳では無く、1950～60年代の取り組みは限定的なものであった^{注2-37)}。

1970年代以降、農業従事者及びその後継者が減少の一途を辿り、農業や農村を巡る諸情勢が悪化していく中、助長法は改正を重ね、後継者への研修教育の拡充や教育施設との連携の強化、普及事業の補強が図られている^{注2-38)}。

2-4-3 地域づくりに向けた普及員の役割の転換と人的支援の台頭（高度成長期～現在）

前述の2つの普及員は、1991年には農業と生活の普及指導の一体的な推進を図る為、改良普及員として一本化される。更に2004年の助長法の改正に伴い、効率的な普及指導の推進、及び資格の高度化による人材の資質向上を目的に、専門技術員との統合により普及指導員として呼称が統一された^{注2-39)}。農村及び農業の民主化・近代化という目標を一定程度達成した統合以降の改良普及員は、行財政改革や地方分権への対応、輸入農産物の増大、食の安全性に対する消費者の関心等、外部環境の著しい変化への対応を余儀なくされる^{注2-40)}。農水省による「普及事業の在り方に関する検討会報告書」(2003)では、食育・農業体験学習が取り組み内容の一つとして掲げられている^{注2-41)}。他、人材の職能として「地域農業の実態に幅広い知見を併せ持ち、産地づくりや地域リーダーの育成等の地域の農業経営・技術課題の解決のために、スペシャリストや関係機関等との連携の下に推進する地域農業のコーディネート機能」が求められている^{注2-42)}等、これまでの多様化・広域化から、いわば総合化ともとれる、地域づくりへの転換が少なからず意識されたものとなっている。

他方でリゾートブームが去った後、改めて草の根的な取り組みが求められることとなった中山間地域では、行政のみならず地域住民や各種団体との連携による地域づくりが目立つようになり、各種の体験事業やグリーンツーリズムの取り組みが推進されるようになる^{注2-43)}。これらの動きは、かねてより進められてきた都市農村交流の流れを受けたものであるが、とりわけ高度経済成長を通じて拡充されてきた交通・情報インフラの発達、及び経済成長そのものの終焉による、都市住民に対する中山間地域への自然回帰的な欲求の高まりと、そうしたニーズや刺激を受け入れる為の中山間地域の環境・体制づくりとの呼応として進められてきた。こうした流れの中、「田園回帰」「向村離都」として先述したように、余暇行動の場のみならず、自身の生き方を実践する場としての中山間地域への認識が若年層を中心とした都市住民の中で高まっていき、それに応じること、或いは更に促進させることを意図しつつ、中山間地域の実情に噛み合わせた支援策が、国や自治体によって講じられることとなる。

本論文で対象とする人的支援は、こうした潮流の中で生まれたものであるといえる。都市に住まう若年層や学生層を対象に、一定期間の農山漁村での滞在・居住を通し、地域住民との交流や地域づくり活動を行う事業として、1994年に創設された「緑のふるさと協力隊」や1996年に創設された「地域づくりインターン」はその先駆けとして位置づけられるだろう。これらの先行事例の後塵を拝するかたちで、国による人的支援「集落支援員」「地域おこし協力隊」が設置され、現在に至っている(表2-3)。とりわけ「地域おこし協力隊」は、2009年の設置以降多くの外部人材を各地へ輩出することとなり、わが国における中山間地域の「政策」として重要な位置づけがなされていることは、本論文の冒頭で言及した通りである。

表 2-3 外部人材の人数の推移

	95					00					05					10					14	
緑のふるさと協力隊	16	23	15	17	16	17	23	27	35	38	47	44	38	24	36	46	54	54	42	40	30	
地域づくりインターン						13	18	16	26	22	19	24	27	26	26	33	44	53	57	50		
集落支援員																199	449	500	597	694	741	858
地域おこし協力隊																89	257	413	617	978	1511 (名)	

2-5 小結：今後の中山間地域の地域づくりの方向性と外部人材の位置づけ

以上、中山間地域をとりまくわが国の政策の変遷、及び中山間地域における地域外の人間による関与の系譜を追った。

各全総は、変わりゆく社会背景に応じるかたちで、徐々に都市から地方へと射程を移し、「国土の均衡ある発展」という一貫した至上命題を掲げてきた。しかしながら、全総そのものが長期的・広域的であるが故に一定の不確実性を有することは詮方無い^{注2-44)}とはいえ、「国土の均衡ある発展」の最たる要点として捉え続けてきた過疎過密問題については、適切な是正に至ったとは言い難い状況にある。また中山間地域そのものを政策対象として、過疎法や山村振興法による生活・産業基盤のハード整備や、特定農山村法による新規作目の探求が現在に至るまでに図られてきた。各法はそれぞれの段階で一定の成果を挙げながらも、前者は中心地域への依存体質を助長し、後者は限定的な政策手法による地域の実情との隔離を引き起こすこととなり、結果としては地域間の格差是正には至っていない。近年に限っていえば、観光や都市農村交流といったソフト事業への活路が見出せなくはないものの、五全総が掲げる「多自然居住地域」を実現させる為の「参加と連携」には、少なくとも国政スケールによる対応では程遠い段階にあると言わざるを得ないだろう。

そうした中で、中山間地域の現場における取り組みは、紆余曲折を経ながらも徐々に実直な地域づくりへと展開されてきた。国土利用計画との解釈の差はあるものの、新たな価値観に基づいた「都市との格差是正」に向けた地域づくりがようやく端緒に就いたといえる。中山間地域の人口動態は社会減から自然減へとその様相を変えつつあり、今まさに大きな転機を迎えている。小田切（2009）が前者を「人の空洞化」「土地の空洞化」「むらの空洞化」とし、後者を「誇りの空洞化」と表現した^{注2-45)}ように、高度成長期から続く中山間地域の人口減少の要因は根深いものであり、その根深さに対する関心が払われないうちに、縮減社会に応じる為の「選択と集中」を第一義とした政策が進められつつあることもまた事実であろう。先の小田切は「この場合の「内発的発展」とは、真の地域主導ではなく「小さな政府の下での政策支援なき自力更正の強制」に他ならない。」^{注2-46)}と指摘する。

戦後間もなく設置された2つの普及員も、1990年代以降急速に拡充されてきた人的支援も、本質的には住民の自主性を尊重し、住民自らによる自発的な行動を支援するものである点で共通しているが、とりわけ後者は、当該人材に専門的な職能が必ずしも必要とはされない点、次世代を生きる人間の新たな自己実現の場として中山間地域が位置づけられている点、また地域での取り組みや住民との関係構築を通じた定住人口の増加が意図されたものである点において、普及員とは明確に区別されるものであるといえるだろう。またこうした新たな流動の発生の契機ともいえる人的支援の創設の背景に、かつての漂泊者の存在意義を失わせる要因となった高度経済成長に伴う交通・情報インフラの拡充や現代生活様式の浸透が強く影響している点においても示唆的である。

人的支援の台頭によって、中山間地域がライフステージあるいは個々の目的の為に流動する人間を地域づくりの担い手として獲得・活用する為の機会は相応に整いつつあり、過疎問題を直接的に解決する為の「定住人口の獲得」は地域づくりの目標としてより現実味を帯びたものともなった。しかし

ながら、今後本格的な縮減社会を迎えるにあたっては、地域スケールと国土スケールの両面における人的資源の減少を念頭に置く必要がある。今後の中山間地域の地域づくりは、公的支援のみならず民間による、地域に根差した取り組みが重要であることは言うまでもないが、その上で、流動する人間をダムのように限られた地域で留めるのではなく、外部人材を、地域間を流動しながら各地の活力の賦活に貢献してきたかつての漂泊者の姿にいま一度重ね、一定程度の転出を容認することによって人的資源のシェアを図りながら、各地で自前の永続的な地域づくり体制を興し、共存共栄していくことが求められているといえるだろう。

2-6 関連研究の分類とその動向

前節での整理と課題を踏まえ、既往研究^{注2-47)}の系譜を追う(図2-1)。

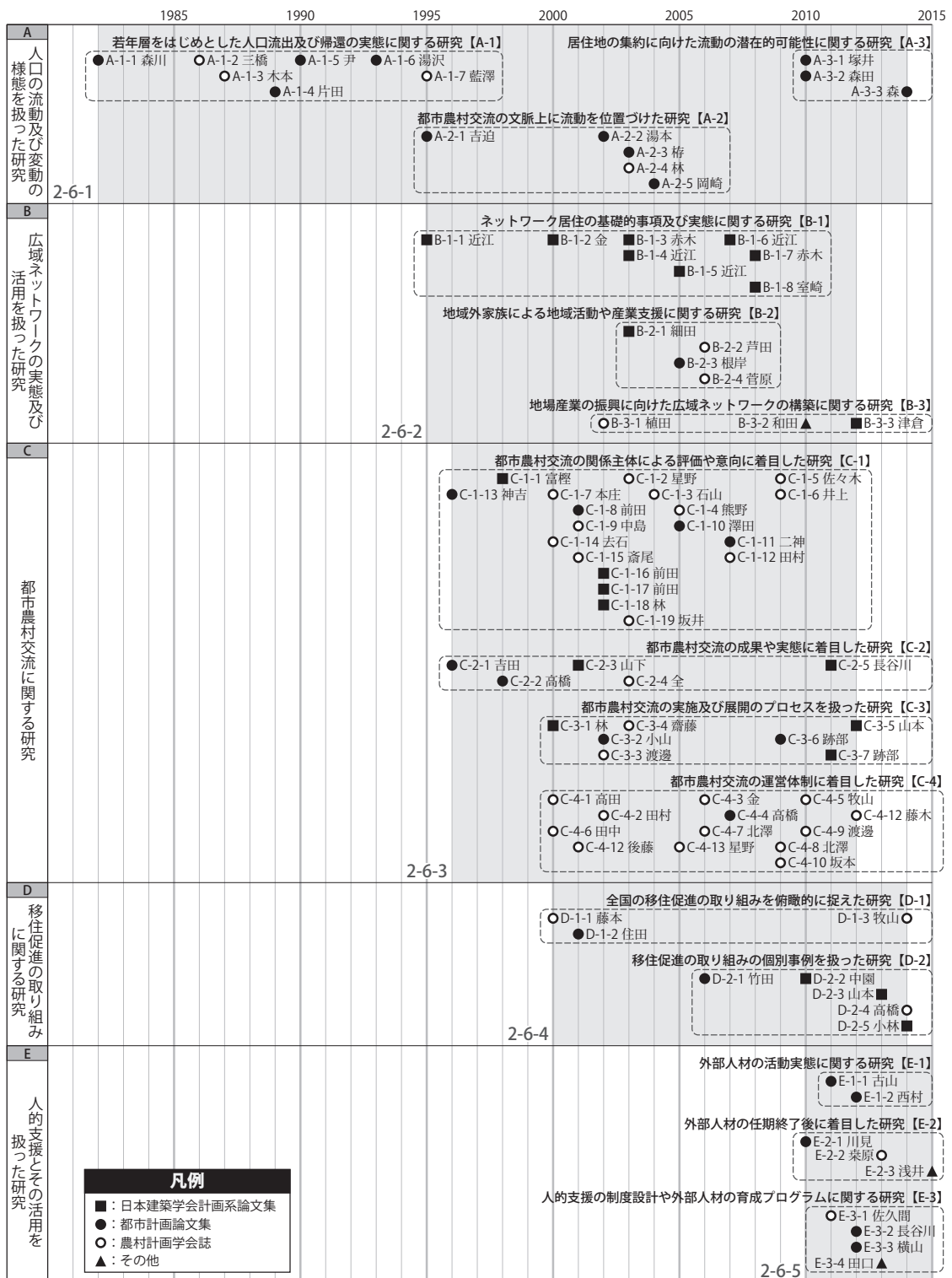


図2-1 関連研究の一覧

2-6-1 人間の流動及び人口変動の様態を扱った既往研究 (A-1 ~ A-3)

人間の流動や人口変動に関する研究については、当該地域への移住誘致や地域の集約化といった観点から、多くの研究蓄積がなされてきた。これらの研究は、若年層をはじめとした人口流出及び帰還の実態に関する研究 (A-1)、都市農村交流の文脈上に流動を位置づけた研究 (A-2)、居住地の集約に向けた流動の潜在的可能性に関する研究 (A-3) の3つに大別される。

また、災害等を契機とした受動的な流動は、2004年10月の新潟県中越地震、2007年3月の能登半島地震、2011年3月の東日本大震災等における防災集落移転事業を中心に一定の研究蓄積がなされているが、ここで扱う人間の流動は能動的なものに限定することとし、ここでは参照対象に含めないものとする。

1) 若年層をはじめとした人口流出及び帰還の実態に関する研究 (A-1 : 1982-1995)

過疎問題の発端である、わが国最初の流動は1950～1970年代の若年層の流出であることは先に述べた通りであるが、その実態を追うかたちで、1980～1990年代にかけて過疎地域における人口流出の構造化や帰還の可能性に関する議論が蓄積されてきた。およそ1980～1990年代中葉までのこれらの研究蓄積の殆どで、「若年層のUターン」を意図した「就業機会ならびに労働環境の整備」の重要性が主張されている。

滋賀県高島郡朽木村の青少年層を対象に、居住環境に対する評価と併せ、転出意向の類型化とその要因を明らかにした森川らは、生活の利便性及び就労機会が主たる転出要因として存在すること、また農山村環境への評価はライフステージによって変わり得るとした上で、帰還志向を有する一定層に向けた環境整備が必要であることを述べている (A-1-1 : 都 1982)。また還流する中高齢者を潜在的な担い手として位置づけ、家からの通勤をやめる「在宅還流」、及び他所から離職転入する「Uターン還流」の2つの還流形態を設定した上で実態把握を行い、地域社会に及ぼす影響を分析した三橋らは、還流が実質的には「在宅還流」に限定されることと併せて、若齢者層の還流が起こりにくくなっていることを明らかにしている (A-1-2 : 農 1986)。更に新潟県長岡市内の高校出身の若青年層を対象に、高校卒業時及びその後の移動の実態を、性別や進路、学校との関連性から分析した木本らは、UJターナー者が半数近くに及んでいながらも、進学移動は一時的であり就職移動は定定的であることから、高学歴者の就業機会を地域に設けることによる人口の地方分散の必要性を指摘している (A-1-3 : 都 1987)。愛知県南設楽郡鳳来町を対象に、町内外居住者の居住地の変遷、及び各時点での生活水準の満足度の把握から、農山村における転出及び帰還行動の行動メカニズムを導いた片田らは、町内の生活環境への不満意識が転出をもたらし、また農山村特有の「行動制限 (家産の継承、親の扶養)」が、従業地ならびに世帯構成の変化を伴う帰還をもたらしている実態を明らかにしている (A-1-4 : 都 1989)。また岡山県津山市を対象に、転出時期別にみた地方都市出身者のふるさと回帰意識の構造分析を通じ、地方都市におけるUターン世帯向け住宅施策の在り方を考察した尹らは、生活安定層の

殆どは帰還意向が無いとしつつも、「住宅があれば帰りたい」とする層が一定数存在し、彼らが定年後に帰郷しやすい条件を整えることが重要であるとしている（A-1-5：都 1990）。更に新潟県栃尾市を対象に、高校卒業者の職業選択モデルの作成及び転出入者の実態の把握を通し、生活環境と労働環境の要因を組み込んだ居住地選択モデルを構築した湯沢らは、高校卒業生の転出行動が人口減少に拍車を掛けていることを指摘し、当該過疎地域やその周辺における就業多様性及び労働環境の質的向上を担保することの必要性を述べている（A-1-6：都 1993）。

冒頭で述べた通り、これらの既往研究において指摘されてきた点は若年層の帰還を意図した労働環境の整備であるが、鳥根県の過疎指定市町村を対象に、1970～1990年の人口変動からみた集落類型とその特徴を明らかにした藍澤らは、集落人口の安定化の為には集落内のアクセス性や便益性の向上が重要であるとしながらも、農業を中心とした集落内部活力の維持によって立地の不利を補うことも可能であるとしている（A-1-7：農 1995）。

- A-1-1) 森川稔：農山村青少年の居住環境評価と転出・帰還志向 - 滋賀県朽木村を事例として -、日本都市計画学会学術研究発表会論文集、第 17 巻、pp.163-168、1982.10
- A-1-2) 三橋伸夫、岡村純、荒樋豊：農村地域における中高齢還流者の地域社会活動に関する研究 - その 1 中高齢還流の動向について -、農村計画学会誌、第 5 巻（第 3 号）、pp.34-47、1986.12
- A-1-3) 木本広光、大西隆、中島尚志：若年層の居住地移動に関する研究 - 長岡市内高校出身者のケーススタディ -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 22 巻、pp.175-180、1987.10
- A-1-4) 片田敏孝、廣島康裕、青島縮次郎：農山村住民の転出・帰還行動における意思決定の構造に関する研究、日本都市計画学会学術研究論文集、第 24 巻、pp.37-42、1989.10
- A-1-5) 尹孝鎮、三村浩史、リムボン：転出時期別に類型化された地方都市出身者の“ふるさと回帰意識”構造 - 津山市地域住宅計画にみる U ターン世帯向け住宅施策の課題 -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 25 巻、pp.745-750、1990.10
- A-1-6) 湯沢昭、須田熙：過疎地域における社会的人口動態の構造分析 - 新潟県栃尾市を事例として -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 28 巻、pp.649-654、1993.10
- A-1-7) 藍澤宏、有泉龍之：過疎地域における集落人口変容からみた集落類型に関する研究、農村計画学会誌、第 14 巻（第 3 号）、pp.18-29、1995.12

2) 都市農村交流の文脈上に流動を位置づけた研究（A-2：1995-2004）

一方で 1990 年代中葉以降は、転出に至る要因や転入に向けた要件の把握を通し、都市農村交流の潮流に流動を位置づけた研究がみられるようになる。これまで第一義としてきた「就業機会ならびに労働環境の整備」だけではなく地域の特性を活かした方策によって、また「若年層の U ターン」だけではなく多様な人間層の流入を促すべきであるとした 1990～2000 年代の研究蓄積に共通する知見は、現在の地域づくりの実践の場においても重要な視点として位置づけられている。

栃木県内の 3 町村を対象に、当該町村に実家を持つ自治体外居住者の帰郷頻度及び帰郷時の活動に影響を及ぼす要因から類型化を行い、行動指標との関連性を分析した吉迫らは、ライフステージの進

行に伴い帰郷の形態が変化すること、また単身世帯や高齢者世帯が多くを占める観光活動と比較して、帰郷活動はその中間である子育て世帯によるものが多いことを指摘している(A-2-1:都1995)。また、とりわけ流入に着目したものとして、自然特性、生活環境、産業形態、アピールポイントという独自の指標に基づいて離島を類型化し、人口増減との関連性を分析した湯本らは、前述の4指標のうち自然特性が人口増加に大きな影響を及ぼしており、「熱帯型離島」では観光振興及び自立的生活基盤の整備によって、「温帯型離島」では漁業への新規就業によって、それぞれ人口増加を遂げていると結論付けている(A-2-2:都2002)ほか、梶らは地域の魅力やコミュニティを賦活する人的資源としての視点から芸術家を対象とし、居住地選択及び転入理由、定住・転出意向の把握から、芸術家は主として自然環境の良さや静かさ、原材料入手のしやすさを理由に居住地を選定しており、概ね居住継続意向は高いことを明らかにしている(A-2-3:都2003)。また京都府内の農村地域44市町村を対象に、若年層男性の人口移動と産業構造との関係を分析した林らは、転出防止の対策と転入促進の対策とを個別に扱う必要があるとした上で、とりわけ後者に対し、都市農村交流の活性化に伴う第3次産業の就業機会を創出していくべきであるとしている(A-2-4:農2003)。更に宮崎県西米良村におけるUターン者を対象に、転入理由及び転入に影響を与えた地域資源の把握を通し、当該地域におけるUターン者増加の要因と変遷を明らかにした岡崎らは、Uターン者誘致の推進に際しては、「就職口」の創出のみならず「村民の交流・活動」や「伝統文化」といった地域に根差した資源を見直し、地域内外で共有を図っていくべきであるとしている(A-2-5:都2004)。

- A-2-1) 吉迫武、永井護：農山村への帰郷行動に関する実証的研究、日本都市計画学会学術研究論文集、第30巻、pp.373-378、1995.10
- A-2-2) 湯本能章、十代田朗、津々見崇：離島の類型と人口増減要因に関する基礎的分析、日本都市計画学会都市計画論文集、第37巻(3)、pp.793-798、2002.10
[離島 / 主成分分析 / 数量化理論Ⅲ類]
- A-2-3) 梶恵利香、吉武哲信、出口近士：芸術家の居住地選択および居住環境評価に関する基礎調査、日本都市計画学会都市計画論文集、第38巻(3)、pp.79-84、2003.10
[芸術家 / 居住地選択 / 居住環境評価 / アンケート調査]
- A-2-4) 林直樹、齋藤晋、高橋強：農村地域における若年層男性の人口移動と産業構造、農村計画学会誌、第22巻(論文特集号)、pp.31-36、2003.11
- A-2-5) 岡崎京子、後藤春彦、山崎義人：Uターン者増加の過程における転入要因の変遷 - 宮崎県西米良村を事例として -、日本都市計画学会都市計画論文集、第39巻(3)、pp.25-30、2004.10
[Uターン者 / 転入要因 / 家族・親戚 / 村民の交流・活動 / 就職口 / 伝統文化]

3) 居住地の集約に向けた流動の潜在的可能性に関する研究 (A-3: 2010-2014)

しかしながら近年では、縮減社会の進展に応じるかたちで、住民合意に基づき居住地を集約していくべきとの見方から流動の潜在的可能性を探る試みもなされつつある。生活基盤の弱体化や、地場産業・地域社会の衰退によって、今後住まい続けることが困難となる集落は確実に存在するものの、以下で言及する既往研究の知見によると、実際に居住地を集約していく上では、集落の実情を十分に整

理した上で、住民の意向の把握や転出先の諸条件の整備等多くの障壁が存在していることが伺える。

広島県三次市内の旧町村4地区を対象に、中山間地域住民の居住の実態及び移住検討の契機の把握を通し、住民の移住条件と移住意向の関係を明らかにした塚井らは、移住施策において考慮すべき点として、費用や家屋の確保及び移住後の家屋維持への補助といった短期的な要素に加え、所有家屋や土地管理方法に関する懸念の払拭を長期的な勘案事項として挙げている（A-3-1：都2010）。また群馬県六合村を対象に、住民の居住意向とその要因の把握を行った森田らは、集落の諸状況より拠点集落、共生集落、縮退集落からなる分類を行った上で、当該村域の集約の実現に向けた具体的内容とそのプロセスを具体的に提示している（A-3-2：都2010）。一方で、同じく都市の縮退を前提とし、福島県いわき市を対象に公共交通や商業・医療施設等の撤退といった都市構造リスクに対する都市住民の認識の把握を通し、潜在的な転居意向を持つ層の存在とその地域内分布を示した森らによる研究では、中山間地域においては潜在的に転居意向が低いことが明らかになっている（A-3-3：都2014）。

- A-3-1) 塚井誠人、桑野将司：中山間地域住民の移住意向と移住要件に関する分析、日本都市計画学会都市計画論文集、第45巻(3)、pp.277-282、2010.10
[居住地再編 / 世帯移住要件 / オーダード・ログリニア・モデル]
- A-3-2) 森田哲夫、塚田伸也、佐野可寸志：過疎・高齢地域における集約型居住に向けた人口動向・居住意向の分析 - 群馬県六合村におけるケーススタディ -、日本都市計画学会都市計画論文集、第45巻(3)、pp.511-516、2010.10
[過疎地域 / 高齢者 / 集約型地域 / 居住意向]
- A-3-3) 森英高、谷口守：潜在的な転居意向の実態とその要因に関する調査報告 - 居住地の都市構造リスク認識という観点から -、日本都市計画学会都市計画論文集、第49巻(3)、pp.405-410、2014.10
[転居意向 / 都市構造リスク / リスク認識]

4) 関連研究のまとめ (1)：人間の流動及び人口変動の様態を扱った研究の動向

以上、人間の流動及び人口変動の様態を扱った研究による知見を概括すると、人的資源が枯渇する地方や過疎地域における人間流動のコントロールのスタンスは、就業機会や労働環境の整備によって流出した若年層を取り戻すという姿勢から、地域資源の活用や交流を通して多様な層の人間を誘致するという姿勢へと変化していることが確認できる。「都市的条件の担保」から「農山漁村的条件の活用」への転換とも換言できるこうした流れは、後に述べる定住促進や都市農村交流の議論へと引継がれていく。一方で生活機能の水準を保つ為にインフラや居住地を効率的に集約していく、いわゆる「むらたたみ」に関する議論も活発化しつつあることが窺える。

2-6-2 広域ネットワークの実態及び活用を扱った既往研究 (B-1 ~ B-3)

前述の人口変動の研究動向と歩調を合わせるように、当該地域への移住を前提としないかたちで地域活動や産業を維持していく為の広域ネットワークの実態を追った研究も、概ね2000年代から蓄積されてきている。これらの研究は、ネットワーク居住の基礎的事項及び実態に関する研究 (B-1)、地域外の家族による地域活動や産業支援に関する研究 (B-2)、地場産業の振興に向けた広域ネットワークの構築に関する研究 (B-3) の3つに大別される。

1) ネットワーク居住の基礎的事項及び実態に関する研究 (B-1 : 1995-2008)

広域ネットワークの活用の代表的なものとしては、生活機能の補完に向けたネットワーク居住が挙げられる。地域外に及ぶ広域ネットワークの活用の先駆けとして、その成立条件や基礎的性格に関する研究が1990年代より蓄積されてきた。

ネットワーク居住に関する研究の代表的なものとして、近江、金、赤木らによる一連の研究がある。これらの研究蓄積からは、居住の多拠点化に伴うネットワークの構成員としての「世帯」と「単身者」の役割の違いが存在すること、農山村地域と都市地域における家族意識には差異があり、とりわけ前者では住機能の地域的分散といえる段階には達していないこと、ネットワーク居住の構築に際するイニシャルコスト及びランニングコストの発生によって消費が加速する傾向にあること、結婚や親の死去をはじめとするライフステージの段階によって家族意識の範囲が拡張すること、ネットワークの広がりや地理的要因の影響を受けつつも徐々に脱地域化傾向がみられること等が明らかになっている (B-1-1 : 建 1995、B-1-2 : 建 2000、B-1-3 : 建 2003、B-1-4 : 建 2003、B-1-5 : 建 2005、B-1-6 : 建 2007、B-1-7 : 建 2008)。また京都府下の旧小学校区を対象に、日常生活を支える個人及び地縁ネットワークから独居高齢者の社会環境を明らかにした室崎らは、独居高齢者が活動領域を縮小させつつも近隣住民や家族の支援によるコンパクトな生活を送る中で、地縁ネットワークの空間的要素が市場経済の中で減少しつつあることを指摘している (B-1-8 : 建 2008)。

- B-1-1) 近江隆、金貞均、小倉啓太：ネットワーク居住の成立形態と住機能の変化、日本建築学会計画系論文集、第468号、pp.161-169、1995.02
[ネットワーク居住 / 家族 / マルチハビテーション / 単身者 / 住機能の変化]
- B-1-2) 金貞均、近江隆：地方中小都市及び農山村地域におけるネットワーク居住の成立とその役割、日本建築学会計画系論文集、第528号、pp.195-202、2000.02
[分散居住 / ネットワーク居住 / 家族意識範囲 / 高齢者世帯 / 地域性 / 中間拠点]
- B-1-3) 赤木美苗、近江隆：ネットワーク居住における子他出世帯の住生活関係費、日本建築学会計画系論文集、第564号、pp.271-278、2003.02
[ネットワーク居住 / ライフステージ / 世帯 / 住生活関係費]
- B-1-4) 近江隆、赤木美苗、伏見沙和子：地域別ネットワーク居住実態の調査分析の枠組み - 仙台市を事例として -、日本建築学会計画系論文集、第566号、pp.119-125、2003.04

[ネットワーク居住 / 家族意識 / 世帯 / 住宅建て方 / 住宅所有関係]

- B-1-5) 近江隆、赤木美苗、鈴木洋伸、佐々木美紀：ネットワーク居住における親族的広がり地域性 - 東北地方を事例として -、日本建築学会計画系論文集、第 594 号、pp.139-146、2005.08
[ネットワーク居住 / 家族意識 / 地域性 / 世帯 / 家族形態]
- B-1-6) 近江隆、赤木美苗、佐々木美紀、武内麻子：ネットワーク居住の基本的特性およびライフサイクルでみるネットワーク居住構造分析、日本建築学会計画系論文集、第 619 号、pp.149-156、2007.09
[世帯 / 家族 / ライフサイクル]
- B-1-7) 赤木美苗、石坂公一、武内麻子：ネットワーク居住における世帯属性別の交流特性、日本建築学会計画系論文集、第 624 号、pp.401-406、2008.02
[ネットワーク居住 / 世帯 / 家族 / ライフサイクル / 交流目的]
- B-1-8) 室崎千重、重村力、山崎義人：一人暮らし高齢者の居住継続を支える近隣環境に関する研究 - 京都市都心部の旧富小学校区を事例として -、日本建築学会計画系論文集、第 631 号、pp.1907-1914、2008.09
[高齢者 / 居住継続 / 1人暮らし / ネットワーク居住 / 地域生活]

2) 地域外の家族による地域活動や産業支援に関する研究 (B-2 : 2003-2006)

ネットワーク居住の関連研究とほぼ時を同じくして、当該地域外の家族による地域活動や産業支援に焦点を当てた研究がなされている。同時期に展開されてきた都市農村交流等の先進事例と比して即効性に劣る為に政策的な支援も難しく、近年では関連研究は殆どみられないが、地元への愛着や個人的な繋がりによって、住まずしても地域を支えるという方法論は、長期的視座に基づいた地域の持続の在り方に多くの示唆を与えている。

農作業への支援の観点から、長野県信更地区赤田区を対象に、地域外家族の帰省時の農作業労働力について農家の年齢分類ごとの特徴を明らかにした細田らは、地域外家族を含めた都市と農村とを跨ぐ新たな家族像を提示している (B-2-1 : 建 2003) ほか、農山村における他出子弟による地域への関与、及び農業への支援の実態を把握し、直系・傍系を問わず他出子弟が地域社会及び産業の維持に一定程度貢献していること、帰省頻度のピークが 30 歳代前半、農作業支援頻度のピークが 40 歳代であること、結婚がふるさとへの関与を強める契機となっていることを明らかにした芦田らは、当該農山村から一定距離の居住エリアを設定し、他出子弟の転出をその範囲に留める為の定住条件を整えることの重要性を指摘している (2-2-2 : 農 2006)。地域社会や地域活動への関与については、埼玉県秩父市中宮地町を対象に、転出者の帰属性や帰省時の行動の特徴及び地域活動への参加意欲を明らかにした根岸らは、転出者が故郷に対する関心を抱き、地域活動への意欲を育むには時間が必要であること、また転出者と地域の繋がりを生む場として祭事存在が重要であること、更に地域の情報を積極的に発信し、地域活動への参加の機会を設けることが重要であるとしており (B-2-3 : 都 2005)、愛媛県松山市在住の農山村出身者を対象に、離村者の地域社会に対する関心の特徴の把握を通し、離村者の関心が段階性を持つことを明らかにした菅原らは、個々人の離村時の社会背景やライフステージを踏まえたふるさとからの働きかけを検討することを提言している (B-2-4 : 農 2006)。

- B-2-1) 細田祥子、後藤春彦、山崎義人：中山間地域における地域外家族による農作業の労働力の特徴と意義 - 長野県信更地区赤田区を事例として -、日本建築学会計画系論文集、第 574 号、pp.69-76、2003.12
[耕作放棄 / 地域外家族 / 年齢分類 / 農作業 / 労働力 / 平均日数]
- B-2-2) 芦田敏文：他出子弟のふるさとへの関与実態と地域農業維持に果たす役割 - 北関東中山間地域農村を対象として -、農村計画学会誌、第 25 巻 (論文特集号)、pp.473-478、2006.12
- B-2-3) 根岸亮太、後藤春彦、田口太郎、井上由梨：転出者の故郷における地域活動支援への参加意識に関する研究 - 埼玉県秩父市中宮地町からの転出者を対象として -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 40 巻 (3)、pp.973-978、2005.10
[高齢者 / 居住継続 / 1 人暮らし / ネットワーク居住 / 地域生活]
- B-2-4) 菅原麻衣子、藍澤宏、井橋朋子、富士宗一郎：離村者の出身地の地域社会に対する関心と参画 - 高齢化した農山村地域における地域社会の新たな運営方法 -、農村計画学会誌、第 25 巻 (論文特集号)、pp.461-466、2006.12

3) 地域振興に向けた広域ネットワークの構築に関する研究 (B-3 : 2002-2012)

以上の広域ネットワークによる生活及び産業や祭事の補完事例が蓄積される中で、研究蓄積は少ないものの、産業をはじめとする地域振興に向けた広域ネットワークの構築を扱った研究もみられる。地域振興という同一の目的を有しつつも、ネットワーク構築の為の多様な手段の事例が報告されている。

広島県世羅高原における 6 次産業化の取り組みを対象に、生産者ネットワーク形成の成果と課題を明らかにした植田らは、行政と生産者の新たな役割分担の構築と連携の強化を今後の課題として挙げている (C-3-1 : 農 2002)。広島県内に居住する人や広島県と何らかの関わりを持つ人間によるウェブログ「広島ブログ」を対象に、ブログの作者間および作者と読者間の結合関係を明らかにした和田は、地理的制約を越えた社会関係資本の形成・維持の場として、またそれらを通じた実社会での活動を創出する場としてのウェブログ・ポータルの有用性を指摘している (B-3-2 : 2010)。また材木産業の集積地である静岡県下の天竜川流域を対象に、産業地域の再構築に向けた条件を明らかにした津倉らは、かつての産業集積地においては、インフォーマルな個人的ネットワークに基づく内発的な動きによって、自然的地形条件に即した圏域が再構築される可能性を見出している (B-3-3 : 建 2012)。

- B-3-1) 植田幸子、星野敏、佐藤豊信：広域的な生産者ネットワーク形成の効果と今後の課題 - 広島県世羅高原 6 次産業ネットワークの事例 -、農村計画学会誌、第 21 巻 (第 2 号)、pp.153-162、2002.09
- B-3-2) 和田崇：ウェブログ・ポータル「広島ブログ」を介した社会的ネットワークの形成と活用、経済地理学年報、第 56 巻 (第 2 号)、pp.69-87、2010.06
[インターネット / ウェブログ / 広島県 / 社会的ネットワーク]
- B-3-3) 津倉真優子、後藤春彦、佐藤宏亮、山村崇：社会的ネットワークによる流域圏の再構築 - 天竜川流域圏の材木産業を事例として -、日本建築学会計画系論文集、第 673 号、pp.593-600、2012.03
[流域圏 / 天竜材 / 家族 / 社会的ネットワーク / 越境地域政策]

4) 関連研究のまとめ (2) : 広域ネットワークの実態及び活用を扱った研究の動向

以上、広域ネットワークの実態及び活用を扱った研究による知見を概括すると、まず地域外の担い手による当該地域への関与のかたちが徐々に多様化していることが窺える。一方で彼らのライフステージの移行によるタイムラグへの考慮や、情報発信をはじめとする当該地域側からの積極的な働きかけが必要であることがわかる。またこうした動きは都市化や交通インフラの進展に大きく左右されるものであり、広域ネットワークを効果的に活用していく上では地理的条件に基づいた一定の範囲を設定すべきであるとする見解が多くみられるが、今後更なる情報インフラの拡充を踏まえ、より広域的・長期的な視座に基づいた地域づくりの展開可能性が見出されつつあることが分かる。

2-6-3 都市農村交流を扱った既往研究 (C-1 ~ C-4)

都市農村交流に関する研究は、全国で取り組みが活発化し始めた1990年代末葉以降、農村計画分野を中心に多くの研究蓄積がなされてきた。これらの研究は、都市農村交流の関係主体による評価や意向に着目した研究 (C-1)、都市農村交流の成果や実態に着目した研究 (C-2)、都市農村交流の実施及び展開のプロセスを扱った研究 (C-3)、都市農村交流の運営体制に着目した研究 (C-4) の4つに大別される。

1) 都市農村交流の関係主体による評価や意向に着目した研究 (C-1 : 1996-2009)

都市農村交流は経済効果のみならず交流を介した多様な副次的効果に意義を見出される傾向にある為、関係主体による評価や意向に着目した研究は当該分野の当初から取り組まれており、とりわけ蓄積が多い。大別すると、参加者・利用者側となる都市住民の意向やニーズに着目したもの、受け入れ側となる地域住民や地場産業従事者の意向に着目したもの、参加者・利用者側と受け入れ側の意向の差異や対応関係に着目したものの3分類がある。

参加者・利用者側となる都市住民の意向に着目したもののうち、都市農村交流プログラムの改善等の為の都市住民のニーズを分析した研究として、大阪府下の住民を対象に、グリーンツーリズムに対する需要を分析した富樫らは、都市住民が潜在的に農山村に自然や文化に魅力を感じ、農山村で休暇を過ごすことに興味を抱く一方で、欧米のような長期滞在はすぐには期待出来ないと結論付けている (C-1-1 : 建 1997) ほか、神戸市内の住民を対象に、都市農村交流に関するニーズを調査した星野は、村づくり計画の多くが農村側の意向だけで交流事業が組み込まれていることを背景に、農村側の思惑と都市側のニーズに大きな隔たりが生じていることを指摘した上で、交流事業を計画する際の、特定の階層やグループを対象として絞り込んだ上で、満足度の高い交流内容を設定すべきであるとしている (C-1-2 : 農 2003)。また岡山県吉永町の宿泊施設に設置された落書き帳のメッセージにテキ

ストマイニング手法を適用し、来訪者のニーズを分析した石川らは、来訪者の年齢層ごとに感じる魅力に差異があることに着目し、各年代のニーズに対応した新たな魅力の創出の方向性を導き出している（C-1-3：農 2004）。更に新潟県魚沼市で実施されている病院と温泉街を活用した都市農村交流事業を対象に、利用者による事業評価を分析した熊野らは、都市農村交流事業が近い将来直面する課題として、事業拡大に伴う都市民の多様なニーズへの対応、過疎化が進む中での受け入れ体制の確立の2点を挙げている（C-1-4：農 2005）。

次に、都市農村交流の体制や人材育成の為の利用者の意向や行動を分析した研究として、奈良県明日香村の滞在型ボランティアプログラムを対象に、参加者の意向を踏まえた活動の維持・継続について考察した佐々木らは、地元住民がボランティアの重要性を認識しながらも、地元を主体とした地域への積極的な意識の形成を図る必要があること、またその為には地域内外を繋ぐ中間組織及び活動を支援する公的セクターの役割が重要となることを主張している（C-1-5：農 2009）。またD-2-5と同様の事例である茨城県八千代町のクライנגルテンを対象に、地元住民との交流に対する利用者の意識と行動を分析した井上らは、利用者との交流による地元住民の活性化という観点から、募集の段階から交流への積極的な意識を持った利用者を集めること、利用者の交流への意識を育てることの2点が重要であるとし、イベントへの参加、または実施への参画を促していくべきであるとしている（C-1-6：農 2009）。

受け入れ側となる地域住民や地場産業従事者の意向に着目したものとしては、新潟県小国町を対象に、都市農村交流における住民の関わり及び意識を分析した本庄らは、営利活動と非営利活動、不特定多数対象と特定少数対象という性格の異なる活動が地域内で相補的かつ複合的に連携しつつバランス良く展開していくことが重要であるとした上で、住民が主導する交流活動機会の拡充、またその過程での行政内部の密接な連携、集落の地域条件に応じた計画・構想策定の必要性を指摘している（C-1-7：農 2000）ほか、新潟県刈羽郡高柳町荻ノ島集落を対象に、交流観光による茅葺き民家保全の取り組みに対する住民意識を分析した前田らは、住民の世代間で意識の差異が生じていること、及び地域の負担が大きいことを踏まえ、地域内外の交流機会の確保による世代間の意識格差の克服及び財的・人的支援の充実化が必要であると結論付けている（C-1-8：都 2001）。また都市農村交流を20年以上にわたり実施してきた群馬県新治村を対象に、住民による生活環境への影響及び参加に関する姿勢に関する評価を明らかにした中島らは、来訪者の増加による生活環境の悪化、若年層の参加機会の少なさ、参加意向の低さ及び行政との意見交換の不足を課題として挙げており、事業の計画段階からこうした課題を考慮すべきであるとしている（C-1-9：農 2001）。更に長崎県波佐見町における作家受け入れ事業を対象に、受け入れ側となる窯業従事者の意向及び交流形態を分析した澤田らは、安定した事業継続の仕組みづくりが必要としながらも、窯業従事者が交流事業の成果を自身の仕事に活用するという副次的・長期的な成果を見出している（C-1-10：都 2005）。兵庫県神戸市の事例を対象に、地区レベルの計画に位置づけられた交流活動の効果と課題を、住民の意向から明らかにした二神らは、都市農村交流が当該地区の抱える課題を解決するだけの効果を及ぼしていないもののコミュニティの活性化に大きく寄与したとし、コミュニティの活力を維持しながらより幅広い取り組みへと展開させていくことが重要であるとの展望を述べている（C-1-11：都 2007）。宮城県加美町における中学生を対象とした農作業体験受け入れ事業を取り上げ、住民意識の把握を試みた田村らは、潜在的な受け入

れ農家が一定数存在していることを踏まえ、受け入れ水準の維持との両立を図る為の情報提供やガイドラインの策定が必要であるとしている（C-1-12：農 2007）。

参加者・利用者側と受け入れ側の意向の差異や対応関係に着目したものとして、京都府美山町におけるグリーンツーリズムを対象に、地元住民の参加意向と利用者の余暇活動ニーズとの比較から取り組みの課題を明らかにした神吉は、グリーンツーリズムの推進初期においては、多数の通過型観光客のもてなしを重視しながら、滞在、交流参加、定住へと段階的に利用者を定着させていくことが重要であると述べている（C-1-13：都 1996）ほか、都市住民及び農家への意識調査を通して農家民宿の定着可能性を検証した去石らは、農家民宿の利用希望者及び農家民宿の改行希望者が共に一定数存在していることを明らかにし、開業に向けた情報提供及び財的支援が急務であると結論付けている（C-1-14：農 2000）。また住民の定住意識向上という都市農村交流の副次的効果に焦点を当て、集落内の住民の日常・非日常の集落外との関係を分析した斎尾は、日常生活や普段持つ意識とかけ離れない範囲での「構えない交流」が重要であると主張している（C-1-15：農 2001）。更に4府県の棚田オーナー制度を対象に、都市住民及び地域住民の事業への認識を分析した前田らは、都市住民と地域住民との交流が、農村地域の活性化だけではなく周辺地域や都市の生活環境、住民のライフスタイルにまで波及効果を及ぼすこと、また棚田オーナー制度の運営方針と地域住民の参加状況には関連があることを明らかにしている（C-1-16：建 2002、C-1-17：建 2002）。後述するC-3-1及びC-2-2の続報として、都市住民及び地域住民の評価や意向を明らかにした山下らは、農村側が都市側の視点からの地域の評価をよく理解し、地域外へアピールできる地域づくりを進めていくことが重要であるとし、農村地域の経済効果を求めるビジネスとしての側面のみならず、地域住民の意識の向上と生活の利便性向上に資するものとすべきと主張している（C-1-18：建 2002）。兵庫県における交流・体験型ツーリズムを対象に、都市住民及び地域住民双方の意識やその背景を明らかにした坂井らは、両者を繋ぐコーディネーターを公的支援によって設置する必要性を指摘している（C-1-19：農 2003）。

- C-1-1) 富樫穎、米原慶子：都市住民のグリーンツーリズム需要に関する研究 - 大阪府下都市近郊農山村に対するグリーンツーリズム需要 -、日本建築学会計画系論文集、第497号、pp.117-122、1997.07
[農村計画 / 都市近郊農村 / グリーンツーリズム / 都市農村交流]
- C-1-2) 星野敏：都市住民の都市農村交流ニーズに関する研究 - 神戸市北区 Ka 地区での村づくりを事例として -、農村計画学会誌、第5集、pp.229-234、2003.11
- C-1-3) 石川修、星野敏：テキストマイニングを用いた都市農村交流ニーズの把握 - 岡山県吉永町ふるさと村の八塔寺山荘の落書き帳を対象として -、農村計画学会誌、第6集、pp.181-186、2004.11
- C-1-4) 熊野稔、亀野辰三：病院と温泉街を活用した都市農村交流事業の評価と方向性 - 新潟県魚沼市「健康やまどびあ事業」を事例として -、農村計画学会誌、第7集、pp.205-210、2005.11
- C-1-5) 佐々木孝子、大澤啓志：地域景観保全における滞在型ボランティアプログラムの活用 - 「景観ボランティア明日香」を事例として -、農村計画学会誌、第27巻（論文特集号）、pp.197-202、2009.02
- C-1-6) 井上真美、牧山正男：滞在型市民農園利用者の地元住民との交流に対する意識と行動 - クラインガルテン八千代を事例として -、農村計画学会誌、第27巻（論文特集号）、pp.221-226、2009.02
- C-1-7) 本庄宏行、三橋伸夫、藤本信義：都市農村交流活動の展開と住民意識 - 新潟県小国町を事例として -、農村計画学会誌、第2集、pp.277-282、2000.12
- C-1-8) 前田直之、後藤春彦、佐久間康富：交流観光における茅葺き民家集落保全の住民意識から見る課題と展望 -

- 新潟県刈羽郡高柳町萩ノ島集落を事例にして -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 36 巻、pp.361-366、2001.10
[茅葺き民家 / 保全 / 交流観光 / 住民意識 / ボランティア]
- C-1-9) 中島正裕、千賀裕太郎、齋藤雪彦：都市農村交流活動に対する住民の評価に関する研究 - 群馬新治村を事例として -、農村計画学会誌、第 3 集、pp.25-30、2001.12
- C-1-10) 澤田章、後藤春彦、田口太郎、井上由梨：地場産業に依拠した交流事業の現状と課題 -、長崎県波佐見町における産業振興を目的とした作家受け入れを事例として -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 40 巻(3)、pp.967-972、2005.10
[交流活動 / 地場産業 / 地域住民]
- C-1-11) 二神茉莉子、柴田祐、澤木昌典：地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究 - 神戸市共生ゾーン条約を事例に -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 42 巻 (3)、pp.877-882、2007.10
[都市農村交流 / 里づくり計画 / 地区レベル計画 / 神戸市]
- C-1-12) 田村孝浩、石田憲治：生徒の農作業体験学習の受け入れに対する住民意識の把握 - 宮城県加美町における都市農村交流活動を事例として -、農村計画学会誌、第 26 巻 (論文特集号)、pp.383-388、2007.12
- C-1-13) 神吉紀世子：グリーン・ツーリズムの取り組みと都市市民の余暇行動ニーズの対応に関する研究 - 京都府美山町における入込み客と地元住民の意向比較 -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 31 巻、pp.109-114、1996.10
[グリーン・ツーリズム / 余暇行動ニーズ / 入り込み客]
- C-1-14) 去石真佐子、藤崎浩幸：農家民宿に対する意識調査 - 仙台市民と岩手県浄法寺町・花京町農家への調査 -、農村計画学会誌、第 2 集、pp.283-288、2000.12
- C-1-15) 斎尾尚子、長尾樹偉、藍澤宏：都市地域における住民の「集落外への外向きの姿勢」と「都市住民との交流効果」との関連 - 集落活性化と住民の定住意識向上につながる交流効果を視点として -、農村計画学会誌、第 3 集、pp.31-36、2001.12
- C-1-16) 前田真子、西村一朗：棚田管理事業における参加者の実態と都市住民・地域住民の生活環境に対する意識の変化 - 都市・農村交流における都市住民・地域住民の生活環境への効果と課題に関する研究 その 1-、日本建築学会計画系論文集、第 552 号、pp.185-190、2002.02
[棚田オーナー制度 / 都市・農村交流 / 参加者実態 / 生活環境 / 景観保全 / 空間整備]
- C-1-17) 前田真子、西村一朗：棚田オーナー制度参加者の事業に対する意識と今後の課題 - 都市・農村交流における都市住民・地域住民の生活環境への効果と課題に関する研究 その 2-、日本建築学会計画系論文集、第 556 号、pp.213-218、2002.06
[棚田オーナー制度 / 都市・農村交流 / 参加者意識 / 生活環境 / 景観保全 / 空間整備]
- C-1-18) 林賢一、山下仁、鎌田元弘：交流参加者による農村生活環境の評価と整備指向に関する事例研究、- 都市・農村交流における生活環境整備に関する研究 その 3-、日本建築学会計画系論文集、第 553 号、pp.171-175、2002.03
[都市・農村交流 / 生活環境 / 伝統的資源 / 文化的資源 / 自然環境 / 利便性]
- C-1-19) 坂井謙介、林まゆみ、平田富士男：兵庫県における交流・体験型ツーリズムの研究、農村計画学会誌、第 5 集、pp.217-222、2003.11

2) 都市農村交流の成果や実態に着目した研究 (C-2：1996-2011)

都市農村交流の成果や実態を扱った研究は、前節と同じく当該分野の当初から進められてきているものの、一般的に都市農村交流は長期的な視野の下に進めるべきものであるとされている為、既往研究は多くはない。関連する研究を大別すると、都市農村交流が地域へ及ぼした影響や成果に着目した研究、地域内外の交流の実態に着目した研究の 2 分類がある。

都市農村交流が地域へ及ぼした影響や成果に着目したものとして、新潟県高柳町を対象に、町の行

財政や人口、産業、及び住民や関係者の意向といった観点からグリーンツーリズム型観光開発が過疎地域に及ぼす影響について明らかにした高橋らは、過疎化の歯止めとしては機能していないものの交流人口や雇用の増加に一定程度寄与している一方で、高齢者の活用と農業との連携が課題となっていることを実証している（C-2-1：都 1998）。また全国 525 市町村を対象とした C-3-1 の続報として、都市農村交流の展開過程における生活環境への影響を明らかにした山下らは、経済的効果における貢献がみられる一方で自然環境には悪影響を及ぼしている現状を鑑み、今後の交流推進にあたり自然環境資源の積極的な活用と保全への配慮が必要であると述べている（C-2-2：建 2001）。更に全国 133 事例を対象に、グリーンツーリズムの取り組みが農地管理及び共同空間管理に果たす役割を明らかにした全らは、グリーンツーリズムの実施を契機として生まれた住民組織による共同空間管理及び耕作放棄地活用の事例を見出している（C-2-3：農 2003）。

地域内外の交流の実態に着目したものとして、大都市圏のアンテナショップ事例を対象に、展開される都市住民との交流の実態及び問題点について考察を行った吉田は、個別の市町村ではなく一定の圏域に基づく広域観光への転換、地域連帯感の醸成及び地域の自己診断、地域活性化の拠点としてのアンテナショップの活用が重要であると結論付けている（C-2-4：都 1996）。また新潟県新潟市越前浜集落における移住者を主体としたイベントを対象に、地域内外の交流の実態及び地域の空間的・社会的変容を明らかにした長谷川らは、当該イベントが地域行事として定着しつつある中で、建築と社会の双方向的な変容が地域環境の持続に繋がる可能性を主張している（C-2-5：建 2011）。

- C-2-1) 吉田肇：都市と農山漁村の交流促進に関する実証的研究 - 大都市圏に設置されたアンテナショップ事例からの考察 -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 31 巻、pp.325-330、1996.10
[中山間地域 / 都市と農山漁村の交流 / アンテナショップ / インタビュー調査]
- C-2-2) 高橋慎也、十代田朗、加藤純子：グリーンツーリズム型観光が過疎地域に及ぼす影響に関する実証的研究 - 新潟県高柳町を例として -、日本都市計画学会学術研究論文集、第 33 巻、pp.691-696、1998.10
[グリーンツーリズム / 過疎地域 / 質問調査 / 高柳町]
- C-2-3) 山下仁、林賢一、鎌田元弘、宮澤鉄蔵：中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響 - 都市・農村交流における生活環境整備に関する研究 その 2 -、日本建築学会計画系論文集、第 544 号、pp.179-184、2001.06
[都市・農村交流 / 生活環境整備 / 中山間地域]
- C-2-4) 全銀景、齋藤雪彦、千賀裕太郎：中山間地域におけるグリーンツーリズムの取り組みと農地管理及び共同空間管理の可能性に関する考察、農村計画学会誌、第 5 集、pp.211-216、2003.11
- C-2-5) 長谷川崇、岩佐明彦、會澤裕貴、大岡健太郎、河野泰教、田沢孝紀：移住者の働きかけによる過疎集落の空間的・社会的変容 - 「浜メグリ」による建築ストック利用の可能性 -、日本建築学会計画系論文集、第 668 号、pp.1791-1798、2011.10
[建築ストック / 利用 / 過疎集落 / 伝統的住宅 / 移住 / イベント]

3) 都市農村交流の実施及び展開のプロセスを扱った研究（C-3：2000-2012）

都市農村交流の実施及び展開のプロセスを扱った研究は 2000 年代から活発化しており、都市農村交流の実施内容や展開の動向を総括的に扱った研究、都市農村交流の実施に向けた計画策定に関する研究、都市農村交流の展開プロセスを扱った研究の 3 分類がある。

まず都市農村交流の実施内容や展開の動向を包括的に扱ったものとして、全国 525 市町村を対象に、施設整備の実態を都市との交流による生活環境の変化と紐付けて分析した林らは、各地で不特定多数の都市住民を迎えるかたちの都市農村交流が実施されている中、とりわけ人口の少ない市町村では、ある程度密接な関係を築くりピーターの確保に向けた取り組みが行われている傾向を明らかにしている（C-3-1：建 2000）ほか、昭和 60 年前後の時点で都市農村交流事業を実施していた全国 76 市町村の 636 の取り組みを対象に、都市農村交流事業の類型及びその後の展開の動向を明らかにした小山らは、単発的に他地域の事例を模倣するのではなく、5 年～10 年程度の長期的なスパンで事業展開を描くことが地域振興に繋がると結論付けている（C-3-2：都 2002）。またグリーンツーリズム整備構想を策定してきた全国 181 市町村を対象に、取り組み内容に基づく類型化を行った渡邊は、わが国におけるグリーンツーリズムの取り組みの傾向として、単一では無く複数の取り組みを複合させた取り組みが多く、日帰り型のグリーンツーリズムが多いことを挙げている（C-3-3：農 2003）。

次に都市農村交流の実施に向けた計画策定に関するものとして、長野県高森町大島山集落において、農村景観を観光資源として活用すると共にその管理システムを内包させたグリーンツーリズムの計画を検討した齋藤らは、例えば民泊や民宿といった個人的な動きの立ち上げも含めた、住民との議論による段階的な計画づくりを展望として述べている（C-3-4：農 2002）ほか、関市菊川町南東部の 3 集落を対象に、空き家を活用した都市農村交流施設の整備プロセスを追った山本らは、集落住民が主体的に改修・増築に関与することによって改修費削減に相当の効果があるとした上で、必然的に発生し得る実費を賄う為の助成制度の活用を噛み合わせていくことが重要であるとしている（C-3-5：建 2012）。

更に都市農村交流の展開プロセスを扱ったものとして、山梨県早川町を対象に、学生を対象とした都市農村交流事業の継続による成果と課題を明らかにした跡部らは、都市住民と地域住民の関係の成熟度に応じながら交流活動の狙いを適切に変化させていくべきとした上で、人脈のハブとなる中間支援組織の重要性を指摘している（C-3-6：都 2009）。同様に跡部らは徳島県美波町木岐地区を対象に、都市農村交流事業の推進を通じた小規模魚村の地域運営のパートナーシップの形成プロセスにも着目しており、基幹産業を含めた多様な主体を巻き込みながら、住民が参加できる環境を涵養していくことが重要であるとし、その上で活動の継続や地場産業従事者との関係構築、及び新たな視点を有する外部人材の重要性を指摘している（C-3-7：建 2011）。

C-3-1) 林賢一、山下仁、鎌田元弘、宮澤鉄蔵：中山間市町村における都市・農村交流と関連施設整備の実態 - 都市・農村交流における生活環境整備に関する研究 その 1、日本建築学会計画系論文集、第 527 号、pp.163-167、2000.11
[都市・農村交流 / 生活環境 / 施設整備 / 中山間地域]

C-3-2) 小山環、十代田朗、津々見崇：農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究、日本都市計画学会学術研究論文集、第 37 巻、pp.937-942、2002.10
[交流活動 / 地域活性化 / むらづくり]

C-3-3) 渡邊正英：グリーン・ツーリズムの類型化、農村計画論文集、第 4 集、pp.103-108、2002.11

C-3-4) 齋藤雪彦、筒井義富、椎野亜紀夫：景観管理システムを内包させたグリーンツーリズムの計画に関する検討 - 長野県高森町大島山集落を事例として -、農村計画学会誌、第 22 巻（第 2 号）、pp.103-111、2003.09

- C-3-5) 山本幸子、中園真人、利光由江、渡邊弘崇：中山間地域における空き家を活用した都市農村交流施設の整備プロセス - 集落住民を主体とする改修・増築工事の事例研究 -、日本建築学会計画系論文集、第 676 号、pp.1423-1430、2012.06
[農村地域 / 空き家 / 施工組織 / 構造補強 / 改修費]
- C-3-6) 跡部高幸、後藤春彦、遊佐敏彦、山崎義人：学生を対象とした都市・農村交流の継続に関する研究 - 山梨県早川町を事例として -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 44 号 (3)、pp.595-600、2009.10
[学生 / 都市・農村交流 / 運営戦略]
- C-3-7) 跡部高幸、後藤春彦、遊佐敏彦、山崎義人：小規模漁村における地域運営のパートナーシップ形成のプロセス - 徳島県美波町木岐地区を対象として -、日本建築学会計画系論文集、第 667 号、pp.1601-1609、2011.09
[漁村 / パートナーシップ / 都市・農村交流 / 社会関係資本 / 漁協]

4) 都市農村交流の運営体制に着目した研究 (C-4 : 2000-2012)

前目と同じく、都市農村交流の運営体制を扱った研究は 2000 年代から活発化しており、既に多くの研究が蓄積されている。これらを大別すると、単一の主体による体制を扱った研究、複数主体の連携による体制を扱った研究、地域内外の連携による体制を扱った研究、インターネットを活用した情報発信や交流の為の体制を扱った研究の 4 分類がある。

まず単一の主体による体制を扱ったものとして、北海道鹿追町及び新得町を対象に、農業従事者が経営するファームインの経営の阻害要因を明らかにした高田らは、ファームインの定着に際しては経営者の自助努力に加え、旅館業法をはじめとする関係法規の見直しや援助といった公的支援が不可欠であると述べている (C-4-1 : 農 2000) ほか、来訪者の確保及び組織運営の 2 点から、中山間地域における継続的なグリーンツーリズムの運営について検討した田村らは、活動参加を通じた地元住民の精神的・経済的活性化と運営の安定化とのサイクルを確立させていくことが重要であるとする一方、活動の肥大化による運営のコントロールを課題として挙げている (C-4-2 : 農 2002)。更に大分県宇佐市安心院地区の農村民泊の経営世帯 15 件を対象に、農村民泊の実態及び持続的経営の為の課題を明らかにした金らは、受け入れ人数の制限やプライバシーの確保といった面でのガイドラインを設けることが重要であると述べている (C-4-3 : 農 2006)。北海道内の 21 件の山村留学実施校を対象に、留学生の受け入れ実績に基づく類型ごとの推進体制を比較分析した高橋らは、山村留学による人口増を第一義とするのではなく、住民の認識を改め、地区再生のプログラムを展開していく為の契機として山村留学を位置づけるべきであると主張している (C-4-4 : 都 2007)。茨城県八千代町におけるクラインガルテンを対象に、参加住民の意識や行動の把握を通して、運営体制の構築に際しての留意点を明らかにした牧山らは、当該体制が都市農村交流に対して前向きに機能したとする一方で、計画段階における規約や責任体制の明確化が課題であるとしている (C-4-5 : 農 2010)。

次に複数主体の連携による体制を扱ったものとして、岩手県湯田町を対象に、グリーンツーリズムの実施に関与してきた主体のネットワーク形成に着目した田中らは、グリーンツーリズムの副次的な意義として、推進を通じた都市生協と地元農協との産直交流を皮切りに、行政や地域団体、及び地域住民の新たな関係の構築によって、地域住民の主体的な活動を引き出したことを指摘している (C-4-6 :

農 2000)。また沖縄県 9 市町村及び山形県西川町、福島県いわき市を対象に、健康保養を意図したルーラルツーリズムと包括ケアサービスとの連携体制構築の為の要件と課題を明らかにした北澤らは、両者の連携体制を都市・農山漁村間のサービス需給関係から捉えること、またサービスの体系化を構築することの重要性を指摘している (C-4-7: 農 2006)。更に岐阜県恵那市富田地区を対象に、都市農村交流の枠組みの中で地域の景観づくりを推進する為の要件と課題を明らかにした北澤らは、民間企業と地域活動との連携を図るにあたっての住民間の合意形成の枠組みの確立、及び公的機関によるマッチング及びコーディネート機能を備えた体制づくりの重要性を指摘している (C-4-8: 農 2009)。長崎県島原半島地域における事例を対象に、複数の主体の関与によって運営されるグリーンツーリズムの体制の特徴と成立過程を明らかにした渡辺は、主体間の協議に基づく機能分業及び専門知識を有し人脈のハブとなる人材の確保が重要である点を指摘している (C-4-9: 農 2010)。

更に地域内外の連携による体制を扱ったものとして、新潟県上越市における事例を対象に、地域資源を活用した農山村地域づくりにおける外来者の参画ならびに外来者と地域住民の協働体制について考察した坂本らは、敬意をもって地域文化を学び、継承していく外来者の姿勢が地域住民との良好なネットワークを形成し、また軋轢を解消することに繋がることを示している (C-4-10: 農 2009)。京都府下の 2 地区を対象に、都市住民による農村支援ボランティアの継続性を、主体間関係の変化から考察した藤木らは、ボランティアの実施主体を行政から民間に移行すべきであるとした上で、組織代表となる人材の選定、都市住民を中心とした実施体制、活動資金の確保、官民でのノウハウの共有の 4 点が重要であると述べている (C-4-11: 農 2012)。

最後にインターネットを活用した情報発信や交流の為の体制に関するものとして、都市農村交流の推進に向けたインターネットの活用の為の条件や課題を明らかにした後藤らは、インターネットによる双方向の情報交換やコミュニティ形成等に一定程度有用性があるとした上で、オンラインでの交流からオフラインでの交流へと発展させていくことが重要であると述べている (C-4-12: 農 2001)。また岡山県八塔寺地区を対象に、参加型ホームページとの連動による都市農村交流の推進事例を報告した星野は、対外的・体內的両面のメリットから都市農村交流と参加型ホームページの親和性を主張している (C-4-13: 農 2005)。

- C-4-1) 高田哲也、佐藤洋平、石川雅也:北海道におけるファームインの現状と評価 - 鹿追町、新得町を事例として -、農村計画論文集、第 2 集、pp.289-294、2000.12
- C-4-2) 田村英介、牧山正男:継続的なグリーン・ツーリズムの活動の運営について、農村計画論文集、第 4 集、pp.109-114、2002.11
- C-4-3) 金俊豪、三橋伸夫、藤本信義:中山間地域における農村民泊の実態と課題 - 大分県宇佐市安心院地区を事例に -、農村計画学会誌、第 25 巻 (論文特集号)、pp.335-340、2006.12
- C-4-4) 高橋美寛、久保勝裕、赤川友美:北海道における山村留学の活動実態に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文集、第 42 巻 (3)、pp.349-354、2007.10
[北海道 / 山村留学 / 小学校 / 推進団体 / 地域社会]
- C-4-5) 牧山正男、北村さやか、井上真美:滞在型市民農園利用者への支援を目的とした地元住民組織の実態および計画上の注意点 - クラインガルテン八千代の「田舎の親せき制度」を事例として -、農村計画学会誌、第 28 巻 (論文特集号)、pp.309-314、2010.02
- C-4-6) 田中豊、別所辰哉、広田純一:グリーン・ツーリズムによる地域のネットワークの形成過程 - 岩手県湯田町

- を事例として、農村計画論文集、第2集、pp.295-300、2000.12
- C-4-7) 北澤大祐、藤本信義、三橋伸夫、筒井義富：健康保養の観点からみたルーラル・ツーリズムと包括的ケアサービスとの連携に関する研究、農村計画学会誌、第25巻（論文特集号）、pp.329-334、2006.12
- C-4-8) 北澤大祐：都市農村交流を活用した農村景観の保全・形成活動に関する分析 - 岐阜県恵那市富田地区を事例として、農村計画学会誌、第27巻（論文特集号）、pp.185-190、2009.02
- C-4-9) 渡邊貴史：複数の主体の関わり方からみたグリーンツーリズム運営体制の特徴 - 長崎県島原半島地域における「がまたすネット」を事例として、農村計画学会誌、第29巻（論文特集号）、pp.299-304、2010.11
- C-4-10) 坂本達俊、弘重穰、中島正裕、千賀裕太郎：地域資源を活用した農山村地域づくりにおける外来者と地域住民の協同に関する研究 - 新潟県上越市 NPO 法人かみえちご山里ファン倶楽部を事例として、農村計画学会誌、第27巻（論文特集号）、pp.299-304、2009.02
- C-4-11) 藤木庄五郎、星野敏、中村省吾、橋本禪、九鬼康彰：都市住民による中山間地域への継続的支援組織の形成プロセス - 京都府「ふるさとボランティア」を事例として、農村計画学会誌、第31巻（論文特集号）、pp.285-290、2012.11
- C-4-12) 後藤一寿、新沼勝利：インターネットの活用による都市・農村交流の可能性と課題、農村計画学会誌、第20巻（第3号）、pp.215-220、2001.12
- C-4-13) 星野敏：ウェブサイトを用いた交流型地域づくりの可能性 - 岡山県八塔寺ふるさと村 HP プロジェクト、農村計画学会誌、第7集、pp.199-204、2005.01

5) 関連研究のまとめ (3)：都市農村交流に扱った研究の動向

以上、都市農村交流に関する研究による知見を概括すると、単なるローカルビジネスとしての成果のみならず地域内外の密接な関係の構築及び地域住民の主体性の萌芽に重きを置いた上で、長期的な視座の下に段階的なフィードバックを重ねながら、地域の多様な活動や資源を複合させた取り組みへと昇華させていくことが求められていることが分かる。また地域内外のハブとしてマッチングやコーディネートを担う主体を育てていくことや、地域外の間人あるいは組織に役割を設け、一定程度主体性を求めていくことの重要性は多くの研究で指摘されており、農山漁村の地域振興の視点が交流から協働へと移りつつあることが窺える。

2-6-4 移住促進の取り組みを扱った既往研究 (D-1～D-2)

都市農村交流を足掛かりに定住人口の増加を図る体制づくりが進められる中、移住促進の為の取り組みに関する研究は2000年代頃から活発化している。これらの研究は、全国の移住促進の取り組みを不安定的に捉えた研究 (D-1)、移住促進の取り組みの個別事例を扱った研究 (D-2) の2つに大別される。

1) 全国の移住促進の取り組みを俯瞰的に捉えた研究 (D-1：2000-2014)

移住促進の取り組みに関する研究は、先進事例の分析に先立ち、全国の取り組みを概括した研究が

2000年代よりなされてきた。その多くが、公的な支援のみによる移住者へのケアの不足をはじめとする、現行の取り組みに題する課題を指摘している。

住宅・宅地所得関連の支援を伴う公的な移住支援策を設けている全国の394市町村を対象に、支援策の具体的内容とその動向を農業地域類型別に明らかにした藤本らは、とりわけ移住支援を積極的に進めている中山間地域の事例から、公的な支援策のみならず第三セクターや地域コミュニティによる支援も重要であると述べている(D-1-1:農2000)。またUIターン促進施策を設けている723市町村を対象に、受け入れに関する認識及び施策の実施状況とUIターンの潜在・健在ニーズとの比較を行った住田らは、各自治体のUIターン促進施策に対し、比較的安易で短期的であり単一化したメニューが多く、特定層に応じたPR方法やアフターケアが不足していることによるミスマッチが存在していることを指摘している(D-1-2:都2001)。更に、東日本24都道府県下の1068市町村のホームページを対象に、移住促進の取り組みの有無及びその具体的内容の把握を通し、その傾向を調査した牧山らは、複合的な取り組みを行っている自治体が少ないこと、また該当自治体は条件不利な地区を含む割合が高いことを明らかにしている(D-1-3:農2014)。

D-1-1) 藤本信義、楠本侑司、三橋伸夫：田園移住を促進する住環境整備の公的支援策に関する研究、農村計画学会誌、第19巻(論文特集号)、pp.115-120、2000.12

D-1-2) 住田和則、渡邊貴介、羽生冬佳：地方自治体におけるUIターン施策に関する研究、日本都市計画学会学術研究論文集、第36巻、pp.355-360、2001.10
[地方移住ニーズ/UIターン施策/ミスマッチ]

D-1-3) 牧山正男、平林藍、細谷典史：東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組- 悉皆的なホームページ検索を通じた現状把握と傾向分析 -、農村計画学会誌、第33巻(論文特集号)、pp.227-232、2014.11
[市町村による移住促進取組/条件不利地域/空き家]

2) 移住促進の取り組みの個別事例を扱った研究 (D-2: 2006-2014)

2000年代中葉より、移住促進の取り組みの個別事例が相次いで報告されている。ミスマッチの発生や長期的な視座の不足等、前目と同様に多くの課題が指摘されている。

移住者のうち作家を対象として取り上げ、地域住民との交流を促すコミュニティ施策の再構築を試みた竹田らは、転入の促進・交流のきっかけ形成・交流の継続の3段階からなる交流マネジメントの機能の有効性を明らかにした上で、行政機関や地域団体による複合的施策とそれを実行する為の条件整備の必要性を指摘している(D-2-1:都2006)ほか、定住情報の提供と相談受付、就職促進及び人材育成、UIターン受入施策の推進を行う定住促進の総合的推進機関「ふるさと島根定住財団」を対象に、その実態と課題を明らかにした中園らは、自治体借り上げ型の空き家活用システムの重要課題として①自治体の初期投資としての改修費用負担額の軽減、②自治体が負担した改修費の回収、③所有者への家賃収入の確保の3点を挙げている(D-2-2:建2006)。また鹿児島県及び島根県の空き家改修助成制度を対象に、制度の特徴とその展開、及び定住支援事業との関係の把握を通し、二県の

比較分析を行った山本らは、空き家改修助成制度の活用による総合的な移住支援への展開に向けた、諸制度の拡充が必要であるとしている (D-2-3:建 2013)。更に新潟県長岡市の空き家バンクを対象に、移住希望者のニーズと空き家所有者の意向との比較から需給ミスマッチの分析を行った高橋らは、賃貸か売買かの提供形態によるミスマッチが発生していること、空き家の登録件数が不足しつつあることを明らかにしている (D-2-4:農 2014)。小学校存続の観点から、子育て世代を対象とした移住促進に取り組む広島県下の活動団体を対象に、その取り組みと移住者の特性の把握を通し、実態と課題を明らかにした小林らは、自治体による、地域の実情を考慮した転入者への生活支援や活動団体への財的支援が必要であると結論付けている (D-2-5:建 2014)。

- B-2-1) 竹田浩二、吉武哲信、出口近士：定住創作家と住民との交流によるコミュニティ活性化のための交流マネジメントの有効性、日本都市計画学会学術研究論文集、第 36 巻、pp.481-486、2001.10
[交流マネジメント / 定住創作家 / ヒアリング調査 / コミュニティ活性化]
- B-2-2) 中園真人、山本幸子：「ふるさと島根定住財団」の空き家活用助成制度と自治体の取り組み - 農村地域における空き家活用システムに関する研究 -、日本建築学会計画系論文集、第 603 号、pp.65-72、2006.05
[農村地域 / 空き家 / システム / 維持管理 / 改修 / 契約]
- B-2-3) 山本幸子、中園真人：地方自治体の空き家改修助成制度を導入した定住支援システムの運用形態、日本建築学会計画系論文集、第 687 号、pp.1111-1118、2013.05
[定住施策 / 空き家 / 情報提供 / 改修費 / 助成金]
- B-2-4) 高橋貴生、佐野可寸志、高野靖大：農村地域の空き家市場における需給ミスマッチに関する分析、農村計画学会誌、第 33 巻 (論文特集号)、pp.233-238、2014.11
[空き家 / 空き家バンク / UJI ターン]
- B-2-5) 小林文香、山本幸子、石垣文、下倉玲子、福田由美子：転入促進のための住宅提供に取り組む住民団体の実態および転入者の属性 - 小学校存続活動を契機とした持続的居住支援システムに関する研究 その 1 -、日本建築学会計画系論文集、第 704 号、pp.2173-2180、2014.10
[小学校統廃合 / 住民活動 / 空き家活用 / 中山間地域]

3) 関連研究のまとめ (4)：移住促進に向けた取り組みを扱った研究の動向

以上、移住促進の取り組みを扱った研究による知見を概括すると、移住促進の取り組みや移住者の受け入れの体制が拡充されつつあるものの、効果的に推進していく上では行政による措置のみでは人的・財的共に一定の限界があるという点、またそうした状況に応じて地域組織や住民の関与や連携体制の強化、及び国や県等による財的支援が必要であるとする点で概ね知見が一致していることが読み取れる。

2-6-5 人的支援とその活用を扱った既往研究 (E-1 ~ E-3)

人的支援の事業や制度としては、前述の通り「緑のふるさと協力隊」(1994 ~) や「地域づくりインターン」(1996 ~) が 1990 年代から進められてきたが、国による人的支援「集落支援員」(2008 ~)、「地域おこし協力隊」(2009 ~) 等が拡充され始めたのは比較的近年である為、研究分野として

は端緒に就いたところであるといえる。

これらの研究は、外部人材の活動実態に関する研究 (E-1)、外部人材の任期終了後に着目した研究 (E-2)、人的支援の制度設計や外部人材の育成プログラムに関する研究 (E-3) に大別される。

1) 外部人材の活動実態に関する研究 (E-1 : 2011-2012)

外部人材の活動実態に焦点を当てたものとして、新潟県中越地域の地域復興支援員制度を対象に、外部人材の活動内容の分類及び量的把握を行った古山らは、外部人材の活動の全般性と支援対象の重層性が重要であるとした上で、外部人材自身の能力のみならず人材配置や活用体制の充実が必要であるとしている (E-1-1 : 都 2011)。また兵庫県内の小規模集落サポーター派遣事業及び丹波市地域づくり事業を対象に、外部人材の活動内容と意向を明らかにした西村らは、地域住民と共に外部人材の立場や役割を作り上げていくこと、また外部人材のスキルの差異をフォローする為の活動の継承やサポートの仕組みを検討していくことの重要性を指摘している (E-1-2 : 都 2012)。

E-1-1) 古山周太郎、川澄厚志、清野隆、青柳聡：中山間地域における人的支援の実態とその役割に関する研究 - 長岡市山古志サテライトにおける地域復興支援員の取り組みから -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 46 巻 (3)、pp.901-906、2011.10
[中山間地域 / 人的支援 / 震災復興 / 山古志]

E-1-2) 西村奈弓、柴田祐、澤木昌典：中山間地域における地域支援員事業の活動実態と今後の課題に関する研究 - 兵庫県小規模集落サポーター派遣事業及び丹波市地域づくり事業を事例として -、日本都市計画学会都市計画論文集、第 47 巻 (3)、pp.973-928、2012.10
[中山間地域 / 地域支援 / 人的支援]

2) 外部人材の任期終了後に着目した研究 (E-2 : 2010 ~ 2015)

外部人材の活動終了後に着目したものとして、5 町村における「地域づくりインターン」を対象に、活動期間終了後の外部人材の再訪実態とその要因を明らかにした川見らは、活動共有時間や担当者の継続、他事業との連携といった操作可能な条件を改善することで、外部人材と地域との密接な関係を構築し、また持続させることが可能であるとした (E-2-1 : 都 2010) ほか、滋賀県高島市朽木地区における「緑のふるさと協力隊」を対象に、外部人材の活動及び定住の実態を明らかにした栗原らは、活動を通じた地域住民との交友関係の形成が定住促進に繋がるとした一方で、定住後の就職や収入確保及び仕事の立ち上げ期間を支援する制度が必要であると述べている (E-2-2 : 農 2014)。また、「地域おこし協力隊」を対象に、実施の実態及び隊員の意向から、定住促進の方向性について考察した浅井らは、外部人材の活動を継続的・長期的に行われていくような支援体制の整備の必要性を述べている (E-2-3 : 2015)。

- E-2-1) 川見亮介、後藤春彦、佐久間康富：都市農村交流における“地域づくりインターン事業”派遣期間終了後の再訪に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文集、第45巻(1)、pp.1-7、2010.04
[都市農村交流 / 地域づくりインターン事業 / 再訪]
- E-2-2) 栗原良樹、中島正裕：地域サポート人材における定住促進のプロセスと課題 - 滋賀県高島市朽木地区におけるみどりのふるさと協力隊を事例に -、農村計画学会誌、第33巻(論文特集号)、pp.251-256、2014.11
[地域サポート人材 / 緑のふるさと協力隊 / 滋賀県高島市朽木地区]
- E-2-3) 浅井秀子、熊谷昌彦、古川正悟：定住促進の視点からみた地域外人材の役割とその支援について - 「地域おこし協力隊」事業を事例として -、日本建築学会技術報告集、第47号、pp.291-296、2015.03
[地域おこし協力隊 / 定住促進 / 地域外人材]

3) 人的支援の制度設計や外部人材の育成プログラムに関する研究 (E-3 : 2011 ~ 2013)

人的支援の制度設計に関するものとして、福島県川俣町における「地域づくりインターン」を対象に、外部人材及び地域住民の意向のSWOT分析によって構造化を試みた佐久間らは、都市と農山漁村との相互補完の関係を築き得る事業展開、及び都市農村交流を企画・運営する地域マネージャーの存在が重要であると述べている (E-3-1 : 農 2011)。また外部支援の失敗事例からの検討という観点で茨城県常陸太田市里美地区を対象に、地域内の諸条件から外部支援の活用手法の検討を行った長谷川らは、当該地区の住民の主体性の欠如、ビジョンの未共有、コーディネート機能の空洞化を3点を指摘した上で、地域内の条件を整える為の支援から具体的な活動実施の為の支援へと段階的に外部支援を導入していくべきであるとした (E-3-2 : 農 2012)。更に島根県隠岐郡海士町における商品開発研修生制度を対象に、制度の運用実態及び地域の相互発展プロセスを明らかにした横山らは、地域内部のよそ者との交流への順応の程度を考慮した制度の表出的側面を強調する運用から、地域の内部環境の変化を待ちつつ外部環境に応じた制度の発展させるという地域と制度との相互発展プロセスを見出している (E-3-3 : 農 2012)。

外部人材の育成プログラムについては、「集落支援員」及び「地域おこし協力隊」を対象とした人材育成プログラムの開発及びその有効性を検証した田口らが、現在の集落支援の現場における人材育成のプログラムや仕組みが十分に普及していないことを指摘している (E-3-4 : 2013)。

- E-3-1) 佐久間康富、関司直也、筒井一伸、海老原雄紀：都市農村交流における主体間関係の整理ツールの開発 - 福島県川俣町における地域づくりインターン事業からの検討 -、農村計画学会誌、第29巻(第4号)、pp.473-481、2011.03
[都市農村交流 / 事業評価 / 協働の段階 / SWSWマトリックス / 地域づくりインターン]
- E-3-2) 長谷川安代、上江洲佐代子、守友裕一：地域づくりを促す地域内の条件と外部支援の効果的活用のあり方、農村計画学会誌、第31巻(論文特集号)、pp.279-284、2012.11
[地域づくり / 外部支援 / 住民の主体性 / ビジョンの共有 / コーディネート機能]
- E-3-3) 横山玖洙、中塚雅也：地域インターンシップ制度の設計と運用に関する一考察 - 島根県隠岐郡海士町の商品開発研修生制度を事例として -、農村計画学会誌、第26巻(論文特集号)、pp.281-286、2012.12
- E-3-4) 田口太郎：地域における人的支援の人材育成プログラムの開発 - 「集落支援員」「地域おこし協力隊」などを対象とした人材育成プログラム開発 -、日本建築学会技術報告集、第42号、pp.719-724、2013.03
[人的支援 / 人材育成プログラム / 地域づくりシミュレーション]

4) 関連研究のまとめ (5) : 人的支援とその活用を扱った研究の動向

以上、人的支援とその活用を扱った研究による知見を概括すると、人的支援の制度や事業が徐々に定着しつつある流れの中で、外部人材と地域住民との良好な関係の形成を図りながら、持続的な地域運営に向けて外部人材を効果的に登用・配置していく為の活用体制を、住民が主体となって段階的に構築していくことが重要である点、また活用体制の構築に向けたマネジメントやコーディネート機能、外部人材を育成する為の主体が必要である点が挙げられる。

一方で「緑のふるさと協力隊」や「地域おこし協力隊」といった比較的任期の長い(1年～複数年)人的支援については任期終了後の定住可能性に重きが置かれ、研究の関心が払われる傾向にある。都市農村交流を扱った研究で言及されてきた、都市住民の意識変化やライフスタイルへの影響等にもみるような視点に基づいた人的支援の多面的意義^{注2-48)}について言及しているものは無い。

2-7 研究の位置づけと意義

2-7-1 議論の系譜と研究の位置づけ

前節で整理した既往研究をいま一度概観すると、中山間地域の維持・振興に向けた研究は、1980年代の過疎地域の人口動態へのアプローチ（図2-2：A-1～A-2）に始まり、1990から2000年代における広域ネットワークの活用や都市農村交流を通し、地域外の人間による関与と関係構築（同：B-1～B-3、C-1～C-4）へと視座を移してきた。更に2000年代からの、定住促進の取り組みの把握や人的支援の実態（同：D-1～D-2、E-1～E-3）に迫りながら、地域外の人間を地域づくりの担い手として活用し、また定住人口として獲得していく為の知見を今日に至るまでに積み上げている。こうした議論の系譜は、人口減少が進む中山間地域を維持していく上で、より即効性があり、また政策的フォローも進めやすい分野へと、研究関心が移ってきたことを示しているだろう。

本論文は都市農村交流、及び人的支援に関する一連の研究蓄積の延長上にあり、これまでの知見に基づいた新たな協働のかたちを指し示すものであるが、その上で、人間の流動が繰り返されていくことによる広域ネットワークの形成とその活用を基層に据えている。既往研究の多くで俎上に載せられてきた定住人口の獲得を廃し、広域ネットワークの議論との接続を試みる点に特徴を有している。

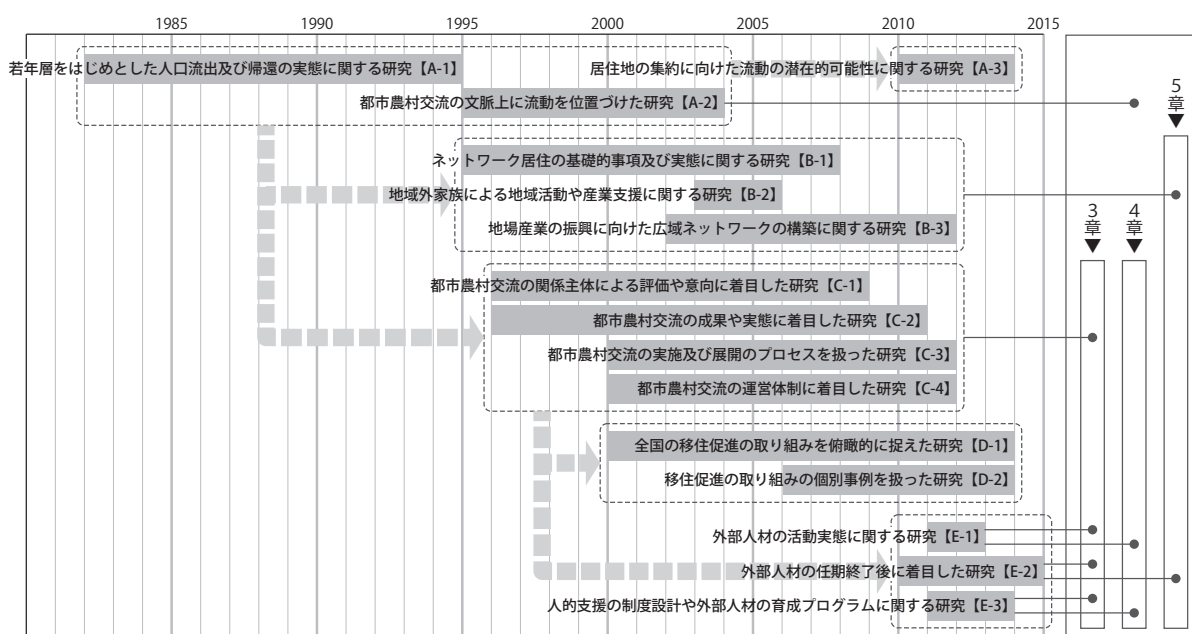


図2-2 既往研究の系譜と本論文の位置づけ

2-7-2 研究の意義

1) フロンティアとしての中山間地域とシステム過疎論

小田切 (2006) は、「今、多くの中山間地域は「人・土地・ムラ」の3つの空洞のまっただ中にある。つまり、中山間地域は、地域空洞化現象の再先発に位置しているといえよう。…(中略)…中山間地域では、一方では「崩壊」の、他方では「再生」ないしは「再生に向けた新たな仕組み」のフロンティアに位置づいているのである。」^{注2-49)}とし、過疎・空洞化先進地として位置づけられる現在の中山間地域の再生に向けた対応が、今後農山村のみならず、都市も含めた現代的課題に対する取り組みをリードし得ると指摘している。またその上で「再生のフロンティア」としての具体的な動きを、地域自治の姿に求めている^{注2-50)}。

また徳野 (1998) は、1960年代以降の農山村地域の人口流出を皮切りとした産業の衰退、住民意識の後退、集落の解体消滅に至るまでの、基本的な過疎研究の実態分析の枠組みを「実態過疎論」とし、その研究蓄積を評価しながらも、「農山村への地域対策としては、この「実態過疎論」的視点をベースとした政策からは、過疎農山村に新たな展望が開ける可能性は少ない。」^{注2-51)}と結論付けている。併せて現在の過疎現象を、20世紀のわが国の急激な人口増加、及び人口減少・流出の複合的現象として理解すべきであるとし、人口増加のパラダイムを前提とした制度やシステムが、現状の農山村地域の実態と合致しない結果として、今日のような問題が生じていると考察している。徳野はこれを「システム過疎論」と規定している^{注2-52)}。「システム過疎論」的視点に立った地域運営の方向性は、いわば「より少数の人的資源によって」地域を運営していくことに他ならず、人口減少社会に適合した制度やシステムを備えていくことが求められているといえる。

以上の小田切、徳野による見解は、成長を前提とした時代からの脱却が意図されている点において本論文と同様の視座に立ったものであるといえる。小田切は、地域住民の内発性を引き出す為には地域外からの関わりが重要であるとした上で、地域自治を推進していく為の出発点のひとつとして外部の地域マネージャーやボランティア等の参加を通じた都市農村交流にその可能性を見出しており^{注2-53)}、徳野は「システム過疎論」に依拠した方策のひとつとして、地域運営の役職を女性が積極的に担っていくことを提案している^{注2-54)}。これらの主張の含意には、これまで担い手として位置づけてこなかった主体を見直し、活用していくことの重要性をみることができものの、そうした多様な主体の参画による交流・協働を越えて地域自治を実現していく為の具体的方途は未だ明確に示されたとはいえず、実践的な取り組みを通し今後更なる議論を積み重ねていく必要があるだろう。

2) 研究の意義

以上のようにわが国の中山間地域は、現代社会がいずれ直視するであろう人口減少、及びそれに伴う為の取り組みを先進的に経験してきた地域であり、先の小田切の言葉を借りるならば「フロンティア」としての可能性を多分に有する地域であるといえる。本論文はその上で「システム過疎論」を見

据え、減少傾向にある人的資源を的確に活用していく為に、定住人口の獲得のみを第一義とした従前の地域振興の姿勢ではなく、外部人材の転出を許容するという新たなスタンスに立っている。以上を踏まえて、広域な社会関係資本の構築による、国土スケールにおける人的資源のシェアを想定した地域マネジメントの具体的手法を、これまで論じられてきた都市農村交流や協働を越えた視点から導こうとしている。

「地域マネジメントのための外部人材の活用」は、国土の多様性や文化性、精神性の表号である中山間地域を健全に持続させていくことのみならず、都市を含めたあらゆる地域に先立ち、わが国における縮減社会への先駆的対応の一翼となることが期待される。

注釈

- 注 2-1) 三全総は、計画期間が「1977 年から概ね 10 年間」とされており、明確に定められていない（併せて参考文献 2-3 参照）。
- 注 2-2) 参考文献 2-6 (pp.179-180) 参照。
- 注 2-3) 参考文献 2-7 において、後藤は「この第三次全国総合開発計画は、前 2 回に比べて画期的なものであり、記憶にとどめるべきものである。これを契機に先進的な地方ではまちづくり、村おこしなどの新しい試みが誕生した。」(pp.157) と述べている。
- 注 2-4) 参考文献 2-8 において、鈴木は「三全総」における「定住圏構想」、「四全総」における「多極分散型国土構築」をめざす「交流ネットワーク構想」そして「第五次全総」において「多軸型国土形成」をめざした「参加と連携」のキャッチフレーズなどは、厳しい財政事情を反映したものである。(pp.5) と述べている。また参考文献 2-6 において田代は「そこには発想の転換以外には定住促進の手立てはなく、国土利用計画の破綻の再確認といえる。…(中略) …三全総は高度成長という根拠を失い、四・五全総は国内均衡という根拠を失った。」(pp.181) と述べている。
- 注 2-5) 参考文献 2-9 において、藤田は「1997 年、政府は五全総を打ち出し、多軸型の国土計画を打ち出したが、財政が逼迫する中では実効性はなく、本来山村にとっては最も重要な構想ではあったが、山村を直接対象にすることについては触れていない。」(pp.17) と述べている。
- 注 2-6) 参考文献 2-1 ～ 2-5 に基づき著者作成。また引用部分の箇所については付表 2-1 参照。

付表 2-1 全国総合開発計画の構成

全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21 世紀の国土のグランドデザイン (五全総)
1 総説	1 国土総合開発の基本計画	1 計画の基本的目標	1 計画の基本的考え方	1 国土計画の基本的考え方
1-1 全国総合開発計画策定の意義	1-1 計画策定の意義	1-1 計画の基本的目標	1-1 計画策定の意義	1-1 21 世紀の国土のグランドデザイン
1-2 全国総合開発計画の目標	1-2 開発方式	1-2 計画の性格	1-2 計画の基本的目標	1-1-1 国土をめぐる諸状況の大転換
1-3 全国総合開発計画の性格	1-3 計画のフレーム	2 定住圏構想のフレーム	1-3 交流ネットワーク構想	1-1-2 国土構造転換の必要性
1-4 地域開発の基本構想	1-4 計画の主要課題	2-1 定住人口の増加と年齢構造	2 多極分散型国土の姿とその実現	1-1-3 多軸型国土構造の形成
1-5 地域開発政策の基本方向	1-5 大規模開発プロジェクトの構想	2-2 定住人口の社会的変化	2-1 一極集中の是正と各圏域の役割	1-1-4 4 つの国土軸の展望
2 産業の配置と発展の方向	2 地域別総合開発の基本構想	2-3 生活様式と水準	2-2 地方圏の戦略的・重点的整備	1-2 計画の課題と戦略
2-1 工業開発の方向と地域的配置	2-1 前掲	2-4 経済の成長経路	3 人と国土の枠組み	1-2-1 基本的課題
2-2 農林漁業の発展の方向	2-2 北海道開発の基本構想	3 定住圏構想	3-1 人口と国土の利用	1-2-2 課題達成のための戦略
3 都市発展の方向	2-3 東北地方開発の基本構想	3-1 国土の基本的条件	3-2 社会変化と生活様式	1-2-3 特定課題とその対応
4 産業基盤の整備	2-4 首都圏整備開発の基本構想	3-2 定住圏構想の仕組み	3-3 経済・産業と地域の就業	1-3 計画の実現に向けた取組
4-1 交通通信施設の整備	2-5 中部圏開発の基本構想	3-3 定住圏構想の目標	3-4 交流の拡大	1-3-1 「参加と連携」による国土づくり
4-2 用水の確保	2-6 近畿圏整備開発の基本構想	4 主要計画課題	4 計画実現のための主要施策	1-3-2 国土基盤投資の計画的推進
4-3 土地の利用	2-7 中国地方開発の基本構想	4-1 国土の管理に関する計画課題	4-1 安全でうるおいのある国土の形成	1-3-3 制度・体制の整備
4-4 電力の確保	2-8 九州地方開発の基本構想	4-2 国民生活の基盤に関する計画課題	4-2 活力に満ちた快適な地域づくりの推進	II 分野別整備の基本方向
5 国土保全施設の整備	3 計画達成のための手段	4-3 大都市及びその周辺地域に関する計画課題	4-3 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備	II-1 国土の保全と管理に関する施策
6-1 住宅および生活環境の整備	3-1 基本的課題	4-4 地方都市及び農山村に関する計画課題	4-4 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備	II-1-1 国土の安全性の向上
6-2 住宅の建設	3-2 特定課題	4-5 国土利用の均衡を図るための基盤整備に関する計画課題	5 特定地域の活性化とブロック別開発・整備の方向	II-1-2 豊かな自然の保全と享受
6-3 下水道、終末処理施設および清掃施設	3-3 地域開発に関する調査研究	5 計画の実施	5-1 特定地域の活性化	II-1-3 流域に着眼した国土の保全と管理
7 観光開発の方向	3-4 地域開発関連法令の整備	5-1 特定地域の活性化	5-2 ブロック別整備の基本的方向	II-1-4 海洋・沿岸域の保全と利用
8 労働力の確保	4 沖縄開発の基本構想	5-2 圏域間交流の新たな展開	5-3 圏域間交流の新たな展開	II-2 文化の創造に関する施策
9 人間能力の開発		5-3 圏域間交流の新たな展開	6 計画の効果的推進	II-2-1 ありとある生活空間の形成
				II-2-2 地域の個性を生かす新しい文化の創造と発信
				II-2-3 国内及び国際からの観光の振興
				II-3 地域の整備と暮らしに関する施策
				II-3-1 快適で活力ある都市の整備
				II-3-2 多自然居住地域の創造に向けた農山村等の整備
				II-3-3 暮らしの安心の確保
				II-4 産業の展開に関する施策
				II-4-1 科学技術の振興と「産業創出の風土」の醸成
				II-4-2 知的機会の充実による知識産業等の地域的展開
				II-4-3 国際的に魅力ある立地環境の整備
				II-4-4 農林水産業の新たな展開
				II-4-5 多自然居住地域における産業の展開
				II-5 交通、情報通信体系の整備に関する施策
				II-5-1 交通体系の整備
				II-5-2 情報通信体系の整備
				III 地域別整備の基本方向

- 注 2-7) 参考文献 2-6 (pp.175) ならびに前掲注 1-40 参照。また参考文献 2-8 において鈴木は「中山間地域の抱える問題として以下の点が挙げられる。第 1 に、厳しい自然条件下での定住条件である。…(中略) …第 2 に、農業生産条件の不利性である。…(中略) …第 3 に、農業が主産業であり、市場から遠隔な場所にあることや、基盤整備の不足などで工場の立地や新規産業の参入が困難なことである。第 4 に、若年層の都会への流出などで担い手が減少し、離農する農家が増えることによる、集落機能の低下である。第 5 に、水源のかん養や洪水の防止、自然景観などの、農業生産以外の機能が維持できなくなるなど、多面的機能の低下の問題である。」(pp.43-44) としており、中山間地域そのものの存続に係る問題としての過疎問題、条件不利問題の 2 点において両者の指摘は概ね一致している。
- 注 2-8) 例えば参考文献 2-10 において大野は「周知のように一九六〇年から七〇年にかけての一〇年間は、戦後わが国の高度経済成長が本格的に展開された時期で、この期は大都市圏への人口集中と農業県にみる地すべりの人口流出に特質づけられている。いわゆる過密・過疎問題が激化し社会問題化してきた時期である。」(pp.12) と述べている。
- 注 2-9) 参考文献 2-11 に基づき著者作成。
- 注 2-10) 参考文献 2-6 (pp.185-186) 参照。
- 注 2-11) 参考文献 2-6 (pp.182-184) 参照。
- 注 2-12) 参考文献 2-12 (pp.7) 参照。
- 注 2-13) 前掲注 2-12 参照。
- 注 2-14) 参考文献 2-6 において、田代は「かくして本格的な中山間地域立法の期待を一身に背負った特定農山村法は、現実

には、コメ過剰下で稲作振興もダメ、構造政策未達下で直接所得補償もダメ、山振法や過疎法というハード事業主体の地域振興立法のもとでインフラ整備もダメという条件下で、「青い鳥」としての新規作物探しの支援というソフト事業に矮小していかざるをえなかった。」(pp.188)と述べている。

注 2-15) 参考文献 2-13 において鶴見は「柳田は、漂泊者のカテゴリーの中に、種々雑多なものをいれている。それは、支配層に属さないもので、農民でないすべての職業人をさすのである。」(pp.202)と述べている。

注 2-16) 参考文献 2-13 において鶴見は『山人外伝資料』で、柳田は、山人は人間であることを、はっきり言明する。そして、『山人考』で、山人とは日本の先住民であるという仮説を展開した。…(中略)…征服者がやってきたとき、それに同化しえないか、または屈服したくない者が、共同体を離れて、山中を漂泊するようになった。山入りした日本原住民が、現在の山人の祖先だということである。…(中略)…これは勇気ある抵抗ということになる。」(pp.181-182)と述べた上で、『遠野物語』『山人考』『山の人生』にあわられる思想を、わたしは非暴力抵抗の一つの原型として特徴づけた。」(pp.193)と結論付けている。

注 2-17) 参考文献 2-13 (pp.202-209) 参照。

注 2-18) 参考文献 2-13 において鶴見は「柳田は、明治以来政府官僚を中心として、日本のエリートが一貫して推進した中央集権型近代化の施策を批判しつつ、他方、被治者のあいだに、地方分権型の発展が可能であることを、力説した。そのような、可能性を担う主体として、柳田は「常民」を登場させた。常民を一定の土地に定住するものとして定義して、漂泊民から区別した。…(中略)…漂泊者への着眼は、常民概念の明確化に、先行するのである。漂泊者の内容を明らかにし、漂泊者と定住者との関係をあきらかにすることによって、社会変化の担い手としての常民という概念がうかびあがった、ということができる。」(pp.199)とし(併せて参考文献 2-14 (pp.6) 参照)、その上で「柳田民俗学からみると、常民が社会変動の担い手である、とわたしはこれまでいってきた。しかしこれでは、不十分である。一方では、定住民としての常民は、漂泊民との出会いによって覚醒され、活力を賦与される。」(pp.202)と述べている。

注 2-19) 参考文献 2-15 (pp.661) 参照。

注 2-20) 参考文献 2-16 において、大槻は「生活改善普及事業」を「農山漁村民に生活の改善に必要な知識や技術を指導普及し、農山漁村民自らが問題を発見して実行できるようにすることを目的とする。」(pp.72)、「生活改良普及員」を「生活改善普及事業の目的を達成するために、農山漁村民に生活の改善に必要な知識や技術を指導する役割を担うものをいう。」(同)としている。

注 2-21) 参考文献 2-16 (pp.74) 参照。

注 2-22) 参考文献 2-17 (pp.15) において、仲間は「農業改良課は生改グループのあり方に次のような指示を出している。生改グループは「農村生活を改善する意欲をもつた同志の自主的な集り」でなければならない。「個人の意志を無視して」「部落又は町村の全員」を「網羅的に統合」した「団体」であってはならない。「又他の目的をもつて結合された団体」を「そのまま改善クラブ」にしてはならない。「部落又は町村の全員」を「網羅的に統合」した「団体」あるいは「又他の目的をもつて結合された団体」とは、農村の「既成婦人会」である「地域婦人会或は農協婦人部」をさしている。ここでは特に婦人会が問題になる。婦人会は戦後すぐに再結成されるが「上意下達の官製団体」という戦前の婦人会の性格を引き継いでいた。」(pp.15)と述べており、地縁組織との徹底的な差別化が図られている点を指摘している。しかしながら「鳥取県では自主的なグループを育成するという方針をうちたてた。生改普及員は、この方針に従って生改グループの育成に取り組んだ。しかしその活動にはかなりの困難がともなった。その大きな原因に婦人会との関係があった。…(中略)…生改グループの成員は婦人会にも属していた。…(中略)…そのため生改グループは「婦人会の組織を破る」と警戒する婦人会長がいたのである。…(中略)…聞き取りをしたすべての生改普及員がこもごもその経験を語っている。」(pp.16-17)と述べているように、農山漁村において地縁組織から独立した自主団体を立ち上げることは容易ではなく、各地で地縁組織との軋轢が存在していたようである。

注 2-23) 参考文献 2-17 (pp.14) 参照。

注 2-24) 参考文献 2-15 (pp.661) 参照。

注 2-25) 参考文献 2-18 (pp.459、462) 参照。

注 2-26) 参考文献 2-19 において、市田は「今は、生活改善の重要性を十分認識した上で、その処方箋として「内科的」すなわち「家族関係にかかわる封建性、つまり非近代性」の解消が先決であるという問題提起を行ったのであった。そしてそれは家庭生活というきわめて限定的な領域の中の可視的な秩序を重視するあまり、「外科的」生活改善に走っているという、家政学に対する批判でもあった。…(中略)…戦前から民家の観察などを通じて農家の生活をつぶさに見てきた今和次郎の場合、戦後の生活改善普及事業が、「内科病」の重大さを必ずしも充分には認識していない面、あまりにも早急に目に見える成果を求める面が目についたのであろう。もちろんそれは、農改に比べて圧倒的に少ない人数であるにも関わらず、「農家の人びとに直面して、泣きながら努めている」生改に対する応援でもあった。」(pp.21)とし、「高度成長以前は、燃料を節減する、家事労働を楽にする、トラコーマを予防するという「外科的」な治療法であったと同時に、因習や迷信を廃絶する、家事に携わる主婦や嫁の意見が家の中に反映するようにする、家族関係を民主化するという「内科的」な治療法でもあった。少なくともそのような意図をもって普及されたものであった。…(中略)…生活改善課はこうした実際的な生活技術の普及を通して、典型的には今和次郎に見られたような同課の方針に対する違和感を克服しようとしたといえよう。」(pp.32-33)と述べている。

- 注 2-27) 参考文献 2-20 (pp.39) 参照。
- 注 2-28) 参考文献 2-19 (pp.36) 参照。
- 注 2-29) 参考文献 2-19 において、市田は「これらの発言には生活改善普及事業の対象を、成立期のそれが主として扱ってきた家庭生活から地域生活へ拡張しようという意図がよく現れている。それは少なくとも物的な面に限った場合、個々の農家のレベルでは、所得上昇、耐久消費財の普及によって従来あった問題が解決されつつあるのに対し、農村という地域のレベルではインフラの未整備のように問題が積み残されているという認識、あるいは失われつつある地域社会の相互扶助を補完しなければならないという認識に基づいている。生活改善課長をこのような認識に至らせたのは、いうまでもなく高度成長と、そこから派生した広域化という外在的要因であった。」(PP.49) と述べている。
- 注 2-30) 参考文献 2-21 (pp.511) 参照。
- 注 2-31) 参考文献 2-15 (pp.661) 参照。
- 注 2-32) 参考文献 2-22 において、玉は「農村建築研究会(農建)が設立されたのは一九五〇年である。その時の代表は今和次郎、常任運営委員は竹内芳太郎で、…(中略)…農建は今、竹内が農林省の生活改善普及事業と関係していたことから、会員には生活改良普及員も参加していた。…(中略)…農建は、全国各地の農村住宅調査から活動を始め、生活改善普及事業の一つの柱であった農家の台所改善にも関与した。…(中略)…農建の集落計画論には、いくつかの特徴を指摘できる。まず、実態調査に際して「ムラは封建制の遺物」といった社会学者に多い先入観が希薄で、計画論という性格から社会学者のムラ論よりも実践的であった。…(中略)…さらに、もう一点、生活改良普及員の実践報告が摂取されている点も重要である。…(中略)…農建が、そうした実践報告を議論の対象としたことは、機関誌『農村建築』からも見て取れる。…(中略)…これまで十分な評価が与えられてこなかったと思われるのは、農建の集落計画論に貢献した生活改良普及員によるむらづくり指導の実践活動である。…(中略)…「むらづくり」という政策形成に貢献していたのは、建築計画学並びに生活改良普及員の活動であった。」(pp.152-157) と述べており、規模拡大政策からの脱却ならびにむらづくりの推進における農建の活動の意義、またそれに際しての生活改良普及員の貢献を指摘している。
- 注 2-33) 参考文献 2-22 (pp.152) 参照。
- 注 2-34) 前掲注 2-30 参照。
- 注 2-35) 参考文献 2-19 (pp.5-6) 参照。
- 注 2-36) 参考文献 2-23 (pp.217-218) 参照。
- 注 2-37) 参考文献 2-24 (pp.52-54) 参照。
- 注 2-38) 参考文献 2-25 (pp.23-25) 参照。
- 注 2-39) 参考文献 2-26 (pp.4) 参照。
- 注 2-40) 参考文献 2-27 (pp.82) 参照。
- 注 2-41) 参考文献 2-28 (pp.8) 参照。
- 注 2-42) 参考文献 2-28 (pp.9) 参照。
- 注 2-43) 参考文献 2-29 (pp.212-215) 参照。また参考文献 2-30 において、後藤は「低生産性」と「周縁性」という地方の地域が抱える課題を効率よく克服するために、戦後、日本は外発的発展モデルでまちづくりをすすめてきた。…(中略)…外発的発展モデルのまちづくりはバランスを失った都市や地域を生み、三つの「D」、すなわち「依存型の発展」(dependent development)、「歪んだ発展」(distorted development)、「破壊的な発展」(destructive development) に陥るとの批判を受けることになった。…(中略)…バブル経済とリゾートブームの影響は日本列島津々浦々へと飛び火して、巨額の民間投資をあてこむ手荒な「外発的まちづくり」手法も再登場した。日本列島の各地に残された当時の開発の爪跡は未だに癒えていない。」(pp.107-109) と述べている。
- 注 2-44) 参考文献 2-31 において、小山は「国土計画は長期的、広域的な計画であるが故に不確定性を除去することはできないものであり、各主体の行動が相互に作用し積み重なり、国土計画とともに新たな国土の様態を形成していくのである。」(pp.19) とした上で、参考文献 2-32 において「構想としての戦略」として全総が策定されたことにより影響を受けた結果としての国土の状態に対する反省、批判、点検等の検討を十分に行うこととは別に、「構想としての戦略」としての役割を適切に果たし得たのかどうかを評価する必要がある。…(中略)…立場、経験等により全総に対する評価は様々なものとなるであろうが、「構想としての戦略」として全総は大きな役割を果たしたといえるのではないだろうか。」(pp.44-45) と述べている。
- 注 2-45) 参考文献 2-33 (pp.3-17) 参照。
- 注 2-46) 参考文献 2-33 (pp.56) 参照。
- 注 2-47) 日本建築学会計画系論文集(年 12 巻刊行:1956.06 ~ 2015.09)、日本都市計画学会都市計画論文集(年 1 巻刊行:1966.11 ~ 2015.10)、農村計画学会誌(年 5 巻刊行(論文特集号含む):1982.06 ~ 2015.09)を中心に既往研究の整理を行った(それぞれの継続前誌を含む)。
- 注 2-48) 例えば、参考文献 2-34 において下條は『農村側の受けるメリットは刮目すべきものがあるが、それだけでなく、農村の教育力を生かした次世代の人材育成という日本社会全体にとっての意義はもっと注目されていだろうと考える。』(pp.173) と述べている。
- 注 2-49) 参考文献 2-12 (pp.13) 参照。

注 2-50) 参考文献 2-35 において、小田切は地域づくりの柱を「参加の場づくり」(pp.178)、「暮らしのものさしづくり」(pp.186)、「カネとその循環づくり」(pp.191) とした上で複数地域の事例を取り上げ、「こうした取り組みが、本章のいくつもの例でみられたように中山間地域で先発している点にも注目する必要がある。…(中略)…都市、農村を問わず重要な現代的課題である地域自治確立における、中山間地域の先発性は確かに存在している。再生のフロンティアとしての中山間地域の位置を改めて確認することができよう。」(pp.206) と述べている。

注 2-51) 参考文献 2-36 (pp.166) 参照。

注 2-52) 参考文献 2-36 (pp.167) 参照。

注 2-53) 参考文献 2-35 (pp.184-186) 参照。

注 2-54) 参考文献 2-36 において、徳野はシステム過疎論的視点に基づく地域社会の再検討事項として「行政、地域運営、家族のありかた」(pp.168) の三つの分野を挙げている。その上で地域運営について「現実の人口構造や生活構造の変化に対応させた地域運営システムを再構築する必要がある。具体的には、女性が地域運営の役職をかなりの人数で積極的に担わなければ、地域活動は機能不全になる。」(pp.168-169) と述べている。

参考文献

- 文 2-1) 経済企画庁：全国総合開発計画、1962.10
文 2-2) 経済企画庁：新全国総合開発計画、1969.05
文 2-3) 国土庁：第三次全国総合開発計画、1977.11
文 2-4) 国土庁：第四次全国総合開発計画、1987.06
文 2-5) 国土庁：21 世紀の国土のグランドデザイン、1998.03
文 2-6) 田代洋一：中山間地域政策の検証と課題（田畑保：中山間の定住条件と地域政策、日本経済評論社、1999.04）所収、pp.175-221
文 2-7) 後藤春彦：まちづくり批評、ジオシティ、2000.07
文 2-8) 鈴木浩：地域計画の射程、八朔社、2010.03
文 2-9) 藤田佳久：山村政策の展開と山村の変容、原書房、2011.03
文 2-10) 大野晃：現代山村の諸相と再生への展望（日本村落研究学会：年報村落社会研究第 34 集 山村再生 21 世紀への課題と展望、農山漁村文化協会、1998.10）所収、pp.9-35
文 2-11) 総務省自治行政局過疎対策室：平成 25 年度版「過疎対策の現況」について（概要版）、2015.02
文 2-12) 小田切徳美：中山間地域の実態と政策の展開（小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11）所収、pp.1-15
文 2-13) 鶴見和子：漂泊と定住と 柳田国男の社会変動論：筑摩書房、1977.06
文 2-14) 三浦典子：流動型社会の研究、恒星社厚生閣、1991.07
文 2-15) 渡辺一弘：戦後日本の農村における生活改良普及員の活動 - 鹿児島県を事例にして -、中国四国教育学会編教育学研究紀要、第 49 巻、pp.661-666、2003
文 2-16) 大槻優子：生活改善普及事業における普及活動と農家女性 - 生活改良普及員からみた農家女性の変化 -、医療保健学研究、第 5 号、pp.71-88、2014
文 2-17) 仲間由希子、内田和義、伊藤康宏：生活改善実行グループと婦人会 - 鳥取県を事例にして -、農村生活研究、第 136 号、pp.12-21、2008.12
文 2-18) 今和次郎：今和次郎集 第 6 巻、ドメス出版、1971.11
文 2-19) 市田知子：生活改善普及事業の理念と展開、農業総合研究、第 49 巻（第 2 号）、pp.1-63、1995.04
文 2-20) 岩島史：1950-60 年代における農村女性政策の展開 - 生活改良普及員のジェンダー規範に着目して -、ジェンダー史学、第 8 号、pp.37-53、2012
文 2-21) 渡辺一弘：戦後日本の農村における生活改良普及員の活動 - 鹿児島県を事例にして -（Ⅱ）、中国四国教育学会編教育学研究紀要、第 50 巻、pp.506-511、2004
文 2-22) 玉真之介：「戦後農政」の転換と農村活性化政策（日本村落研究学会：年報村落社会研究第 38 集 日本農村の構造転換を問う 1980 年代以降を中心として、農山漁村文化協会、2002.10）所収、pp.137-165
文 2-23) 内山正昭：農業改良普及員の普及活動、農業総合研究、第 7 巻（第 1 号）、pp.217-238、1953.01
文 2-24) 菊池義輝：1950-60 年代における農業改良普及事業と農家家族 - 埼玉県を事例にして -、横浜国際社会学研究、第 15 巻（第 1・2 号）、pp.47-64、2010.08
文 2-25) 曾雅：日本との制度比較による中国における農業普及事業の展開方向、鹿児島大学博士学位論文、2008.0
文 2-26) 内田多喜生：農業改良普及事業の最近の動向、農中総研 調査と情報、第 6 号、pp.4-5、2008.05
文 2-27) 福田浩一：農業普及の機能についての一考察 - 海外および日本の最近の諸説をふまえて -、農村研究、第 97 号、pp.82-89、2003.09
文 2-28) 農林水産省：普及事業の在り方に関する検討会報告書「農業改良普及事業の基本方向について」、2003.03
文 2-29) 荒樋豊：グリーンツーリズムという農村地域づくり（長谷川昭彦、重岡徹、荒樋豊：農村ふるさとの再生、日本経済評論社、2004.12）所収、pp.211-320
文 2-30) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10
文 2-31) 小山陽一郎：全国総合開発計画とは何だったのか。【前編】、土地総合研究、第 19 巻（第 2 号）、pp.18-33、2011.03
文 2-32) 小山陽一郎：全国総合開発計画とは何だったのか。【後編】、土地総合研究、第 19 巻（第 3 号）、pp.36-45、2011.06
文 2-33) 小田切徳美：農山村再生 「限界集落」問題を越えて、岩波書店、2009.10
文 2-34) 下條龍二：農村の教育力を生かした次世代の人材育成（『農山村再生・若者白書 2010』編集委員会：どこにもない学校 緑のふるさと協力隊 農山村再生・若者白書 2010、農文協、2010.3）所収、pp.173
文 2-35) 小田切徳美：地域づくりの論理と新たな展開（小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11）所収、pp.165-207
文 2-36) 徳野貞雄：少子化時代の農山村社会（山本努、徳野貞雄、加来和典、高野和良：現代農山村の社会分析、学文社、1998）所収、pp.138-170

3章

地域内組織による
外部人材の活用

3章 地域内組織による外部人材の活用

3-1 本章の目的と構成

3-1-1 本章の目的

本章では、「地域内組織による外部人材の活用」として、人的支援事業「地域づくりインターン」「田舎で働き隊!」「農村六起インターン」の導入によって、一貫した地域づくりを行ってきた宮崎県西臼杵郡高千穂町の取り組みを事例に、(1) 外部人材の活用による地域づくり活動（以下、活動）の内容及び方針、(2) 転出した外部人材の地域との関わりの実態と関わり方を決定付けるスタンスの構造、及び活動を通じた(3) 地域内外のネットワークの構築状況の3点を明らかにする。

以上を踏まえ、地域づくりのプロセスを整理し、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を導くことを目的とする。

3-1-2 本章の構成と調査分析の方法

本章のフローを図3-1に、調査概要を表3-1に示す。まず次節で研究対象の概要を把握した上で、3節では調査3-Iに基づき、対象地における活動の内容とその成果を時系列で整理する。次に4節では調査3-IIに基づき、転出した外部人材の地域との関わりを把握すると共に、活動中或いはその前後における住民との交流や地域に対する心象、ネットワークの構築状況から、地域との関わり方を決定付けるスタンスを分類した上で、スタンスの変化を導く要因を明らかにする。更に5節では調査3-IIIに基づき、地域側からみた各活動に対する評価を時系列で整理することで、活動方針及び地域内外のネットワークの構築状況の変遷を明らかにする。最後に6節で、本章で明らかになったことをまとめ、高千穂町の地域づくりのプロセスを整理すると共に、外部人材の活用における要点を整理し、結びとする。



図3-1 研究のフロー (3章)

表3-1 調査概要 (3章) 注3-1)

調査3-I：ヒアリング調査 (3節)	
調査対象	人的支援の受入担当者 (10名)
実施日時	2011.08
設問内容	・当該人的支援の導入年数、外部人材の活動内容 ・人的支援の導入による取り組みの成果 等
調査3-II：ヒアリング調査 (4節)	
調査対象	高千穂町で外部人材として活動を行った全67名のうち、協力者43名 (実施率64%)
実施日時	2011.10-12
設問内容	・外部人材としての活動経歴、再訪の目的と頻度 ・高千穂町に対する心象とその変化 等
調査3-III：ヒアリング調査 (5節)	
調査対象	人的支援の受入担当者 (13名)
実施日時	2011.08-12
設問内容	・人的支援の導入による取り組みの意図 ・人的支援の導入による取り組みの評価 等

3-2 研究対象の概要

3-2-1 対象地の概要

宮崎県西臼杵郡高千穂町は、宮崎県の最北端部、熊本県及び大分県との県境に位置する町であり、総面積約 237km² のうち 80% 以上が山林の中山間地域である（図 3-2）。人口は 2010 年時点で 13,723 人であり、長きにわたり減少傾向にある。

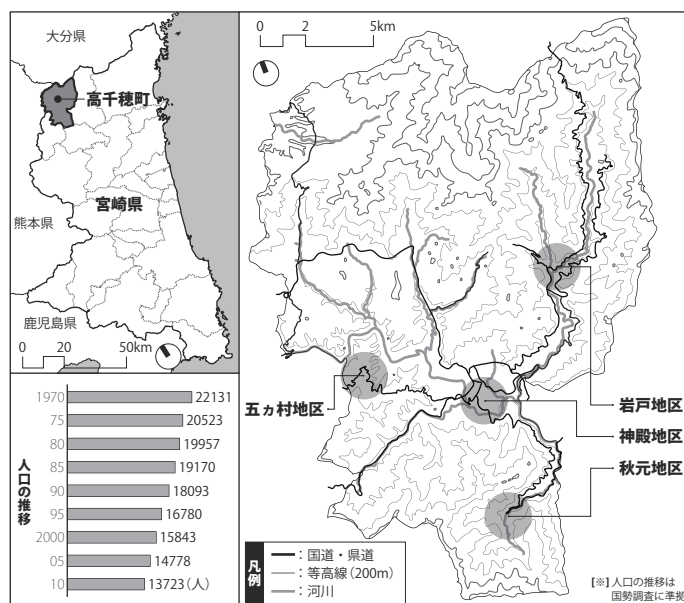


図 3-2 宮崎県西臼杵郡高千穂町^{注 3-2)}

3-2-2 高千穂町で導入された人的支援事業の概要

前述の通り、高千穂町ではこれまでに 3 つの人的支援事業が導入されており、延べ 67 名の外部人材が、高千穂町の住民と協働によって地域づくりに取り組んできた。以下、それぞれの人的支援事業の概要を示す^{注 3-3)}。

1) 地域づくりインターン

「地域づくりインターン」（以下、「地域インターン」）とは、主に首都圏に住む学生が地方の農山漁村に赴き、そこでの体験・交流を通じ、地域の活性化及び UJI ターン促進を図る為の事業である。国土交通省による実験事業として 1996 年に創設（～ 1997 年）され、その後地域づくりインターンの

会（1998～1999年）、国土交通省（2000～2009年）、地域づくりインターンの会（2010年～）によって運営されている。

外部人材は「インターン生」として概ね2週間～1ヶ月程度（7～9月の間）、当該地域に滞在し、地域が設定したプログラムに沿った活動を進める。

2) 田舎で働き隊!

「田舎で働き隊!」（以下、「働き隊」）とは、農山漁村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、農山漁村地域における外部人材の活用に取り組むコーディネート組織に対し支援を行う事業である。農林水産省によって運営されていた（2008～2010年）事業であり、その後2015年度より総務省の「地域おこし協力隊」に統合されている。

外部人材は「隊員」或いは「研修生」として、概ね数日～数ヶ月の間、当該地域に滞在し、一次産業の支援や地域資源の活用、課題解決に向けた取り組みに従事する。

3) 農村六起インターン

「農村六起インターン」（以下、「農六インターン」）とは、農山漁村地域における六次産業化に向けた人材育成の為の事業である。「地域インターン」「働き隊」と異なり、講義研修の受講後、実地研修希望者の中から選出された人間を対象としている点が特徴である。

外部人材は「現地研修生」として概ね2週間程度、当該地域に滞在し、地域活性化に向けた取り組みに従事する。

3-3 外部人材の活用による地域づくり活動の実態

本節では調査 3-I に基づき、高千穂町で進められてきた外部人材の活用による地域づくり活動を時系列で整理する（表 3-2）。

表 3-2 高千穂町における外部人材の活用による地域づくり活動

年度	ID	地区	分類	名称及び実施期間	概要	受入主体					外部人材	備考
						受委	役場	観光協	農協	五カ		
06	P1	町内全域	自由提案	地域づくりインターン 1 期 (08/20-08/23：2 週間)	観光体験と調査。【体験】観光業、農業【調査】観光業に関する意識調査【提案】観光業サービス改善案	●	●	○			01st 02sm 03ei 04ho 05hs 06hs 07sn 08es 09ei (9)	
07	P2	町内全域	自由提案	地域づくりインターン 2 期 (08/17-08/30：2 週間)	民泊先に任せたフリープログラム。【体験】観光業、農業、民泊業【調査】各自でテーマを設定【提案】各自のテーマに沿った提案	●	●	○			10ys 11ky 12ya 13fk 14ay 15to 16sy 17so 18nk 19st 20ss 21hi (12)	提案が事業化され継続
08	P3	町内全域	自由提案	地域づくりインターン 3 期 (08/20-09/02：2 週間)	民泊先に任せたフリープログラム。【体験】観光業、農業、民泊業【調査】地元字を中心に各自でテーマを設定【提案】各自のテーマに沿った提案	●	●	○			22kt 23ym 24ak 25mk 26yt 27dk 28ny 29fs 30cf 31mm 32su 33ym (12)	
	P4	秋元	実践協力	働き隊 11day やおや WS (03/09-03/15：1 週間)	住民と交流しながら野菜を集め、まちなかの空き店舗で販売。【企画】店のコンセプトづくり【調査】物販資源調査【作業】町内の広報、展示、販売				●		12ya 18nk 19st 34sa 35tt 36th (6)	ノウハウを活かし農産物直売所が完成
	P5	岩戸	実践協力	働き隊 11day ガラリー (03/09-03/15：1 週間)	工芸マイスターと交流しながら、空き店舗で展示、販売。【企画】店のコンセプトづくり【調査】物販資源調査【作業】町内の広報、展示、販売				●		16sy 37nw 38sm 39ys 40u 41n (6)	使用した店舗が観光案内所としてオープン
09	P6	神殿	具体提案	地域づくりインターン 3 期 (08/18-08/31：2 週間)	神殿地区まちづくり 3 年計画の 1 年目。まちなか拠点となる空間の創出のためのハード整備。【調査】聞き取り調査【作業】古小屋の改装	●	●				42at 43yn 44hk 45ty 46hf 47kf 48ga (7)	まちなか拠点が完成
	P7	秋元	戦略共有	働き隊 12 期 (08/16-03/16：7 ヶ月)	組織立ち上げ期のムラたび活性化協議会にて農業体験。【作業】農業、神楽等の集落行事への参加、WEB ページの作成				●		49ht (1)	
	P8	町外	支援協力	高千穂展 @ 京都 (09/19-09/27：9 日間)	町の観光 PR、工芸マイスターの技術体験教室、特産品の販売、ギャラリー展示。【作業】展示ブースづくり、WS スタッフ		○	●			18nk 34sa 35tt 36th 48ga (6)	人的支援の制度を用いない取り組み
	P9	町外	支援協力	旅フェア @ 東京 (05/28-05/30：3 日間)	幕張メッセでの PR イベント実施。【企画】展示ブースの計画【作業】展示ブースづくり		○	●			18nk 19st 34sa (3)	人的支援の制度を用いない取り組み
10	P10	秋元	支援協力	エコミュージアム WS (08/16-08/21：1 週間)	ムラたび協議会の事業「エコミュージアム」の展示空間づくり。アートディレクターの指導の下実施。【作業】小屋の改装、ペンキ塗り、展示				●		18nk 19st 34sa 42at 46hf 47kf 48ga (7)	人的支援の制度を用いない取り組み 展示ギャラリーが完成、ツアーの実施
	P11	神殿	具体提案	地域づくりインターン 5 期 (08/23-09/05：2 週間)	神殿地区まちづくり 3 年計画の 2 年目。前年整備されたまちなか拠点の活用提案。【調査】聞き取り調査【作業】看板作成【提案】まちなか拠点の活用提案	●	●				50ma 51ss 52et 53as 54fr 55rk (6)	
	P12	秋元	戦略共有	働き隊 13 期 (02-03：20 日間)	ムラたび協議会の事業体験。【体験】農業、農家レストラン、お土産づくり				●		56ty 57t (2)	
	P13	神殿	具体提案	地域づくりインターン 6 期 (08/16-08/30：2 週間)	神殿地区まちづくり 3 年計画の 3 年目。これまでの計画を実践する為の具体的提案。【調査】聞き取り調査【提案】まちなか拠点の活用提案	●	●				58yk 59mw 60mt (3)	
11	P14	秋元	戦略共有	農村六起インターン @ 五カ (08/18-09/01：2 週間)	ムラたび協議会による地域ビジネスの創出プログラム体験。【体験】農業、お土産づくり				●		61am 62at 63at 64ki 65rm 66ks (6)	
	P15	五カ村	戦略共有	農村六起インターン @ 五カ (08/17-08/30：2 週間)	五カ村むらおこしグループによる地域ビジネスの創出プログラム体験。【体験】旅館「神楽の館」・温泉茶屋の職場体験		○		●		67km (1)	
	P16	町外	支援協力	旅博 @ 東京 (10/01-10/02：2 日間)	東京ビッグサイトでの PR イベント実施。【作業】宣伝、当日のスタッフ		○	●			12ya 16sy 18nk 19st 42at 43yn 47kf 58yk 59mw 60mt (10)	人的支援の制度を用いない取り組み

3-3-1 導入制度の多様化と受入主体の変遷

高千穂町における外部人材の活用による地域づくり活動は、2006 年の「地域インターン」導入に始まっている。「地域インターン」の受入主体をみると、2006～2009 年は高千穂町役場が主として受入を担ってきた（P1～P3）が、国交省の事業終了により、2010 年以降はインターンシップ受入特別委員会、及び高千穂町観光協会がその役割を引継ぎ、主たる受入主体となっている（P6、P11、P13）。

2009 年からは「働き隊」（P4～P7、P12）、2011 年からは当時創設初年度であった「農六インターン」（P14、P15）を導入し、外部人材の更なる受入を図っている。またこうした導入制度の多様化に伴い、西臼杵郡雇用拡大協議会、ムラたび活性化協議会、五カ村むらおこしグループといった新たな受入主体が現れており、外部人材を受け入れる為の体制が徐々に拡充されていることが推察される。

2009 年後半からは、人的支援の制度を用いないかたちでの、外部人材との協働による活動がみら

れるようになる。これらの活動は東京や京都といった都市部でのPR活動が中心である（P8、P9、P16）が、外部人材が高千穂町へ再訪して実施された活動（P10）も存在している。

3-3-2 活動の変遷と外部人材の役割

1) 2006～2008年（P1～P3）

実施された活動は「地域インターン」の導入によるもののみである。またその全てが、外部人材自身の興味関心に基づくテーマの調査を行い、提案や計画を行う為の「自由提案」活動となっている。農山村の暮らしや生業を体験させることに重きが置かれており、提案や企画も、地域側が持つ明確なテーマや課題に依拠したものではなく、外部人材自身のパーソナリティに依拠したものとしている。幾つかの提案は、活動後に地域内で精査された後、事業化や実施に至っている（P2）。

2) 2009～2010年（P4～P11）

前年までの「地域インターン」の導入による活動に加え、「働き隊」の導入による活動、及び人的支援の制度を用いない活動が実施されている。活動内容をみると、地域側が設定した取り組みの実践に向けた、調査や企画を行う為の「実践協力」活動、地域側が設定したテーマや課題に基づく調査を行い、提案や計画を行う為の「具体提案」活動、地域側が設定した取り組みを体験し、技術や方針を双方向的に共有する為の「戦略共有」活動、地域側が設定した取り組みへの協力や支援を行う為の「支援協力」活動と、活動内容が多様化していることが分かる。また、地域側が明確なテーマや取り組みを設定し、自らの方針に合わせて外部人材を活用している様子が窺える。更に、外部人材が再び地域での活動に取り組む例（P4）や、3-3-1で述べた、人的支援の制度を用いない活動や地域外での活動（P8～P10）といった、外部人材の再訪や再参加がみられるようになっていく。

その結果として、活動の経験を活かした農産物直売所の新設、及び集落の物品を町内で販売する仕組みが活動後も引継がれている例（P4）や、活動中に使用された空き店舗の有効性が認められ、観光案内所としての活用に至った例（P5）、活動によって整備された展示ギャラリーの恒常的な活用、及びギャラリーを含めた集落内ツアーの実施に至った例（P10）など、空間の創出や活動の引き継ぎといった具体的成果を挙げた活動も一定数存在している。

3) 2011年（P12～P15）

前年までの活動に加え、「農六インターン」による活動が実施されている。農家レストラン等の施設運営をはじめとする高千穂町の地域ビジネスの体験を通した「戦略共有」活動が中心であること、

また複数回の参加経験者が増加し、高千穂町と継続的な関わりを有する人間（12ya、16sy、18nk、19st、42at、47kf）が一定数存在していることが特徴的である。

3-3-3 小結（1）：外部人材の活用による地域づくり活動の実態とその変遷

高千穂町では、2006年の「地域インターン」以降、「働き隊」「農六インターン」といった他の制度を段階的に導入し、外部人材の活用による継続的な地域づくりを図ってきた。「地域インターン」導入初期の2006～2008年は、主として外部人材自身の興味関心を出発点に、地域資源の発掘を目的とした活動に留まっていたが、2009年以降は地域側が具体的なテーマや取り組み内容を設けた活動や、PRを中心とした地域外での活動、及び活動経験を有する外部人材の関与による、人的支援の制度を用いない活動が実施されている。

こうした一連の取り組みにより活動が多様化していく中で、受入主体の増加による地域側の受入体制が整えられていること、また外部人材の活用の際に明確な方向性が現れつつあることが推察される。

3-4 転出した外部人材の地域との関わりとスタンス

本節では調査 3-II に基づき、外部人材の地域との関わりを把握すると共に、活動中或いはその前後における住民との交流や地域に対する心象、ネットワークの構築状況から、地域との関わり方を決定付けるスタンスを分類した上で、スタンスの変化を導く要因を明らかにする。

3-4-1 転出した外部人材の地域との関わりの実態

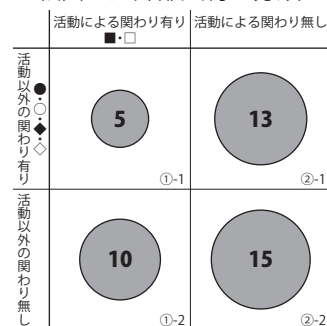
転出した外部人材の地域との関わりを表 3-3 に示す。確認された地域との関わりは、活動への参加(表 3-3: ■…該当人数 14 名)、活動への協力(同: □…3 名)、地域行事への参加(同: ●…10 名)、地域行事への協力(同: ○…6 名)、地域外のイベントへの参加(同: ◆…5 名)、私的訪問(同: ◇…10 名)の 6 種類であり、活動への参加が最も多く、次いで地域行事への参加、私的訪問となっている。

以上 6 種類の関わりの有無から転出した外部人材を分類(表 3-4)すると、①再び活動へ参加している、または協力を行っている者が 15 名(うち活動以外での関わりも有している者が 5 名(①-1)、活動以外での関わりは無い者が 10 名(①-2))、②活動での関わりを持っていない者が 28 名(うち活動

表 3-3 転出した外部人材の高千穂町との関わり

	2006		2007		2008		2009				2010			2011		
	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7	P8	P9	P10	P11	P12	P13	P14	P15	P16
①-1 活動以外の関わり有り: 5 名	01mt	●	■						◆	◆	◇					
	12ya		●													
	18nk		●						◇	■	○	◇				
	19st		●													
	34sa		○						○	■	■	■				
	16sy		■													
	35st															
	42at															
	43yn															
	46hf															
	47kf															
	48ga															
	58yk															
	59mw															
	60mt															
①-2 活動以外の関わり無し: 10 名	02sm	◆	◇													
	05hs	◆	◇													
	06ys	◆	◇													
	08es	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇								
	20ss	○	○	○	○	○	○	○								
	23ym															
	26yt															
	28ny															
	36th															
	38sm															
	45ty															
	49ht															
	54rf															
	09ei															
	15to															
	17so															
	24ak															
	27dk															
	29hs															
	32su															
	37nw															
	39ys															
	50ma															
	52et															
	53as															
	56ty															
	61am															
	62at															

表 3-4 高千穂町との関わりの有無による転出した外部人材の分類



以外での関わりも有している者が13名(②-1)、活動以外の関わりは無い者が15名(②-2))であり、転出した外部人材全67名のうち、半数近くが活動終了後も地域と何らかの関わりを有していたことが分かる^{注3-4)}。

概ねの傾向として、社会人の期間では活動への再参加や再訪が困難であることが推察されるが、都市部の活動であるP16では、社会人になってからも活動に参加している外部人材も存在(12ya、19st、16sy、47kf)している。

3-4-2 地域との関わりを決定付けるスタンス

転出した外部人材の地域との継続的な関わりを考えるにあたっては、地域に対する心象や、地域内外のネットワークといった、地域との関わりの有無からのみでは把握し得ない、外部人材の潜在的意向を把握することが重要であるとする。

そこで、転出した外部人材の地域との関わりを決定付ける潜在的意向を「スタンス」とし、3-4-1で把握した高千穂町との関わりに加え、高千穂町や住民に対する心象や地域貢献の意欲、高千穂町内外のネットワークの有無、及びそれらの変化について聴取した内容をKJ法に基づき整理、分類を行った結果、5つの類型を得た(図3-3)。

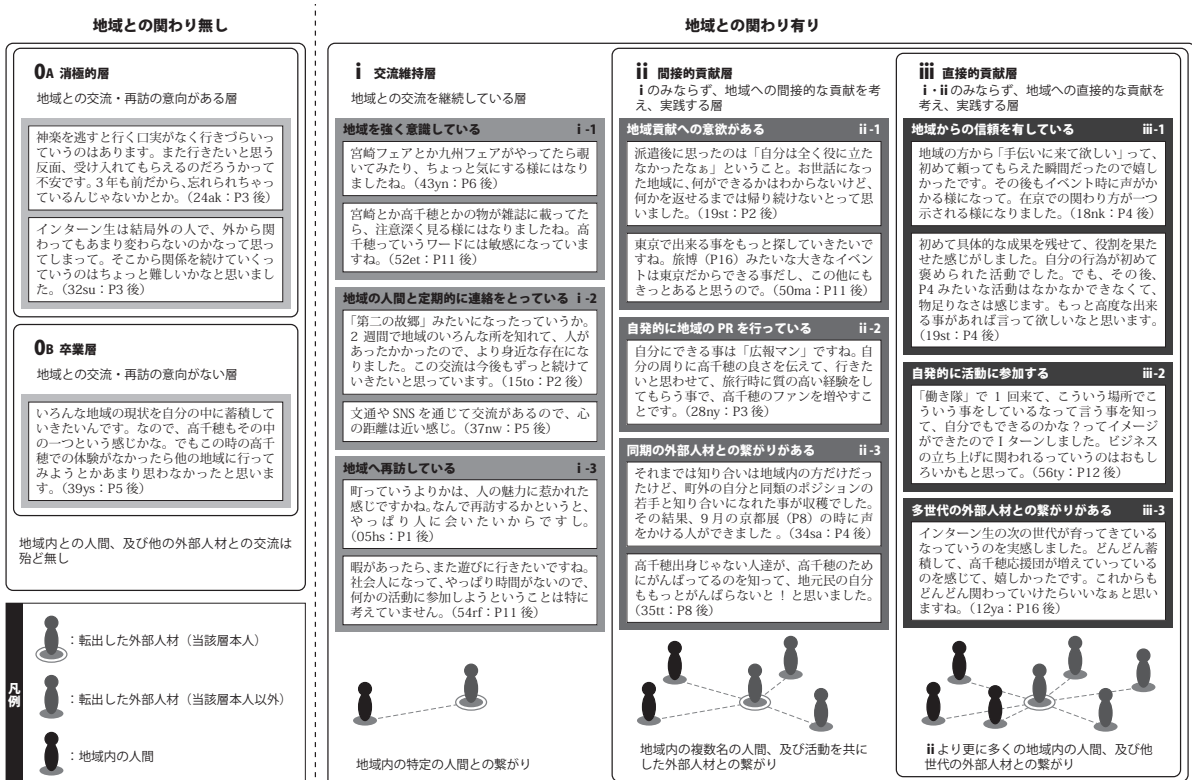


図3-3 高千穂町における転出した外部人材のスタンスによる分類

1) 地域との関わりのある層 (i・ii・iii)

調査時現在も地域との関わりを継続している層は、3類型が確認された。

i：交流維持層

地域に関する強い意識があり (i -1)、文通やメールによって定期的に地域の人間と連絡をとったり (i -2)、地域へ再訪する (i -3) 等、地域との交流を継続的に行っている層である。

『文通や SNS を通じて交流があるので、心の距離は近い感じ。』(37mw)、『町って言うよりかは、人の魅力に惹かれた感じですかね。』(05hs) や、『暇があったら、また遊びに行きたいですね。… (中略) …何かの活動に参加しようということは特に考えていません。』(54rf) 等のコメントにあるように、地域内の特定の人間との強いネットワークを有している一方で、活動への参加意向は無く、地域貢献に関する意欲は低い層であることが窺える。

ii：間接的貢献層

i の特徴を有しながらも、更に地域貢献への意欲があり (ii -1)、自発的に地域の PR (ii -2) や、同じ活動に参加していた外部人材同士のネットワークを構築している (ii -3) 層である。

『東京で出来ることをもっと探していきたいですね。…(中略)…きっとあると思うので。』(50ma) や、『私にできる事は「広報マン」ですね。自分の周りに高千穂の良さを伝えて、… (中略) …高千穂のファンを増やす事です。』(28ny) 等のコメントにあるように、自らの役割を見出し、地域外での活動参加や地域の PR といった、間接的な地域貢献を実践している。また、地域内の複数名の人間とのネットワークのみならず、同じ活動に参加した、同期の外部人材同士のネットワークを有しており、『9月の京都展 (P8) の時に声をかける人ができました。』(34sa) のコメントにあるように、ネットワークの活用によって地域外での活動への参加を促している例や、『派遣後に思ったのは、「自分は全く役に立たなかったなあ」ということ。お世話になった地域に、何が出来るかはわからないけど、何かを返せるまでは帰り続けたいって思いました。』(19st) のコメントにあるように、活動の成果や自らの外部人材としての働きに未練を持ったことを契機に、地域貢献への意欲が生まれている例も存在している。

iii：直接的貢献層

i、ii の特徴を有しながらも、更に地域からの信頼を有しており (iii -1)、自発的な活動への参加 (iii -2) や、多世代にわたる外部人材同士のネットワークを構築している (iii -3) 層である。

『地域の方から「手伝いに来て欲しい」って、… (中略) …その後もイベント時に声がかかる様になって。在京での関わり方が一つ示されるようになりました。』(18nk) のコメントにあるように、新たな取り組みの際に、地域側から声がかかる層であると同時に、活動の枠組みを広げる役割を担っており、『どんどん蓄積して、高千穂応援団が増えていっているのを感じて、嬉しかったです。これからもどんどん関わっていただけたいなあと思いますね。』(12ya) のコメントにあるように、地域内外に幅広いネットワークを有している。また ii と同様、『働き隊』で1回来て、こういう場所でこういう事をしているなって言う事を知って、自分でもできるかな？ってイメージができたので1ターンしました。』

(56ty) や『初めて具体的な成果を残せて、役割を果たせた感じがしました。自分の行為が初めて褒められた活動でした。』(19st) のコメントにあるように、活動の成果を通し、地域貢献への意欲が生まれている傾向にある。

2) 地域との関わりの無い層 (0A・0B)

調査時現在は地域との関わりを有していない層は、2 類型が確認された。

0A：消極的層

再訪や地域貢献への意欲を有している一方で、地域との交流が途絶えていることによって、再び関わりを持つ事を躊躇っている層である。

『神楽を逃すと行く口実がなく行きづらいついていうのがあります。また行きたいと思う反面、受け入れてもらえるんだろうかって不安です。3年も前だから、忘れられているんじゃないかとか。』(24ak) のコメントにあるように、地域側から機会を与えることで、ネットワークの再構築や活動への参加を促せる可能性を持つ潜在的な層であることが窺える。一方で『外から関わってもあまり変わらないのかなって思ってしまった。そこから関係を続けていくっていうのはちょっと難しいかなと思いました。』(32su) のコメントにあるように、活動の成果によって地域との関わりが無くなってしまう例も存在している。

0B：卒業層

外部人材としての活動を自らの一経験として昇華させている層である。『色々な地域の現状を自分の中に蓄積していきたいんです。なので、高千穂もその中の一つという感じかな。』(39ys) のコメントにあるように、当該地域のみならず、見聞を深めたいとの意向がみられる。

3-4-3 スタンスを決定付けた契機

前項で述べた5つのスタンスのうち、地域との継続的な関わりを持つ交流維持層 (i)、間接的貢献層 (ii)、直接的貢献層 (iii) について、それぞれのスタンスを決定付けた要因について聴取し、KJ法に基づき分類を行った (表 3-5)。

1) 地域に依拠した契機 (表 3-5：①行)

スタンスを決定付ける契機は、地域に依拠したものと、活動に依拠したものの2つに大別される。まず地域に依拠した契機についてみると、『民泊はすごく良かったです。自分が本当にそこに暮らしている感じで、地域の生活を体験できたので。』(27dk) や、『がむしゃらに活動していたら、最初は

表 3-5 高千穂町における転出した外部人材のスタンスを決定付けた契機

	i 交流維持層	ii 間接的貢献層	iii 直接的貢献層
① 地域に依拠した契機	<p>「こないだこれはなかったなあ」とか、どんどん変化していく町を見るのはわくわくしますね。今後もその変化を見続けていきたいですね。(01mt : P1)</p> <p>民泊はすごく良かったです。自分が本当にそこに暮らしている感じで、地域の生活を体験できたので。(27dk : P3)</p>	<p>前は、むらの日常を楽しむ時間を持ってなかったんですが、今回は高千穂の自然をたっぷり楽しむ事ができました。(42at : P10)</p> <p>がむしゃらに活動していたら、最初はやる気がなかった町の人の中から、だんだん自分も協力したいって言う人が出てきて。(50ma : P11)</p>	
② 活動に依拠した契機	<p>再会できて良かったです。やっぱり「覚えていてくれる」というのが嬉しいですね。(05hs : P1)</p> <p>突然訪問したのに、当たり前のように受け入れてくれる所に温かさを感じて、そういう関係性を築けたんだって実感できて嬉しかったです。(54rf : 私的)</p>	<p>廃村を扱った映画を観て、民泊先のお母さんが「私たちも頑張っていけないとね」と言っていたのがすごく印象的。限界集落も見せてもらって、ここはそういう地域なんだっていうを実感して、自分も何か力になれないかなって思いました。(18nk : P2)</p> <p>夜神楽を見に行くっていうのを、高千穂の人たちと約束していたので。(06ys : 私的)</p> <p>機会を用意してもらっていなかったら、1回目の派遣だけで終わってしまっていたかもしれないので、別の活動で呼んでもらえて良かったです。(16sy : P5)</p>	<p>前日準備は徹夜だったけど、いつもお世話になっている恩がようやく返せるチャンスだったので一生懸命でした。(18nk : P4)</p>
③ 他外部人材との関係	<p>1年前に「地域インターン」で提案したり体験した所がどうなっているか気になって。(05hs : 私的)</p> <p>フリープログラムだと、実際に何を求められて受け入れてもらったのか、何をすれば良かったのかっていうのがあまりよく分からなかったです。(24ak : P3)</p> <p>小屋の改修は中途半端で終わってしまって、「結局何もできていない」という無力感が残りました。2週間すごく楽しかったけれど、地域に対してきちんと役立つことができなかった。(42at : P6)</p>	<p>地域の人にとっては、夏休みの短期間に来て、提案とか言うだけ言って、去って行くっていうのが、それで良かったのか？って気になっています。(20ss : P2)</p> <p>結構具体的ことを体験させてもらって、やりがいがあった。(16sy : P5)</p> <p>言えば何かになるっていうのを実感しましたね。すぐ実現する動きの早さに面白さを感じました。(16sy : P5)</p> <p>アートディレクターの指導があったので、P6 でつくった小屋よりも完成度が全然違って素晴らしい空間ができました。(47kf : P10)</p> <p>高千穂は遠いのでなかなか帰る事ができないので、東京で応援できる活動があるのは嬉しいです。(59mw : P16)</p>	<p>前回よりも貢献した感がありました。「こんな事もやらせてもらえるのか!」と。(19st : P4)</p> <p>担当者にたった一言だけ「やって良かった」と言ってもらえて、自分の行為が初めて褒められた活動で、嬉しかったですね。(19st : P4)</p> <p>「地域インターン」を経験した後、高千穂に役に立つ事が何もできていなかったから、夏の続きの何かをしたかったです。(12ya : P4)</p> <p>「働き隊」では交通費も出て、給料まで出るの、ちょっとすごいなと思いました。なかったら参加してなかったかも。(56ty : P12)</p>
④ 他外部人材との関係	<p>コメント (ID : スタンスが変化した時期)</p> <p>枠の色</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006~2008 2009~2010 2011 	<p>高千穂出身じゃない人たちが、高千穂の為に頑張っているのを知って、地元民の自分ももっと頑張らないか! と思いました。(35tt : P4)</p> <p>ブランクがあったので、1人だとちょっと参加しづかったんですが、「地域インターン」同期が参加すると聞いて、行こうかなって。(43yn : P16)</p>	

やる気がなかった町の人の中から、だんだん自分も協力したいって言う人が出てきて。(50ma) 等のコメントにあるように、地域での生活や自然といった魅力に触れたことや、活動時とは異なる地域の変化を再訪時に感じ取ったこと、また『突然訪問したのに、当たり前のように受け入れてくれる所に温かさを感じて、そういう関係性を築けたんだって実感できて嬉しかったです。(54rf) や、『機会を用意してもらっていなかったら、1回目の派遣だけで終わってしまっていたかもしれないので、別の活動で呼んでもらえて良かったです。(16sy) 等のコメントにあるように、地域内の人間との良好な関係を築いたことや、必要とされたことが挙げられている。

2) 活動に依拠した契機 (表 3-5 : ②行)

次に、活動に依拠した契機についてみると、『1年前に「地域インターン」で提案したり体験した所がどうなっているか気になって。(05hs) や、『前回よりも貢献した感がありました。「こんな事もやらせてもらえるのか!」と。(19st) 等のコメントにあるように、活動後の地域の状況が気になったことや、活動で成果を挙げたことによる充実感が挙げられている。一方で、『2週間すごく楽しかったけれど、地域に対してきちんと役立つことができなかった。(42at) や『地域の人にとっては、夏休

みの短期間に来て、提案とか言うだけ言って、去って行くっていうのが、それで良かったのか？って気になっています。』(20ss) 等のコメントにあるように、活動の善し悪しに関わらず地域貢献の意欲が生まれている例も多く、活動の成果の有無が必ずしも継続的な地域貢献に繋がらないことが窺える。また『「働き隊」では交通費も出て、給料まで出るので、ちょっとすごいなと思いました。なかったら参加していなかったかも。』(56ty) や、『高千穂は遠いのでなかなか帰る事ができないので、東京で応援できる活動があるのは嬉しいです。』(59mw) のコメントにあるように、地理的・財的なハードルが無くなったことや、『ブランクがあったので、1人だとちょっと参加しづらかったんですが、「地域インターン」同期が参加すると聞いて、行こうかなって。』(43yn) のコメントにあるように、他の外部人材との繋がりによって、地域貢献への意欲が生まれている例もみられた。

3) 転出した外部人材のスタンスの推移

これらを踏まえ、転出した外部人材のスタンスの推移を時系列でみる(表3-6)と、間接的貢献層(ii)及び直接的貢献層(iii)は活動による関わりを持つ者(①-1、①-2)の中に多く、とりわけ直接的貢献層(iii)は活動のみならず活動以外の関わりも持つ者(①-1)だけであった。各年におけるそれ

表3-6 高千穂町における転出した外部人材のスタンスの推移

	2006		2007			2008			2009				2010		2011			
	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7	P8	P9	P10	P11	P12	P13	P14	P15	P16		
①-1 活動以外の関わり有り：5名	01mt	■	●	□						●	◆	◇						
	12ya			●														
	18nk		■	●	□			◇	■	■	○	◇	□					
	19st		■	●	□					◆	■							
	34sa			○					○	■	○							
	16sy		■															
	35tt																	
	42at																	
	43yn																	
	46hf																	
	47kf																	
	48ga																	
	58yk																	
	59mw																	
	60mt																	
	①-2 活動以外の関わり無し：15名	02sm	■	◆	◇													
05hs		■	◇															
06ys		■	◆	◇														
08es		■	◆	◇	◇													
20ss		○	■	●	■													
23ym																		
26yt																		
28ny																		
36th																		
38sm																		
②-1 活動以外の関わり有り：13名	45ty																	
	49ht																	
	54rf																	
	09ei	■																
	15to		■															
	17so		■															
	24ak																	
	27dk																	
	29hs																	
	32su																	
	37nw																	
	39ys																	
	②-2 活動以外の関わり無し：28名	50ma																
52et																		
53as																		
56ty																		
61am																		
62at																		

凡例 □ : 交流維持層 (i) ■ : 間接的貢献層 (ii) ▨ : 消極的層 (0a) ※ : その他の凡例は表3-3に準拠
 ● : 直接的貢献層 (iii) □ (点線) : 卒業層 (0b)

それぞれの層の人数をみる（図 3-4）と、毎年一定人数の交流維持層（i）及び間接的貢献層（ii）が生まれており、2009 年以降は直接的貢献層（iii）が出現し、その後は各層安定的な分布となっている。活動への参加状況（表 3-2）と併せてみると、活動の継続によって転出後も地域貢献への意欲を持つ外部人材が増加していくとともに、複数回の活動への関わりによって、徐々に外部人材相互のネットワークが広がっていることが窺える。

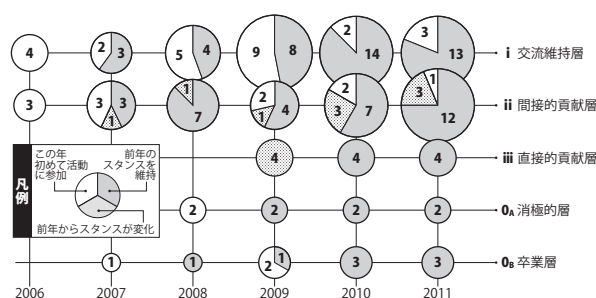


図 3-4 高千穂町における各年末時点の転出した外部人材のスタンスの分布

3-4-4 小結（2）：転出した外部人材の地域との関わりとスタンス

外部人材は活動を終えた後も、半数近くが地域と何らかの関わりを有しており、中には活動に再び参加し、地域づくりに寄与している人間も存在している。

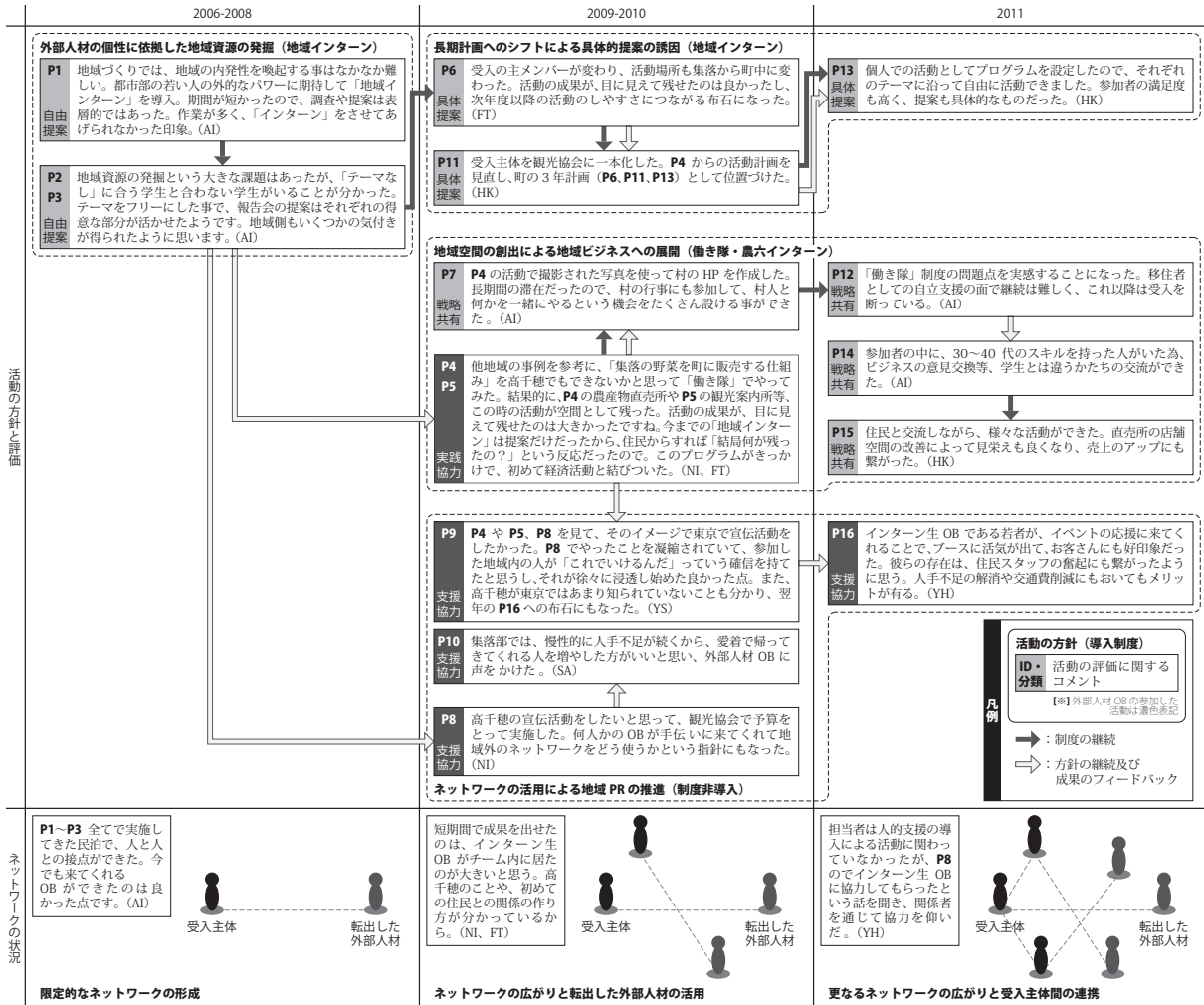
また、活動中に築いた地域内の人間との関係や地域への印象、活動の内容や成果、他の外部人材との関係等によって、転出後の地域との関わりに対する外部人材のスタンスが異なっている。その多くは継続的な交流や、直接的、間接的な地域貢献への意欲を持つ層であり、彼らは地域側の呼びかけによって、或いは自らの判断によって、地域への再訪のみならず、活動の一部を積極的に担いながら、地域内外のネットワークを広げてきた。

一方で、転出後交流が途絶えている外部人材であっても、関係の構築や活動の参加に対し潜在的な意向を抱く層も存在しており、地域側が呼びかけることや、外部人材相互のネットワークの活用によって、地域づくりの担い手としての活躍が期待される。

3-5 外部人材の活用方針及びネットワークの変化

本節では調査 3-III に基づき、3-3 で述べた活動の実態、3-4 で述べた外部人材の地域との関わりやスタンスの推移に伴う、地域側の活動方針及びネットワークの変化を明らかにする (表 3-7)。

表 3-7 高千穂町における外部人材の活用方針の変化とネットワークの拡大



3-5-1 2006 ~ 2008 年 (P1 ~ P3)

3-3-2 で述べた通り、「地域インターン」のみを導入していた 2006 ~ 2008 年は、外部人材自身の興味関心を出発点とした、地域資源の発掘を主たる活動方針としている。「それぞれの得意な部分が活かされたようです。地域側もいくつかの気付きが得られたように思います。」(AI : P2, P3) のコメントにあるように、一定程度の成果を挙げたとする一方で、「調査や提案は表層的ではあった。」(AI : P1) や「「テーマなし」に合う学生と合わない学生がいることが分かった。」(AI : P2, P3) のコメン

トにあるように、目に見える具体的な成果が少なかったこと、外部人材自身の主観や能力に依存するところが大きいことが課題として挙げられている。また、「P1～P3全てで実施してきた民泊で、人と人との接点ができ、今でも来てくれるOBができたのは良かった点です。」(AI)のコメントにあるように、転出した外部人材と、受入主体や民泊先の住民とのネットワークが生まれている。

3-5-2 2009～2011年 (P4～P16)

2009～2011年は、新たに「働き隊」「農六インターン」を導入した上で、前述の成果と課題をフィードバックするかたちで活動が実施されている。「活動の成果が、目に見えて残せたのは良かったし、次年度以降の活動のしやすさにつながる布石になった。」(FT:P6)、「P4からの活動計画を見直し、町の3年計画(P6、P11、P13)として位置づけた。」(HK:P11)のコメントにあるように、成果を可視化させる方針や、複数の活動を一連の地域づくりとして位置付け、長期計画とする方針がみられる他、「他地域の事例を参考に、「集落の野菜を町に販売する仕組み」を高千穂でもできないかと思つて「働き隊」でやってみた。…(中略)…、短期間で濃密な活動をすることができたし、色んな注目も浴びた。」(NI、FT:P4、P5)、「何人かのOBが手伝いに来てくれて地域外のネットワークをどう使うかという指針にもなった。」(NI:P8)のコメントにあるように、実践的な活動による地域ビジネスの創出や、これまでの活動を通して構築されたネットワークの活用が図られている。

とりわけ2011年では、「彼らの存在は、住民スタッフの奮起にも繋がったように思う。人手不足の解消や交通費削減にもおいてもメリットが有る。」(YH:P16)のコメントにあるように、より戦略的に転出した外部人材を活用する姿勢がみられる他、「P8のでインターン生OBに協力してもらったという話を聞き、関係者を通じて協力を仰いだ。」(YH)のコメントにあるように、転出した外部人材の活用を通じた、地域内の受入主体同士の連携が生まれている。

3-6 本章のまとめ

3-6-1 本章のまとめ

(1) 外部人材の活用による地域づくり活動の内容及び方針 (3 節・5 節)

高千穂町では、人的支援事業「地域インターン」「働き隊」「農六インターン」を段階的に導入し、外部人材との協働による地域づくりを継続してきた。

2006～2008年は「地域インターン」のみの導入であり、外部人材の個性に依拠した、地域資源の発掘を主たる目的とした活動に取り組んでいる。この時期の活動の成果、及び課題をフィードバックするかたちで、2009年からの活動はその目的を、長期計画のシフトによる具体的提案の誘因、地域空間の創出による地域ビジネスの創出、ネットワークの活用による地域PRの促進へと移し、転出した外部人材の活用を含め、戦略的に地域づくりを進めている。

(2) 転出した外部人材の地域との関わりの実態とスタンスの構造 (4 節)

外部人材の多くは、活動を終えて転出した後も継続的に地域との関わりを有しており、その内容は地域行事への参加や私的訪問、活動への協力等多岐にわたっている。

こうした地域との関わりの有無、及び地域貢献への意欲や地域内外へのネットワークから、転出した外部人材のスタンスは「交流維持層」「間接的貢献層」「直接的貢献層」「消極的層」「卒業層」に分類される。中でも「間接的貢献層」「直接的貢献層」は地域づくりへの協力を積極的に行っている層であるが、転出後、地域との関わりが途切れている外部人材であっても、地域貢献への意欲を持つ潜在層も存在している。

これらのスタンスは活動中や活動前後の出来事や地域との関係性によって変化しており、前述の地域づくりの継続に伴い、「直接的貢献層」の出現、及び「交流維持層」「間接的貢献層」の増加がみられる。

(3) 活動を通じた地域内外のネットワークの構築状況 (4 節・5 節)

活動の継続によって、地域内外のネットワークに広がりが見られる。2006～2008年は、受入主体と転出した外部人材、住民と転出した外部人材とのネットワーク、同一の活動に参加していた外部人材間のネットワークがみられるが、2009年以降は、活動の継続に伴う外部人材のスタンスの変化、及び活動方針の変化によって、外部人材の世代間ネットワーク、及び転出した外部人材の活用に向けた、受入主体間のネットワークが構築されている。

3-6-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス

以上を踏まえ、地域づくりのプロセスを整理すると、地域づくりに向けた足掛かりを模索しながら、その継続によって、転出した外部人材とのネットワークを構築していく段階（2006～2008年）から、地域づくりに向けた一定の方向性を見出し、転出した外部人材の助力を受けながら実践を図っていく段階（2009～2010年）、地域づくりの一定の成果が生まれると共に、地域内の連携が生まれ、転出した外部人材とのネットワークを戦略的に活用していく段階（2011年）に移行していくと考えられる。

3-6-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【1】

人的支援を始めて導入する地域において、前項で述べた3つの段階からなるプロセスに沿って外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、まず初動の段階で、①外部人材との交流や提案に基づき、地域づくりの方向性を一定程度集約すること、また②転出した外部人材とのネットワークを維持しながら地域づくり活動を進めていくことが肝要となる。その上で、徐々に③受入主体を中心とした地域内のネットワークの構築を図りながら、④拠点となる空間づくり、及び⑤地域ビジネスの創

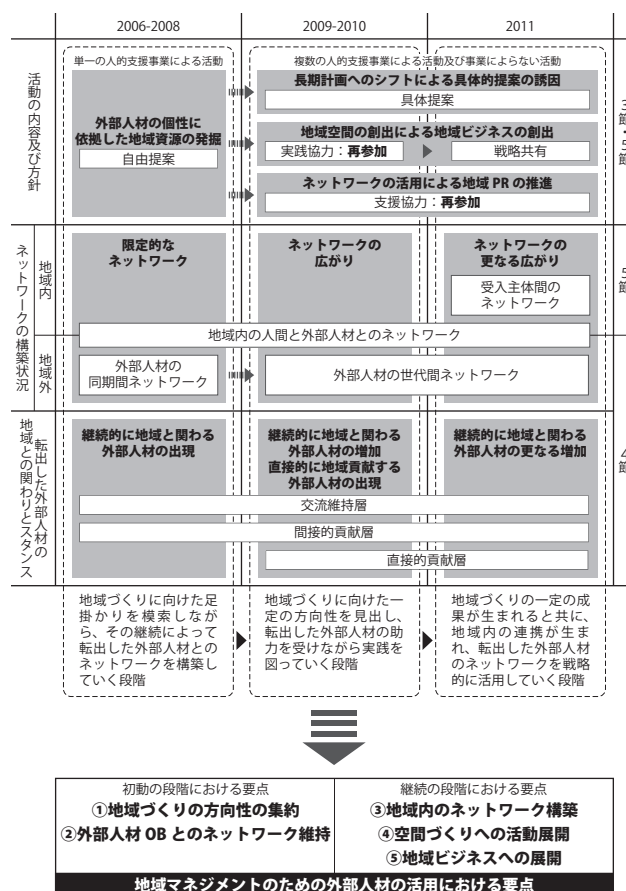


図 3-5 本章のまとめ

出等の、具体的な地域づくりへと展開させていくことが求められる。

これらの要点に基づいた外部人材の活用を進めていくことが、より望ましい地域マネジメントの推進に繋がっていくと考えられる。

注釈

- 注 3-1) 調査 3-I ~ 3-III に関しては、ヒアリング内容をテキスト化した上で、発言の主旨を変えない範囲で修正を行い、データソースとして用いている。
- 注 3-2) 国土地理院標準地図 (1:25000) に基づき筆者作成。
- 注 3-3) 「地域づくりインターン」については参考文献 3-1 及び地域づくりインターンの会事務局員へのヒアリング調査、「田舎で働き隊!」については参考文献 3-2 ~ 3-6、「農村六起インターン」については参考文献 3-7 を参照した。
- 注 3-4) 転出した外部人材のうち、調査 3-II の実施ができなかった 24 名については、活動への再参加がみられない (表 3-2) ことから、その多くが「OA 消極的層」「OB 卒業層」であり、「i 交流継続層」「ii 間接的貢献層」「iii 直接的貢献層」は殆どいないと考えられる。

参考文献

- 文 3-1) 宮口侗迪、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.8
- 文 3-2) 矢崎栄司：僕ら地域おこし協力隊 未来と社会に夢をもつ、学芸出版社、2012.12
- 文 3-3) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 20 年度田舎で働き隊! 事業実績概要、農林水産省、2009.6
- 文 3-4) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 21 年度田舎で働き隊! 事業実績概要、農林水産省、2010.11
- 文 3-5) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 22 年度田舎で働き隊! 事業実績概要、農林水産省、2011.8
- 文 3-6) 農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp> (2013.09.01 参照)
- 文 3-7) ふるさと起業塾 HP <http://www.furusatokigyo.net> (2015.07.01 参照)
- 文 3-8) 金子奈津：地域ビジネスの創出に向けた地域と外部人材の協働に関する研究 - 宮崎県高千穂町における成長構造をケーススタディとして -、早稲田大学修士学位論文、2012.02

4章

地域外コーディネート組織による 外部人材の活用

4章 地域外コーディネート組織による外部人材の活用

4-1 本章の目的と構成

4-1-1 本章の目的

本章では、「地域外コーディネート組織による外部人材の活用」として、人的支援「緑のふるさと協力隊」を事例に、当事業におけるコーディネート組織である（1）緑化センターのマッチングの実態、及び（2）サポートの実態、（3）緑化センターの潜在的な有用性と課題の3点を明らかにする。

以上を踏まえ、地域づくりのプロセスを整理し、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を導くことを目的とする。

4-1-2 本章の構成と調査分析の方法

本章のフローを図4-1に、調査概要を表4-1に示す。まず次節で研究対象の概要を把握した上で、3節では調査4-Iに基づき、「緑のふるさと協力隊」隊員の活動内容と実施理由の整理を行い、受入年数を基に分類した上でその傾向を把握し、ケーススタディ対象を選定する。4～5節では調査4-II～IVに基づき、緑化センターによるマッチング及びサポートの実態を、自治体の活用体制と併せて把握する。6節では調査4-III、及び3～5節の結果に基づき、緑化センターの潜在的な有用性と課題を整理する。最後に7節で、本稿で明らかになったことをまとめ、「緑のふるさと協力隊」導入自治体の地域づくりのプロセスを整理すると共に、外部人材の活用における要点を整理し、結びとする。

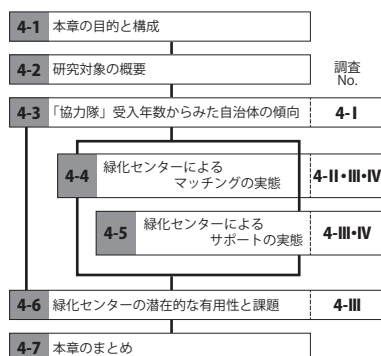


図4-1 研究のフロー (4章)

表4-1 調査概要 (4章) 注4-1)

調査4-I：アンケート調査 (3節)	
調査対象	2012年度「協力隊」受入41自治体の担当者 (各1人・計41人)
実施日時	2012.11.30-12.16
配布/回収方法	郵送配布/郵送回収
回収票/回収率	有効回答28票/68.3%
設問内容	・隊員の活動内容 ・個々の活動を実施させる理由 ・活動の担い手の過不足の状況 ・「協力隊」の評価 など
調査4-II：ヒアリング調査 (4節)	
調査対象	緑化センター事務局員 (計2人)
実施日時	2013.09.25
設問内容	・「協力隊」の概要 ・マッチング及びサポートの内容 など
調査4-III：ヒアリング調査 (4・5・6節)	
調査対象	4-3で抽出した自治体の担当者 (各1人・計6人)
実施日時	2013.10.15-29
設問内容	・緑化センターのマッチングに対する意向 ・活用体制の状況 など
調査4-IV：ヒアリング調査 (4・5節)	
調査対象	4-3で抽出した自治体の隊員 (各1人・計6人)
実施日時	2013.10.15-29
設問内容	・自治体の選定理由 ・活用体制の状況 など

4-2 研究対象の概要

4-2-1 「緑のふるさと協力隊」の概要

「緑のふるさと協力隊」（以下、「協力隊」）は、当該自治体へ派遣された概ね18～35歳までの男女が、隊員として1年間現地に住まいながら、自治体内の主体との協働によって地場産業の補助や地域行事への参加、課題解決に向けた取り組み等を行う事業である。

1994年の6市町村への第1期生16名の派遣以降、受入を行った自治体は延べ111（2012年度終了時、受入当時の旧市町村数で算出）、派遣された隊員は654名にのぼり、数年にわたり受入を継続している自治体も多くみられる（図4-2）。2013年度は37市町村に対し、40名の隊員を派遣しており、隊員の平均年齢は23.5歳である。各年度における自治体の平均受入年数をみると、直近の10年間で概ね4年弱～6年強で推移しており、自治体側での受入継続における事業評価の一定基準となっていることが推察される。

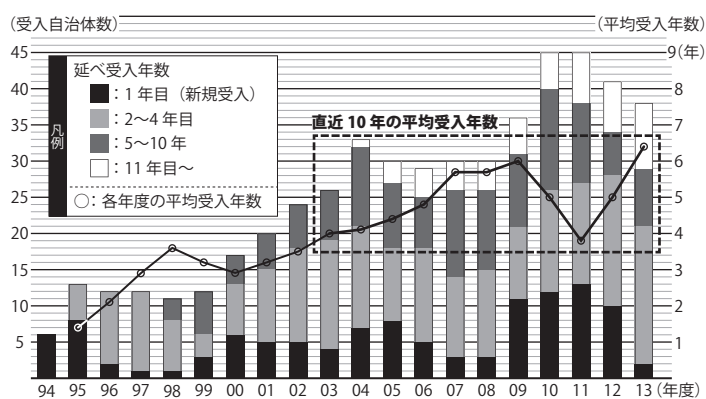


図4-2 「協力隊」受入自治体数の変遷

4-2-2 緑化センターの業務

「協力隊」の流れ、及びコーディネート組織である緑化センターの業務内容を図4-3に整理した。

1) 自治体と隊員とのマッチング（図4-3：①）

「協力隊」は自治体及び隊員志望者の両方に対し、緑化センターが公募を行い、とりまとめる形式をとっている。自治体に対しては、隊員の役割、地域振興の方針等を審査し、志望者に対しては書類審査と面接によって選考を行っている。

選考後は隊員及び担当者の要望を考慮し、より互いに適したかたちになるように配属を決定した上

で、隊員に対しては事前研修を設けており、円滑に自治体に入れるよう配慮がなされている。また原則として、隊員の出身地や居住地に近い自治体には派遣されない。

2) 活用体制に対するサポート（図 4-3：②）

隊員の派遣後、現地で活動を行う期間においては、6～7月に全ての自治体を訪問し、活動状況の確認や自治体内の主体との情報共有を行うほか、5月に担当者会議、9月に隊員の間研修を開催し、自治体同士のネットワークの構築による相互交流や情報の共有をはかっている。

また隊員の任期中において、担当者は活動計画、隊員は活動日誌の提出が毎月義務づけられている。これにより現地の様子を常に把握し、随時指導や提案を行う等、年間を通じコーディネート組織としての活動に取り組んでいる。

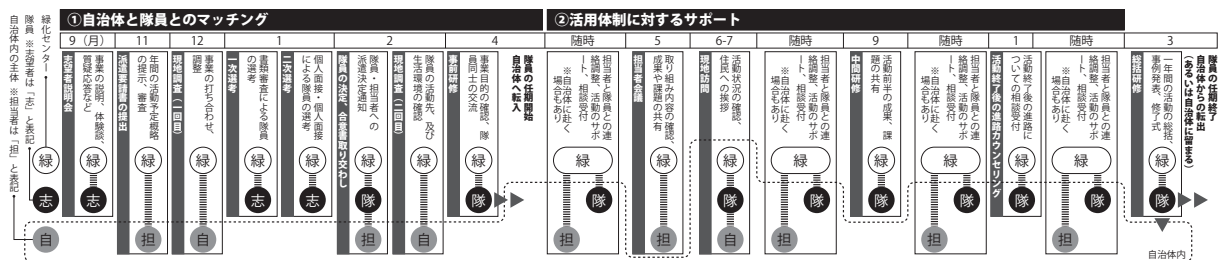


図 4-3 「協力隊」の流れと緑化センターの業務

4-3 「協力隊」受入年数からみた自治体の傾向

本章では調査 4-I に基づき、「協力隊」の受入年数^{注4-2)} 分類ごとにみた自治体の傾向を把握し、ケーススタディ対象の選定を行う。図 4-4 に、隊員の活動内容（複数選択、うち特に重要と考えるものを5つまで選択）、活動の自治体の担い手状況、及び隊員に個々の活動を実施させる理由（各活動に対し1つ選択）を集計したものを示す。

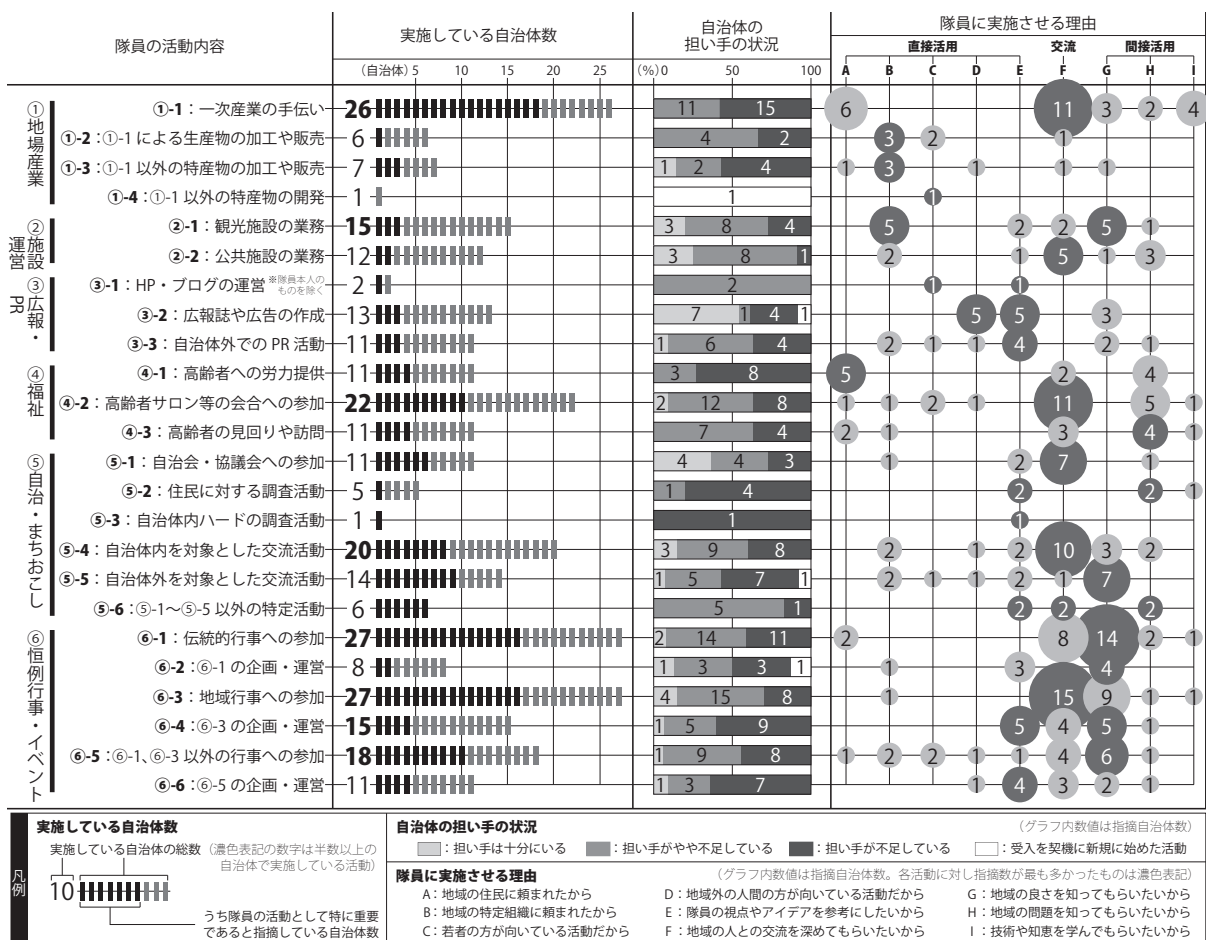


図 4-4 「協力隊」における隊員の活動内容と自治体の担い手状況、及び実施理由

4-3-1 隊員の活動内容と自治体の担い手状況

隊員が行う活動のうち、過半数の自治体で一次産業の手伝い（①-1）、高齢者サロン等への参加（④-2）、恒例行事・イベントへの参加（⑥-1、⑥-3、⑥-5）が挙がっており、重要であると位置づけている割合も高い。またその他の活動として、観光施設の業務（②-1）や自治体内を対象とした交流活動（⑤-4）、恒例行事・イベントの企画運営（⑥-4）が多く挙がっているが、重要視している割合はその半数以下であった。また特産物等の加工や販売、開発（①-2～4）、HP・ブログの運営（③-1）、

調査及びその他の特定活動（⑤-2～3、6）、伝統的行事の企画・運営（⑥-2）を隊員が担う自治体は少ない。

多様な活動に隊員が携わる一方で、自治体の担い手は殆どが『やや不足している』『不足している』ものであり、「協力隊」の受入を契機に新たに取り組んでいる活動は極めて少数に留まっている。このことから、多くの自治体において、主として既存の活動を担う存在として「協力隊」が位置づけられていることが推察される。

4-3-2 活動の実施理由と「協力隊」への評価

1) 実施理由の分類

担当者が、隊員に個々の活動を実施させる理由（以下、実施理由と表記）について、『A. 地域の住民に頼まれたから』『B. 地域の特定組織に頼まれたから』『C. 若者の方が向いている活動だから』『D. 地域外の人の方が向いている活動だから』『E. 隊員の視点やアイデアを参考にしたいから』を1) 直接活用、『F. 地域の人との交流を深めてもらいたいから』を2) 交流、『G. 地域の良さを知ってもらいたいから』『H. 地域の問題を知ってもらいたいから』『I. 技術や知恵を学んでもらいたいから』を3) 間接活用^{注4・3)}とし、考察を行う。

実施理由 A～E：直接活用

地場産業における加工や販売（①-2～4）、高齢者への労力提供（④-1）において高い割合で挙げられている。また広報誌や広告の作成（③-2）をはじめとする広報・PR（③）や調査及びその他の特定活動（⑤-2～3、6）、恒例行事・イベントの企画運営（⑥-4、6）において『D. 地域外の人の方が向いている活動だから』『E. 隊員の視点やアイデアを参考にしたいから』という、外部人材であることを活かす実施理由の割合が多いのが特徴的である。

実施理由 F：交流

一次産業の手伝い（①-1）、公共施設の業務（②-2）、高齢者サロンへの参加（④-2）自治会・協議会への参加（⑤-1）、自治体内を対象とした交流活動（⑤-4）、地域行事への参加（⑥-3）において高い割合で挙げられており、各活動の実施自治体数も多い。

実施理由 G～I：間接活用

『G. 地域の良さを知ってもらいたいから』という実施理由は前述の交流に次いで指摘数が多く、伝統的行事への参加（⑥-1）をはじめ、恒例行事・イベント（⑥-2、4～5）において高い割合で挙げられている。一方で高齢者の見回りや訪問（④-3）や住民に対する調査、及びその他の特定活動（⑤-2、6）において『H. 地域の問題を知ってほしいから』という実施理由が高い割合で挙げられている。『I. 技術や知恵を学んでもらいたいから』という実施理由は一次産業の支援（①-1）をはじめ少数み

られるが、その割合は少ない。

2) 実施理由及び「協力隊」への評価からみた自治体の傾向

延べ受入年数からみた自治体の傾向を把握するために、調査 I の対象である 2012 年度の「協力隊」受入自治体の平均受入年数（4.97 年）を基準に、受入 1 年目（新規受入）、及び平均受入年数を上回るもの（受入 5 年目以上）とそうでないもの（受入 2～4 年目）とに分類した。その上で各自治体で隊員が行っている個々の活動に対する前節 1)～3) ごとに実施理由の割合を算出し、担当者による「協力隊」の評価に関する自由回答を KJ 法に基づき分類したものと併せて整理したものが図 4-5 である。

実施理由の割合をみると、新規受入の自治体では過半数を占めていた間接活用が 2～4 年目になると減少し、交流が増加している。

また受入 5 年目では直接活用、交流、間接活用ともにほぼ同じ割合になっている。自由回答と併せてみると、はじめは主として自治体のことを知ってもらうための活動を中心に「協力隊」の受入が行われ、初年度の問題や反省を活かし、その後の継続受入によって「協力隊」が徐々に自治体内に定着し、多様な目的にバランス良く応じた活用が可能になっていくことが推察される。一方で受入 4 年目の自治体で「協力隊」の廃止を検討している例がみられた (4-b)。

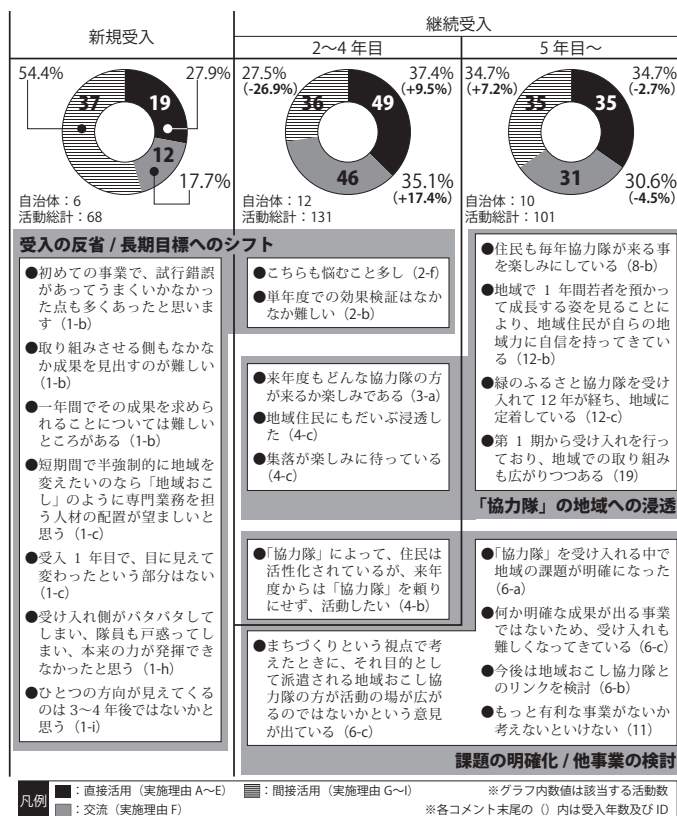


図 4-5 「協力隊」の受入年数分類別にみる担当者の意向

受入5年目以上の自治体では、地域の課題が明確になったとする例(6-a)や、住民の意識変化を見出す例(12-b)がみられる他、「協力隊」の評価をふまえ、前述の例と同様に「協力隊」の廃止を検討する自治体や、「地域おこし協力隊」等の他事業を検討している自治体が発生している(6-b、6-c、11)。

4-3-3 小結：「協力隊」受入年数からみた自治体の傾向

「協力隊」において、隊員は自治体の担い手が不足しているものを中心に多岐にわたる活動を行っている。また自治体の概ねの傾向として、新規受入から2～4年目にかけて、長期目標への方針の転換、及び活動の実施理由における交流の割合の増加がみられること、受入2～4年目から5年目以降にかけて「協力隊」の自治体内への定着、及び「協力隊」の廃止、他事業の検討が行われていることが明らかになった。

4-3-4 ケーススタディ対象の抽出

本章の結果をふまえ、次章では緑化センターによるマッチング及びサポートの実態を受入年数分類ごとに把握する。ケーススタディ対象として、2013年度「協力隊」の受入を行った38自治体から、6つの自治体を抽出^{注4-4)}し(図4-6)、次節以降の分析に用いることとする。

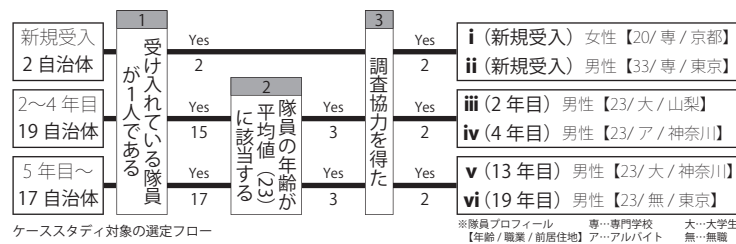
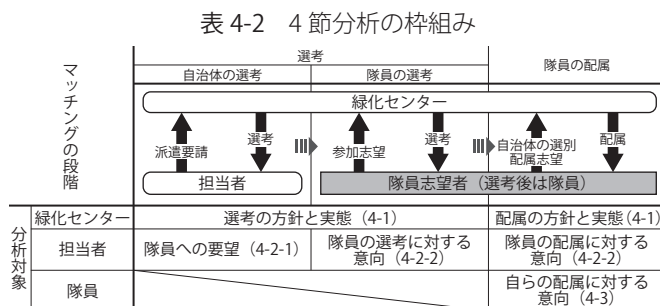


図4-6 ケーススタディ対象の選定及び隊員のプロフィール

4-4 緑化センターによるマッチングの実態

本節では、「協力隊」のマッチングにおける、各項目に対する回答を調査 4-II～IVにより聴取し、マッチングの方針と実態を明らかにした上で、担当者及び隊員の意向、及び自治体の活用体制の状況と併せて考察を行う（表 4-2）。



4-4-1 マッチングの方針と実態

緑化センターのマッチングについて聴取し、その方針と実態について内容を分類したものを図 4-6 に示す。

選考においては、必ずしも特別な技術や知識を持っているわけではない地域外の若者を受け入れ、地域の活性化に繋げるといった目的に整合している自治体を選別し、隊員を派遣するという方針をとっている。一方で、離島をはじめ顕著な条件不利地域である自治体に対しては、隊員の派遣が難しい実態がある（実態①）。また地域振興の方向性に対し、必ずしも「協力隊」を必要としないと判断できる自治体、あるいは労働力としてのみの活用を考える自治体に対し、派遣を行わないケースも存在している（実態②、③）。なお隊員に対しては、選考に際し特別な技能や知識は求めない方針をとっているため、結果的に隊員の意識や能力のばらつきを生んでいることがわかる（実態④）。

隊員の配属においては、自治体の特徴、隊員の志望や興味に対し一定の配慮を行っているとする一方で、主として自治体との相性や隊員の人間性に対し、緑化センターの主観で配属を行っている状況にあるため、隊員の志望通りではない配属も多い（実態⑤）。また『元気のない、あまり具体的な意思の無い隊員』に対し、継続受入の自治体に頼るかたちで行われる配属（実態⑥）も存在している。

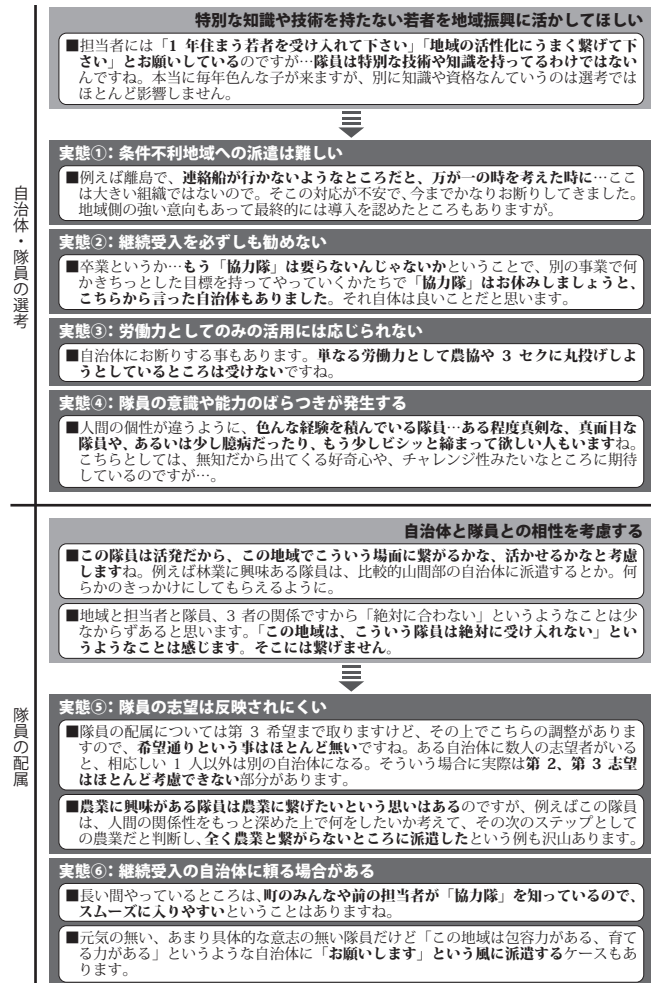


図 4-6 緑化センターによるマッチングの方針と実態

4-4-2 マッチングに対する担当者の意向

担当者の、A：派遣要請時の隊員に対する要望^{注4-5)}、及び緑化センターによって行われるマッチングの各段階（B：隊員の選考、C：隊員の配属）に対する意向とその理由を聴取し、要望の有無を分類した上で自治体別に整理を行った（表 4-3）。

1) 自治体の活用体制と隊員への要望（表 4-3：A 列）

「協力隊」派遣要請の際の、隊員に対する担当者の要望をみると、新規受入の自治体 i・ii ではいずれも性別の指定のみである。その理由として活動先や住居が整っていないこと、自治体内の主体のニーズや方向性が不明瞭であることによる活用体制の不備を挙げている（i-A、ii-A）。受入 2～4 年目の自治体 iii・iv では性別以外の要望が発生しており、その理由として、昨年度までの「協力隊」

表 4-3 緑化センターのマッチングに対する担当者の意向

		A. 隊員に対する要望	B. 隊員の選考に対する意向	C. 隊員の配属に対する意向
新規受入	i	性別の指定のみ i-A ●まだ受け入れる体制がしっかりしていないと、こういう事を重点的にやってもらおうとか、積極的に考えていた訳では無く…「女性が良い」と伝えてはいましたが、それ以上の要望はなかったですね。	緑化センターに一任 i-B ●事前に性別くらいは知っておきたいと思いますが、それ以上は緑化センターにお任せしたいですね。私たちより人間を見る目があると思いますし、私自身が判断できるかと言われるとそれはできないし。	緑化センターに一任 i-C ●こちらや隊員がいくら希望を出しても、活動の中で隊員が地域や担当者と馴染めないという様な恐れもあるので、その辺はもうお任せして…緑化センターの決めた配属であればそれで良いのだと思います。
	ii	性別の指定のみ ii-A ●選べるのであればという事で男性を希望しました。住居を確保できたのが本当に直前で…事前に綿密に体制を整えられた訳ではなく、僕も地元も「来てもらってみたい」と分らないな」というのが正直なところだったので、隊員への細かい要望を考える余裕はありませんでした。	緑化センターに一任 ii-B ●センターの方で 20 年間、そういう選考をやっているでしょうし。こちらとしては真面目な人が来てくれればという感じだったので「こういう人が良い」というイメージも無かった訳で…そういう意味では一定水準以上の人材を確実に確保できるという点ですごく有り難かった。	緑化センターに一任 ii-C ●まあそこは緑化センターを通した方が…20 年の中で色々な感覚も持たれているようなので。企業の配属と似たようなものというが、逆にこちらが隊員の要望に添えない事もある。なのでお任せした方が、こちらとしてはある意味ですっきりはしますね。
2〜4年目	iii	性別の指定+別途要望 iii-A ●男性を希望しました。それと、より地域の人にとって刺激的になる為に…コミュニケーション能力や目的意識の面での要望はありましたね。地域に入っても色々作業しているような人だとためなので、昨年の「協力隊」受入を経て、住民の方からも力仕事をごこなせる事や隊員の年齢について等の要望は出てきています。	事前教育の質的向上を望む iii-B ●今のところ、本当にできる人が来てくれているという声もありますが、そうでない子が実際に当たって大変だという声も聞きますし…最低限のところはもっと望みたいです。	担当者の要望重視を望む iii-C① ●必ずしも行きたい地域に行く必要は無いと思います。そういう意味では地域よりも活動ですね。こちらの活動内容がまずあって、隊員のやりたい事が合致さえしていればどこでも良いのかなという気はします。 自治体の情報周知を望む iii-C② ●隊員も多少リサーチしていると思いますが、現在の資料だと地域の特徴や活動は分かりにくいですね。
	iv	性別の指定+別途要望 iv-A ●男女 1 人ずつお願いしましたが、結果的には男性 1 人で。頑張りたい人が来るのは分かってはいるのですが、特に地域づくりに興味のある人が欲しいというのはあります。あとは集家の寄り合いをはじめ、高齢者との関わりが必然的に多くなるので、柔軟性というか、そういう事が苦にならない人であったり、それなりに体力のある人ですね。単純に田舎暮らしがしたい人が来て、カルチャーショックで解られたりしたら困りますので。	担当者による選考を望む iv-B ●自分で選べるなら選びたいですね。こちらから聞きたい事もあるし、事前に把握できるのは大きいですが…その上で緑化センターさんと配属を相談できるかたちになれば、欲しい人も選べるし、少なくとも「この人はダメだ」というのははっきり分かるので。	担当者の要望重視を望む iv-C① ●誰が来るか分からないし、こちらの要望に反して、例えば休学中の大学生…初めから残る可能性がゼロの人間も来る。そういう隊員の事情が、自治体側の状況と関係ないまま配属されているように感じます。
継続受入	v	誰でも良い v-A ●誰でも良かったですね。性別の指定もこれといった要望もありませんでした。「協力隊」の概要や活動内容は把握していたし、過去の隊員との繋がりもあつた。そういう意味では、ずっと受入を行ってきて、ある程度誰が来てでも対応できる体制にはなっている。地域住民も「協力隊」事業をよく分かっているし、活動先の選択も多岐にわたります。	事前教育の質的向上を望む v-B① ●やっぱり活動先や住民からすると「派遣されて、仕事で来ている」という一面もあるんです。最低限の礼儀作法はもう少し事前に意識付けるようにしてもらえれば少し思いますが… 緑化センターに一任 v-B② ●何かを求めるという事ではなく、リスク回避という意味で、実際に知った上で受け入れたいというのは無いと思いますが…実際のところは、あまりに相応しくない人は選考の時分で残らないと思いますので、正直そんなに問題でもないかなと。	自治体の情報周知を望む iv-C② ●情報をもっと出したいですね。活動内容の一覧だけでなく、何かしらの部分でピンと来てくれれば。 隊員の要望重視を望む v-C ●もう少し本人が行きたいなと思うところに派遣されても良いと思います。緑化センターの選考だけでは分からない隊員の実際の得手不得手もあるし、勉強したいこともそれぞれで違う。実際に活動する上で、行きたくないところに行くよりは、こちらとしては希望して来てくれた方が望ましいのではと思っています。
	vi	性別の指定のみ(概ね誰でも良い) vi-A ●要請書には一応「女性が良い」と。近年はいつもそのパターン。他の要望は特にありませんでした。そこまで考える必要もないというか…村でずっと色々やってきました。活動先には困らない。なのでこちらでも強くこだわりのないです。結果的には今年も男性の隊員が来ていますが、実質的には誰が来てでも選択は用意できる状況なので。だいたいこういう風になっていて、というのは担当になる前から分かっていた部分もありますし。	緑化センターに一任 vi-B ●事前の選考や教育で、一定以上の隊員が来てくれるので、一応どういった研修かは把握している必要十分だと思います。	隊員の要望重視を望む vi-C ●こちらの要望に合った隊員というよりは、ここを希望した隊員にこそ来てほしいですね。1 年間、濃く活動する上ではその方が良いのかなと思います。

の経験による住民のニーズや隊員の具体的用途への対応が挙げられている (iii -A、iv -A)。

5 年以上にわたる継続受入の自治体では、v は特に要望がなく、vi は性別の指定のみである。両自治体ともに、継続受入による活動先の多様化や「協力隊」の定着、担当者自身の経験といった理由から概ね『誰でも良い』という意向を示しており、柔軟な対応が可能な活用体制であることが窺える (v -A、vi -A)。

2) 隊員の選考と配属に対する意向 (表 4-3 : B、C 列)

隊員の選考、及び配属に対する担当者の意向をみると、自治体 i・ii ではいずれにおいても、ノウハウへの信頼から緑化センターに一任するという意向がみられる (i -B ~ C、ii -B ~ C)。一方で自治体 iii・iv では、隊員と自治体とのミスマッチを危惧する意向がみられ、選考に関しては、事前教育の質的向上や、担当者自らで隊員の選考を行いたいという意向がみられた (iii -B、iv -B)。配属に関しても担当者の要望を尊重したかたちを望んでおり、隊員に与えられる自治体の情報の不足を指摘している (iii -C①~②、iv -C①~②)。

自治体 v・vi では、選考に関しては、v において隊員への最低限の意識付けを望む意向がある (v

-B①)が、自治体 i・ii と同じく概ね緑化センターに一任しており (v -B②、vi -B)、配属に関しては、担当者の要望以上に隊員の志望に沿うような配属を求めている (v -C、vi -C)。

4-4-3 配属に対する隊員の意向

隊員の自治体の選別理由^{註46)}、及び配属結果に対する意向を聴取し、内容を整理したものを図 4-7 に示す。様々な選別理由を持つ隊員のうち、3 名が志望通りの配属となっている。

志望外の配属結果に対し、自治体に抱くイメージの相違に関するコメント (i) や、受入年数の長い自治体で『最初はプレッシャーに感じた』というコメント (v、vi) がみられるが、派遣後には問題視されなくなっており、総じて顕著な否定的意向はみられない。

一方で多くの隊員が、自治体ごとの活動内容の違いが不明瞭であると指摘 (i～ii、iv～v) しており、その為に自身の明確な選別理由に至らなかった隊員 (v) も存在している。

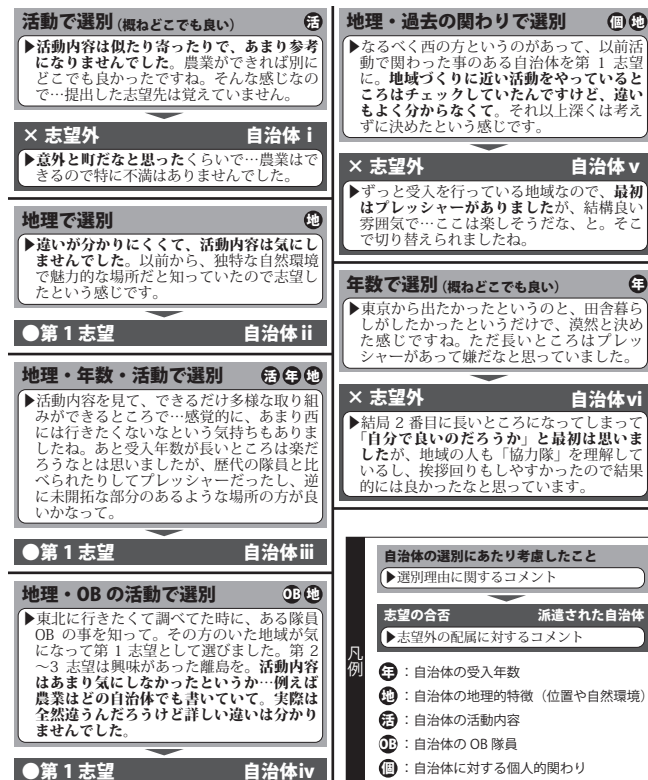


図 4-7 「協力隊」における隊員の自治体選別及び配属結果に対する意向

4-5 緑化センターによるサポートの実態

本章では調査 4-III・IVに基づき、緑化センターによるサポートの実態を、自治体の活用体制と併せて整理し、考察を行う。

4-5-1 目的及び主体別にみたサポートの分類

各自治体について現在の活用体制を把握し、その運用にあたり隊員及び担当者が受けたサポートについて聴取した内容を、KJ法に基づき、サポートを行った主体別（A：緑化センターによる直接的なサポート、B：緑化センターによる間接的なサポート、C：自治体内の主体によるサポート）、及び目的別（1：活用体制の立ち上げ、2：活用体制の維持）に整理を行った（表 4-4）。

4-5-2 緑化センターによるサポート

1) 緑化センターによる直接的サポート（表 4-4：A 列）

緑化センターの直接的サポートをみると、新規受入の自治体 i・ii や自治体 iii に対し、活用体制の立ち上げに向け、問題への対応や担当者の関与を促す例（i -A-1、ii -A-1 ①～②、iii -A-1）がみられる。また継続受入の自治体においても、昨年度までのサポートによって現在の活用体制にあることが窺える。受入 2～4 年目の自治体 iii・iv に対しては、現在の活用体制において隊員と担当者、及び自治体内の主体との意思疎通をはかる例（iii -A-2 ②、iv -A-2 ①～②）や、隊員の抱える問題に対応する例（iii -A-2 ①）がみられる。

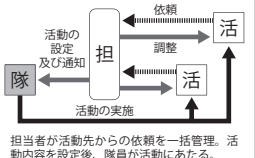
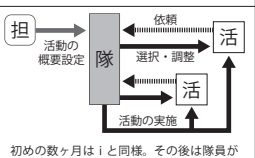
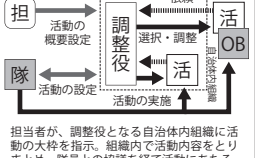
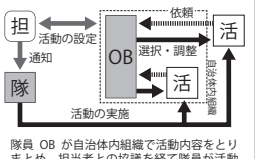
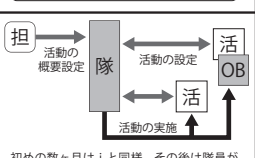
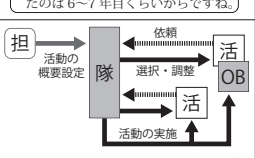
5 年以上の受入によって、経験の蓄積がある自治体 v・vi に関しては、自治体 v に対する非常時の問題への対応（v -A-2）がみられるが、それ以外の平常時においては、緑化センターによる直接的サポートはなく、必要であるとする意向もみられなかった（v -A-x、vi -A-x）。

2) 緑化センターによる間接的サポート（表 4-4：B 列）

自治体 i～iii においては、緑化センターによる交流機会の提供（図 4-3：担当者会議）を通じて築かれた担当者同士のネットワークを活かし、担当者の抱える問題への対応や共有をはかる例（i -B-1、ii -B-1、iii -B-2）がみられる。

一方で自らの発意による他自治体との交流機会（iv -B-x ②）を設けている自治体 iv や、前節同様に経験の蓄積がある受入 5 年以上の自治体 v・vi に関しては、緑化センターによる間接的サポートは必要としない意向（iv -B-x ①、v -B-x、vi -B-x）がみられた。

表 4-4 「協力隊」における自治体の活用体制及びサポートの実態

	現在の活用体制の状況 ※コメントは、現在の活用体制に対する評価と昨年度までの経緯	緑化センターによるサポート		C: 自治体内の主体によるサポート	
		A: 直接的サポート 緑 → 担 または 緑 → 隊	B: 間接的サポート 担 (他自治体) → 担 緑化センターによって関係が生まれた他自治体の担当者からのサポート	活 → 担 または 活 → 隊	OB → 担 または OB → 隊
新規受入	i  <p>担当者が活動先からの依頼を一括管理。活動内容を設定後、隊員が活動にあたる。</p> <p>●隊員が自分で活動に繋がるのは、まだ難しく…まだ「協力隊」事業がそこまで浸透していないので。</p> <p>▶「協力隊」を知らない人も多いため、知っている人のところでの活動が集中してしまっている状況ですね。</p>	i-A-1 担当者の抱える問題への対応 ●初めは依頼も来ないし、役場の手伝いがどうしても多い状況で…スケジュールの組み方も分からなかったため、緑化センターからアドバイスもらった通りに、担当者の私自身が積極的に住民と繋いでいくようなかたちにしていて、	i-B-1 担当者の抱える問題への対応 ●担当者会議で知り合った自治体で規模や気候の近いところに、受け入れの際の問題について分からない事を見ても、難しくて参考にならない場合もあるのですが、その時は緑化センターに相談して。	i-C-X 特に無し ●若い子が来てくれて助かるね」という感じで、それ以上のことはありません。	凡例 隊: 隊員 担: 担当者 OB: 隊員 OB 活: 隊員の活動先
	ii  <p>初めの数ヶ月は i と同様。その後は隊員が自身で築いた関係をもとに活動内容を選択・調整し、活動にあたる。</p> <p>●活動先へ偏りがあり、地元との関係が築けていないと感じています。</p>	ii-A-1① 担当者の抱える問題への対応 ●担当者である自分がほとんど隊員を受け入れる体制に関わってなくて、「自治体から直接受け入れる体制じゃないと困ります」という事は再三言われていた部分で。ひとつのパターンとして良いとは思っているんですが、そういう指摘が始まるやりとりは何度もありました。	ii-B-1 担当者の抱える問題への共有 ●担当者会議で話した他の自治体の話で、出足から若手主体の NPO なんかの会議とかに行かせてしまうと、地元との関係構築よりもそっちに重きがいかってしまって良くないなという事を言われていて。あんなのさ、こちらは、実際に動くべきだと。今は、あつて…失敗だったという事を再認識して…改善したいなと。	ii-C-X 特に無し ●特にないですね。地元の方でもっと積極的に活動が欲しいのですが、高齢ばかりのところでは…隊員本人がコミュニケーションの苦手な方だと、どうしても関係が深まりにくい。	サポートの内容 ●担当者のコメント ▶隊員のコメント 枠の色…サポートの目的 ■: 活用体制の立ち上げ ■: 活用体制の維持 □: X サポート無し
2~4年目	iii  <p>担当者が、調整役となる自治体内組織に活動の大体を指示。組織内で活動内容を取りまとめ、隊員との協議を経て活動にあたる。</p> <p>●受け入れて下さる住民の方も去年に比べて増えましたが、まだ試行錯誤ですね。もっと広げて、多くの方と関わって欲しいと思っています。</p>	iii-A-1 調整役の設置の促進 ●隊員の現場が本庁から遠いのなら、それを担保するような仕組みを作りなさいという事で、去年から受入体制として緑化センターの方からお叱りをよく受けていて。それで協議会で隊員のコーディネーター体制を持つようなかたちに。だんだんと、お任せできる環境が整ってきている感じですね。	iii-A-2① 隊員の抱える問題への対応 ▶地域で自給を気にしてなかなか動けない時期に「いつまでかにかかるとか、もっと好きに動かせばいい」と。今は、あつて…自分のスタンスで動けるようになりました。	iii-C-2① 活動内容の設定 ●今年はアタマから地区組織に隊員のスケジュールは任せています。たまたまをこしらえて作って、後は隊員と話し合ってもらって。	iii-C-2② 担当者が抱える問題への対応 ●OBに相談する事は結構あると思います。今の体制の中で、調整役よりも OB がいる事ができないかもしれない。自身の隊員としての経験もあるし。何かあった時に、自分がこの時期にこういう事で悩んだ、みたいな事を「今だから言います」という風に教えてもらったり。本当に助かりますね。
	iv  <p>隊員 OB が自治体内組織で活動内容を取りまとめ、担当者との協議を経て隊員が活動にあたる。</p> <p>●当初は担当者が調整役として（1と）同様、2年目からこのかたちです。体制を整えた事もあり、活動先や範囲も毎年徐々に増えてきています。</p>	iii-A-2② 隊員と担当者とのコミュニケーションの促進 ●こっちが大丈夫と思っても、緑化センターから「こういう事で悩んでいるのではないかな」と言われる事があります。その時は担当者から隊員に聞いてみたりとか。	iii-B-2 担当者の抱える問題への対応 ●担当者会議で知り合った他の県内自治体と、受入側の問題とか…ちょっと電話をして「こういう事があったんですけど、そちらでは無いんですけど、似たような話をしたり、何回電話したか分からないんですけど、去年はもっと多かったですね。受入前に話を聞かせてもらってもしました。	iii-C-2③ 活動先への提供・隊員の抱える問題への対応 ▶よく会いますし、OBの仕事に携わることもあります。存在として大きい。個人的に相談に乗ってもらったりとか。	iii-C-2④ 活動内容の設定 ●「協力隊」の面倒を見て欲しいという事で日程管理を任せている方なので、以前の活動の様子を聞いて参考にしたり、何かあった時に相談に乗ってもらったりしています。
継続受入	v  <p>初めの数ヶ月は i と同様。その後は隊員が自身で築いた関係をもとに活動先と活動内容を設定し、活動にあたる。</p> <p>●第1~2期の頃は、同じ活動先には行かせていたのですが、だんだん活動先が増えてきて。安定してきたのは6~7年目くらいからですね。</p>	iv-A-2① 隊員と自治体内の主体とのコミュニケーションの促進 ●最初は集落内で動いてもらって、徐々に覚えてもらうというやり方や、その為に隊員の住居は集落内の一軒家が良かったとかアドバイスももらって。	iv-B-X① 特に無し(必要無し) ●同年に「協力隊」受入を始めた自治体とはよく連絡を取り合っていたり情報交換はしていましたが、最近では「うちはどうやって」と言われても、うちにとって正しいとは思えないので…こっちでできる情報一杯の事をやろうと思っています。	iv-C-2⑤ 活動内容の設定 ●「協力隊」の面倒を見て欲しいという事で日程管理を任せている方なので、以前の活動の様子を聞いて参考にしたり、何かあった時に相談に乗ってもらったりしています。	iv-C-2⑥ 隊員の抱える問題への対応 ●OB が活動をセッティングしてくれる事もあって、活動の相談にはよく応じてもらっています。
	vi  <p>初めの数ヶ月は i と同様。その後は隊員が自身で築いた関係をもとに活動内容を選択・調整し、活動にあたる。</p> <p>●昔は林業ばかり。緑化センターから「林業にこだわらずに」という話があり、今の状態に落ち着いています。</p>	iv-A-2② 隊員と担当者とのコミュニケーションの促進 ●実は隊員が集落に馴染めなかったようで「しっかりフォローして下さい」と。それで担当の自分からコミュニケーションをとろうと務めました。	iv-B-X② 特に無し(必要無し) ●3年前から県内の自治体同士で交流会を行っています。横のネットワークは自分ですつくれるようになりました。	iv-C-2⑦ 活動内容の設定 ●担当者が決めるというより、活動先の住民の方に、取り組み内容について柔軟に対応してもらっているイメージです。	iv-C-2⑧ 隊員の抱える問題への対応 ▶活動の方向性とか今後の進路とか、迷った時は OB ですかね。地域に残っている人がいるのはありがたいです。
		v-A-2 非常時の問題への対応 ●隊員の取り組み交流事業の数日前に台風が来て、被災への対応で、危険だから開催は難しいなと…それで緑化センターへ相談したら「そういう時こそやるべきだ」と言われ、内容を復旧のボランティアに切り替えて。後からの社協ボランティア受入もスムーズに進んだので、結果的には良かったなと。	v-B-X 特に無し(必要無し) ●他の地域の状況を開けるのは有り難いですが、日常は別段必要ないかな。相談したりという事はありません。	v-C-2⑨ 活動先で起こる問題への対応 ●自分自身結構放任しているような感じで、始どのトラブルは全て地域内で解決してもらっている状態ですね。	v-C-2⑩ 隊員の抱える問題への対応 ●何かあった時や悩んだ時は、緑化センターというよりは…OBに相談しています。今後の進路についても、相談するとしたら OB の方ですね。
		vi-A-X 特に無し(必要無し) ●緑化センターからの指摘は無いですが、活動内容については、前年度のデータを引き継いで、それを参考に、という感じです。実際はかなり放任していますね。特に困るような事はありません。	vi-B-X 特に無し(必要無し) ●担当者会議や総括研修で会って話すような事はありますが、少くともいかな…昔段の情報交換とかが必要ないですね。	vi-C-2⑪ 活動先で起こる問題への対応 ●「協力隊」事業を分かっていないが為に起こるようなトラブルはここ最近はないですね。だいたいの問題に関しては、活動先で解決してくれているような感じですね。	vi-C-2⑫ 隊員の抱える問題への対応 ●何かあった時や悩んだ時は、緑化センターというよりは…OBに相談しています。今後の進路についても、相談するとしたら OB の方ですね。

4-5-3 自治体内の主体によるサポート（表 4-4：C 列）

1) 活動先の住民によるサポート

活用体制の状況に対する担当者のコメントからも、「協力隊」の継続による自治体内の活動先の増加に伴い、活用体制に関わる住民は増加していくと考えられる。住民が調整役を務める自治体 iii をはじめ、継続受入の自治体では、活動内容の設定や隊員の抱える問題への対応が住民によって行われている例（iii -C-2 ①、iv -C-2 ①、v -C-2 ①）がみられる他、自治体 v・vi では活動先での問題への対応を行っている（v -C-2 ②、vi -C-2 ①）等、住民が積極的にサポートを行っている。

また多くの自治体において、担当者は活動方針の大筋を定めるのみに留まっている。しかし住民によるサポートが不十分な新規受入の自治体では、自治体 ii のように隊員の活動先の偏りを生み、地元との関係が希薄化する恐れも有している（ii -C-x）。

2) 隊員 OB によるサポート

継続受入の自治体 iii～vi では、「協力隊」の任期を終えた後も自治体内に残る隊員 OB が存在しており、担当者や隊員に対し、隊員 OB 自身の経験を活かしたサポートを行っている（iii -C-2 ②～③、iv -C-2 ③、v -C-2 ③～④、vi -C-2 ②）。特に自治体 iv においては、隊員 OB 自身が活動先に対する窓口となっており、活用体制の中心的存在となっている（iv -C-2 ②）。

4-6 緑化センターの潜在的な有用性と課題

本節では、調査 4-IIIで聴取した担当者の自由回答を KJ 法に基づき整理を行い、コーディネート組織が恒常的に自治体と関わること^{注4-7)}により発生する、緑化センターの潜在的な有用性と課題について考察を行う。

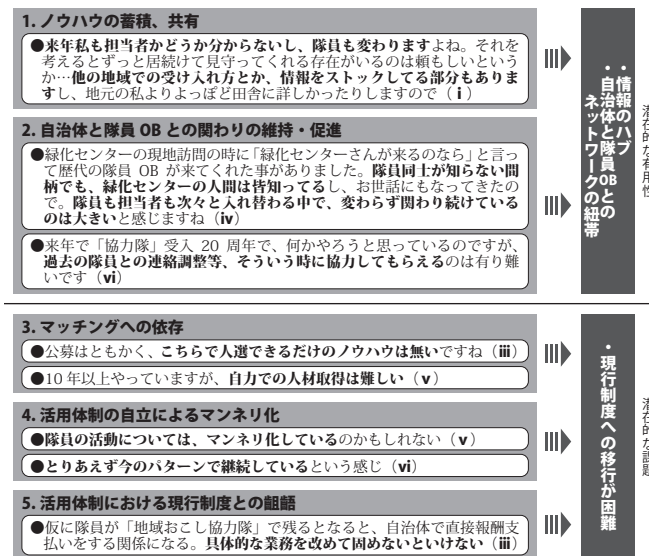


図 4-8 緑化センターの潜在的な有用性と課題

4-6-1 情報のハブ及び自治体と隊員 OB とのネットワークの紐帯としての有用性 (図 4-8 : 1, 2)

自治体 i・ivの担当者のコメントにもあるように、「協力隊」の特性上、継続受入によって隊員・担当者ともに入れ替わっていくことは避けられない。こうした状況において、緑化センターは情報やノウハウを蓄積し、共有するための役割を有していることがわかる (図 4-8 : 1)。

また、5年以上の継続受入である、自治体ivにおける歴代の隊員 OB の交流機会や自治体viにおけるイベントにおいて、緑化センターが、転出した隊員 OB の円滑な参加を促す例がみられた (同 : 2)。これらの例は、緑化センターがコーディネート組織として継続的に自治体に関わりながら、転出した隊員 OB との関わりも維持していることに起因しており、自治体と隊員 OB とのネットワークの紐帯としての役割を果たしている^{注4-8)}ことが窺える。

4-6-2 現行制度への移行に向けた課題（図 4-8：3～5）

複数年の「協力隊」受入を経て、「地域おこし協力隊」に代表される現行制度への移行を検討する自治体は一定数存在している（4-3-2）。また隊員に対し、担当者による性別以外の要望が発生するとともに自治体とのミスマッチを危惧する傾向にある受入2～4年目の自治体（4-4-2）や、柔軟な活用体制を理由に、隊員に対し『誰でも良い』という意向を示し、『隊員の要望重視を望む』配属を求める傾向にある受入5年以上の自治体（同）が現行制度へ移行し、自らの公募選考によって外部人材を登用し、活用にあたることは効果的であると考えられる。

しかし、継続受入である自治体が外部人材の登用を自力で行える状態には無く、緑化センターのマッチングに依存している状況にあること（図 4-8：3）、また自立した活用体制にある受入5年以上の自治体において、担当者の意識や隊員の活動におけるマンネリ化が引き起こされていること（同：4）、更に、緑化センターのサポートによって立ち上げられた「協力隊」の活用体制が必ずしもそのまま適用できるとは限らないこと（同：5）から、現行制度への円滑な移行がなされにくくなっている危険性がある。

4-7 本章のまとめ

4-7-1 本章のまとめ

(1) 緑化センターのマッチングの実態 (4 節)

緑化センターのマッチングに対する担当者の傾向として、活用体制が未成熟である新規受入の自治体は緑化センターに一任する姿勢をとっている。受入2～4年目の自治体では、隊員に対する要望が明確であることから担当者がミスマッチを危惧しており、担当者の要望重視の配属を求める傾向にある。また更に長期の継続受入を経た受入5年以上の自治体では、柔軟な対応が可能であることから、選考を緑化センターに一任するとともに、より隊員の要望を重視した配属を望む傾向がみられた。

一方、多数の隊員・自治体に対し、マッチングが緑化センターの主観によって行われること、自治体の差異や活動内容に関する情報の不足が、隊員の明確な選別理由を生みにくい要因となっていることが課題として挙げられる。前述の傾向より、とりわけ継続受入の自治体に対し、結果的にミスマッチとなる恐れがある。

(2) 緑化センターのサポートの実態 (5 節)

「協力隊」における自治体の活用体制に対し、新規受入の自治体では、活用体制を立ち上げるためのサポートが主に緑化センターによって行われている。またその後の継続受入によって、自治体に残った隊員OBや活動先の住民によるサポートが活発化し、自治体内の主体のみによる、自立した活用体制が整えられていく傾向にある。一方でこうした傾向に伴い、平常時における緑化センターの需要は徐々に減少しており、コーディネート組織としての必要性の喪失が課題として挙げられる。

(3) 緑化センターの潜在的な有用性と課題 (6 節)

自治体との恒常的な関わりによって発生する緑化センターの潜在的な有用性として、情報のハブ、及び自治体と隊員OBとのネットワークの紐帯の役割を果たしていることが挙げられる。一方で現行制度への円滑なシフトを妨げる恐れがあるという課題が挙げられた。

4-7-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス

以上を踏まえ、外部人材の活用による地域づくりのプロセスを整理すると、活用体制が未成熟であり、外部人材の用途も不明瞭な状況（新規受入）から、活用体制が概ね確立し、それに応じた外部人

材を求める状況（概ね受入2～4年目）へと推移し、更に、自立した活用体制を擁し、外部人材を選ばない状況（概ね受入5年目～）に移っていくと考えられる。

4-7-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【2】

人的支援を導入し、複数年の受入を継続していく地域において、前項で述べた3つの段階からなるプロセスに沿って外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、まず初動の段階で、コーディネート組織のマッチングによる一定水準に基づく外部人材の供給や、活用体制の立ち上げのサポートを受け、地域の負担を軽減することが有用である（図4-9：①、②）。また、継続の段階においては、コーディネート組織が地域振興の方向性や現行制度に適合するよう地域の活用体制を見直し続けること（同：③）や、外部人材の自力登用に向けた自立を促すこと（同：④）が求められる。

また4-5-2でみられた非常時に対するフォロー（同：⑤）や、情報を幅広く蓄積し、その共有にあたること（同：⑥）、また地域と転出した外部人材とのネットワークの紐帯となり、その維持に努めること（同：⑦）は、上記2つの段階を問わず、地域に関わり続けるコーディネート組織が有すべき役割として位置づけられる。

これらの要点に基づいた外部人材の活用を進めていくことが、より望ましい地域マネジメントの推進に繋がっていくと考えられる。

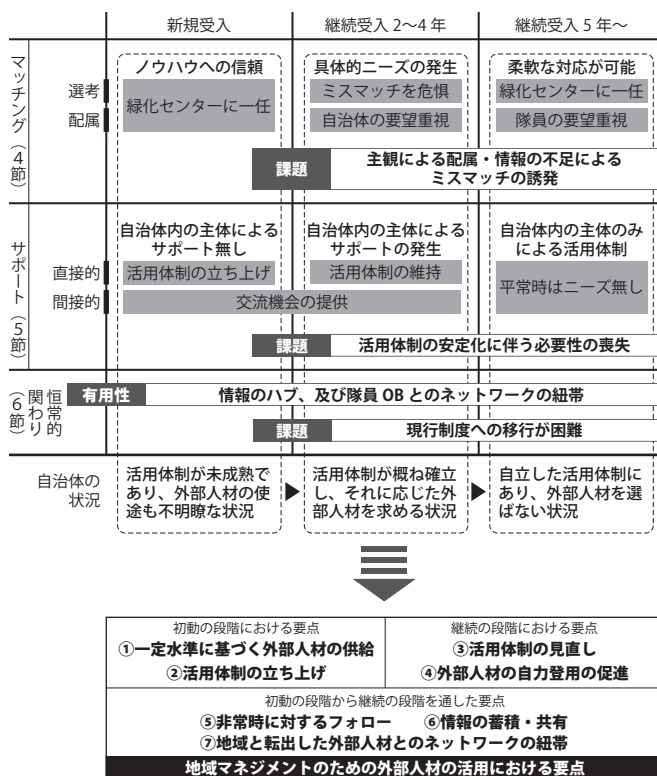


図 4-9 本章のまとめ

注釈

- 注 4-1) 調査 4-Ⅱ～Ⅳに関しては、ヒアリング内容をテキスト化した上で、発言の主旨を変えない範囲で修正を行い、データソースとして用いている。
- 注 4-2) 3節で取り扱う自治体の受入年数は、調査 4-Ⅰ実施時点（2012年度）での延べ受入年数である。また、図 4-5 において抜粋されたコメントに関しては、同一受入年数の、異なる自治体のもので 1-a、1-b、…と区別している。
- 注 4-3) 例えば、参考文献 4-1 において『農村で数日間を過ごしたほとんどの学生からは、農村に暮らす人たちが、いかに都市の人にはない生きるワザを持っているかに気づいたことが、感動をもって語られる。…（中略）…この体験によって、直接農村に住まないまでも、農業に少しでもかかわれる職場に就職を希望したり、すなわち I ターンした学生がかなりいる』（pp.12）とあるように、人的支援における自治体への間接的なメリットとして、受け入れた地域に対する外部人材自身の学びが挙げられている。
- 注 4-4) 受入年数分類ごとのケーススタディ対象を抽出するにあたっては、受入年数分類ごとの代表性を担保することが最も望ましいと考えられる。しかし「協力隊」においては、隊員の年齢及び人数が自治体の受入年数に関する傾向が認められなかった（以上、調査 4-Ⅱより聴取）ことから、受入自治体全体における代表性を担保する方針とした。以上に基づき、図 4-6 に示す『1：受け入れた隊員が 1 人である』『2：隊員の年齢が平均値に該当する』という 2 つの条件を設定し、「協力隊」受入の標準的なケースにおける、受入年数分類間の差異を見出すこととしている。なお 2013 年度の新規受入自治体は 2 つのみであったため、その両方を受入 1 年目の自治体として抽出することとした。
- 注 4-5) 「協力隊」において、担当者は隊員に対する要望を『人数』、『性別（①男性、②女性、③どちらでも良い）』、『協力隊員に望むこと（自由記述）』の項目ごとに派遣要請書上に記すことができ、また別途緑化センターとの直接連絡で要望を伝えるケースも複数例存在している（以上、調査 4-Ⅱより聴取）が、自治体のより詳細な状況を把握するため、本章におけるデータソースは担当者へのヒアリング（調査 4-Ⅲ）により聴取した内容であることに留意されたい。
- 注 4-6) 図 4-6：実態⑤のコメントにもあるように、隊員は配属前に、各自治体の活動内容に関する書類を通読した上で第 3 志望まで配属先の自治体を選定することができる（以上、調査 4-Ⅱより聴取）。
- 注 4-7) 例えば、参考文献 4-2 において『つまり、コーディネート組織としては、…（中略）…、地域側のマネジメントは継続した関係となり、現地のいわば「地域力」を育てるべく、寄り添い続ける姿勢が不可欠となろう』（pp.105）とあるように、自治体と恒常的に関わるといふ、コーディネート組織の特徴が挙げられている。
- 注 4-8) 例えば、参考文献 4-3 において、『「協働の段階」の都市農村交流に参画する流動性の高い若者にとって、当然のことではあるが「定住」は連続する居住地選択の一段面であり、状況に応じて次の進路を選びうる』（pp.40）とした上での、『地域外住民も含めた「うごめく人々」による総体が、これからの農山村のコミュニティの一つのモデルになりうる。』（同頁）という提言にあるように、人的支援を導入する自治体が、転出した外部人材との関わりを維持することの必要性が述べられている。

参考文献

- 文 4-1) 宮口侗廸、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.8
- 文 4-2) 『農山村再生・若者白書 2010』編集委員会：どこにもない学校 緑のふるさと協力隊 農山村再生・若者白書 2010、農文協、2010.3
- 文 4-3) 佐久間康富、青山幸一、筒井一伸：「協働の段階」の都市農村交流と「うごめく人々」によるコミュニティモデル、都市計画（302）、pp.38-41、2013.4
- 文 4-4) 野田満、後藤春彦、山崎義人：人的支援の効果的活用に向けたコーディネート組織の役割 - 「緑のふるさと協力隊」における地球緑化センターの実態と課題に着目して -、日本建築学会計画系論文集、第 705 号、pp.2423-2432、2014.11

5章

財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用

5章 財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用

5-1 本章の目的と構成

5-1-1 本章の目的

本章では、「財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用」として、「池田町まちづくり自治制度」の下、地域外からの寄付金を財源とし、及び地域外の寄付者と住民からなる意思決定機関「池田町まちづくり自治委員会」による地域づくりを進めてきた福井県今立郡池田町の取り組みを事例に、池田町まちづくり自治委員会の主要な事業である(1)「小っちゃな幸せ実現事業」の成果と課題、(2)池田町まちづくり自治委員会の人員構成と方針の変遷の2点を明らかにする。

以上を踏まえ、地域づくりのプロセスを整理し、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を導くことを目的とする。

5-1-2 本章の構成と調査分析の方法

本章のフローを図5-1に、調査概要を表5-1に示す。まず次節では調査5-Iに基づき、池田町まちづくり自治制度の概要を把握する。次に3節では調査5-I・IIに基づき、「小っちゃな幸せ実現事業」の実態を時系列で把握し、その成果と課題について考察を行う。更に4・5節では調査5-IIIに基づき、前節の時系列に従い、4節では人員構成から、5節では方針から、池田町まちづくり自治制度における意思決定機関である池田町まちづくり自治委員会の変遷を明らかにする。最後に6節で本稿で明らかになったことを踏まえ、池田町まちづくり自治制度による地域づくりのプロセスを整理すると共に、外部人材の活用における要点を整理し、結びとする。

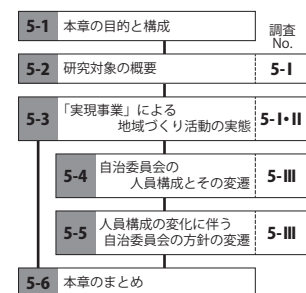


図5-1 研究のフロー (5章)

表5-1 調査概要 (5章) 注5-1)

調査5-I: ヒアリング調査 (2・3節)	
調査対象	池田町まちづくり自治委員会事務局担当者 (2名)
実施日時	2014.07.25、2014.12.22、2015.03.22
設問内容	・池田町まちづくり自治制度の概要 ・採択地域づくり活動の具体的内容 等
調査5-II: 文献調査 (3節)	
調査対象	池田町まちづくり自治委員会ならびに「小っちゃな幸せ実現制度」報告書、またはそれに準ずる資料
調査内容	・採択地域づくり活動の具体的内容と申請主体の概要 ・活動費総額、助成総額及びその具体的使途 等
調査5-III: ヒアリング調査 (4・5節)	
調査対象	歴代の池田町まちづくり自治委員全 16名から故人と筆者を除く 14名のうち、協力者 11名 (実施率 79%)
実施日時	2014.08.11-14、11.04-07
設問内容	・池田町まちづくり自治委員着任の経緯 ・着任期間における取り組み及び評価 等

5-2 研究対象の概要

5-2-1 対象地の概要

福井県今立郡池田町は、福井県の東部、岐阜県との県境に位置する町であり、総面積約 195km²のうち 90% 以上が山林の典型的な中山間地域である（図 5-2）。

人口は 2010 年度時点で 3047 人であり、長きに渡り減少傾向にある。谷に沿って点在する全 38 の集落の中には、世帯数が 10 を下回るものも存在しており、これらの集落では道普請や祭事をはじめとする地域運営が困難に陥っていることが推察される。

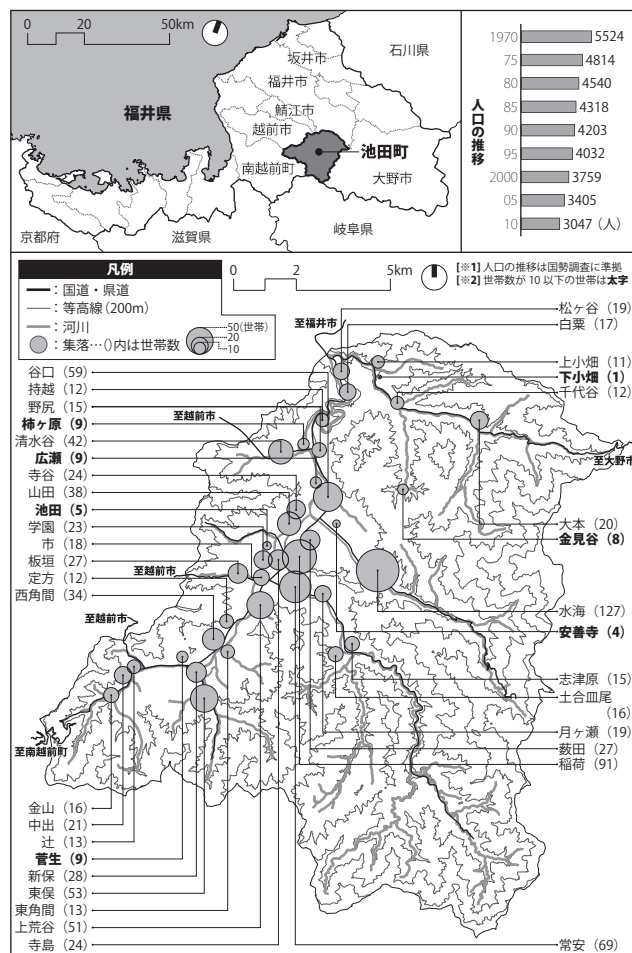


図 5-2 福井県今立郡池田町^{注 5-2)}

5-2-2 池田町まちづくり自治制度の概要

池田町まちづくり自治制度（以下、自治制度）の概要を、池田町におけるふるさと納税の活用の流れと併せ、図 5-3 に示す。

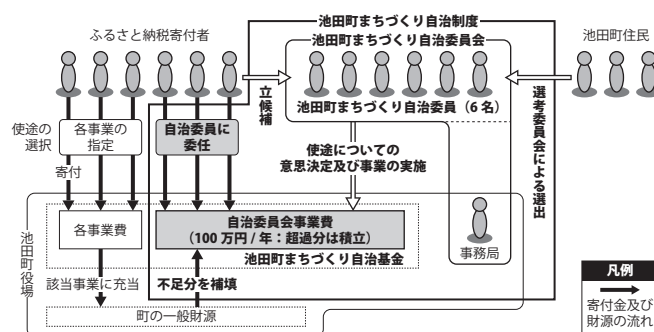


図 5-3 ふるさと納税の活用の流れと自治制度の概要

1) 池田町における寄付金の使途

池田町では、寄付金の使途について、『池田町まちづくり自治委員に委任』を含めた 17 の事業分野^{注 5-3)}を設けており、寄付者が寄付金の納付時に選択できるしくみとなっている。

寄付者には感謝状及び町報等の資料の送付を行っているが、特産品の贈答等、物品による直接的なリベートは行っていない。

2) 自治制度の概要

自治制度は、住民及び寄付者の意思に基づき、寄付金を挑戦的で機知に富んだ取り組みに充てる為に創設された制度である。

寄付金を積み立てた「池田町まちづくり自治基金」(以下、自治基金)のうち、使途が『自治委員に委任』と選択された分(¥1,000,000/年：不足分は町の一般財源から補填、超過分は積立)を原資とし、その具体的使途についての意思決定及び事業の実施を自治委員会が行うしくみとなっている。またその際、役場は事務局を務めるのみに留まり、自治委員会による意思決定の直接的な反映を図っている。

自治委員会の構成員となる池田町まちづくり自治委員(以下、委員)は、町内外から毎年度 6 名が着任することになっている。町外からの委員(以下、町外委員)の選出にあたっては、原則として前年度の寄付者から立候補を募るかたちをとっており、町内からの委員(以下、町内委員)については、町長・町議会議長・区長会長による選考委員会によって委員を選出^{注 5-4)}することとしている。

5-2-3 「小っちゃな幸せ実現事業」の概要

「小っちゃな幸せ実現事業」（以下、「実現事業」）は、自治基金を財源とした地域づくり活動への助成事業である（表5-2）。2009年に開催された第1回自治委員会において自治基金の使途を議論した際、「寄付金を池田町の住民に使って欲しい」との意見が一致し、町民が直接的に寄付金を活用できるしくみとして同年度より創設された。

池田町内で活動を行う法人或いは個人からの申請に対し、『地域づくりやまちづくりの一端を担い得る、公共的かつ具体的なものであること』『自然・環境・景観・里山保全、子育て・教育、地域づくり・イベント実施、伝統文化継承など幅広くまちづくりに関すること』（表5-2：助成条件）という基準の下、隔月に行われる自治委員会による審査を経て、「採択」「条件付採択」「不採択」が決定される。「条件付採択」の場合は指摘箇所を修正した上で再申請となる。5-2-2で述べた通り、自治委員会による直接的な意思決定を重視している為、事務局は申請の際の窓口や申請主体に対しての通知等、事務的役割を務めるのみとしている。

申請に対する審査を自治委員会が務める点、また申請書類を簡素化し、敷居を一定程度低く設定している点、助成額が総事業費の80%以内、原則10万円までと小規模である点、同一の団体及び個人が何度でも申請可能である点が特徴である。自治制度創設から2014年度に至るまで継続されており、自治委員会の主要な事業^{注5-5)}となっている。

表 5-2 「実現事業」の概要

助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ■池田町内で活動を行う法人・NPO・その他団体（集落や実行委員会等） ■池田町内に住所を有する個人 ※同じ団体、個人が何度でも申請可
助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ■地域づくりやまちづくりの一端を担い得る、公共的かつ具体的なものであること ■自然・環境・景観・里山保全、子育て・教育、地域づくり・イベント実施、伝統文化継承など幅広くまちづくりに関すること
助成内容	材料・備品購入費、イベント運営費、調査経費等
助成金額	総事業費の80%以下（¥100,000を上限額とする）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として新規の活動を対象とする（既存の活動や、継続的な活動の申請の場合は新たな取り組みを含む活動とする） ■申請は通年受付。審査は奇数月に実施 ■他の助成金・補助金の交付を受けている事業は申請不可 ■個人を対象とした備品購入は不可 ■収益の出る可能性のある事業については、固定費への助成のみ可

5-3 「実現事業」による地域づくり活動の実態

本章では調査5-I・IIに基づき、自治委員会の主要な事業である「実現事業」を総括するとともに、池田町の地域づくりにおける「実現事業」の成果と課題について考察を行う。

表 5-3 「実現事業」採択地域づくり活動の一覧

年度	分類及び名称	概要	活動費総額・助成総額	申請主体	備考	活動場所
09	09-A1 空間形成	集落環境美化事業	¥115,480 ¥92,384	地 東塚区	□区内婦人会との協働	<p>採択地域づくり活動件数：21 うち継続（图中太字）件数：3</p>
	09-A2 空間形成	明後日朝顔プロジェクト	¥58,168 ¥32,000	属 金山農家組合	▶全国22箇所で行われている回取り組の一環	
	09-A3 空間形成	大本地区環境保全事業	¥180,000 ¥65,000	地 大本区	★10-A4として継続	
	09-A4 空間形成	ヒートアップ改良事業	¥194,815 ¥100,000	個 M.F（個人/男性）	□町内環境団体との協働	
	09-A5 空間形成	雛人形の鑑賞事業	¥139,348 ¥100,000	個 M.S（個人/女性）	▶申請者宅の一部を一般開放した取り組み	
	09-A6 空間形成	稲荷山登山道整備事業	¥152,000 ¥100,000	属 稲荷壮年会		
	09-A7 空間形成	沿道美化事業	¥34,899 ¥27,919	属 下池田体育振興会	□町内住民との協働	
	09-B1 EV実施	雪どけ村の工房市	¥38,519 ¥30,000	テ 農村力デザイン研究所	★次年度以降「実現事業」の助成を受けずに継続	
	09-B2 EV実施	昔遊び体験事業	¥78,597 ¥60,000	テ 環境パートナー池田	★10-B1として継続	
	09-C1 物品制作・充実化	プロモーションビデオ制作事業	¥170,000 ¥100,000	テ 国際有機農業映画祭 in 池田	□町内住民との協働 ★同イベントHPに掲載	
09-C2 物品制作・充実化	オリジナル鳴子製作事業	¥163,400 ¥100,000	テ 池田なるこ屋			
09-D 体制・商品開発	町内周遊レンタサイクル事業	¥142,615 ¥100,000	属 池田観光連絡協議会	★次年度以降「実現事業」の助成を受けずに運用		
10-A1 空間形成	史跡案内板事業	¥170,000 ¥70,000	個 M.F（個人/男性）	▶09-A4の補修を含む □区内住民との協働	<p>採択地域づくり活動件数：7 うち継続（图中太字）件数：2</p>	
10-A2 空間形成	憩いの広場整備事業	¥96,051 ¥76,000	地 松ヶ谷区			
10-A3 空間形成	交通安全マスコット制作事業	¥125,330 ¥80,000	地 板垣公民館	□町内小学生との協働		
10-A4 空間形成	大本地区環境保全事業	¥78,308 ¥62,646	地 大本区	▶09-A3の補修を含む ★11-Aとして継続		
10-B1 EV実施	子供向け野外活動事業	¥27,395 ¥15,900	テ 環境パートナー池田	★次年度以降「実現事業」の助成を受けずに継続		
10-B2 EV実施	ネイチャー冒険隊合宿	¥128,422 ¥80,000	テ ボランティアスタッフRICE	★次年度以降「実現事業」の助成を受けずに継続		
10-C1 物品制作・充実化	伝統文化継承事業	¥150,000 ¥100,000	地 板垣区			
10-C2 物品制作・充実化	池田町体験パンフレット制作事業	¥150,000 ¥100,000	テ いけだ農村交流ネットワーク	★町内施設にて配布		
10-D 体制・商品開発	地産食材食育事業	¥115,782 ¥92,000	テ Vage ママクラブ			
11-A 空間形成	大本地区伝統行事継承事業	¥130,000 ¥100,000	地 大本区	▶09-A3の補修を含む		<p>採択地域づくり活動件数：13 うち継続（图中太字）件数：6</p>
11-B EV実施	イルミネーション・カウントダウン花火事業	¥162,740 ¥100,000	属 角間夫婦会			
11-D 体制・商品開発	いけだ新メニュー試作研究事業	¥50,958 ¥30,958	テ いけだ新メニュー試作研究会			
12-A1 空間形成	集落環境美化事業	¥77,360 ¥60,000	地 新塚区			
12-A2 空間形成	伝統文化継承事業	¥400,000 ¥100,000	地 清水谷区・柳ヶ原区			
12-C 物品制作・充実化	記念誌発行事業	¥640,710 ¥100,000	属 池田町老人クラブ連合会			
12-D 体制・商品開発	稲わらの商品開発事業	¥152,427 ¥100,000	テ いけだ農村交流ネットワーク	★商品化に至る		
13-A1 空間形成	交通安全コミュニケーション制作・登録づくり事業	¥133,438 ¥100,000	属 板垣中年会	▶10-A3の補修を含む		
13-A2 空間形成	公共施設緑化事業	¥41,247 ¥26,560	テ 庁舎緑化委員会			
13-A3 空間形成	河川美化事業	¥152,250 ¥100,000	地 東塚区			
13-A4 空間形成	大木みそぎ保存事業	¥77,000 ¥52,000	地 大本区	▶09-A3の補修を含む		
13-B EV実施	子育て力アップセミナー開催事業	¥120,480 ¥100,000	テ いけだ農村交流ネットワーク			
13-C1 物品制作・充実化	チームTシャツ制作事業	¥62,800 ¥50,240	テ 池田なるこ屋	□町内デザイナーとの協働		
13-C2 物品制作・充実化	民謡芸能保存伝承事業	¥166,738 ¥100,000	テ 池田町慶祝クラブ			
13-D 体制・商品開発	図書館プロジェクト	¥125,265 ¥100,000	属 池田町青年団	★次年度以降「実現事業」の助成を受けずに運用		
14-B1 EV実施	銭太鼓クラブ講演事業	¥127,144 ¥100,000	テ 池田町銭太鼓クラブ			
14-B2 EV実施	ハレーボール大会地域活性化事業	¥136,900 ¥100,000	テ 池田町ハレーボール協会			
14-C1 物品制作・充実化	老人会健康管理事業	¥69,800 ¥55,840	属 池田町老人クラブ連合会			
14-C2 物品制作・充実化	子供みこし用半被作成事業	¥197,800 ¥100,000	地 水海稲甘神社 氏子総代会			
14-D 体制・商品開発	天体観測セットレンタル事業	¥135,000 ¥100,000	個 M.U（個人/男性）			

凡例

<p>分類及び名称 IDは「年度・分類」（分類は下記参照。灰色表記は継続）</p> <p>A 空間形成</p> <p>新たな空間の創出及び既存の空間の機能追加を行う活動</p> <p>【11-A】大本地区環境保全事業</p>	<p>B イベント（EV）実施</p> <p>新たな行事及びイベントを行う活動</p> <p>【09-B1】雪どけ村の工房市</p>	<p>C 物品制作・充実化</p> <p>物品や記録の制作、及び更新を行う活動</p> <p>【10-C2】池田町体験パンフレット制作事業</p>	<p>D 体制・商品開発</p> <p>新たなシステムやプロダクトの開発を行う活動</p> <p>【13-D】図書館プロジェクト</p>	<p>申請主体</p> <p>地：地域型組織 [同一の集落内の住民で構成される組織] 属：属性型組織 [職業・年代等の共通する属性の住民で構成される組織] テ：チーム型組織 [上記に該当しないサークルやNPO、任意団体等の組織] 個：個人</p> <p>備考</p> <p>▶：活動の内容について □：活動の主体について ★：活動のその後の動向について</p> <p>活動場所</p> <p>●：採択地域づくり活動 □：採択地域づくり活動（継続） ○：過去の採択地域づくり活動</p>
--	---	--	---	--

これまでに「実現事業」に採択され、自治基金による助成を受けて実施された地域づくり活動（以下、採択地域づくり活動）について、活動分類と概要、活動費総額、助成総額、及び申請主体を整理したものを表 5-3 に示す。全 41 件^{注 5-6)} の採択地域づくり活動が実施されており、活動場所も町内全域に跨がっている（表 5-3：活動場所）。

5-3-1 採択地域づくり活動の実施状況

全 41 件の採択地域づくり活動を、新たな空間の創出及び既存の空間の機能追加を行う活動である『空間形成』、新たな行事及びイベントを行う活動である『イベント実施』、物品や記録の制作及び更新を行う活動である『物品制作・充実化』、新たなシステムやプロダクトの開発を行う活動である『体制・商品開発』に分類し（表 5-3：分類及び名称）、採択件数及び採択率と併せて年度別に整理したものを表 5-4 に示す。

「実現事業」創設から 2 年間（2009～2010 年度）は活動件数が 12 件、9 件と比較的多く、全 41 件の活動のうち約半数がこの期間に行われている。その後 2 年間（2011～2012 年度）は、活動件数が 3 件、4 件と大きく減少している^{注 5-7)} が、直近の 2 年間（2013～2014 年度）では 8 件、5 件と微増している。全体としては減少傾向にあるものの、採択された年度の後、「実現事業」の助成を受けずに継続或いは運営されている活動（表 5-3：09-B1、09-D、10-B1、10-B2、13-D）や、町内施設での配布や商品化等、一定の目的を果たしたとみなせる活動（同：10-C2、12-D）、また 9 世帯以下の小規模集落と他集落との連携による活動（同：12-A2）も存在しており、町内の地域づくり活動の創出に一定程度寄与していることが窺える。

こうした採択地域づくり活動の実施状況を踏まえ、2009～2010 年度を一期、2011～2012 年度を二期、2013～2014 年度を三期とし、以降の分析に用いることとする。

表 5-4 採択地域づくり活動の実施状況

分類別の採択地域づくり活動の概況	採択件数					採択率 (%)
	合計	採択	条件付採択	申請件数	不採択件数	
	A=A'+A''	A'	A''	B	C=B-A	
一期						
09	12	12	0	12	0	100.0
10	9	9	0	9	0	100.0
二期						
11	3	2	1	3	0	100.0
12	4	3	1	5	1	80.0
三期						
13	8	7	1	9	1	88.9
14	5	3	2	6	1	83.3

凡例
: 空間形成
: イベント実施
: 物品制作・充実化
: 体制・商品開発

5-3-2 採択地域づくり活動の継続状況

5-2-3 に示した通り、「実現事業」は同一の主体が何度でも申請し、採択地域づくり活動を実施することが可能である点が特徴である。この特徴が採択地域づくり活動にどう反映されているかを把握する為、該当する例^{注5-8)} (表 5-3：灰色表記) を抽出した上で、活動内容に基づいた継続パターンを2つに分類した (図 5-4)。

ひとつは、一定の範囲内の場所において、以前の採択地域づくり活動の内容や方針を一定程度引き継ぎながら、段階的に新たな『空間形成』が採択地域づくり活動として継続されているパターンであり、もうひとつは、以前の採択地域づくり活動の内容とは異なる新たな活動の実施により、ソフト的活動の多様化がなされているパターンである。

前者は主として地縁型組織によるものであり、後者は主としてテーマ型組織によるものである。これらの要因としては、『空間形成』に該当する住環境の整備、或いは祭事空間の整備といった活動が、地縁型組織によって行われてきた慣習的な自治活動やその延長上に位置づけられやすいものであることが考えられる。対してテーマ型組織は、同一の集落や属性の住民によって構成された組織ではない為、地域空間に依拠した『空間形成』の活動がなされにくく、結果として『イベント実施』や『物品制作・充実化』といったソフト的活動に偏りがちとなっていることが推察される。

以上2つの継続パターンを時系列でみると、三期における継続件数が6件と最も多く、活動件数の半数近くに及んでいる。調査 I によって得られた事務局のコメント^{注5-9)} を踏まえると、「実現事業」が毎年度、一定程度新たな地域づくり活動を生み出しながらも、活動件数が落ち込んだ二期以降は、事務局による、採択地域づくり活動の経験者への呼びかけによって、既存の採択地域づくり活動の段階的な継続及び多様化の促進へと、その役割が一定程度シフトされてきたことが窺える。

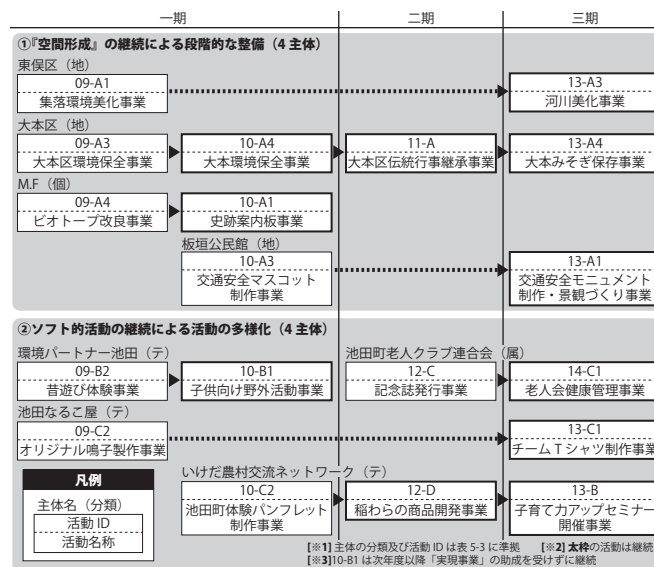


図 5-4 採択地域づくり活動の継続パターン

5-3-3 小結(1):「実現事業」の成果と課題

「実現事業」は町内41件の地域づくり活動に対して助成を行ってきた。結果として、地域づくり活動の初動の支援のみならず、一方では主として地縁型組織によるハード的活動の段階的な継続を支え、他方では主としてテーマ型組織によるソフト的活動の多様化を促している。また、翌年度以降に助成を受けず継続している活動も5件存在していることから、地域づくり活動の自立を促す役割も果たしていたといえる。

しかしながら、『空間形成』をはじめとする採択地域づくり活動の件数が全体的に減少傾向にあり、とりわけ二期で大きく減少したこと、またこうした状況に対し、活動件数を担保する上で、事務局によるPR、つまり町の関与に頼らざるを得なかったことが、住民主体の地域づくり体制を推進していく上での課題として挙げられる。

今後、こうした役割を自治委員会が主体的に担っていくことが求められるが、一方で、「実現事業」のPRや地域づくり活動の採択/不採択の判断のみならず、12-A2の例にあるような集落間連携による小規模集落の採択地域づくり活動の例や、5-3-2で述べた採択地域づくり活動の段階的な継続や多様化、及び自立の例を住民間で幅広く共有し、実践に結び付けていく為、自治委員会がこうした事例やノウハウを継続的に蓄積し、状況に応じた助言等を積極的に行っていく必要がある。

5-4 自治委員会の人員構成とその変遷

本章及び次章では自治制度における意思決定機関である自治委員会に着目する。まず本章では調査5-Ⅲに基づき、現在までに委員を務めてきた者（2014年度現在着任中の委員を含む。以下、歴代委員）の略歴を把握するとともに、自治委員会の人員構成の変遷を明らかにする。

5-4-1 歴代委員の分類（図5-5）

歴代委員全16名について、現在の居住地による分類（i：町外委員、ii：町内委員）、及び現在に至るまでの居住地の変遷による分類（i a～c、ii a～b）を行い、それぞれの分類に該当する人数を整理した。

各分類において最も該当人数が多いのは『町外出身であり、町内での居住経験を有さない者』（i a：7名）であるが、池田町での居住経験を有する転出者（i b：2名、i c：1名）やIターン者（ii a：2名）等の歴代委員が存在している。

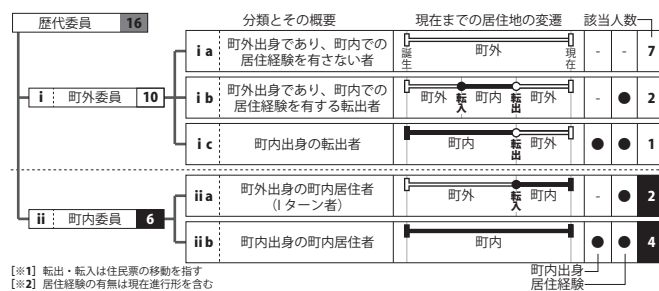


図5-5 自治委員会歴代委員の分類

5-4-2 町外委員の略歴と着任経緯

前節の分類を基に、全16名の歴代委員のうち、調査5-Ⅲによって直接的に略歴と着任経緯を把握した11名に、調査I及びⅢによって間接的に略歴を把握した2名を加えた計13名（IDは「頭文字-性別」表記）を対象に、①着任以前の池田町との関係（町外委員のみ）、②寄付及び着任の経緯、③着任年度及び採択地域づくり活動への関与^{注5-10}を併せて整理したものが表5-5である。

表 5-5 自治委員会歴代委員の略歴

分類	ID 年齢 居住地	①着任以前の池田町との関係	②ふるさと納税寄付及び自治委員着任の経緯	③着任年度及び採択地域づくり活動への関与							
				一期 09	二期 10	三期 11	12	13	14		
i 町外委員	5.A-m 60代 鯖江市	③ 両親の出身地 両親の出身地 [※2]									
	C.K-f 30代 坂井市	③ 自身の出身地 生まれも育ちも池田町で…30年近く池田で過ごして、2011年に結婚して隣の市に引っ越しました。引っ越してからもちょうく池田には帰っていて、町親なんかは毎年就めていました。	池田町への愛着 役場の方に自治制度の事を教えてもらって、初めは、自治制度に関しても詳しくは知らない状態で…私にできるかなと思いましたが、生まれ育って愛着があるまちなで、協力したいと思いました。								
	M.Y-m 40代 鯖江市	③ 両親の出身地・自身の業務 両親の出身が池田町で、小さい頃からよく池田で遊んでいました。現在は隣町で実務をやっていますが、お父さんの半分以上が池田町民の方で、仕事柄よくおしゃべりしたり、交流はありましたね。	池田町への愛着 普段から池田町の方から、町の様子をよく聞いているのですが、最近特に衰退が激しいみたいで…思い出の多い場所なので、とにかく何か力になりたいと思って寄付をして、自治委員に立候補しました。								
	T.S-m 40代 坂井市	③ 地域づくり・自身の業務 はじめは2005年に池田町のイベントに参加して、その数年後からはスタッフとしても活動していて、それと併行して、町の観光ホームページの作成業務や、仕事としても色々やっています。	池田町への愛着（自治委員会立ち上げ時からの関与） 池田との関わりは延長上というか、自治委員会は立ち上げた時から関わっていて、もともとは池田町とは長い付き合いなので応援したかったし、また色んな人に応援してもらったので。								
	T.T-m 20代 大阪府	③ 地域づくり（転出した外部人材） 大学卒業後に就職しましたが退職して、2009年4月から2010年3月までの1年間「緑のふるさと協力隊」の隊員として池田に住んで、町内で色々活動していました。その後は地元に戻って。	制度への共感 任期を終え、既に転出を決めていたが…自分は随分制度自体を面白いと思つた部分があるので、池田町に1年住んで分かった地域の問題もある程度感じていて、このままでは良くないと思つて。								
	S.M-m 30代 東京都	③ 地域づくり（転出した外部人材） 2008年度の「緑のふるさと協力隊」の隊員で、1年間池田町に住んで、農業や祭、それ以外にも色々活動をしていました。そのまま定住という気持ちは無く、任期を終えて次の年からは東京に戻っていました。	制度への共感・池田町への愛着 任期後に定住しなかったこともあり、池田町を離れても関わり続けたいと思つていて…手段を探していた中で、この制度を知って、こういう関わり方ができるんだと思つて、委員になりたい旨を伝えました。								
	S.S-m 60代 福井市	③ 私 地域づくり・私的交流 池田町はうちと隣同士で、同じ川の上流と下流という事もあって…まじりくちでもそれ以外でも、昔からしつこく交流や意見交換はしていました。青年団をやっていた20～30代から、知り合いも多かった。	制度への共感・池田町への愛着 自分の町が平成の大合併で統合された時くらいに自治制度を知って…まず良い制度だと思つたし、市に税金を取めるくらいなら、古い付き合いだし、合併せずに頑張ってる池田町を応援する方が良いと思つて。								
	A.A-f 40代 福井市	③ 私 私的交流 一番最初は仕事というか…叔母で池田町には来ていたのですが、1993年頃から、気の合う人たちに会合したりして、それ以降はどちらかといえばプライベートで遊びに行くことが多くなってきたという感じです。	制度への共感・池田町への愛着 自治制度のことは知っていて、良い制度だなと思つていたのと…委員のなり手が少ないという話もそれとなく聞いていたもので、池田町に思い入れもあるし、それでふるさと納税をして…という感じです。								
	Y.M-m 30代 愛知県	特に無し 従前の関わりは特に無し [※2]									
	凡例		①列 池田町との関係 コメント 池田町との関係の分類 ③ 血縁による関係 自身の出身地 両親の出身地 ③ 活動による関係 地域づくり 自身の業務 ③ 私 私的交流による関係 特に無し		②列 経緯の分類 コメント 町外委員 町内委員 制度 実現事業への関与 池田町への愛着 その他 X-XX 活動ID X-XX (表4参照)		③列 町外委員 町内委員 X-XX 活動ID X-XX (表4参照)		④列 ①列 ②列 ③列		⑤列 ⑥列 ⑦列 ⑧列 ⑨列 ⑩列
ii 町内委員	A.K-f 30代	「実現事業」採択地域づくり活動の経緯 依頼を受けたのが最初で「実現事業」は以前から知っていて、活動のお手伝いもしていました。それでどうせならこちらに就いてほしいという事で、ふるさと納税をして、その後は毎年自然という感じ。									
	Y.M-m 40代	「実現事業」採択地域づくり活動の経緯 形式的には依頼を受けたかたちですが、過去に助成を受けて活動していたこともあり、まあ…自治委員もやってみようかなと思つて。									
	M.U-m 30代	「実現事業」採択地域づくり活動の経緯 池田町のまちづくりや「実現事業」は前から知っていて…過去に活動に関わった事もあったので、面白そうだと思つていた。									
	J.M-m 20代	前任者の影響 自分も「緑のふるさと協力隊」隊員として、自治委員の着任以前から町内で色々な活動をしてきて、その延長というか…代々隊員 OB が自治委員をやっていた関係もあり、頼まれて自然という感じ。									

1) 着任以前の略歴 (表 5-5: i 行①列)

町外委員 9 名の、着任以前の池田町との関わりを整理した結果、両親や自身の出身地が池田町であった『血縁』に 3 名が該当 (S.A-m、C.K-f、M.Y-m)、自身の業務や町内の地域づくり活動への関与による『活動』に 5 名が該当 (M.Y-m、T.S-m、T.T-m、S.M-m、S.S-m、重複含む)、『血縁』『活動』以外の私的な付き合いによる『私的』に 2 名が該当 (S.S-m、A.A-f、同)、関わりが確認されなかった『特に無し』に 1 名 (Y.M-m) が該当した。各委員のコメントと併せてみると、ほぼ全ての町外委員が一定程度定期的に、着任以前から池田町と何らかの関わりを持っていたことが分かる。

町外委員の居住地の内訳をみると、県内の自治体が多い (鯖江市、坂井市、福井市各 2 名) が、3 名の委員が他都県 (愛知、東京、大阪各 1 名) であり、うち前述の『特に無し』を除いた 2 名は「緑のふるさと協力隊」^{注 18)} の任期を終えて転出した外部人材であった (T.T-m、S.M-m)。

2) 寄付の経緯（表 5-5：i 行②列）

町外委員の寄付の経緯について、その要因を整理した結果、『池田町への愛着』に6名が該当（C.K-f、M.Y.-m、T.S-m、S.M-m、S.S-m、A.A-f）、『制度への共感』に4名が該当（T.T-m、S.M-m、S.S-m、A.A-f、重複含む）した。前節の結果と併せてみると、概ねの傾向として、池田町と『血縁』による関係を有していた人間は『池田町への愛着』によって、『活動』『私的』による関係を有していた人間は『池田町への愛着』に加え『制度への共感』によって寄付を行い、委員に着任していることが分かる。『1年住んで分かった地域の問題みたいなものもある程度感じていて、このままでは良くないなと思って』（T.T-M：②）や、『池田町を離れても関わり続けたいと思っていて…（中略）…手段を模索していた』（S.M-m：②）のコメントにあるように、任期を終えて転出した外部人材OBが継続的な地域との関わりを求めて寄付に至る例や、『市に税金を納めるぐらいなら、古い付き合いだし、合併せずに頑張ってる池田町のまちづくりを応援する方が良い』（S.S-m：②）という、市町村合併による自身の居住地への不信感から寄付に至る例もみられた。なお池田町以外の自治体への寄付を行ったことのある人間は0名であった。

3) 採択地域づくり活動への関与（表 5-5：i 行③列）

町外委員のうち5名は、着任前において採択地域づくり活動への関与がみられた。うちT.T-mは、自身の外部人材としての活動の中で採択地域づくり活動への協力を行っている他、委員退任後も採択地域づくり活動への協力を行っており、とりわけ関与が多い。

5-4-3 町内委員の着任経緯（表 5-5：ii 行）

5-2-2に示した通り、町内委員は選考委員会によって選出される為、多くが依頼を受けて着任されるかたちとなっているが、自身の関与していた採択地域づくり活動（表 5-5：ii 行③列）の多くが次年度以降も継続していること（表 5-3:09-B1、09-B2、10-B1、10-B2、13-D）や、『過去に活動に関わっていた事もあったので、面白そうだと思っていたので』（M.U-m：②）をはじめとする各委員のコメントと併せてみると、採択地域づくり活動における成功経験が着任への意欲に影響していることが窺える。

また町内委員は必然的に町の納税者である為、町外委員の着任条件である「ふるさと納税による池田町への寄付」を行う必要は無いが、『どうせならそちらに使ってほしいという事で、ふるさと納税をして』（A.K-f：②）という、着任を契機とした財源の用途への意識から、町内委員が池田町へ寄付を行う例もみられた。

5-4-4 自治委員会の人員構成

5-4-1 に示した分類ごとに、歴代委員全 16 名を年度別に整理し、自治委員会の人員構成を整理したものが図 5-6 である。内訳をみると、一期は 5:1（町外委員:町内委員）、二期は 4:2、三期は 3:3 と、町内委員の割合が徐々に増加していることが分かる。とりわけ、二期から三期にかけての変化をみると、町外委員、町内委員ともに町内出身者（i c、ii b）の割合が増加しており、自治委員会が地域外の寄付者を中心とした人員構成から、池田町の住民や池田町に血縁を持つ寄付者を中心とした人員構成へと変化していることが分かる。

5-4-3 及び調査 5-I によって得られた事務局のコメント^{注5-11}を踏まえると、こうした人員構成の変化の背景に、寄付者からの立候補の減少による町外委員の担い手不足があること、またそれを補う為の町内委員の確保にあたり、採択地域づくり活動の経験者が積極的に着任していたことが窺える。

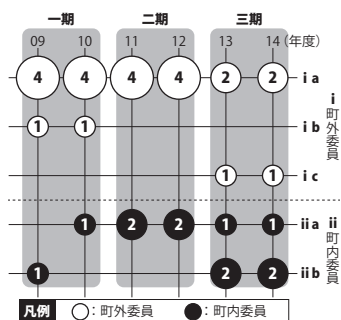


図 5-6 自治委員会の人員構成

5-5 人員構成の変化に伴う自治委員会の方針の変遷

本章では調査5-Ⅲに基づき、前章で明らかにした人員構成の変化に伴う、自治委員会の方針の変遷を明らかにする。

まず、歴代委員を着任年度から「一期委員」「二期委員」「三期委員」「通期委員」に分類した。うち二期委員に関しては該当者がJ.M-mのみであることから、二期当時の自治委員会の方針を正確に把握するに至らなかった為、本稿では一期当時及び三期における自治委員会の方針の差異に着目し、その変化を見出すこととした。

一期・三期委員には各々の着任期間における自治委員会での取り組みや姿勢に対する評価、通期委員には一期から三期にかけての自治委員会での取り組みや姿勢の変化についてそれぞれ聴取し、発言内容をKJ法により分類・整理を行った。

以上の結果、『①意思決定に関する方針』『②「実現事業」の採択に関する方針』『③寄付金の使途に関する方針』の3項目において、一期と三期との差異が確認された(表5-6)。

表5-6 歴代委員の発言にみる自治委員会の方針の変化

	一期	三期
① 意思決定に関する方針	<p>①-1: 池田町に関わる地域外の人間同士のコミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○皆前と池田を通じた知り合いだったし、今までは外から池田のファンだけが来ていたような感じで…ここ数年で委員がらっと変わってからは…良い意味でヒリヒリしてきたという気がします。(T.S-m: 09-14) ○仲良しの集まりみたいになってたのかもしれない。良いのか悪いのか、凄く和気あいあいとまちづくりについて話していた感じはあります。私が居た頃は、ちょうど変わりつつある時期だったのかな。(A.A-f: 10-13) ○委員会の場の雰囲気は凄く良かったと思います。東京からだったけど、池田に行くこと自体も含めて、自治委員会が楽しかったですね。(S.M-m: 09) ○楽しかったですね。池田が好きなのが集まって、和気満々とやっていた。(S.S-m: 09) ○僕らの時は手探りだった感じもあり、池田が好きなのたちが、皆で楽しく言いたい事言っているような感じでした。(T.T-m: 10) 	<p>①-3: 町内委員の問題意識の芽生え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悪い言い方ですが、知り合い同士で会って話す雰囲気に見えなくもないとか…去年の初めは凄くそれを感じました。今になって、ちゃんと真剣にというか、池田町のお金の話をしている雰囲気芽生えた気がします。(C.K-f: 13-14) ○昔からのメンバーは、外から池田にずっと関わっている方々で、そういうコミュニティとしては良いなと思いましたが…大丈夫かな、という気持ちもあった。(M.U-m: 14)
	<p>①-2: 町外委員による意思決定を重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最近は町内の方も増えて発言権も強くなってきて…委員の中に寄付者がいなくなっても、「自治委員会に委任」されている以上は大丈夫な訳ですね。地域外の委員の情報やアイデアを参考にしたいというのはあるけど、寄付者の殆どは「池田町の判断で使って欲しい」ということだろうし…私は1ターナー者なのでつつつかずの部分もあるのかもしれませんが、委員会での町内の委員の意見は重要だと思います。(A.K-f: 10-14) ○自治委員会の面白さは「池田の人を含まずに池田の事を考える」ことだったんですね。町民が話し合うのは、何も自治委員会じゃなくても良いと思います。なので池田の人はゼロでも良いと思っていましたが…池田から遠いと委員会に出られないし、委員にふさわしくない人もいます。そう考えると、必ずしも寄付者でなくても、やりたくない人、やれる人が委員を務めるのが良いという感じになっていていい感じですね。(A.A-f: 10-13) ○色んな申請がはがって行く中で、審査して選ぶのは寄付者であるところから自治制度のポイントだった。(S.S-m: 09) 	<p>①-4: 町内委員による意思決定を重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会で話しても、やっぱり町内の事情を知る町民の人が居た方が…地域の意見として、ふるさと納税の使い方に最低限の「必要ある」ない、判断がスムーズだと…思います。(C.K-f: 13-14) ○町外の方もそれぞれの生活がある中でずっと付き合ってるわけじゃないし、地域の把握などころしからない。いずれは地域内で意思決定していくかたちが良いのかなと思います。(Y.M-m: 13-14) ○今後の方針については、町内の僕らがしっかりと意思表明していかなければと思っています。(M.U-m: 14)
② 「実現事業」の採択に関する方針	<p>②-1: 採択まちづくり活動の創出を重視した審査の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民側の要求に、結構簡単に折れてしまっていたとか…ハードルをぎりぎりまで下げてしまっていたが故に、自治は逆に落ちていたのかもしれない。お金だけあげていたような気がしなくなりました。そこは自分の中でも問題意識がありましたね。今は何でも出してはいけないという姿勢になってきています。(T.S-m: 09-14) ○ここ数年はそうでもないかもしれないけど、昔は申請は簡単に通っていました。私自身もとにかく池田町のまちづくりを応援してあげたいという気持ちがあったので。(A.K-f: 10-14) ○私自身はほとんどOKを出せば良いんじゃないの？と思っていました。その年に集まったお金を、その年に集まった委員で使い方を決める制度なんだし、皆池田町を応援したい人たちだったし。ただまちづくりなんだから、助成をもう少し厳しくして、その分は別途基金にするとかの意見も出てきていました。それも分らないですね。(A.A-f: 10-13) ○個人の趣味みたいな活動は自分の金でやるべき、という声もあったけど…池田町の「実現事業」は何でもありで良いんじゃないの？って、きちんとした書類は書かないけど、まちの為に「生懸命汗をかいた人」が1人でも居れば、我々はもうそれを理由に必要ないという思いでした。悪用する人もいないだろうし、なるべく池田の活動が生まれるように。(S.S-m: 09) ○基本的に通っていたような…これはまだ、みたいな話は無かったですね。僕らが良い、面白いと思えば(助成金)あげれば良いという感じでした。(T.T-m: 10) 	<p>②-2: 公平性を重視した審査の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の幸せのためだからといって、何でも良いから使えという事ではないと思うし、寄付してもらった犬事なお金だから、もっとちゃんと議論すべきだと思います。(C.K-f: 13-14)
	<p>②-3: 地域の実情を重視した基準の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成の基準に対しては、厳しく見えないといけないというのがありますが、例えば、悪用はされないまでも、物品購入のようなものは私物化される恐れもあるので、同時に共有のルールも決めるようにしています。そういう細かいルールの追加は町内の委員の役割なのかもしれないですね。(M.U-m: 14) ○自分が以前「実現事業」を申請した時に感じた事でもありますが…池田町の人にとっては、まちづくりは奉仕活動なんですね。花壇の整備をするのに、皆で飲むお茶代をバックアップしてほしいとか…それができずに上限10万円だと、何に使えば良いのかわからないという気持ちがあった。そんな経緯をふまえて議論して、今は奉仕作業の際の飲み物に関してはOKになりました。材料費や燃料費ではなく、本来必要なものはそつらだった。池田町なりのルールを作ったような感じでしょうか。今は利益を生む事業に関しては固定費のみで原則NGですが、「実現事業」をきっかけに利益を生むのであれば、それ以上とすれば良いのかなと思います。(Y.M-m: 13-14) 	
③ 寄付金の使途に関する方針	<p>③-1: 「実現事業」以外の使途に対する不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「実現事業」以外の、自治委員の決定による事業は「いけだ展」だけで、「自治委員の趣味でやっているの」と言われるかもしれないという不安も正直あったので、あれをやった年は(ふるさと納税で)例年より多い…¥50,000寄付しましたね。ここ数年は「実現事業」の申請もやや頭打ちなので、自治委員独自の事業を打ち出して…という空気になってきています。(T.S-m: 09-14) ○使い方について、と言われても困ってしまうので…私が入った年は「実現制度」をやると委員、みたいな位置づけだったとか…「今年も「実現事業」をやりますか?」というところから始まってはいましたが「実現事業」以外のものを何も出せなかったとか、事務局が役場でも「実現事業」以外の使途に自信が持てなかったという感じでした。「実現事業」以外の使途をきちんと議論し始めたのはお年くらいからですね。(A.K-f: 10-14) ○使い切る事にそこまでこだわってなかった気がしますが、使い切れなくても、基金として貯める分には良いというようなスタンスでした。無駄遣いするよりは良いかなという感じですかね。(T.T-m: 10) 	<p>③-2: 「実現事業」以外の使途の模索</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ようやく今年から、自治委員の皆さんが出来てきたのかもしれない。「実現事業」以外でも、地域の人が気付いたところをふるさと納税でカバーしていければ。(Y.M-m: 13-14) ○町門会が行政でもないのに、他の使途が打ち出せなかったというのはあると思いますが、申請に○△△を付けるだけで自治委員の存在意義があまりないので、考え直さないといいかな。(M.U-m: 14) ○初めに強く言ったのは、寄付金がこんなに余っているのはおかしいという事。池田町の為に寄付金を活用することについてもっと議論すべきだと思います。(M.Y-f: 14)

凡例
○町外委員のコメント ●町内委員のコメント
【※1】 現役(14年度)委員ではない委員の発言は破線表記
【※2】 コメント未発の○内はID: 着任期間

5-5-1 意思決定に関する方針の変化（表 5-6：①行）

はじめに自治委員会の意思決定に関するコメントをみると、一期は、池田町に愛着のある人間が町外委員として集まり、池田町のまちづくりについて楽しく話し合っていたという旨のコメントが多くみられ、池田町に関わる地域外の人間同士のコミュニティとしての意味合いが強かったことが分かる（表 5-6：①-1）。また、寄付者である町外委員による意思決定が、自治委員会を特徴付けていた様子が窺える（同：①-2）。

こうした状況に対し、三期は町内委員の問題意識の芽生え（同：①-3）に伴い、今後も町外委員の情報やアイデアを取り入れたいとしつつも、町内委員が主体性を持ち、意思決定を行いたいとするコメントがみられるようになっている（同：①-4）。

5-5-2 「実現事業」の採択に関する方針の変化（表 5-6：②行）

次に、「実現事業」の採択に関するコメントをみると、一期においては、池田町を応援したいという思いの下、なるべく多くの採択地域づくり活動を創出する為、採択基準の解釈を広げ、可能な限り申請された地域づくり活動を採択していたことが分かる（表 5-6：②-1）。

一方で三期では、公平性の重視による審査の厳格化（同：②-2）や、地域の実情に応じて採択基準を柔軟に改善していく動きがみられるようになっている（同：②-3）。

5-5-3 寄付金の使途と活用に関する方針の変化（表 5-6：③行）

2013 年度までの自治基金の金額の推移を表 5-7 に示す。ふるさと納税の創設間もない 2008 年度、2009 年度を除くと、近年では概ね寄付額は ¥800,000 前後、件数は 10 数件となっている。また 2010～2012 年度においては、寄付金額が自治委員会事業費（¥1,000,000）に至らず、町の一般財源より補填が行われている。しかし「実現事業」によってその満額が活用された年度は無く、2013 年度終了時点で事業費の半分以上が未使用分として積み立てられている状況にある。これには、5-3-1 に示した通り、「実現事業」による採択地域づくり活動の件数が二期の 2 年間で大きく減少したことが要因として考えられる。

しかしこうした状況にありながらも、A.K-f のコメント（表 5-6：③-1）にあるように、一期及び二期の自治委員会においては「実現事業」以外の寄付金の使途について殆ど議論されておらず、また T.T-m のコメント（同）にあるように、自治基金の未活用に関してはとりわけ問題視されていない。こうした方針の背景として、T.S-m や A.K-f のコメント（同）にあるように、町外委員を中心とした一期及び二期の自治委員会が、自らの下す判断に自信が持てず、実質的に具体的使途を住民に託す「実現事業」以外の寄付金の使途を見出せなかったことが挙げられている。

一方で三期では、こうした自治委員会の状況に対し、町内委員をはじめとする三期委員による問題

表 5-7 自治基金金額の推移

年度別の概況	自治基金金額			自治基金 積立額	利息	自治基金 積立累計額
	A	B	C			
08	1,347,200	36	0	1,347,200	-	1,347,200
一期 09	4,295,000	25	907,303	3,387,697	3,368	4,738,265
二期 10	785,000	14	215,000	323,454	3,316	5,065,035
三期 11	860,000	11	140,000	769,042	1,485	5,835,562
12	800,000	11	200,000	585,275	1,454	6,422,291
13	1,048,000	16	628,800	419,200	1,614	6,843,105
合計	9,135,200	113	2,858,332	6,831,868	11,237	—

【※1】A～Fの単位は円 【※2】寄付件数の合計は年度内の同一名義による重複を含む

意識の現れや、自らの意思決定によって新たな用途を見出したいとの意向（表 5-6：③-2）がみられるようになっている。

5-5-4 小結（2）：自治委員会の人員構成と方針の変遷

自治委員会は住民からなる町内委員のみならず、地域外の寄付者が町外委員として協力することによって運営されてきた。

町外委員の大多数は着任以前から池田町との何らかの関わりを持つ人間であり、町への愛着や自治制度への共感から寄付を行い、委員に着任している。一方で町内委員の多くは、着任以前に地域づくり活動の実践及び関与の経験がある住民が積極的に着任している。

自治委員会の人員構成をみると、一期から三期にかけて、徐々に町内委員の割合が増加するとともに、池田町と地縁・血縁による関係を持つ町外委員の台頭がみられるようになる。こうした人員構成の変化による町内委員への意思決定のイニシアチブの移行、及び「実現事業」の継続的な運営によって、「実現事業」における審査の厳格化や地域の実情に応じるかたちでの採択基準の改善、及び「実現事業」以外の、寄付金の使途に関する議論の発生といった方針の変化がみられるようになっている。

一方で、こうした背景には、町外委員の担い手の減少という課題がある。町内委員の『地域外の委員の情報やアイデアを参考にしたいというはある』（表 5-6：①-4）というコメントにあるように、地域外の人間による視点は今後も一定程度必要となる可能性が高い。また町外委員の人数と、自治基金の金額及び寄付件数との関連性は認められなかったが、今後、自治制度に直接的に関わる寄付者が減少していくことは、結果的に自治委員会の財源の減少を引き起こす恐れがある。

5-6 本章のまとめ

5-6-1 本章のまとめ

(1) 「実現事業」の成果と課題 (3・4節)

自治制度における主要な事業である「実現事業」は、一期から三期に至るまで、町内全域にわたる地域づくり活動の初動の支援のみならず、地域づくり活動の段階的な継続や多様化を促す役割を果たしている。更に、住民が地域づくり活動の経験を契機に、町内委員に着任していることから、「実現事業」は住民を意思決定機関の担い手として育成する役割を果たしていたといえる。

一方で「実現事業」による活動件数は全体的に減少傾向にある。更なる地域づくり活動の創出及び継続を促していく為には、「実現事業」のPRや、採択地域づくり活動の継続や自立、集落間連携といった発展的な事例の共有が必要であり、これらの役割を自治委員会が積極的に担っていく必要がある。

(2) 自治委員会の人員構成と方針の変遷 (4・5節)

一期の自治委員会の人員構成は、一定期間の池田町との関わりによって醸成されてきた町への愛着や、自治制度そのものへの共感を通して、寄付に至った町外委員を中心として組織されていたが、二期から三期にかけて、町外委員の担い手の減少に伴い、町内委員の割合が増加している。

また、このような人員構成の変化、及び「実現事業」の継続的な運営によって、「実現事業」の審査の厳格化や地域の実情に応じるかたちでの採択基準の改善、及び「実現事業」以外の、寄付金の使途に関する議論が生まれている。

5-6-2 本章の事例にみる地域づくりのプロセス

寄付者である町外委員を中心とした一期から二期にかけての自治委員会は、財源・意思決定ともに自治体外の担い手による地域づくり体制であった。当時の自治委員会は寄付金を自らの判断で活用しきれず、意思決定機関としての脆弱性を有していた一方、「実現事業」における地域づくり活動の創出を重視したスタンスが、結果として町内委員の出現、及び彼らの自覚と責任を培うことに繋がっている。一方で自治体外の担い手を中心とした人員構成は、自治体内への事業の認知や事業のノウハウの蓄積・共有が困難であることから、二期における「実現事業」の活動件数の減少を引き起こしていたと考えられる。

三期においては、自治体外からの寄付金を財源としながらも、住民が主体的に意思決定を担う地域づくり体制が構築されている。自治委員会の運営を継続していく中で、一定人数の町外委員を確保していくことが課題となるが、今後、「実現事業」以外の使途も踏まえ、地域づくりを進めていく為の

寄付金の積極的活用が期待される。

5-6-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点【3】

人的支援の導入複数年を経て、転出した外部人材を一定数有する地域において、前項で述べた2つの段階からなるプロセスに沿って外部人材の活用による地域づくりを進めていくためには、転出した外部人材の協力による初動の下、①地域内への地域づくりの認知や、②地域内におけるノウハウの蓄積・共有といった、地域外の協力者を中心とした人員構成が抱える弱みを自治体内で補いながら、住民を主体とした体制へと緩やかにシフトさせていくことが必要である。また事業の継続段階にあつては、③住民を主体とした体制構築を第一義としながらも、転出した外部人材によってバックアップしていく仕組みを整えていくことが求められる。

これらの要点に基づいた外部人材の活用を進めていくことが、より望ましい地域マネジメントの推進に繋がっていくと考えられる。

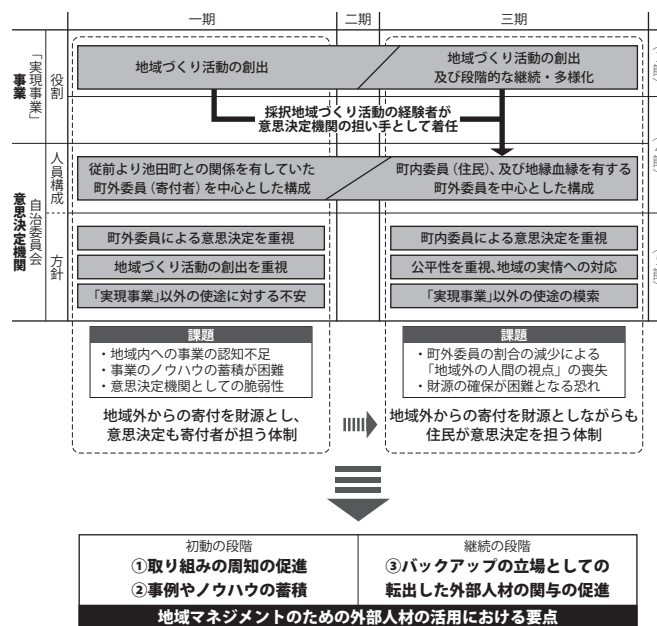


図 5-7 本章のまとめ

注釈

- 注 5-1) 調査 5-Ⅲに関しては、ヒアリング内容をテキスト化した上で、発言の主旨を変えない範囲で修正を行い、データソースとして用いている。
- 注 5-2) 国土地理院標準地図 (1:25000) に基づき筆者作成。
- 注 5-3) 池田町へのふるさと納税納付時に選択できる寄付金の使途は、以下の通りである。1:過疎対策、2:定住振興、3:少子化対策、4:高齢者福祉、5:福祉・保険、6:子育て支援、7:教育・文化振興、8:文化財保護、9:スポーツ振興、10:自然環境景観、11:農林業振興、12:商工業振興、13:観光振興、14:道路・河川等整備、15:まちづくり団体支援、16:池田町まちづくり自治委員に委任、17:その他。うち 1~15 (17 を含む場合有) については「一般会計等直接繰り入れ事業」として、町が実施している該当事業の財源に充当している。
- 注 5-4) 町内委員の選考基準や選考方法については、選考委員会が認めた者のうち、まちづくりに一定程度精通している者が望ましいとされている (以上、調査 5-I より確認)。
- 注 5-5) 「実現事業」以外の事業として、2013 年 2 月に福井市内で行われたイベント「いけだ展」の実施があるが、実質的には「実現事業」の延長上としての意味合いが強い (以上、調査 5-I より確認) 為、3 節では自治委員会による主要な事業として「実現事業」のみを扱うこととする。
- 注 5-6) 2014 年度に関しては、調査 5-I 実施時点で助成金交付が決定されているものを採択地域づくり活動としている。
- 注 5-7) 活動数が急減した要因については、「「実現事業」の認知度が高くはなかったことがまずありますが、特に「何度でも申請が可能」という点あまり伝わっていない為に、最初の人申請しなくなってしまっていた。」(以上、調査 5-I より確認) という事務局員のコメントから、町内での「実現事業」の認知度が要因であると考えられる。また「例えば、花壇をつくったり看板を設置したりという活動だと、つくったら終わり、設置したら終わり、という事になりがちですね。引き続き「実現事業」を活用して、その維持管理を含めた活動をやっていくところまでは難しい。」(同) というコメントからも、前述の要因が、とりわけ『空間形成』の著しい減少に影響を及ぼしていることが推察される。
- 注 5-8) 10-A3 (交通安全マスコット制作事業) と 13-A1 (交通安全モニュメント制作・景観づくり事業) の申請主体はそれぞれ板垣公民館、板垣中年会となっているが、10-A1 は実質的には 10-A3 遂行時のメンバーによって進められた活動 (以上、調査 5-I より確認) である為、本節の分析では同一主体による活動としている。
- 注 5-9) 「ここ数年はリピーターというか、経験者の方の申請が多くなっています。活動を続けたいけど金銭的に難しいとか、新しい活動を考えたのでやってみたくとか。「実現事業」を経験したからといって、集落の方がいきなり国や県レベルの補助金の書類が書けるという訳でもないという事もありますし、申請がぐっと落ちた時に、経験者に積極的に呼びかけたというのもあります。」(以上、調査 5-I より確認)
- 注 5-10) ③着任年度及び採択地域づくり活動への関与において、着任中の委員 (A.K.f) が所属する組織が申請主体となっている例 (10-B2) があるが、申請代表者は当該委員とは別の個人であり、自治委員会による審査は表 3 に示す助成条件に基づき、校正に行われたものである (以上、調査 5-I より確認)。
- 注 5-11) 「ふるさと納税で寄付をして下さる方は毎年ある程度はいらっしゃるのですが、委員にまでなって下さる方は少なく、… (中略) …だんだんと (町外委員だけでは) 足りなくなって、それで町内の方に打診して。(採択地域づくり活動の) 経験者に着任してもらったかたちです。」(以上、調査 5-I より確認)

参考文献

- 文 5-1) 野田満、後藤春彦、山崎義人:住民自治の推進に向けたふるさと納税の活用に関する研究 - 福井県今立郡池田町「池田町まちづくり自治制度」におけるまちづくり体制の変遷に着目して -、日本建築学会計画系論文集、第 717 号、pp.2533-2543、2015.11

6章

地域マネジメントのための外部人材の活用

6章 地域マネジメントのための外部人材の活用

6-1 本章の目的と論点の整理

6-1-1 本章の目的

本章では本論文の結論として、3章、4章、5章から得られた知見に基づき、地域マネジメントのための外部人材の活用を要点を導くことを目的とする。

6-1-2 論点の整理

本論文は、縮減社会における国土保全を前提とした、衰退しつつある中山間地域を持続へ導く地域マネジメントのための外部人材の活用手法を指し示すものである。

また外部人材の活用を進めていく上で、これまでの地域づくりにおける中山間地域内外の関係性の変遷に鑑みると共に、地域スケールにおける人的資源の減少への対応として、外部人材を地域内外の「交流・協働」を担う役割のみならず「自治」の一端を担う存在として位置づける為の①外部人材の地域への関与の促進、及び担い手の空間的密度の減少を時間的密度のコントロールによって補うことを念頭に置き、国土スケールの人的資源の減少への対応として、担い手の入れ替わりを伴う地域づくりを進めていく為の②外部人材の転出の許容の2点を前提として設定している。そしてこの前提に基づき、地域マネジメントのための外部人材の活用を進めていく上での論点を以下の4つに整理した。

論点1：一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進

論点2：転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化

論点3：コーディネート組織による活用体制の成熟化

論点4：地域の自治能力の向上

6-2 結論

6-2-1 地域内組織による外部人材の活用（3章）

3章「地域内組織による外部人材の活用」では、宮崎県西臼杵郡高千穂町における、「地域づくりイニシアティブ」を中心とした人的支援の導入による地域づくりの取り組みを事例として取り上げた。

人的支援を始めて導入する地域において、本章で整理した地域づくりのプロセスに基づき、外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、まず地域づくりの初動の段階で [3-①] 外部人材との交流や提案に基づき、地域づくり活動の方向性を一定程度集約していくこと、また [3-②] 転出した外部人材とのネットワークを維持しながら地域づくり活動を進めていくこと、その上で、徐々に [3-③] 受入主体を中心とした地域内のネットワークの構築を図りながら、[3-④] 拠点となる空間づくり、及び [3-⑤] 地域ビジネスの創出等の、具体的な地域づくりへの展開が求められることが明らかになった。

6-2-2 地域外コーディネート組織による外部人材の活用（4章）

4章「地域外コーディネート組織による外部人材の活用」では、特定非営利活動法人地球緑化センターによる人的支援「緑のふるさと協力隊」、及び当該事業を導入している6自治体の地域づくりの取り組みを事例として取り上げた。

人的支援を導入し、複数年の受入を継続していく地域において、本章で整理した地域づくりのプロセスに基づき、外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、まず初動の段階では、コーディネート組織の [4-①] マッチングによる一定水準に基づく外部人材の供給や、[4-②] 活用体制の立ち上げのサポートを受け、地域の負担を軽減することが有用であること、また継続の段階においては、コーディネート組織が [4-③] 地域振興の方向性や現行制度に適合するよう地域の活用体制を見直し続けることや、[4-④] 外部人材の自力登用に向けた自立の促進が求められることが明らかになった。

また [4-⑤] 非常時に対するフォローや、[4-⑥] 情報を幅広く蓄積し、その共有にあたること、また [4-⑦] 地域と転出した外部人材とのネットワークの紐帯となり、その維持に努めることは、上記2つの段階を問わず、地域に関わり続けるコーディネート組織が有すべき役割であることが明らかになった。

6-2-3 財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用（5章）

5章「財源・意思決定の担い手としての外部人材の活用」では、福井県今立郡池田町における、転出した外部人材の活用による地域づくりの取り組みを事例として取り上げた。

人的支援の導入複数年を経て、転出した外部人材を一定数有する地域において、本章で整理した地域づくりのプロセスに基づき、外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、転出した外部

人材の協力による初動の下、地域外の協力者を中心とした人員構成が抱える弱みであった [5-①] 地域内への地域づくりの認知や、[5-②] ノウハウの蓄積・共有を地域内で補いながら、住民を主体とした体制へと緩やかにシフトさせていくこと、また事業の継続段階にあつては、[5-③] 住民を主体とした体制構築を第一義としながらも、転出した外部人材によってバックアップしていく仕組みを整えていくことが求められることが明らかになった。

6-3 地域マネジメントのための外部人材の活用における要点

以上の結論を踏まえ、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を、1章で示した4つの論点「一貫性ある地域づくり活動の推進」「転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化」「コーディネート組織による活用体制の成熟化」「地域の自治能力の向上」に沿って整理する（表6-1）。

6-3-1 一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進（論点1）

本論文で想定する地域づくりは、外部人材の短期的かつ恒常的な入れ替わりを伴うものである。当然、その時々における外部人材の能力や具体的な役割は異なってくるのが予想されるが、地域づくり活動の方向性を発散させることなく、地域が描く目標像に向けて一貫した方向性を保ち続けることが必要となる。

このような一貫性ある地域づくり活動プロセスを推進していくためには、初動の段階で外部人材との交流や提案に基づいた地域づくりの方向性の集約（表6-1：3-①）、及び受入主体を中心とした地域内のネットワークの構築（同：3-③）を図りながら、その継続を通し、拠点となる空間づくり（同：3-④）や地域ビジネス（同：3-⑤）といった具体的な地域づくり活動へと展開していくことが求められる。

6-3-2 転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）

本論文では、人的支援の一般的な事業評価となる外部人材の定住を第一義としないという認識に立っている。その上で、これまで「例外」として位置づけられてきた外部人材の転出を、地域外へと拡張された社会関係資本を構築する機会として肯定的に捉えている。

このような社会関係資本の広域化を図っていくためには、転出した外部人材とのネットワークの維持を伴う地域づくり活動を進めていくこと（表6-1：3-②）、またコーディネート組織を紐帯とし、地域と転出した外部人材とのネットワークを構築・維持していくこと（同：4-⑥）や、地域づくりの情報の蓄積・共有を進めていくこと（同：4-⑦）、更にこうした取り組みの継続を通し、転出した外部人材による住民自治のバックアップのしくみを整備していくこと（同：5-③）が求められる。

6-3-3 コーディネート組織による活用体制の成熟化（論点3）

外部人材の活用による地域づくりを進めていく上で、地域内の主体と外部人材との関係を取り持つ主体の存在は、外部人材の確保や適切な活用にあたって重要であると考えられる。本論文ではその役割を地域外のコーディネート組織に求め、より円滑な外部人材の活用に資することを想定している。

このようなコーディネート組織による活用体制の成熟化を図っていく為には、初動の段階でマッチングによる外部人材の供給（表6-1：4-①）を受けることで地域の負担を軽減しながら、活用体制の立ち上げのサポート（同：4-②）を行っていくこと、更に継続の段階においては、コーディネート組織が活用体制の見直し（同：4-③）を継続的に行いながら、マッチングに頼らない外部人材の自力登用を促進していくこと（同：4-④）が求められる。またこうした段階を問わず、地域の非常時にあつては、コーディネート組織によるフォローを行っていくこと（同：4-⑤）が有用であると考えられる。

6-3-4 地域の自治能力の向上（論点4）

本論文における地域づくりとは、以上3つの論点を踏まえ、地域住民の自覚と責任を培うことによる地域の自治能力の向上を見据えたものとしている。

外部人材の活用を通し、地域の自治能力の向上を図っていく為には、6-3-1～6-3-3で述べてきた取り組みの成果を踏まえ、地域内への地域づくりの認知（表6-1：5-①）、及び地域づくりのノウハウの蓄積・共有（同：5-②）を通し、住民の参画を促進していくことが求められる。

表6-1 4つの論点に基づく外部人材の活用における要点

	地域づくり活動の担い手としての外部人材の活用		5章 財源・意思決定機関の担い手としての 外部人材の活用
	3章 地域内組織による 外部人材の活用	4章 地域外コーディネート組織による 外部人材の活用	
想定する地域の状況	人的支援導入1年目の地域	人的支援導入1年目～複数年の地域	人的支援導入複数年の （転出した外部人材を一定数有する）地域
各章で明らかになった要点	【論点1】 一貫性ある地域づくり 活動プロセスの推進	[3-①] 外部人材との交流や提案に基づく地域づくり活動の方向性の集約 [3-③] 受入主体を中心とした地域内のネットワークの構築 [3-④] 拠点となる空間づくりへの展開 [3-⑤] 地域ビジネスへの展開	
	【論点2】 転出した外部人材を伴う 社会関係資本の広域化	[3-②] 転出した外部人材とのネットワークの維持を伴う地域づくり活動の推進	[4-⑥] コーディネート組織をハブとする地域と転出した外部人材とのネットワークの構築・維持 [4-⑦] コーディネート組織による地域づくりの情報の蓄積と共有
	【論点3】 コーディネート組織による 活用体制の成熟化		[4-①] マッチングによる外部人材の供給 [4-②] サポートによる活用体制の立ち上げ [4-③] 活用体制の見直し [4-④] 外部人材の自力登用の促進 [4-⑤] 非常時のフォロー
	【論点4】 地域の自治能力の 向上		[5-①] 地域内への地域づくりの認知を通した住民の参画の促進 [5-②] 地域づくりのノウハウの蓄積・共有を通した住民の参画の促進

以上の要点を、外部人材の活用の方向性を示した図1-5に重ねて整理したものが図6-1である。地域マネジメントのための外部人材の活用は、入れ替わりを伴う地域内の外部人材の活用（図6-1：a→d）、またそれと併行し、広域にわたるネットワークの構築・維持を通した地域外の外部人材の活用（同：a→c、c→d）に大別することができる。

地域マネジメントとは、政策的な誘導ではなく、地域社会に根差した姿勢・方法によって地域を少しずつ動かしていく概念であると同時に、地域づくりの成果を物理空間のみで解釈するのではなく、

地域内外にわたる社会空間の拡充に求め、その適切な活用の筋道を立てるものである。本論文で要点を示した地域マネジメントのための外部人材の活用は、地域づくり活動の成果として立ち現れる外部人材との関係構築によって国土スケール・地域スケールの人的資源の減少に対応する為の方法論であり、中山間地域のみならず縮減社会を迎えるあらゆる地域の持続を下支えしていくことが期待される。

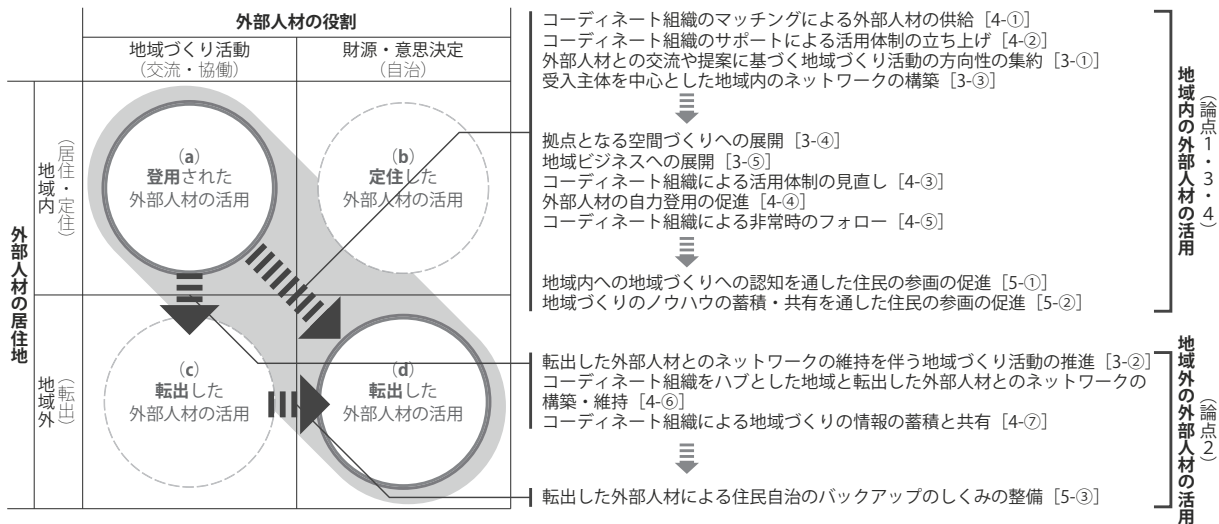


図 6-1 地域マネジメントのための外部人材の活用

6-4 外部人材の活用の円滑化に向けた提言

最後に、こうした外部人材の活用を円滑に進めていく為の提言を行う。

6-4-1 人的支援の制度設計

現在のわが国では複数の人的支援制度が存在しており、それぞれ給与や活動期間等の条件が異なっているものの、受け入れは概ね行政である為、とりわけ地域づくりの初動の段階では行政担当者による活用方針に基づき、地域づくりが進められていくと考えられる。また4章でも述べたように、人的支援を継続的に導入していくにあたって、行政担当者が入れ替わっていくことは避けられない状況にあり、住民による活用体制や地域づくりの方向性が定まらない段階においては、円滑な継続を妨げてしまう恐れがある。

4章では、人的支援「緑のふるさと協力隊」及びそのコーディネート組織を務める緑化センターを分析対象としたが、こうしたコーディネート組織を伴う人的支援は現在殆どみられない。現行制度においても、こうした第3の主体の重要性を認識し、その担保に向けた検討が必要であると考えられる。本章で対象とした緑化センターは、国内全域の自治体、及び外部人材志望者を一手に引き受け、マッチングとサポートを行うかたちをとっているが、よりきめ細やかな体制とするには、例えば都道府県や地方スケールといった一定の圏域単位でコーディネート機能を有する機関を整備し、圏域内の地域に対してマッチングとサポートを行うと共に、地域づくりの情報や手法を蓄積していくことが必要であると考えられる。

また、地域づくりを行う民間のセクターで直接的に外部人材を受け入れ、活用できるような制度設計も必要であると考えられる。その際、併せてコーディネート組織や、転出した外部人材の積極的な活用によるコーディネート機能を有する人的支援制度を拡充していくことで、より円滑に地域づくりを継続し、その時々々のニーズに合った外部人材を登用していくことが可能となると考えられる。

6-4-2 地域外の人間による寄付のしくみの整備と活用

3章で取り上げた高千穂町の地域づくりの事例において、とりわけ重要な役割を果たしたのが、外部人材としての活動を終えた後も地域との関係を保ち、継続的に地域づくりに参画してきた「交流維持層」「間接的貢献層」「直接的貢献層」の人間である。転出した外部人材の半数近くが、高千穂町外にいながらも地域との何らかの関わりを持ち、各々の実情に応じた役割を見出し、地域づくりへの貢献を果たしていた。このような、定住に至らなかった外部人材による当該地域への関与は、今後数的にも質的にも無視できないものであると考えられる。また5章では、ふるさと納税制度の活用により、転出した外部人材が財源・意思決定の担い手となり、住民主体の地域づくり体制の構築を後押しする役割を担っていた。こうした中山間地域に対する寄付の制度は今後、転出した外部人材の地域づくり

への参画の受け皿として少なからざる可能性を有していると考ええる。

5章で取り上げた福井県今立郡池田町では、ふるさと納税による寄付に対し、特産品の贈答に代表される直接的なリベートの類は行っていないものの、実際には多くの自治体が過剰なリベート競争に身を投じている状況であり、寄付金の使途に対する自治体の財政需要が不明瞭であることや、特産品の贈答をはじめとする寄付金の獲得手法が寄付の原則に反することに対する批判^{注6-1)}^{注6-2)}もなされてきた。創設から複数年が経過した現在、改めてふるさと納税の本質的意義に鑑みて、寄付金の「獲得」を第一義とした姿勢から脱却し、地域づくりを推進^{注6-3)}する為の、地域の実情に応じた「活用」を見据えた議論を進めていくべきであろう。特産品の贈答による地域PRやリピーターの確保といった点で、リベート競争を一定程度容認していくことは止むを得ないが、不特定多数を対象とした通信販売のようなかたちではなく、例えば外部人材の活用を通じて行われた地域づくり活動の発展に向けた財源として位置づける等、転出した外部人材の積極的な関与を促し、地域づくりの推進を図っていく為の、寄付金の具体的使途を明確に示していくことが重要であると考ええる。

またふるさと納税のみならず、まちづくり助成制度やクラウドファンディングといった既存のしくみを、地域づくり活動に対する財源を地域外の人間からの寄付によって確保していく手段として積極的に位置づけていくことも有用であると考えられる。今後ふるさと納税制度の拡充も含め、地域外の人間による寄付の仕組みの整備が望まれる。

6-4-3 地域づくりの知識・経験を共有する為の広域プラットフォームの創設

地域づくりの継続の段階においては、転出した外部人材による地域への関与を積極的に促進していくこと、またその際に、外部人材とのネットワークを構築していくことが必要であることは前節で既に述べた。こうしたネットワークを構築していくことは、外部人材の当該地域への関与を継続させることで、地域づくりを多様化、活発化させる役割のみならず、4章で扱ったコーディネート組織と同様に、地域づくりの知識や経験を外部人材間で共有・蓄積し、当該地域を含めた複数地域へと幅広く伝達していく役割をも担い得るものともなるだろう。

その為には、単一の地域に限定した関わりのみを促進していくのではなく、自治体領域を越えた広域プラットフォームを構築していくことが必要であると考ええる。現在、自治体領域を越えて外部人材が情報や経験を共有する試みがみられつつある^{注6-4)}が、6-4-1で触れたように、例えば都道府県スケールや地方スケール、或いは地理的・文化的圏域に基づいた範囲スケールによるプラットフォームの多層化を図っていくことや、そうした動きを政策的に支えていく仕組みづくりが重要であると考ええる。その上で、外部人材の地域への再訪の有無を問わず、より円滑に地域づくりへと参画する為の受け皿や選択肢を整備すること、併せて、残る「消極的層」「卒業層」に対しても、地域との関係を絶やさないようフォローすることを支援していく必要がある。

注釈

- 注 6-1) 例えば、参考文献 6-1 において片山は『ふるさと納税による寄付金を募る各自治体は、その寄付金を充てるべき歳出項目を決めていることが多い。…（中略）…しかし、それらの仕事は自治体が住民のために必ず取り組まなければならないものばかりだろうか。…（中略）…推測できることは、仮に寄付金が集まらなければやらない仕事だろうから、住民にとっては必ずしも不可欠ではないということである。実は、自治体が現在行っている事業の一つ一つが本当に住民にとってどうしても必要なものかどうかは、これまで必ずしも検証されていないのである。』（pp.20-21）と述べており、ふるさと納税の浸透に伴う自治体の財政需要の真質について否定的な見解を示している。
- 注 6-2) 例えば、参考文献 6-2 において加藤が『たとえば、制度の主旨からくる制約としては、寄付金獲得のために寄付者に返礼を贈る場合、あまりに高価な品物だと「もので釣る」ようにもとられかねず、そこには自ずと枠がはめられることになろう。』（pp.128）と述べている他、参考文献 6-3 において永橋は『既にいくつかの地方団体は、インターネットや大都市圏での出張機関を使って、積極的な寄付金獲得活動を展開しているところもあり、中には本制度の趣旨を逸脱していると思われるようなものも散見される。』（pp.108-109）としている。また参考文献 6-1 において片山は『例えば、一定金額以上の寄付してくれた人には、地元特産の高級和牛をプレゼントすることを表明している自治体もすでに表れている。…（中略）…そのこと自体は自治体にとって実に合理的である。』（pp.22）としつつも、『今後ふるさと納税の認知度が高まるに従って、自治体間の「リベート競争」や「キックバック作戦」はますますエスカレートするに違いない。以上のような現状において、ふるさとを地元を持つ大都市の住民の多くが、リベートや手厚いキックバックなどを提供する余裕を持たないふるさとの自治体に、何はさておいても優先的に寄付することになるだろうか。』（同）と述べており、寄付金獲得の為の手法について懐疑的な指摘がなされている。こうした問題は、参考文献 6-4 において佐藤が『このような動きは、研究会を通して警戒されていたものであり、…（中略）…「各地方団体の良識ある行動」への強い期待（報告書 23 頁）の意味は、再三再四、確認すべきだと思われる。』（pp.161）と述べているように、ふるさと納税の推進当時においても危惧されていたようであるが、贈呈品の獲得を前提としたマニュアル本やランキングの存在（参考文献 6-5、6-6）等、創設時の意図（参考文献 6-7、6-8 参照）が必ずしも成し遂げられているとはいえない状況にある。
- 注 6-3) 参考文献 6-7（pp.53）、6-8（pp.73）参照。
- 注 6-4) 例えば参考文献 6-9 の事例等。

参考文献

- 文 6-1) 片山善博：「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える、税経通信 63（7）、pp.17-24、2008.07
- 文 6-2) 加藤慶一：ふるさと納税の現状と課題 - 九州における現地調査を踏まえて -、レファレンス 60（2）、pp.119-130、2010.02
- 文 6-3) 永橋利志：地方税課税を検討する - ふるさと納税を中心として -、税研（141）、pp.105-110、2008.09
- 文 6-4) 佐藤英明：「ふるさと納税研究会報告書」とふるさと納税制度、ジュリスト（1366）、pp.157-161、有斐閣、2008.11
- 文 6-5) 金森重樹：完全ガイド 100%得をする「ふるさと納税」生活、扶桑社、2014
- 文 6-6) ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp>（2014.03.01 参照）
- 文 6-7) 特集 動き出した「ふるさと納税」～その手続きからメニューまで、税 63（9）、pp.33-160、ぎょうせい、2008.09
- 文 6-8) ふるさと納税研究会：ふるさと納税研究会報告書、自治総研 33（11）、pp.70-110、地方自治総合研究所、2007.11
- 文 6-9) 野田満、後藤春彦：人的支援における外部人材のための広域プラットフォームの役割に関する考察 - 「村楽 LLP」の取り組みを通して -、日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）、pp.111-112、2014.09

7章 研究の総括

7章 研究の総括

7-1 各章の要約

バブル経済崩壊を経て、現代社会への問題意識の高まりから、とりわけ若年層を中心に、自己実現の舞台を農山村に求める動きが芽生え、今日では「田園回帰」や「向村離都」等と呼ばれて、社会的関心を集めている。他方で中山間地域における地域づくりは転換期を迎えつつあり、国の支援もハードからソフトへ、財政的支援から人的支援へと舵が切られつつある。こうした今日の状況にあって、地域外の人間を「外部人材」として登用し、当該地域で活用していく取り組みが、人的資源の不足する中山間地域の地域づくりの一手法として着目されつつある。しかしながら、元来は「地域外の人間」であり「一定の任期を有する」という特徴を持つ外部人材を、地域の裁量で効果的に活用していくことは容易ではなく、多くの地域で試行錯誤している状況にある。

他方で、1970年代以降長きにわたり地域づくりの旗幟として存在してきた「内発的発展」の限界が近年議論され始めている。内発・外発の相互作用によって地域の自律を図る「共発的発展」や、外発力の的確な認識・活用と併せ、地域の自治能力の向上を図る「ネオ内発的発展」の下、地域の経験蓄積を図りながら自治能力を高めていくことが求められている。

また2000年代中葉に始まった人口減少を契機に、わが国は縮減社会に差し掛かったといわれている。これに伴い、成熟した社会を形成していく為のソフトランディングが求められるようになり、そのひとつとして、広域的な社会関係資本の構築による、国土レベルにおけるリダンダンシーの確保が課題として浮かび上がっている。一方で、縮減社会における課題の根底にあるのは人的資源の減少であり、今後「より少数の人的資源によって」「より多くの地域を」持続させていく為の方法論を地域が備えていくことが重要となる。

以上の現状認識を踏まえ、本論文は地域づくり活動及びそれに係る財源、意思決定機関を併せた地域づくり体制を一定の方向性に導く行為を「地域マネジメント」として定義付け、中山間地域の課題解決ならびに縮減社会における国土保全を図っていく為の、外部人材の活用における要点を導くことを目的としている。その上で、前述の社会状況に鑑み、1) 地域づくりの継続に伴い、外部人材を「交流・協働」の担い手としてのみならず、「自治」の一翼を担い、地域づくりにおける意思決定を行う存在としても位置づけていくために、外部人材の地域への関与を促進させていくこと、2) 任期を終えた外部人材の定住を必ずしも第一義とせず、当該地域及び転出先となる複数地域間の人的資源のシェアを見据え、任期を終えた外部人材の転出を許容することの2点を、地域マネジメントの前提として設定している。

本論文は7章で構成される。

1章「研究の視座」では、研究の背景と目的、用語の定義、研究の視座と枠組み等、研究の前提の整理を行い、「地域マネジメントのための外部人材の活用」の仮説的枠組みを示すと共に、外部人材

の活用にあたっての要点を明確にする為の論点として、人的支援を導入する地域における「一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進」「転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化」「コーディネート組織による活用体制の成熟化」「地域の自治能力の向上」の4点を提示した。

2章「議論の系譜と研究の意義」では、わが国の国土利用計画における中山間地域の位置づけ、及び中山間地域を対象とした政策、中山間地域における地域外の人間による地域への関与の系譜を整理した上で、関連研究の潮流における本論文の位置づけを示した。具体的には、これまで論じられてきた都市農村交流や移住促進の取り組みの延長上にありながらも、広域ネットワークの議論を再度結びつけ、定住人口の獲得のみを第一義とした従前の地域振興の姿勢から脱却し、中山間地域の課題解決のみに留まらない縮減社会への先駆的対応に向けた方法論としての本研究の意義を示した。

3章では、人的支援を初めて導入する地域を想定した「地域内組織による外部人材の活用」として、宮崎県西臼杵郡高千穂町における「地域づくりインターン」を中心とした人的支援の導入を通じた地域づくりを対象として取り上げた。その上で、一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進（論点1）、及び転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）に着目し、事例分析を行った。

その結果、1) 地域づくりに向けた足掛かりを模索しながら、その継続によって転出した外部人材とのネットワークを構築していく段階、2) また地域づくりに向けた一定の方向性を見出し、転出した外部人材の支援を受けながら実践を図っていく段階、3) 更に地域づくりの一定の成果が生まれると共に、地域内の連携が生まれ、転出した外部人材のネットワークを戦略的に活用していく段階の3段階にわたる地域づくりのプロセスが確認された。また、転出した外部人材の地域に対する潜在的意向を分析した結果、「交流維持層」「間接的貢献層」「直接的貢献層」「消極的層」「卒業層」に分類された。うち「間接的貢献層」「直接的貢献層」は地域づくり活動への協力を積極的に行っている層であるが、地域との関わりが途切れている外部人材であっても、地域貢献への意欲を持つ潜在層が存在していることが分かった。

以上を踏まえ、人的支援を初めて導入する地域において、外部人材の活用による地域づくりを進めていく為には、まず地域づくりの初動の段階で外部人材との交流や提案に基づきながらも、一定の取捨選択を重ねながら地域づくり活動の方向性を集約化していくこと、更に地域づくりを継続していく段階で、徐々に受入主体を中心とした地域内のネットワークの構築を図りながら、拠点となる空間づくりへの展開および地域ビジネスの創出といった長期的な目標設定の下、具体的な地域づくり活動を進めていくことが重要であること（論点1）が明らかになった。また、転出した外部人材のうち、自発的に地域との関わりを継続している層のみならず、地域との関わりが途絶えている層についても、地域への関与を積極的に働きかけ、地域づくりの担い手として位置づけていくことの可能性（論点2）を見出した。

4章では、人的支援を初めて導入する地域、及び人的支援を導入して複数年を経過した地域の両方を想定した「地域外コーディネート組織による外部人材の活用」として、人的支援「緑のふるさと協力隊」及びそのコーディネート組織である特定非営利活動法人地球緑化センターのマッチング及びサ

ポートを介した地域づくりを対象として取り上げた。その上で、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）、及びコーディネート組織による活用体制の成熟化（論点3）に着目し、事例分析を行った。

その結果、活用体制が未成熟であり、外部人材の使途も不明瞭な段階、また活用体制が概ね確立し、それに応じた外部人材を求める段階、更に自立した活用体制を擁し、外部人材を選ばない段階の3段階にわたる地域づくりのプロセスが確認された。またそうした段階によって、コーディネート組織によるマッチングへの意向やサポートの必要性が異なること、また地域と恒常的に関わるコーディネート組織の潜在的な有用性と課題が明らかになった。

以上を踏まえ、外部人材の活用による地域づくりを進めていく上で、まず初動の段階で、コーディネート組織のマッチングによる一定水準に基づく外部人材の供給や、活用体制の立ち上げのサポートを受け、地域の負担を軽減することが有用であること、また継続の段階においては、コーディネート組織が地域振興の方向性や現行制度に適合するよう地域の活用体制を見直し続けることや、外部人材の自力登用に向けた自立の促進が求められること（論点3）が明らかになった。

また非常時に対するフォローや、情報を幅広く蓄積し、その共有にあたること、また地域と転出した外部人材とのネットワークの紐帯となり、その維持に努めることが、コーディネート組織の役割として位置づけられること（論点2）を示した。

5章では、人的支援の導入複数年を経て転出した外部人材が一定数存在している地域を想定した「財源・意思決定機関の担い手としての外部人材の活用」として、任意の自治体に寄付を行うことで、寄付額に相当する税額控除が受けられるふるさと納税制度、及び当制度による寄付金を財源とした、寄付者と住民からなる意思決定機関「池田町まちづくり自治委員会」を対象として取り上げた。その上で、転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化（論点2）、及び地域の自治能力の向上（論点4）に着目し、事例分析を行った。

その結果、財源・意思決定ともに地域外の担い手による地域づくり体制の下で地域づくりが進められる段階、また地域外からの寄付金を財源としながらも、住民が主体的に意思決定を担う地域づくり体制が構築されている段階の2段階にわたる地域づくりのプロセスが確認された。また地域づくり体制の内発化の背景として、任期を終えた外部人材を含めた町外委員を中心とした意思決定機関が、地域づくり活動の創出を重視した姿勢を維持していたこと、またそうした姿勢によって地域づくり活動の経験を得た地域住民が意思決定機関の担い手として育成されてきたことが明らかになった。

以上を踏まえ、人的支援の導入複数年を経て、転出した外部人材が一定数存在している地域において、任期を終えた外部人材の活用による地域づくりを進め、地域づくり体制の内発化を図るためには、彼らの協力による初動の下、地域内への事業の認知や、事業のノウハウの蓄積・共有といった、地域外の協力者を中心とした人員構成が抱える弱みを地域内で補いながら、住民を主体とした体制へと緩やかにシフトさせていくことが重要であること（論点4）、その継続段階にあっては地域づくり活動の成功体験を積み重ねながら、住民を主体とした体制構築を第一義としながらも地域外の担い手によってバックアップしていく仕組みを整えていくこと（論点3）が重要であることが明らかになった。

6章では「地域マネジメントのための外部人材の活用」として、これまでに得られた知見の統合を踏まえ、4つの論点「一貫性ある地域づくり活動プロセスの推進」「転出した外部人材を伴う社会関係資本の広域化」「コーディネート組織による活用体制の成熟化」「地域の自治能力の向上」に沿って、地域マネジメントのための外部人材の活用における要点を提示した。

最後に7章「研究の総括」で、各章の要約及び今後の研究課題を示した。

7-2 今後の課題

本論文で得られた知見を踏まえ、今後の研究課題について整理する。

7-2-1 より長期的な視座に基づく事例分析の蓄積

本論文で取り上げた地域づくりの事例は、1章で定義した「地域マネジメント」の含意に鑑み、いずれも中長期の取り組みを想定したものである。しかしながら、それぞれの取り組みにおける外部人材の関与・流動をより詳細に把握し、地域マネジメントに組み込んでいく為には、地域づくりの進捗は然ることながら、とりわけ外部人材の動向について、より長期間にわたって把握・分析していく必要があるだろう。

例えば3章では、2006～2011年の6年間にわたる地域づくりの取り組みの中で、転出した外部人材の継続的な関与の有無とその背景にある地域に対する潜在的意識を明らかにした。しかしながら、対象とした人的支援「地域づくりインターン」の性質上、彼らの殆どは20代の大学生及び卒業生といった限られた属性の人間であることに留意する必要がある。事実、近年の農山漁村への流動はその多くが若年層である為、同章の知見は一定の妥当性を有するものであるが、今後、多様な世代の外部人材のライフヒストリー等に迫り、地域づくりへの参画や地域外からの継続的な関与の程度、その限界について評価していくことが求められる。

7-2-2 マクロな視点での人間流動の動態把握との関連付け

本論文は、近年の「田園回帰」「向村離都」といった社会潮流、及び中山間地域における地域づくりの方向性の転換に伴う人的支援の台頭に、人間の流動の活発化への兆しを見出し、これからの地域づくりに組み込んでいくことを想定するものであった。その上で、国土スケール・地域スケールの両面に対応し得る地域マネジメントの枠組みを提示している。

今後、本論文の成果をより有用にしていく為には、前節で述べたようなミクロな視点による地域づくりの事例分析を積み重ねていくことが重要であるが、併せてそうした知見を、地方スケールや国土スケールといったマクロな視点に基づいた人間流動の動態把握と関連付け、地域マネジメントの方法論を補完していくことが必要であると考えられる。

7-3 おわりに

これまでの都市計画や農村計画、ひいては国土形成の視座は、都市ならびに中山間地域を含めた農山漁村を物理空間として捉え、その持続的な発展を図るものであった。しかしながら縮減社会を迎えた今日、物理空間としてのみならず社会空間として、都市・地域を見つめ直すことが不可欠となっている。

2章で言及した柳田の「漂泊者」の概念は、「山人考」（1910）、「山人外伝資料」（1913-1917）、「山の人生」（1902）の一連の著作に記された、山中を漂泊する「山人」にその原型を見出すことができる。彼らは自分たちより明らかに強力な権力に対する「非暴力抵抗」として、表向きは屈服しながらも自己同一性を堅持する為に、或いは屈服そのものを拒否する為に、結果として共同体を離れ漂泊者となったとされている。冒頭で触れた「田園回帰」「向村離都」による若年層を中心とした流動は、モビリティや情報インフラの発達が誘因となっていることは言うまでもないが、人間の流動は元来、各々の価値観に基づく幸福の追求の為の行動である^{注7-1)}ことから、その本質を社会変動に対する自己同一性の堅持として、柳田の説く「非暴力抵抗」に重ねてみることもできる。

こうした人間の流動の実態やその根底にある人間の認識・価値観を的確に捉えながら、成長を前提としたパラダイムから脱却し、動的に地域の有り様を見直していくことが、中山間地域をはじめとする、わが国の地域の健全な持続を実現させていく上での前提となることは自明の理である。他者に勝つという明確な目的を掲げた若年層のポストモラトリアムを「バック旅行」と揶揄し、失われたモラトリアムを求めて「酔いどれ舟の放浪」の時間を獲得しなければならないとする村澤（2012）の比喩表現^{注7-2)}は、縮減社会における地域づくりの方向性を「新幹線」のような従来のガバメント型から「七福神の宝舟」のようなガバナンス型へとシフトしていくべきとする後藤（2007）のそれにいみじくも一致する^{注7-3)}。

今後更に人間は活発に、また自由に流動していこう。本論文は中山間地域を対象に、人的資源の枯渇によって衰退する物理空間を、流動する外部人材の活用を通じた広大な社会空間の構築によって補う方法論の提示を試みるものであった。「地域マネジメントのための外部人材の活用」が、都市・地域の持続的運営と振興に寄与することを期待する。

注釈

- 注 7-1) 参考文献 7-1 において、黒川は「しかし少なくともオープンな社会生活の場において、人びとは、多様な価値の中から自分の好みにあった価値を選択することに生きがいを感じるというような行動のパターンを示すことが多くなっていることも事実なのだ。… (中略) …それは、人びとがある一つの地域に定着しにくくなったという事実とは別に、たとえその地域に当分のあいだは落ち着くとしても、日々の生活の場においてより広い範囲の選択を求めて、コミュニティの枠をこえて人びとが動き出したということなのである。」(pp.70) と述べている。また参考文献 7-2 において山崎は、「流動」を「人間(集団)が地域的空間の間を居住地の変更の有無にかかわらず移動すること」(pp.6) と定義した上で、「流動性が高く社会関係が一時的な生活様式の地域社会が増加し、全体として人間(集団)が地域的空間の間を移動することが広域的かつ頻繁に行われるような性質を持った現代社会」(同)を「高流動性社会」と定義している。
- 注 7-2) 参考文献 7-3 (pp.175-177、217-220) 参照。
- 注 7-3) 参考文献 7-4 (pp.104-105) 参照。

参考文献

- 文 7-1) 黒川紀章：ホモ・モーベンス 都市と人間の未来、中央公論社、1969.09
- 文 7-2) 山崎義人：高流動性社会を背景とした過疎地の集落環境の利用管理に関する研究、早稲田大学博士学位論文、2004.03
- 文 7-3) 村澤和多里、山尾貴則、村澤真保呂：ポストモラトリアム時代の若者たち - 社会的排除を超えて、世界思想社、2012.11
- 文 7-4) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10

参考文献リスト

参考文献リスト

1章

- 文 1-1) 伊藤元重・佐藤嘉子：流動化の時代 日本経済再生のシナリオ、東洋経済新報社、1999.06
- 文 1-2) 村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂：ポストモラトリアム時代の若者たち 社会的排除を超えて、世界思想社、2012.11
- 文 1-3) 古市憲寿：絶望の国の幸福な若者たち、講談社、2011.09
- 文 1-4) 結城登美雄：人は再び、農山村に生きる、現代農業 8 月増刊号（69 号）若者はなぜ農山村に向かうのか、pp.14-29、農山漁村文化協会、2005.08
- 文 1-5) 矢崎栄司：僕ら地域おこし協力隊 未来と社会に夢を持つ、学芸出版社、2012.12
- 文 1-6) 鈴木輝隆：ろーかるでざいんのおと 田舎意匠帳 あの人が面白い あのまちが面白い、全国林業改良普及協会、2005.12
- 文 1-7) 小田切徳美、石橋良治、土屋紀子、藤山浩：はじまった田園回帰 現場からの報告、農山漁村文化協会、2015.02
- 文 1-8) 藤山浩：シリーズ田園回帰① 田園回帰 1% 戦略 地元にと仕事をとり戻す、農山漁村文化協会、2015.06
- 文 1-9) 大森彌：人口減少時代に立ち向かう（大森彌、武藤博己、後藤春彦、大杉覚、沼尾波子、関司直也：人口減少時代の地域づくり読本：公職研、2015.05）所収、pp.1-46
- 文 1-10) 小田切徳美：農山村は消滅しない、岩波書店、2014.12
- 文 1-11) 井上健二：地域の力が日本を変える コミュニティ再生と地域内循環型経済へ、学芸出版社、2011.07
- 文 1-12) 宮口侗廸、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.08
- 文 1-13) 鶴見和子、川田侃：内発的発展論、東京大学出版会、1989.03
- 文 1-14) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10
- 文 1-15) 小田切徳美：イギリス農村研究のわが国農村への示唆（安藤光義、フィリップ・ロウ：英国農村における新たな知の地平 Centre for Rural Economy の軌跡、農林統計出版、2012.07）所収、pp.321-336
- 文 1-16) N. ウォード、J. アタートン、T. キム、P. ロウ、J. フィリップソン、N. トンプソン：大学・知識経済・「ネオ内発的農村発展」（安藤光義、フィリップ・ロウ：英国農村における新たな知の地平 Centre for Rural Economy の軌跡、農林統計出版、2012.07）所収、pp.189-205
- 文 1-17) 日本経済新聞社：人口減少 新しい日本をつくる、日本経済新聞社、2006.11
- 文 1-18) 広井良典：人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理：2013.04
- 文 1-19) 松谷明彦：2020 年の日本人 人口減少社会をどう生きる、日本経済新聞出版社、2007.06
- 文 1-20) 林直樹・齋藤晋：撤退の農村計画 過疎地域からはじまる戦略的再編、学芸出版社、2010.08

- 文 1-21) 大野晃：限界集落と地域再生、京都新聞企画事業、2008.11
- 文 1-22) 増田寛也：地方消滅 東京一極集中が招く人口急減、中央公論新社、2014.08
- 文 1-23) 進士五十八：「農」の時代 スローなまちづくり、学芸出版社、2003.02
- 文 1-24) 糸長浩司：不安定時代の脱功利・脱成長の農村計画、地域づくり、農村計画学会誌 Vol.30 (1)、pp.55-59、2011.06
- 文 1-25) 鳥取大学過疎プロジェクト：過疎地域の戦略 新たな地域社会づくりの仕組みと技術、学芸出版社、2012.11
- 文 1-26) 藤山浩：中山間地域における地域構造の転換と新たな地域マネジメントに関する研究、広島大学博士学位論文、2008.03
- 文 1-27) 鈴木浩：地域計画の射程、八朔社、2010.03
- 文 1-28) 新村出：広辞苑 第六版、岩波書店、2008.01
- 文 1-29) 宮口侗廸：新・地域を活かす 一地理学者の地域づくり論、原書房、2007.03
- 文 1-30) 渡辺俊一、杉崎和久、伊藤若菜、小泉秀樹：用語「まちづくり」に関する文献研究（1945～1959）、日本都市計画学会都市計画論文集 No.32、pp.43-48、1997.10
- 文 1-31) 宮林茂幸：山村振興に関する一試論 -“むらおこし運動”を中心に-、林業経済研究（111）、pp.36-42、1987.03
- 文 1-32) 沢畑亨：八十年代後半のむらおこし運動、林業経済 41（7）、pp.25-32、1988.07
- 文 1-33) 広原盛明、西村幸夫：計画からマネジメントへ（八甫谷邦明：季刊まちづくり 29号、学芸出版社、2010.12）所収、pp.4-12
- 文 1-34) 佐藤滋：まちづくりが問い直す地域マネジメント（八甫谷邦明：季刊まちづくり 29号、学芸出版社、2010.12）所収、pp.16-24
- 文 1-35) P.F. ドラッカー（上田惇生訳）：マネジメント 基本と原則、ダイヤモンド社、2001.12
- 文 1-36) 真野洋介：多主体協働まちづくりのプロセスデザイン（佐藤滋、早田宰：地域協働の科学 まちの連携をマネジメントする、成文堂、2005.11）所収、pp.160-175
- 文 1-37) 戸沼幸市：人間尺度論、彰国社、1978.06
- 文 1-38) 田代洋一：中山間地域政策の検証と課題（田畑保：中山間の定住条件と地域政策、日本経済評論社、1999.04）所収、pp.175-221
- 文 1-39) 牧山正男、平林藍、細谷典史：東日本における市町村主体の移住促進を目指した取組 - 悉皆的なホームページ検索を通じた現状把握と傾向分析 -、農村計画学会誌、第 33 巻（論文特集号）、pp.227-232、2014.11
- 文 1-40) 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp>（2015.07.01 参照）
- 文 1-41) 野田満：人的支援の多面的意義と、共同の本質的意義、タマリスク Vol.123、pp.4-5、2015.03
- 文 1-42) 日本都市計画学会：東日本大震災合同調査報告 都市計画編、丸善出版、2015.01
- 文 1-43) 世古一穂：参加と協働のデザイン NPO・行政・起業の役割を再考する、学芸出版社、2009.10
- 文 1-44) 佐藤宏亮、後藤春彦：戦後日本の地区まちづくりにおけるマネジメントシステムの再評価 -

地方行財政における寄付の仕組みが有していた機能と課題に着目して -、日本建築学会計画系論文集、620、pp.127-134、2007.10

- 文 1-45) 小田切徳美：地域づくりの論理と新たな展開（小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11）所収、pp.165-207
- 文 1-46) 佐久間康富、青山幸一、筒井一伸：「協働の段階」の都市農村交流と「うごめく人々」によるコミュニティモデル、都市計画 62（2）、PP.38-41、2013.04

2 章

- 文 2-1) 経済企画庁：全国総合開発計画、1962.10
- 文 2-2) 経済企画庁：新全国総合開発計画、1969.05
- 文 2-3) 国土庁：第三次全国総合開発計画、1977.11
- 文 2-4) 国土庁：第四次全国総合開発計画、1987.06
- 文 2-5) 国土庁：21 世紀の国土のランドデザイン、1998.03
- 文 2-6) 田代洋一：中山間地域政策の検証と課題（田畑保：中山間の定住条件と地域政策、日本経済評論社、1999.04）所収、pp.175-221
- 文 2-7) 後藤春彦：まちづくり批評、ビオシティ、2000.07
- 文 2-8) 鈴木浩：地域計画の射程、八朔社、2010.03
- 文 2-9) 藤田佳久：山村政策の展開と山村の変容、原書房、2011.03
- 文 2-10) 大野晃：現代山村の諸相と再生への展望（日本村落研究学会：年報村落社会研究第 34 集 山村再生 21 世紀への課題と展望、農山漁村文化協会、1998.10）所収、pp.9-35
- 文 2-11) 総務省自治行政局過疎対策室：平成 25 年度版「過疎対策の現況」について（概要版）、2015.02
- 文 2-12) 小田切徳美：中山間地域の実態と政策の展開（小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11）所収、pp.1-15
- 文 2-13) 鶴見和子：漂泊と定住と 柳田国男の社会変動論：筑摩書房、1977.06
- 文 2-14) 三浦典子：流動型社会の研究、恒星社厚生閣、1991.07
- 文 2-15) 渡辺一弘：戦後日本の農村における生活改良普及員の活動 - 鹿児島県を事例にして -、中国四国教育学会編教育学研究紀要、第 49 巻、pp.661-666、2003
- 文 2-16) 大槻優子：生活改善普及事業における普及活動と農家女性 - 生活改善普及員からみた農家女性の変化 -、医療保健学研究、第 5 号、pp.71-88、2014
- 文 2-17) 仲間由希子、内田和義、伊藤康宏：生活改善実行グループと婦人会 - 鳥取県を事例に -、農村生活研究、第 136 号、pp.12-21、2008.12
- 文 2-18) 今和次郎：今和次郎集 第 6 巻、ドメス出版、1971.11
- 文 2-19) 市田知子：生活改善普及事業の理念と展開、農業総合研究、第 49 巻（第 2 号）、pp.1-63、1995.04

- 文 2-20) 岩島史：1950-60年代における農村女性政策の展開 - 生活改良普及員のジェンダー規範に着目して -、ジェンダー史学、第 8 号、pp.37-53、2012
- 文 2-21) 渡辺一弘：戦後日本の農村における生活改良普及員の活動 - 鹿児島県を事例にして - (Ⅱ)、中国四国教育学会編教育学研究紀要、第 50 巻、pp.506-511、2004
- 文 2-22) 玉真之介：「戦後農政」の転換と農村活性化政策 (日本村落研究学会：年報村落社会研究 第 38 集 日本農村の構造転換を問う 1980 年代以降を中心として、農山漁村文化協会、2002.10) 所収、pp.137-165
- 文 2-23) 内山正照：農業改良普及員の普及活動、農業総合研究、第 7 巻 (第 1 号)、pp.217-238、1953.01
- 文 2-24) 菊池義輝：1950-60 年代における農業改良普及事業と農家家族 - 埼玉県を事例に -、横浜国際社会学研究、第 15 巻 (第 1・2 号)、pp.47-64、2010.08
- 文 2-25) 曾雅：日本との制度比較による中国における農業普及事業の展開方向、鹿児島大学博士学位論文、2008.0
- 文 2-26) 内田多喜生：農業改良普及事業の最近の動向、農中総研 調査と情報、第 6 号、pp.4-5、2008.05
- 文 2-27) 福田浩一：農業普及の機能についての一考察 - 海外および日本の最近の諸説をふまえて -、農村研究、第 97 号、pp.82-89、2003.09
- 文 2-28) 農林水産省：普及事業の在り方に関する検討会報告書「農業改良普及事業の基本方向について」、2003.03
- 文 2-29) 荒樋豊：グリーンツーリズムという農村地域づくり (長谷川昭彦、重岡徹、荒樋豊：農村ふるさとの再生、日本経済評論社、2004.12) 所収、pp.211-320
- 文 2-30) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10
- 文 2-31) 小山陽一郎：全国総合開発計画とは何だったのか。【前編】、土地総合研究、第 19 巻 (第 2 号)、pp.18-33、2011.03
- 文 2-32) 小山陽一郎：全国総合開発計画とは何だったのか。【後編】、土地総合研究、第 19 巻 (第 3 号)、pp.36-45、2011.06
- 文 2-33) 小田切徳美：農山村再生 「限界集落」問題を越えて、岩波書店、2009.10
- 文 2-34) 下條龍二：農村の教育力を生かした次世代の人材育成 (『農山村再生・若者白書 2010』編集委員会：どこにもない学校 緑のふるさと協力隊 農山村再生・若者白書 2010、農文協、2010.3) 所収、pp.173
- 文 2-35) 小田切徳美：地域づくりの論理と新たな展開 (小田切徳美、安藤光義、橋口卓也：共生農業システム叢書第 3 巻 中山間地域の共生農業システム 崩壊と再生のフロンティア、農林統計協会、2006.11) 所収、pp.165-207
- 文 2-36) 徳野貞雄：少子化時代の農山村社会 (山本努、徳野貞雄、加来和典、高野和良：現代農山村の社会分析、学文社、1998) 所収、pp.138-170

3章

- 文 3-1) 宮口侗廸、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.8
- 文 3-2) 矢崎栄司：僕ら地域おこし協力隊 未来と社会に夢をもつ、学芸出版社、2012.12
- 文 3-3) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 20 年度田舎で働き隊！事業実績概要、農林水産省、2009.6
- 文 3-4) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 21 年度田舎で働き隊！事業実績概要、農林水産省、2010.11
- 文 3-5) 農林水産省農村振興局都市農村交流課：平成 22 年度田舎で働き隊！事業実績概要、農林水産省、2011.8
- 文 3-6) 農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp> (2013.09.01 参照)
- 文 3-7) ふるさと起業塾 HP <http://www.furusatokigyo.net> (2015.07.01 参照)
- 文 3-8) 金子奈津：地域ビジネスの創出に向けた地域と外部人材の協働に関する研究 - 宮崎県高千穂町における成長構造をケーススタディとして -、早稲田大学修士学位論文、2012.02

4章

- 文 4-1) 宮口侗廸、木下勇、佐久間康富、筒井一伸：若者と地域をつくる 地域づくりインターンに学ぶ学生と農山村の協働、原書房、2010.8
- 文 4-2) 『農山村再生・若者白書 2010』編集委員会：どこにもない学校 緑のふるさと協力隊 農山村再生・若者白書 2010、農文協、2010.3
- 文 4-3) 佐久間康富、青山幸一、筒井一伸：「協働の段階」の都市農村交流と「うごめく人々」によるコミュニティモデル、都市計画 (302)、pp.38-41、2013.4
- 文 4-4) 野田満、後藤春彦、山崎義人：人的支援の効果的活用に向けたコーディネート組織の役割 - 「緑のふるさと協力隊」における地球緑化センターの実態と課題に着目して -、日本建築学会計画系論文集、第 705 号、pp.2423-2432、2014.11

5章

- 文 5-1) 野田満、後藤春彦、山崎義人：住民自治の推進に向けたふるさと納税の活用に関する研究 - 福井県今立郡池田町「池田町まちづくり自治制度」におけるまちづくり体制の変遷に着目して -、日本建築学会計画系論文集、第 717 号、pp.2533-2543、2015.11

6章

- 文 6-1) 片山善博：「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える、税経通信 63 (7)、pp.17-24、2008.07
- 文 6-2) 加藤慶一：ふるさと納税の現状と課題 - 九州における現地調査を踏まえて -、レファレンス 60 (2)、pp.119-130、2010.02
- 文 6-3) 永橋利志：地方税課税を検討する - ふるさと納税を中心として -、税研 (141)、pp.105-

110、2008.09

- 文 6-4) 佐藤英明：「ふるさと納税研究会報告書」とふるさと納税制度、ジュリスト (1366)、pp.157-161、有斐閣、2008.11
- 文 6-5) 金森重樹：完全ガイド 100%得をする「ふるさと納税」生活、扶桑社、2014
- 文 6-6) ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp> (2014.03.01 参照)
- 文 6-7) 特集 動き出した「ふるさと納税」～その手続きからメニューまで、税 63 (9)、pp.33-160、ぎょうせい、2008.09
- 文 6-8) ふるさと納税研究会：ふるさと納税研究会報告書、自治総研 33 (11)、pp.70-110、地方自治総合研究所、2007.11
- 文 6-9) 野田満、後藤春彦：人的支援における外部人材のための広域プラットフォームの役割に関する考察 - 「村楽 LLP」の取り組みを通して -、日本建築学会大会学術講演梗概集 (近畿)、pp.111-112、2014.09

7章

- 文 7-1) 黒川紀章：ホモ・モーベンス 都市と人間の未来、中央公論社、1969.09
- 文 7-2) 山崎義人：高流動性社会を背景とした過疎地の集落環境の利用管理に関する研究、早稲田大学博士学位論文、2004.03
- 文 7-3) 村澤和多里、山尾貴則、村澤真保呂：ポストモラトリアム時代の若者たち - 社会的排除を超えて、世界思想社、2012.11
- 文 7-4) 後藤春彦：景観まちづくり論、学芸出版社、2007.10

図表リスト

図表リスト

1章

- 図 1-1 地域づくり活動と地域づくり体制
- 図 1-2 外部人材
- 図 1-3 「参加の梯子」に基づく地域外の人間による地域への関与の度合いの整理
- 図 1-4 時間的密度のコントロールによる空間的密度への対応
- 図 1-5 2つの前提に基づく外部人材の活用の方向性
- 表 1-1 各章の事例の位置づけと枠組み
- 図 1-6 研究のフロー

2章

- 表 2-1 全国総合開発計画の沿革と中山間地域の位置づけの変遷
- 表 2-2 過疎法の沿革
- 表 2-3 外部人材の人数の推移
- 図 2-1 関連研究の一覧
- 図 2-2 既往研究の系譜と本論文の位置づけ
- 付表 2-1 全国総合開発計画の構成

3章

- 図 3-1 研究のフロー（3章）
- 表 3-1 調査概要（3章）
- 図 3-2 宮崎県西臼杵郡高千穂町
- 表 3-2 高千穂町における外部人材の活用による地域づくり活動
- 表 3-3 転出した外部人材の高千穂町との関わり
- 表 3-4 高千穂町との関わりの有無による転出した外部人材の分類
- 図 3-3 高千穂町における転出した外部人材のスタンスによる分類
- 表 3-5 高千穂町における転出した外部人材のスタンスを決定付けた契機
- 表 3-6 高千穂町における転出した外部人材のスタンスの推移
- 図 3-4 高千穂町における各年末時点の転出した外部人材のスタンスの分布
- 表 3-7 高千穂町における外部人材の活用方針の変化とネットワークの拡大
- 図 3-5 本章のまとめ

4章

- 図 4-1 研究のフロー（4章）
- 表 4-1 調査概要（4章）
- 図 4-2 「協力隊」受入自治体数の変遷

- 図 4-3 「協力隊」の流れと緑化センターの業務
- 図 4-4 「協力隊」における隊員の活動内容と自治体の担い手状況、及び実施理由
- 図 4-5 「協力隊」の受入年数分類別にみる担当者の意向
- 図 4-6 ケーススタディ対象の選定及び隊員のプロフィール
- 表 4-2 4 節分析の枠組み
- 図 4-6 緑化センターによるマッチングの方針と実態
- 表 4-3 緑化センターのマッチングに対する担当者の意向
- 図 4-7 「協力隊」における隊員の自治体選別及び配属結果に対する意向
- 表 4-4 「協力隊」における自治体の活用体制及びサポートの実態
- 図 4-8 緑化センターの潜在的な有用性と課題
- 図 4-9 本章のまとめ

5 章

- 図 5-1 研究のフロー（5 章）
- 表 5-1 調査概要（5 章）
- 図 5-2 福井県今立郡池田町
- 図 5-3 ふるさと納税の活用の流れと自治制度の概要
- 表 5-2 「実現事業」の概要
- 表 5-3 「実現事業」採択地域づくり活動の一覧
- 表 5-4 採択地域づくり活動の実施状況
- 図 5-4 採択地域づくり活動の継続パターン
- 図 5-5 自治委員会歴代委員の分類
- 表 5-5 自治委員会歴代委員の略歴
- 図 5-6 自治委員会の人員構成
- 表 5-6 歴代委員の発言にみる自治委員会の方針の変化
- 表 5-7 自治基金金額の推移
- 図 5-7 本章のまとめ

6 章

- 表 6-1 4 つの論点に基づく外部人材の活用における要点
- 図 6-1 地域マネジメントのための外部人材の活用

研究業績

研究業績

○ 論文	住民自治の推進に向けたふるさと納税の活用に関する研究 - 福井県今立郡池田町「池田町まちづくり自治制度」におけるまちづくり体制の変遷に着目して -	日本建築学会計画系論文集 第 80 号 (第 717 巻) pp.2533-2543	2015.11	野田満、後藤春彦、 山崎義人
論文	中山間地域における酪農業の保全に向けた猟区制度の活用の今日的課題 - 西興部村における鳥獣害と猟区制度の共生について -	都市計画論文集 第 50 号 (3) pp.1310-1315	2015.11	小林大祐、後藤春彦、 山崎義人、野田満
○ 論文	人的支援の効果的活用に向けたコーディネート組織の役割 - 「緑のふるさと協力隊」における地球緑化センターの実態と課題に着目して -	日本建築学会計画系論文集 第 80 号 (第 705 巻) pp.2423-2432	2014.11	野田満、後藤春彦、 山崎義人
論文	再祀後の神社の運営に関する基礎的研究 - 明治末期の神社整理の対象となった和歌山市の神社の変遷 -	都市計画論文集 第 49 号 (3) pp.1059-1064	2014.10	森田椋也、後藤春彦、 山崎義人、野田満
論文	「長期未整備都市計画道路」の現状と見直しの方向性に関する基礎的研究 - 越前市都市計画道路「大正線」を対象に -	土木計画学研究・論文集 第 27 号 (2) pp.391-398	2010.09	高倉淳美、野田満、 加藤式男、川上洋司
講演	地域外協力者の関与・支援による地域組織の立ち上げと住民自治の萌芽 - 中山間地域におけるふるさと納税の活用を通じたまちづくりの取り組み -	日本建築学会大会 (関東) 農村計画部門研究協議会 PD 資料集 pp.51-54	2015.09	野田満
講演	中山間地域におけるふるさと納税の活用を契機としたまちづくり体制の構築 - 福井県今立郡池田町「池田町まちづくり自治委員会」を事例に -	日本建築学会関東支部研究 報告集 pp.369-372	2015.03	野田満、後藤春彦、 山崎義人
講演	人的支援における外部人材のための広域プラットフォームの役割に関する考察 - 「村楽 LLP」の取り組みを通して -	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (近畿) pp.111-112	2014.09	野田満、後藤春彦
講演	未利用地の非地権者による継続的利用に向けた支援体制に関する研究 - 千葉県柏市カシニワ制度における地権者と利用者の意向に着目して -	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (近畿) pp.161-162	2014.09	内田将大、後藤春彦、 野田満
講演	地方都市における神社の再祀とその後の運営に関する研究 - 和歌山県内の合祀元神社を対象に -	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (近畿) pp.195-196	2014.09	森田椋也、後藤春彦、 山崎義人、野田満
講演	水辺空間における地域文脈に根ざした利用行為の変容に関する研究 - 中央区佃一丁目における物的環境変化に着目して -	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (近畿) pp.269-270	2014.09	青山春菜、後藤春彦、 野田満
講演	農山漁村地域における外部人材の活用実態と意向に関する基礎的研究 - 「緑のふるさと協力隊」事業受入自治体を対象に -	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (北海道) pp.117-118	2013.08	野田満、後藤春彦
講演	生活者の視座からの復興まちづくりのプロセス：岩手県下閉伊郡山田町での取り組み	日本建築学会大会学術講演 梗概集 (東海) pp.655-656	2012.09	石黒雅之、後藤春彦、 佐藤宏亮、野田満、 ほか多数
講演	生活者の暮らしの記憶から描かれる復興まちづくり - 岩手県山田町の漁村集落における取り組み -	都市計画ポスターセッション	2012.05	谷口綾子、佐藤宏亮、 野田満、ほか多数
その他 (寄稿)	連続講座 -WORK SHOP- 総括シンポジウム 2014 年度企画のまとめと報告	建築雑誌 (1672) pp.71-72	2015.06	野田満

その他 (寄稿)	地域の多様性を生かすための「地域資源の活用」とは何か	月刊コロンプス (631) pp.30-31	2015.05	野田満
その他 (寄稿)	人的支援の多面的意義と、協働の本質的意義	タマリスク (123) pp.4-5	2015.03	野田満
その他 (寄稿)	活動レポート：WORK SHOP- さまざまな分野のワークショップ-	建築雑誌 (1664) pp.76	2014.11	野田満
受賞	日本建築学会関東支部研究発表会 若手優秀研究報告賞		2015.03	野田満、後藤春彦、 山崎義人
受賞	日本建築学会農村計画委員会 学術講演若手優秀発表		2014.02	野田満、後藤春彦
受賞	都市計画学会都市計画ポスターセッション 優秀ポスター賞		2012.05	谷口綾子、佐藤宏亮、 野田満、ほか多数

謝辞

本論文は早稲田大学大学院において後藤春彦教授の下で進めてきた研究をとりまとめたものです。後藤教授には、まず他大学から早稲田大学の博士課程を志した自分を快く迎えて下さったことに感謝致します。遅筆な上に始末の悪い学生だったとは思いますが、以降長きにわたり辛抱強く御指導頂いたことも含め、ここに深く感謝の意を申し上げます。

佐藤滋教授、有賀隆教授、山崎義人准教授には本論文の審査を通じ、学位論文への指摘事項のみに留まらない多くのことを教えて頂きました。佐藤教授には、本論文の取りまとめを通して、自分の研究者としての弱みを思い知る契機を幾度にわたって与えて下さったように思います。咀嚼し切るには数年、或いは一生かかるのかもしれませんが、それらを受け止め、打ち克てるよう、自問自答を続けながら邁進していきたく思います。有賀教授には、分野や時代を横断する幅広い視野の重要性を示して頂きました。ひとつの物差しでは決して計り得ない社会というものに対し、自分が産み落とした論文がどう生きるのか、どう生かされるのかということは、研究者として常に心に据え置くべきことであると感じています。そして山崎准教授には、事例分析の各章にあたる査読論文の指導から学位論文の審査、研究者としての生き方に至るまで、あらゆる面において御教授頂きました。これから同じ領域に生きる研究者として少しでも御力になれる様、また成長した姿で同じ土俵に立てる様、精進していきたく思います。皆様に心から感謝致します。

本論文は中山間地域でのフィールドワークを中心に進めてきました。冒頭で述べた「田園回帰」「向村離都」といった動きがみられる中山間地域ですが、そこが決して写真や広告でみるままのユートピアではないこともまた事実です。現場に生きる住民の方々、流動する外部人材の方々から、調査を通じて中山間地域に生きる楽しさや厳しさ、或いは覚悟や哲学のような、様々なものを学ばさせて頂きました。とりわけNPO 法人地球緑化センターの金井久美子氏には様々な機会を頂き議論させて頂きました。現場で重ねた皆様との対話のひとつひとつが、こうして本論文を形づくると共に、論文に表現し切れないものも含めて自分の礎石となっています。厚く御礼申し上げます。

自分が所属してきた地マネゼミの方々にも感謝致します。本論文はとりわけ、金子奈津氏による御協力が大きいです。紆余曲折ありながらも、その主題に「地域マネジメント」というゼミの名を冠した本論文を書き上げることができたのは、卒論生や修論生との議論から諸々を感じ、学び、発し、共有してきたことの証に他なりません。紙面の都合上全ての後輩達の名前を挙げることは叶いませんが、本論文ならびにこれからの研究者としての自分の姿を以て御礼とさせて頂き下さい。本当にありがとうございます。

最後に、博士課程という最高のモラトリアムを与え、支えて続けてくれた母に、そして研究の楽しさを最初に教えて下さった福井大学の川上洋司教授に心から感謝致します。

2016年2月

野田 浩

